



中央区基本計画
2023



中央区基本計画
2023

中央区基本計画
2023



中央区





「中央区基本計画2023」の 策定にあたって



中央区長
山本 恭人

新型コロナとの闘いも3年が経過し、この間デジタル化の進展や働き方に対する意識、気候変動への取組など社会情勢は大きく変化しました。本区の将来を形づくる築地や日本橋などの都市基盤整備も本格化し、将来のまちの輪郭が見え始めています。

これらの変化を踏まえ、今後10年間の区の基本的な方向性を示す「基本計画2023」をこのたび取りまとめました。この基本計画は、誰もがいきいきと暮らし、働き、集うことのできる未来に向けた区政の新たな羅針盤ともいえる計画です。政策横断的に取り組む4つのリーディングプロジェクトとして、脱炭素の推進、水とみどりに囲まれたウォークアブルなまち、コミュニティ形成や経済活性化・文化振興に向けた各施策を展開し、まちもひとつつながる中央区を実現していきます。

この1月に過去最多となる人口17万4074人を記録し、力強いペースで人口増加が続く本区は、令和9年に20万都市となる新たなステージを迎えます。これまで積み重ねてきた本区の歴史と伝統を軸に、区の総力を挙げて新たな基本計画を着実に実行してまいります。

令和5(2023)年3月

目次

第1章 計画の基本的考え方	1
1 計画の目的と性格	2
2 計画の期間	3
3 計画の位置付けと役割	4
4 計画の進行管理	5
第2章 中央区の現状	7
1 中央区の概要	8
2 中央区を取り巻く社会状況等の変化	12
第3章 中央区の目指す方向	21
1 中央区の将来像と基本的な方向性	22
2 将来像の実現に向けた2つの戦略	23
3 3つのまちづくりの視点と9つの基本政策	24
第4章 10年後の中央区のイメージ	25
第5章 リーディングプロジェクト	33
1 リーディングプロジェクトとは	34
2 各プロジェクトの詳細	35
第6章 計画の体系	53
第7章 9つの基本政策	59
基本政策1 すべての人々が健康で安心して暮らせるまち	61
1-1 ライフステージに応じた健康づくり	62
1-2 健康危機管理対策の推進	68
基本政策2 誰もがいきいきと笑顔で暮らせるまち	73
2-1 子どもが健やかに育つ地域づくり	74
2-2 障害者が地域で自立し、充実した生活を送ることができる環境づくり	80
2-3 高齢者が住み慣れたまちでいきいきと暮らし続ける環境づくり	86
基本政策3 互いに尊重しあって心豊かに暮らせるまち	93
3-1 多様性を認め合う社会の構築	94
3-2 すべての人の尊厳が守られる社会の推進	98

基本政策4 災害・犯罪に強くいつまでも住み続けられるまち	103
4-1 地域ぐるみの防災力・防犯力の向上	104
4-2 安心して住み続けられる住宅・住環境づくり	112
基本政策5 水とみどりあふれる豊かな環境を未来へつなぐまち	117
5-1 水とみどりにつまれたやすらぎのある空間づくり	118
5-2 地球にやさしく美しいまちづくり	124
5-3 循環型社会づくりの推進	130
〈コラム〉水辺の活用について	134
基本政策6 魅力ある都市機能と地域の文化を世界に発信するまち	135
6-1 都心にふさわしい基盤整備	136
6-2 地域文化をいかし未来を実現するまちづくり	142
〈コラム〉築地市場跡地の再開発	147
基本政策7 多彩な産業が地域に活力を与え、多様な人が集いにぎわうまち	149
7-1 特色ある商業活力が融合し、かがやきを放つ都心商業の形成	150
7-2 時代の変化に対応し、最先端の都市型産業として進化する環境づくり	154
7-3 まちのいとなみを楽しむ「都市観光」の推進	158
基本政策8 豊かな学びにあふれ健やかな体を育むまち	163
8-1 子どもたちの可能性が開花する教育の推進	164
8-2 希望に満ち、次代を担う子どもの育成	170
8-3 生涯にわたり学ぶ喜びを分かち合える学習活動の推進	174
8-4 スポーツの楽しさが広がる環境づくり	178
〈コラム〉中央区の未来につなぐ東京2020大会レガシー	182
基本政策9 人々のつながりが広がる文化の香りと平和に包まれたまち	183
9-1 さまざまな絆が生み出す「地域力」の向上	184
9-2 豊かな心を育む文化活動の振興	188
9-3 国や地域を越えた交流が深まり多様な価値観が共生するまちづくり	192
第8章 計画推進のための区政運営の考え方	195
施策推進の基盤となる安定した行財政運営	196
〈コラム〉未来を支える若者との意見交換を実施	201
参考資料	203
中央区基本構想	204
5つの宣言	214

計画の基本的考え方

1 計画の目的と性格

2 計画の期間

3 計画の位置付けと役割

4 計画の進行管理

1 計画の目的と性格

(1) 策定の趣旨と目的

本区は、平成29(2017)年6月に中央区基本構想(以下、「基本構想」という。)を策定し、平成30(2018)年2月には中央区基本計画2018(以下、「前計画」という。)を取りまとめ、基本構想に掲げる将来像「輝く未来へ橋をかける ―― 人が集まる粋なまち」の実現に向けた総合的な取組を展開してきました。

平成9(1997)年に71,806人まで減少した本区の人口は、住環境の整備をはじめとした人口回復策により増加に転じて以降、子育て世代を中心に力強いペースで増加しており、令和5(2023)年1月には174,074人となり70年ぶりに過去最多を更新しています。今後も人口増は続き、令和9(2027)年には20万人を超える見通しとなっており、さらなる行政需要の増大が見込まれています。

一方で、前計画策定以降、社会経済状況は大きく変化しています。新型コロナウイルス感染症の流行とそれに伴う生活様式の変容をはじめ、デジタル化の加速度的な進展や気候変動に関する世界的な動きなど、前計画策定時の想定を超えるこれらの変化は、区民一人一人の生活にも大きな影響を及ぼしています。また、区内では、都市再生に向けた動きも活発化しており、築地市場跡地開発や晴海のまちづくりなどの都市基盤整備がより具体的な段階へと進み、将来のまちの輪郭が見えはじめています。

このように、社会や区を取り巻く環境が大きく変化していく中においても、良質な行政サービスを提供し、誰もが住み続けたい、働きたい、訪れたいと思われるまちであり続けるためには、変化に即応しながら、中長期的な視点に立って柔軟に施策を見直していく必要があります。そこで今回、社会情勢等の変化を踏まえ、基本構想に掲げる将来像の実現に向けた取組を総合的かつ計画的に展開するべく、令和5(2023)年度を計画の初年度として、今後10年間を見据えた具体的な施策や取組内容を示す新たな基本計画2023(以下、「基本計画」という。)を策定しました。

(2) 計画の性格

基本計画は、基本構想を実現する長期総合計画として、次のような性格を持っています。

- ① 重点的・効率的な区政運営の指針であるとともに、各個別分野の計画の基本となるものです。
- ② 区と区民等とのパートナーシップに基づくまちづくりや、国や東京都をはじめ関係機関・団体が中央区に関わる事業を進める際の区の基本的な方向性を示すものです。

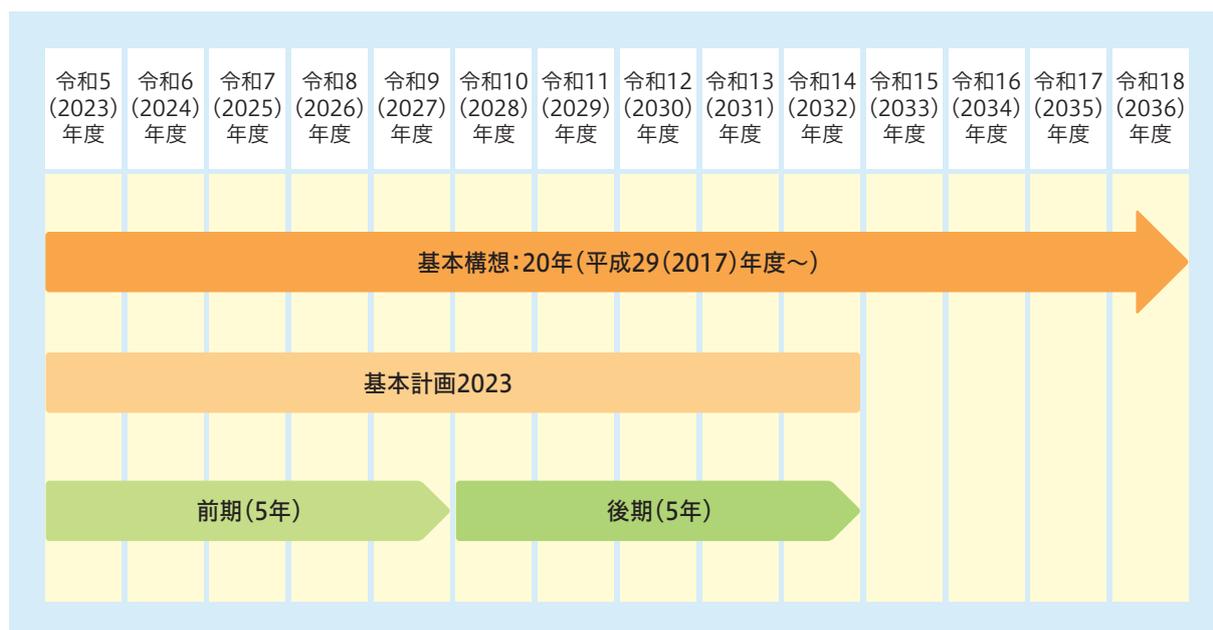
本計画は、令和2(2020)年3月に策定した「中央区まち・ひと・しごと創生総合戦略」に代えて、「まち・ひと・しごと創生法(平成26(2014)年法律第136号)」に基づく地方版総合戦略として位置付けます。

2 計画の期間

基本計画の計画期間は、令和5(2023)年度から令和14(2032)年度までの10年間とし、令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5カ年を「前期」、令和10(2028)年度から令和14(2032)年度までの5カ年を「後期」とします。

ただし、計画期間中に社会経済情勢の変化や行財政制度の変更が生じた場合など、必要に応じて見直しを行うものとします。

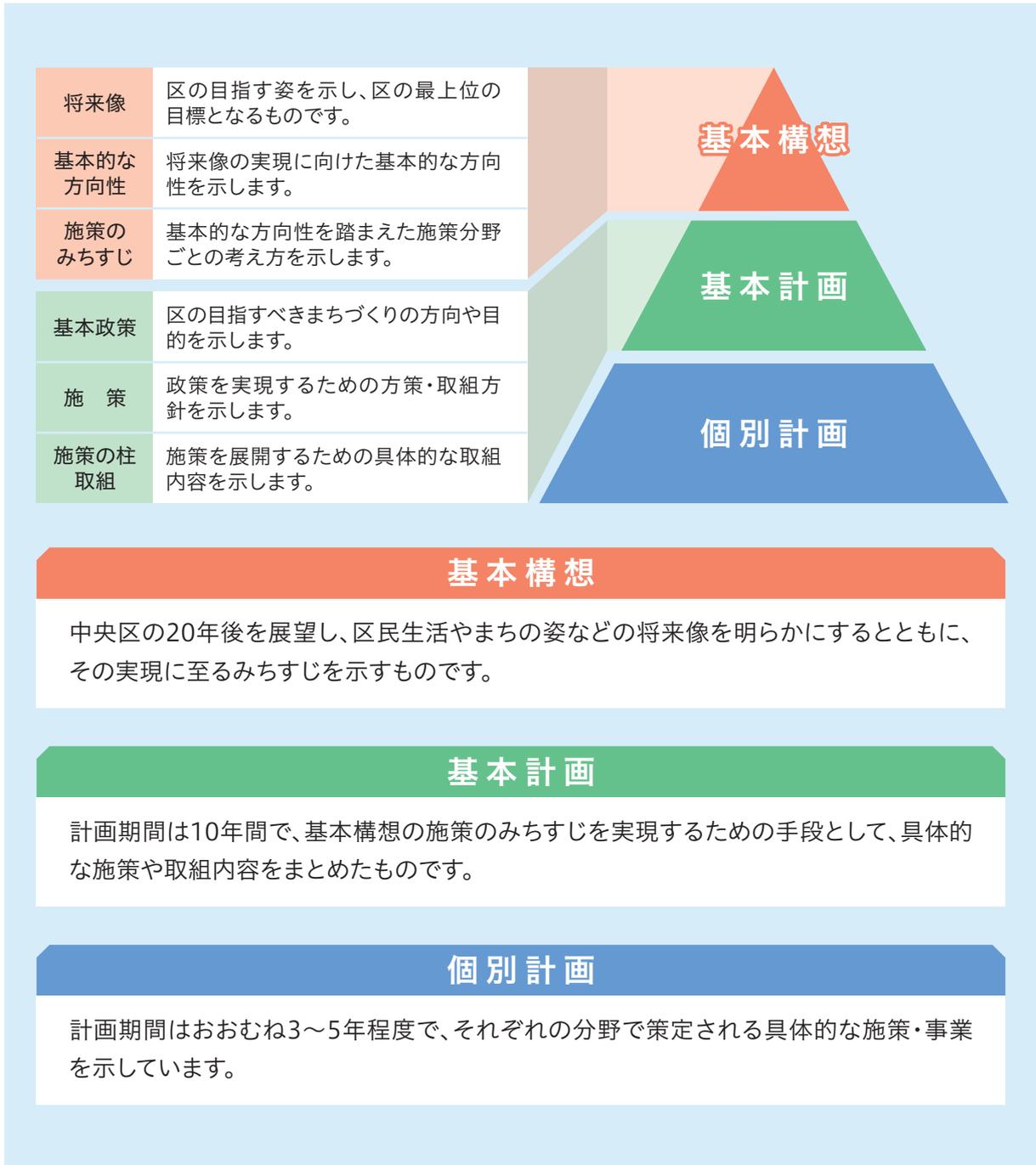
■図表:計画の期間



3 計画の位置付けと役割

基本構想に掲げる将来像を実現するための「手段」として、基本計画を下図のように位置付けます。

■図表：基本構想等の位置付けや役割



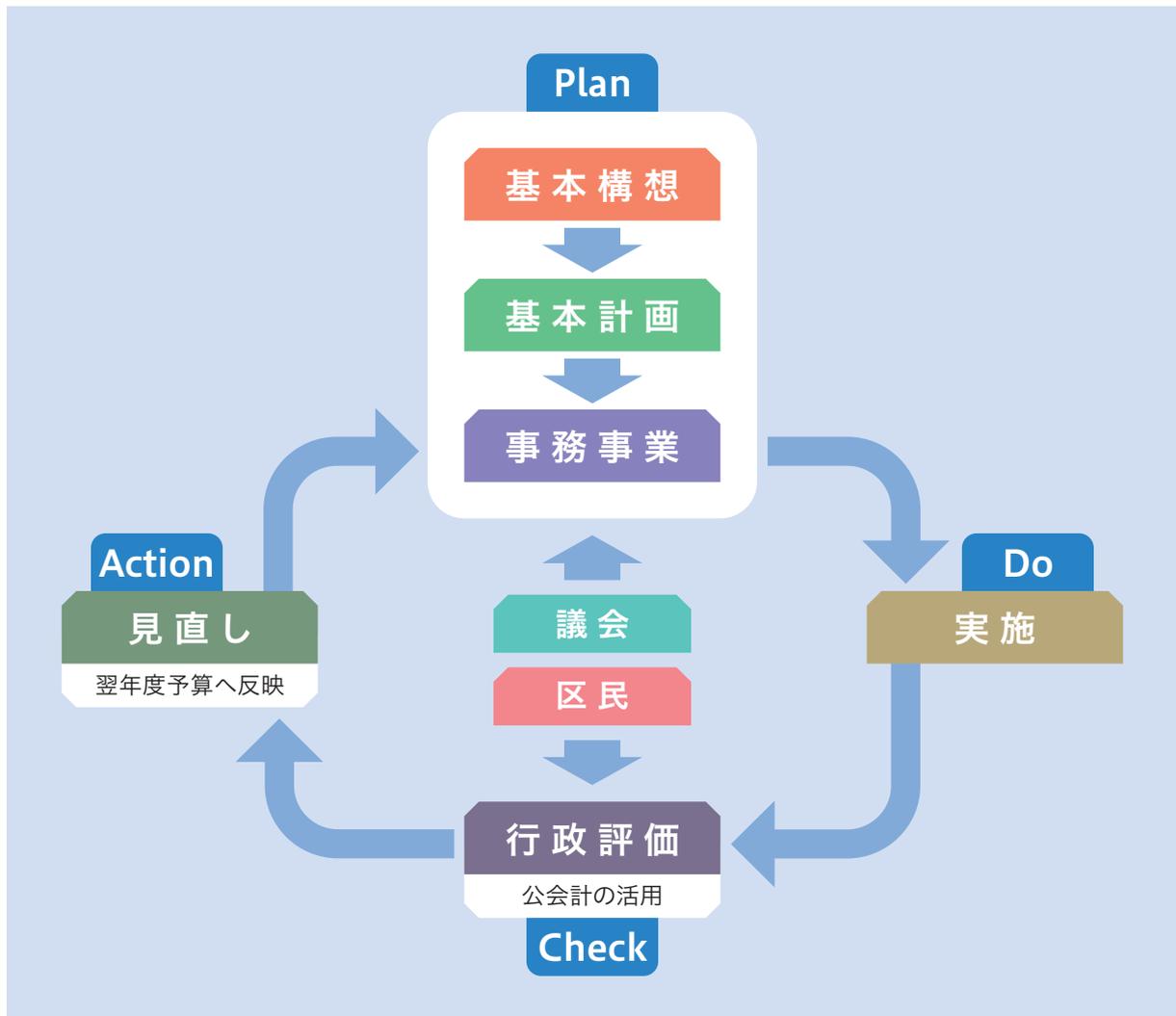
4 計画の進行管理

基本構想で掲げた本区の将来像である「輝く未来へ橋をかける ―― 人が集まる粋なまち」の実現のためには、基本計画の各施策を着実に推進していく必要があります。

本区では、事業の適切な進行を図り、成果を重視した質の高い区政運営を実現するとともに、区民に対する説明責任を果たしていくために、行政評価制度を運用し、区政のマネジメントにいかしています。令和元(2019)年度からは、行政評価制度にフルコスト情報を組み入れて費用対効果の分析を行うとともに、評価単位と予算の大事業を連動させることにより、評価結果を翌年度予算へ反映させています。

基本計画の進行管理にあたっては、効果的・効率的な区政運営を行うための行政評価制度を引き続き活用し、施策の達成状況や課題把握を行いながら計画を着実に推進することで、本区の将来像実現につなげていきます。

■図表:中央区PDCAサイクルのイメージ



中央区の現状

1 中央区の概要

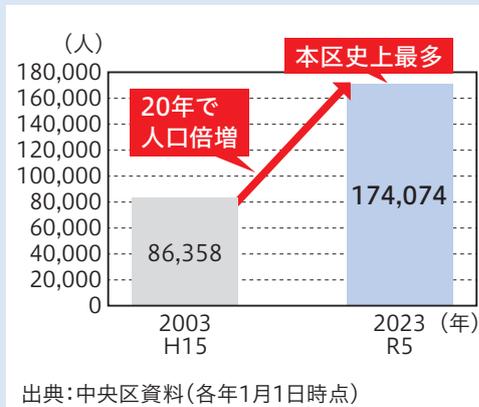
2 中央区を取り巻く社会状況等の変化

1 中央区の概要

(1) 数字で見る中央区

<p>人口増加率 (2015年 → 2020年)</p> <p>19.8% 23区 1位 (23区平均6.1%)</p> <p>出典:国勢調査(令和2(2020)年)</p>	<p>合計特殊出生率 (2021年)</p> <p>1.37 23区 1位 (23区平均1.09)</p> <p>出典:人口動態統計年報(確定数)(令和4(2022)年・東京都)</p>	<p>生産年齢人口比率 (15~64歳)</p> <p>71.4% 23区 1位 (23区平均67.2%)</p> <p>出典:23区の人口と世帯(令和4(2022)年・公益財団法人特別区協議会)</p>	
<p>共同住宅居住率</p> <p>94.2% 23区 1位 (23区平均77.8%)</p> <p>出典:国勢調査(令和2(2020)年)</p>	<p>事業所数(民営) (卸売業・小売業)</p> <p>8,864事業所 23区 1位 (23区平均4,799事業所)</p> <p>出典:経済センサス(令和3(2021)年・速報値)</p>	<p>再開発事業 (事業中・予定地区)</p> <p>13件 23区 1位 (23区平均2.8件)</p> <p>出典:市街地再開発事業地区一覧(令和3(2021)年10月31日時点・東京都)</p>	<p>水面率</p> <p>16.5% 23区 1位 (23区平均4.8%)</p> <p>出典:東京都区部東京の土地利用(平成28(2016)年・東京都)</p>

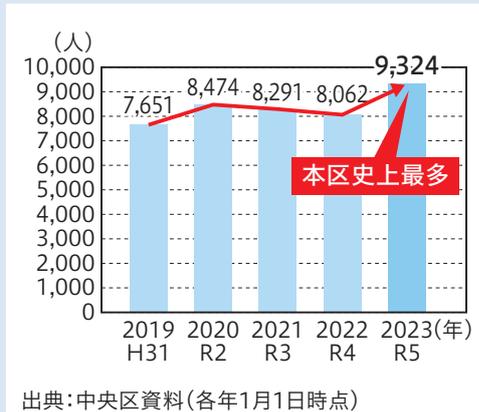
● 人口



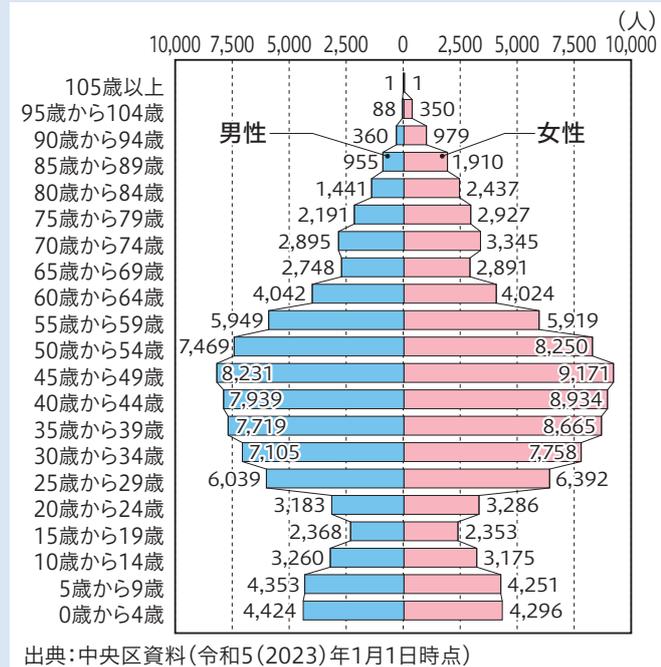
● 昼間人口(昼夜間人口比)



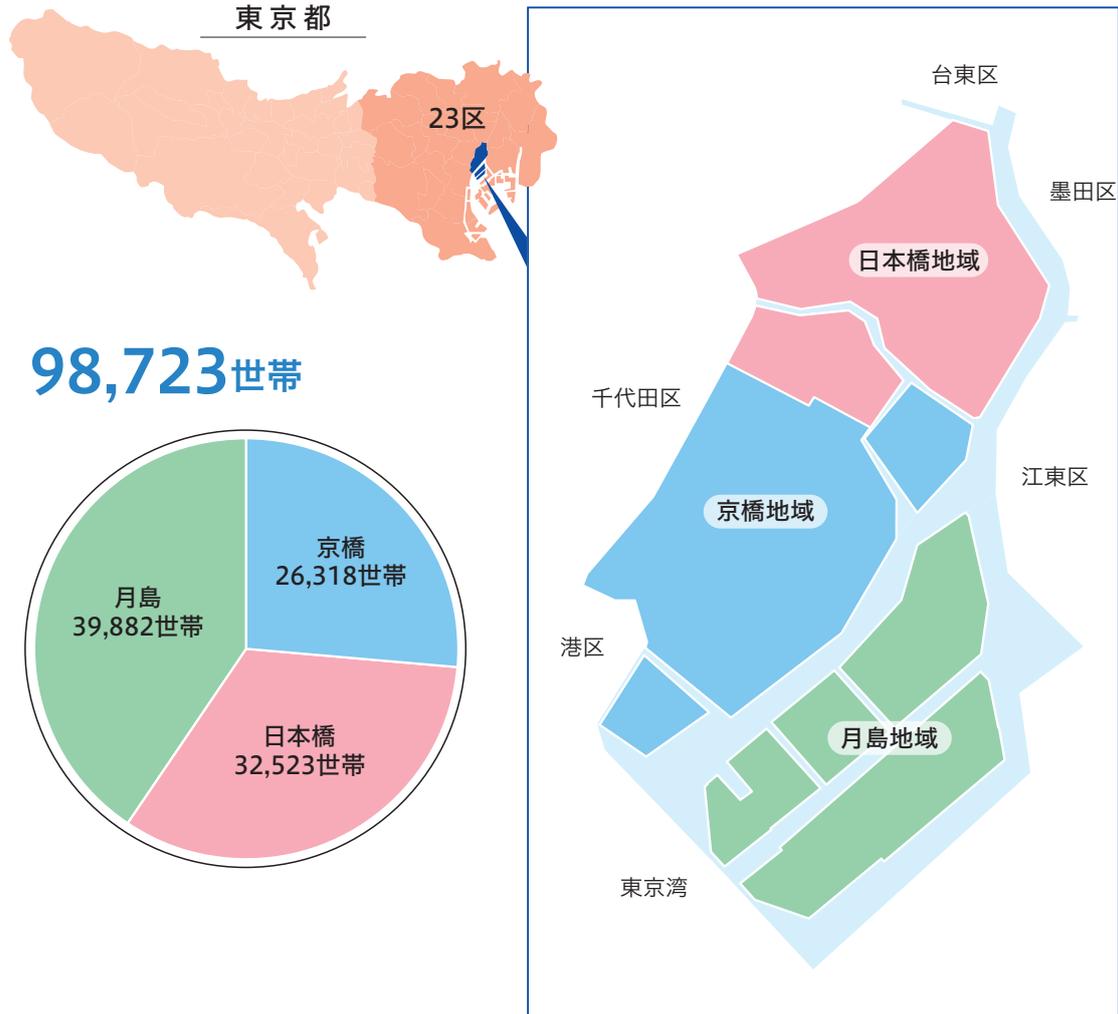
● 外国人人口



● 年代別人口構成

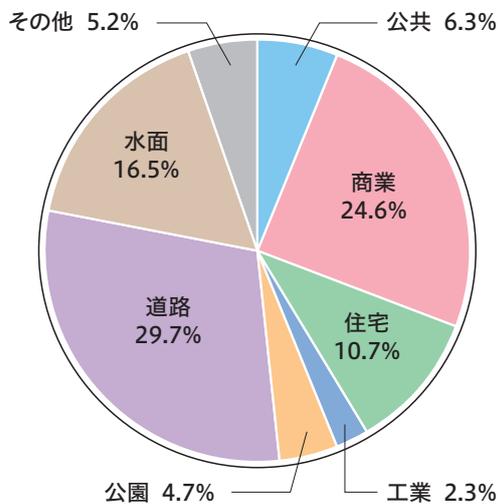


● 世帯数と地域区分



出典：中央区資料(令和5(2023)年1月1日時点)

● 土地利用の状況



出典：東京都区部東京の土地利用(平成28(2016)年・東京都)

● 事業所数(民営)

33,296事業所
23区 **3位**

● 宿泊業・飲食サービス業
4,362事業所
23区 **3位**

● 金融業・保険業
1,293事業所
23区 **3位**

出典：経済センサス(令和3(2021)年・速報値)

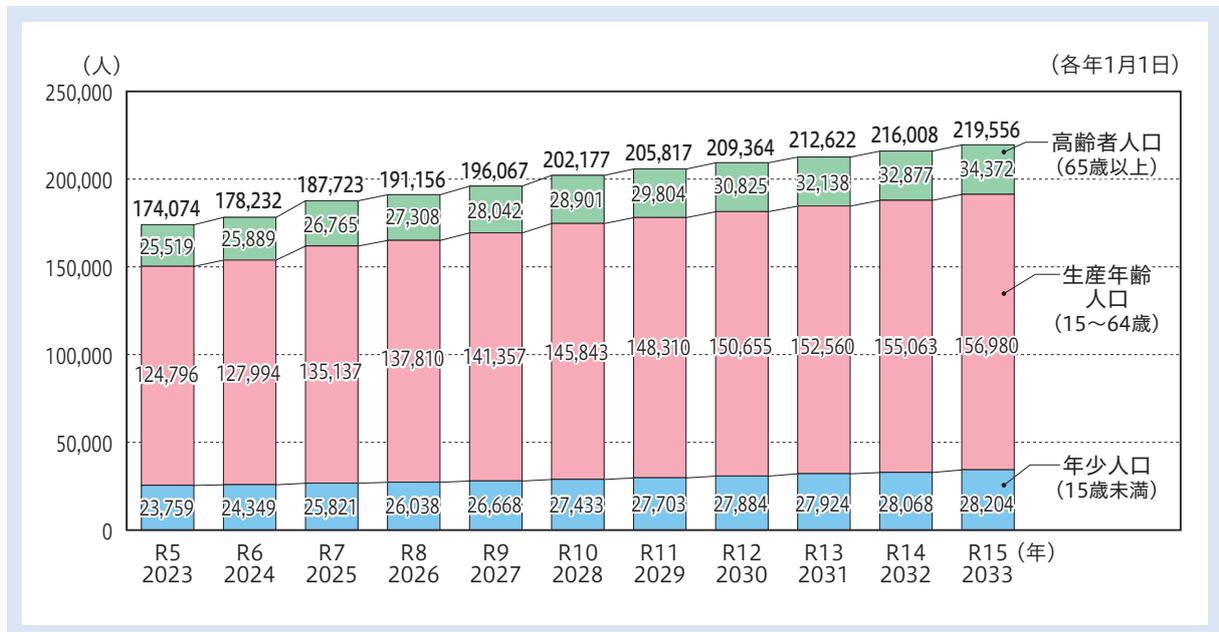
(2) 本区の将来人口

①人口推計

令和5(2023)年1月1日を基準日とした住民基本台帳人口を基に、令和6(2024)年から令和15(2033)年までの10年間の人口を推計しました。推計にあたっては、コーホート要因法*の考え方をベースとして、自然増減、社会増減、新規住宅開発の状況などの人口変動要素を取り入れています。

推計結果によると、今後も当面人口増加が続き、令和9(2027)年内に20万人を突破し、令和15(2033)年には219,556人に達すると想定しています。なお、地域別では、今後も新規の住宅開発が進む月島地域の人口がさらに増加していくと見込んでいます。

■図表:総人口推計



■図表:今後10年間の中央区人口

(各年1月1日、単位:人)

年	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033
中央区人口	174,074	178,232	187,723	191,156	196,067	202,177	205,817	209,364	212,622	216,008	219,556

■図表:今後10年間の地域別人口

(各年1月1日、単位:人)

地域	年	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033
京橋	人口	42,347	42,740	42,389	42,942	43,280	43,441	43,981	44,589	45,308	46,062	46,842
	構成比	24.3%	24.0%	22.6%	22.5%	22.1%	21.5%	21.4%	21.3%	21.3%	21.3%	21.3%
日本橋	人口	53,615	55,111	55,601	56,947	57,806	58,410	59,613	60,920	62,319	63,791	65,359
	構成比	30.8%	30.9%	29.6%	29.8%	29.5%	28.9%	29.0%	29.1%	29.3%	29.5%	29.8%
月島	人口	78,112	80,381	89,733	91,267	94,981	100,327	102,223	103,855	104,995	106,155	107,355
	構成比	44.9%	45.1%	47.8%	47.7%	48.4%	49.6%	49.7%	49.6%	49.4%	49.1%	48.9%

* コーホート要因法:年齢別人口の加齢に伴って生じる年々の変化をその要因(死亡、出生及び人口移動)ごとに計算して将来の人口を求める方法

②年齢区分別人口・0歳児数

年齢別では、生産年齢人口の割合が全年齢別の70%以上を占めており、10年後の令和15(2033)年においても割合はほぼ変わらないものの、人口は32,184人増の156,980人になると推計しています。特に30歳代・40歳代を中心とした子育て世代の人口が多く、0歳児の数は令和6(2024)年中には2,000人を超え、10年後の令和15(2033)年には、2,375人になると想定しています。

また、本区の高齢化率は、令和5(2023)年の14.7%から令和7(2025)年に14.3%まで下がるものの、令和15(2033)年には15.7%まで上昇し、高齢者人口も、令和5(2023)年の25,519人から令和15(2033)年には34,372人へと大きく増加する見通しです。

■図表:今後10年間の年齢区分別人口

(各年1月1日、単位:人)

年齢区分		年	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033
年少人口 (15歳未満)	人口		23,759	24,349	25,821	26,038	26,668	27,433	27,703	27,884	27,924	28,068	28,204
	構成比		13.6%	13.7%	13.8%	13.6%	13.6%	13.6%	13.5%	13.3%	13.1%	13.0%	12.8%
生産年齢人口 (15~64歳)	人口		124,796	127,994	135,137	137,810	141,357	145,843	148,310	150,655	152,560	155,063	156,980
	構成比		71.7%	71.8%	72.0%	72.1%	72.1%	72.1%	72.1%	72.0%	71.8%	71.8%	71.5%
高齢者人口 (65歳以上)	人口		25,519	25,889	26,765	27,308	28,042	28,901	29,804	30,825	32,138	32,877	34,372
	構成比		14.7%	14.5%	14.3%	14.3%	14.3%	14.3%	14.5%	14.7%	15.1%	15.2%	15.7%

■図表:今後10年間の0歳児数

(各年1月1日、単位:人)

地域		年	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033
中央区0歳児数			1,768	1,911	2,236	1,929	2,173	2,259	2,179	2,259	2,281	2,330	2,375
京橋			419	407	387	399	400	396	406	411	420	431	443
日本橋			538	601	587	617	594	593	620	624	637	655	678
月島			811	903	1,262	913	1,179	1,271	1,154	1,225	1,224	1,244	1,254

- 各表の地域別ならびに年齢区分別人口は小数点第1位を四捨五入しているため、各表表示上は、区全体の合計値と一致しない場合があります。
- 各表の構成比は小数点第2位を四捨五入しているため、合計数値は100%とならない場合があります。

2 中央区を取り巻く社会状況等の変化

令和2(2020)年1月に国内で初めて新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認されて以降、東京においても4度にわたり緊急事態宣言が発出されるなど、日常生活のあらゆる場面で深刻な影響が生じ、社会・経済活動も長く停滞しました。

東京2020大会をはじめ、規模の大小を問わず多くのイベントが中止や延期となっただけでなく、学校・保育園等では一斉臨時休業・登園自粛も行われるなど、幅広い分野に大きな影響がありました。また、高齢者施設、障害者施設等での集団感染や感染者増加に伴う病床ひっ迫は、医療崩壊への深刻な懸念を生じさせました。

国内での外出自粛・移動制限に加え、度重なる入国制限により平成30(2018)年まで8年連続で過去最高を更新してきたインバウンドも大きく減少しました。飲食業、小売業、宿泊業などの第三次産業中心の本区経済にとって来街者の減少は特に深刻な影響を及ぼしており、人流が戻りつつある現在においても、地域経済はまだまだ回復途上にあります。

コロナ禍に開催された東京2020大会では、年齢、国籍、性自認や性的指向、障害の有無等にかかわらず、誰もが互いに認め合う「多様性と調和」が主要なテーマとして掲げられました。ジェンダー平等やインクルーシブ教育への理解も広がりを見せつつあり、本区においても大会レガシーである多様性を尊重した社会づくりに向けた取組が求められています。

また、社会のデジタル化もコロナ禍を契機に大きく進展しました。オンラインでのコミュニケーションが日常的に行われ、キャッシュレス決済やネットショッピング、宅配サービスの利用も急拡大しています。学校や職場でも、非対面環境への対応に向けデジタルデバイス・デジタルツールの導入や活用が進み、テレワークやWEB会議、オンラインを活用した授業などが定着しています。

こうした状況の中、国も、コロナ禍からの社会・経済復興に向けて、「経済財政運営と改革の基本方針2022(骨太の方針)」(令和4(2022)年6月閣議決定)において、スタートアップ(新規創業)への投資、DX(デジタル・トランスフォーメーション)への投資などさまざまな方針を打ち出しており、ポストコロナを見据えた取組が加速しています。

(1) 子ども・高齢者・障害者を取り巻く環境の変化

全国的に少子化が進行する中、児童虐待や小・中学校における不登校の発生率は過去最高を記録するなど、子どもを取り巻く状況が深刻化しています。こうした中、政府は令和5(2023)年4月にこども家庭庁の設置を予定するなど、「こどもまんなか社会」の実現に向けた方向性を打ち出しています。

行政の果たすべき役割として、子どもや家庭が抱えるさまざまな課題を、子ども目線で捉え直し、制度や組織の垣根を越えて包括的に支援していくことが求められています。

学校教育の現場では、令和元(2019)年12月に文部科学省が発表したGIGAスクール構想*の前倒しにより、児童・生徒1人1台のタブレット端末配備と高速通信ネットワークの整備が始まったほか、令和3(2021)年には、公立小学校の1学級当たりの上限を35人とする公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和33(1958)年法律第116号)の改正が行われました。こうした状況に加え、本区においては急激な人口増加に伴い児童・生徒数が増加しており、教室の不足による改修など必要な学校施設への対応が求められていることから、学校インフラの着実な整備が重要です。

待機児童対策としては、全国的に保育所整備が進み待機児童は減少傾向にあり、本区においても令和4(2022)年4月に待機児童ゼロを達成しました。一方、近年の急激な児童人口の増加に伴い学童クラブのニーズが増大しており、児童が放課後などを安全・安心に過ごすことができる居場所づくりが喫緊の課題となっています。

子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするために、子どもや保護者の視点に立ち、区と関係する機関や団体が密接にネットワークを形成し、支援に取り組んでいく必要があります。

一方、わが国では、諸外国に例を見ないスピードで高齢化が進行しており、団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年以降は、医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれています。認知症高齢者のさらなる増加も想定され、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護などが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組が、各自治体で進められています。

本区においては、高齢化率が国や東京都の水準を下回っているものの、近年の人口増加に伴い高齢者数の増加が続くことが想定されます。地域のさまざまな担い手や関係機関との連携のもと、健康寿命の延伸に向けた取組や、「共生」と「予防」を両輪とした認知症施策等を積極的に展開しながら、中央区スタイルの「地域包括ケアシステム」をさらに深化させ、「健康づくり(介護予防)」「生活支援」「認知症ケア」「医療」「介護」「住まい」の6つの視点からそれぞれの施策を実施していく必要があります。

こうした地域包括ケアシステムの考え方は、制度や分野を超えた共通の考え方として普遍化する動きが進んでいます。

* **GIGAスクール構想**: Global and Innovation Gateway for Allの略称。令和元(2019)年12月に文部科学省が発表。児童・生徒に1人1台のPCと、全国の学校に高速大容量の通信ネットワークを整備し、多様な子どもたちに最適化された創造性を育む教育を実現する。

令和元(2019)年度中央区障害者(児)実態調査では、今後の暮らし方について、多くの障害者が「家族と一緒に暮らしたい」と希望していることから、住み慣れた地域で一人一人のニーズに応じた適切な支援が受けられるよう、日常生活や社会生活を支えるサービスや相談支援体制の充実を図るとともに、サービスの充実にあたっては、質の確保・向上を図っていく必要があります。また、自身の高齢化や親が亡くなった後の生活に対する不安を抱える方も多くいます。

さまざまな課題を抱える障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、「地域共生社会」の実現に向け、居住支援機能を兼ね備えた地域生活支援拠点等の充実や地域包括ケアシステムの構築など、関係機関や障害福祉サービス事業者等との連携を一層強化し、障害の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた適切な支援を行っていく必要があります。

(2) 脱炭素・気候変動

気候変動問題は、世界中すべての人々や生態系に深刻な影響を与える「気候危機」ともいわれています。日本国内でも、記録的な豪雨や猛暑など気象災害が頻発し、生活や社会経済に甚大な影響を及ぼしており、この「気候危機」に対して、国を挙げた実効性のある対策が急務となっています。

こうした中、平成27(2015)年12月「第21回国連気候変動枠組条約締約国会議(COP21)」におけるパリ協定の採択以降、世界的に気候変動問題への取組が加速しています。我が国においても、令和2(2020)年10月に「2050年カーボンニュートラル」が宣言され、ESG投資*等の金融戦略、再生可能エネルギーの普及拡大、大量生産・大量消費型の経済社会活動の見直しに向けた政策等、各種対策が具体化しています。本区では、令和3(2021)年3月に「ゼロカーボンシティ中央区宣言」を行い、家庭や事業所における省エネルギー化や3R運動等に取り組みながら、自治体における脱炭素社会の実現に向けた取組を率先して行っていくこととしています。

気候変動問題を解決するためには、日常生活から企業活動に至るまで、社会経済のあらゆる場面における1つ1つの取組が重要となります。単に環境政策にとどまらず、科学技術、産業、金融、防災等、幅広い視点から、区民、事業者、自治体等それぞれの主体が関わり、分野横断的に対応していくことが求められています。

(3) DX(デジタル・トランスフォーメーション)

デジタル技術の活用は、生活のさまざまな分野での変革を急速に促しています。企業におけるテレ

* ESG投資: 環境(Environment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance)の頭文字。自社の利益だけでなく、環境や社会全体の利益も考えて経営を行っている企業に対して行う投資のこと

ワーク導入率は、令和3(2021)年8月末時点で51.9%と、令和元(2019)年の20.2%から大きく増加^{※1}しており、働き方に大きな変化をもたらしました。また、オンラインを活用した教育を受けた小・中学生が23区で69.2%^{※1}となり、令和6(2024)年からは学習者用デジタル教科書の一部導入が予定されているなど、新たな学びのスタイルも着実に浸透してきています。

健康管理や医療分野においても、データヘルス改革に関する閣議決定(令和2(2020)年7月)に基づき、PHR(Personal Health Record)を活用した医療・介護分野におけるデータ利活用やオンライン化を加速する取組が進められています。

加えて、デジタル技術を活用した組織全体の効率化・サービスの拡充等を進めるための変革であるDX(デジタル・トランスフォーメーション)に取り組む企業が増加しており、特に23区に本社がある企業5,222社のうち、令和2(2020)年度までにDXに取り組んでいる企業が37.2%^{※2}に達しているなど、23区にはDXに積極的な企業が集積しています。

自治体におけるDXも、自治体DX推進計画(令和2(2020)年12月総務省公表)の中で、業務システムの標準化やオンライン申請の拡大など、デジタル技術を活用した行政サービスの拡充が示されています。本区においては、令和3(2021)年3月に「中央区情報化基本方針」を策定し、キャッシュレス決済の整備・電子決裁の導入・オンライン申請の拡充等のアクションプランを定めており、今後、区民サービスの向上と、より効率的な行政サービスの実現への取組が求められています。

※1 情報通信白書(令和4(2022)年版・総務省)より

※2 デジタル・トランスフォーメーションによる経済へのインパクトに関する調査報告書(令和3(2021)年3月・総務省)より
中核市未満に本社がある企業では11.9%

(4) 区内で進む都市基盤整備

本区では、持続可能な都市基盤を整備するためのさまざまな構想や計画が進展しています。

都心・臨海地下鉄新線は、大幅な人口増加が見込まれる晴海地区を中心とする鉄道不便地域を縮小するとともに、都心や臨海部のアクセス利便性を向上させるなど、東京の持続的な成長をけん引するもので、東京都により設置された「都心部・臨海地域地下鉄構想事業計画検討会」が令和4(2022)年11月に事業計画案を公表するなど、事業化に向けて具体的な検討が進められています。

また、首都高速道路日本橋区間の地下化事業では、周辺のまちづくりと連携して、令和22(2040)年度に名橋「日本橋」上空の高架橋の撤去が完了する予定であり、この地下化事業に伴って、新たな都心環状ルートとなる新京橋連結路(地下)の整備や、都心環状線築地川区間と高速晴海線の計画見直しの方向性が示されました。

こうした中、東京都は、新京橋連結路(地下)の整備により、東京高速道路(KK線)における自動車専用の道路としての役割が大きく低下することを踏まえ、令和3(2021)年3月に策定した「東京高速道路(KK線)再生方針」において、KK線上部空間を歩行者中心の公共的空間として再生・活用することを示し、事業化に向けて関係者との検討・調整を行っていくこととしています。

本区においては、今後進展する東京駅前の地下バスターミナルの整備、日本橋川沿いの魅力的な水辺空間の整備や築地市場跡地の開発などの機会も捉え、さまざまな歩行者ネットワークや水辺環境の活用に関する取組を推進していきます。

このような都市基盤の整備は、都市としての魅力や活力を高める機能の一層の集積や来街者の増加など、本区のさらなる発展に貢献するものであり、東京都をはじめとする関係行政機関や関連事業者などと緊密な連携を図ることで、周辺のまちづくりやにぎわいの醸成なども併せて推進していく必要があります。

①日本橋川沿いのまちづくり

本区では、江戸五街道の起点である名橋「日本橋」を中心として、首都高速道路の移設撤去と日本橋川の再生に向けて、地元、国、東京都や関連開発事業者等と連携し、日本橋川沿いのまちづくりに取り組んできました。

現在は、5つの地区において市街地再開発事業が順次都市計画決定されており、一部事業認可や工事着手などの進展が見られます。また、首都高速道路日本橋区間地下化事業は、令和2(2020)年4月に事業認可され、令和22(2040)年度までの日本橋上空の高架橋撤去に向けた工事が着実に進められています。

今後は、複数の市街地再開発事業や首都高速道路日本橋区間地下化事業等が、連続的かつ長期的に進行していくため、地元をはじめ、国、東京都や関連事業者等と連携し、工事期間中のにぎわい創出を図りつつ、日本橋川の再生と魅力的で一体的な水辺空間の整備を推進していきます。

②築地のまちづくり

築地のまちづくりは、築地市場跡地の開発が生み出す「交流」により、築地の歴史性と、食・文化・自然・医療・情報発信など特色ある地域資源とが調和・連携し、周辺地域と一体的に発展していくこと、都心を支える広域的な交通結節点となる交通基盤等を整備することが重要です。

東京都は、『水と緑に囲まれ、世界中から多様な人々を出迎え、交流により、新しい文化を創造・発信する拠点』をコンセプトに、築地市場跡地における事業の具体的な条件等を示す「築地地区まちづくり事業 事業実施方針」を令和4(2022)年3月に策定、公表しました。その後、同年11月には、「築地地区まちづくり事業 事業者募集要項」を公表し、令和6(2024)年3月頃に事業予定者を

決定することを示しました。

本区としては、今後、東京都をはじめとする関係機関や事業者と、迅速なまちづくりの実現や周辺地域とのつながりに配慮した調和のとれたまちづくりの実現等に向けた調整を行う必要があり、引き続き、築地の活気とにぎわいの継承・発展に資する取組を地元とともに推進していきます。

③晴海地区のまちづくり

大会で使用された晴海の選手村は、住宅や商業施設等への改修および小・中学校や特別出張所等の公共施設の整備が進んでおり、新たなまちに生まれ変わります。5,000戸以上の住宅が整備され、約12,000人もの入居者が見込まれることから、まちびらきに合わせて、マルチモビリティステーションの整備やBRT*の本格運行開始など交通需要の増加への対応が進められています。さらに将来的には、都心・臨海地下鉄新線の事業化も期待されています。

選手村跡地だけでなく、晴海地区全体で「将来、世界をリードする魅力あるまち」の実現に向け、水素エネルギーの活用も含めたさまざまな都市基盤の整備とともに、コミュニティの醸成など住民や関係機関との緊密な連携が求められています。

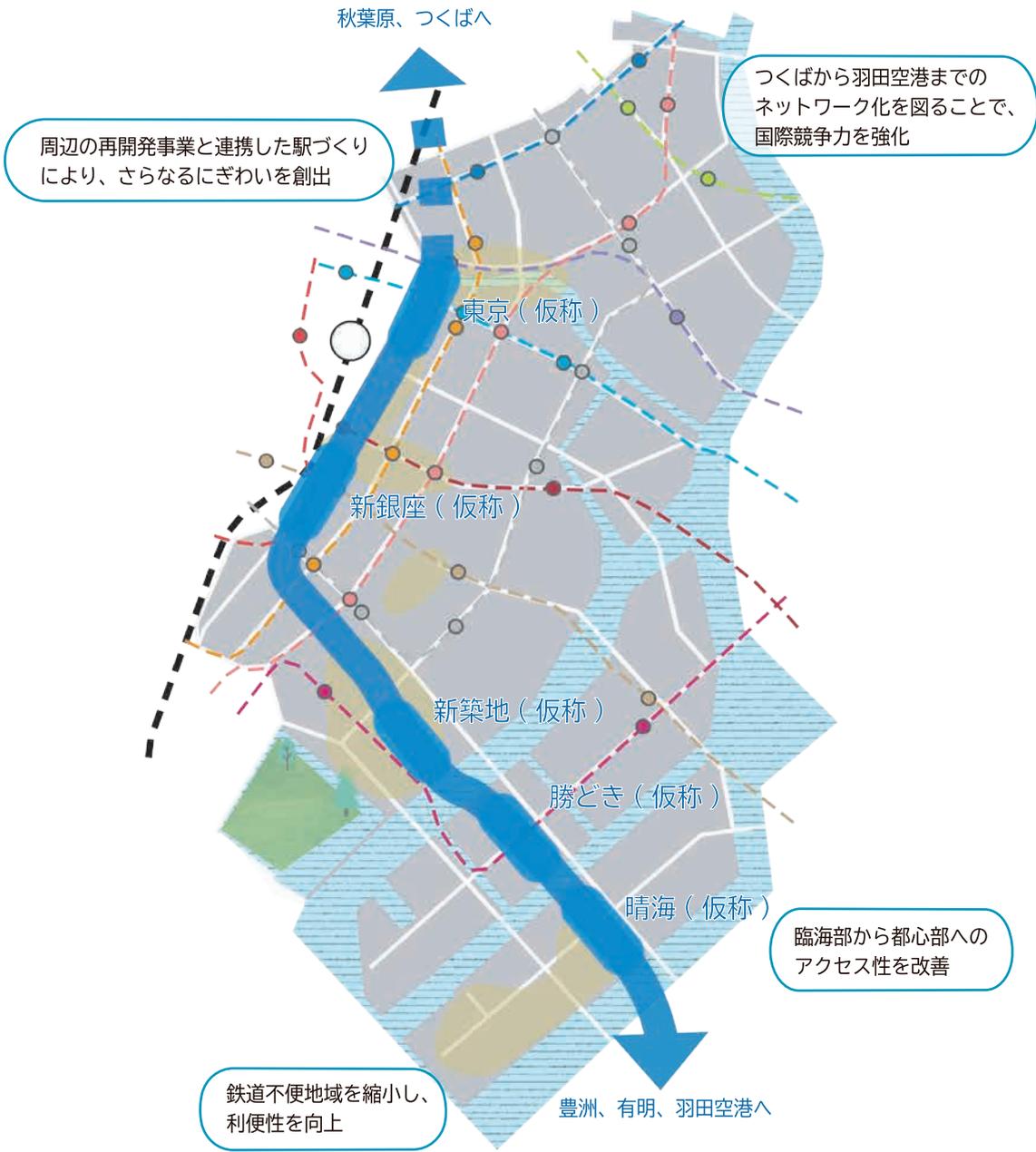
特に、コミュニティの醸成については、これまで住民や町会・自治会、企業などによる主体的な地域活動が行われてきた中で、まちびらきを契機として、各主体が連携した取組をより一層充実するなど、それぞれの関係者がつながることが重要です。

令和5(2023)年10月、地域における自主的な交流を促進するとともに、地域課題を解決するため、温浴プラザ「ほっとプラザはるみ」をリニューアルし、地域住民や地元企業等が連携して行う地域活動の総合的拠点となる「晴海地域交流センター」を開設します。この施設を地域コミュニティの核として、今後の地域活動がさらに活発になることが期待されています。

* BRT: Bus Rapid Transitの略称。連節バス、ICカードシステム、道路改良などにより、軌道系鉄道と比較しても遜色のない機能を有し、かつ柔軟性を兼ね備えたバスをベースとした都市交通システムを指す。

本区を支える都市基盤整備の将来イメージ（新たな地下鉄ネットワーク）

～本区の基幹的な交通基盤として『都心・臨海地下鉄新線』が整備され、東京の持続的な成長をけん引します～

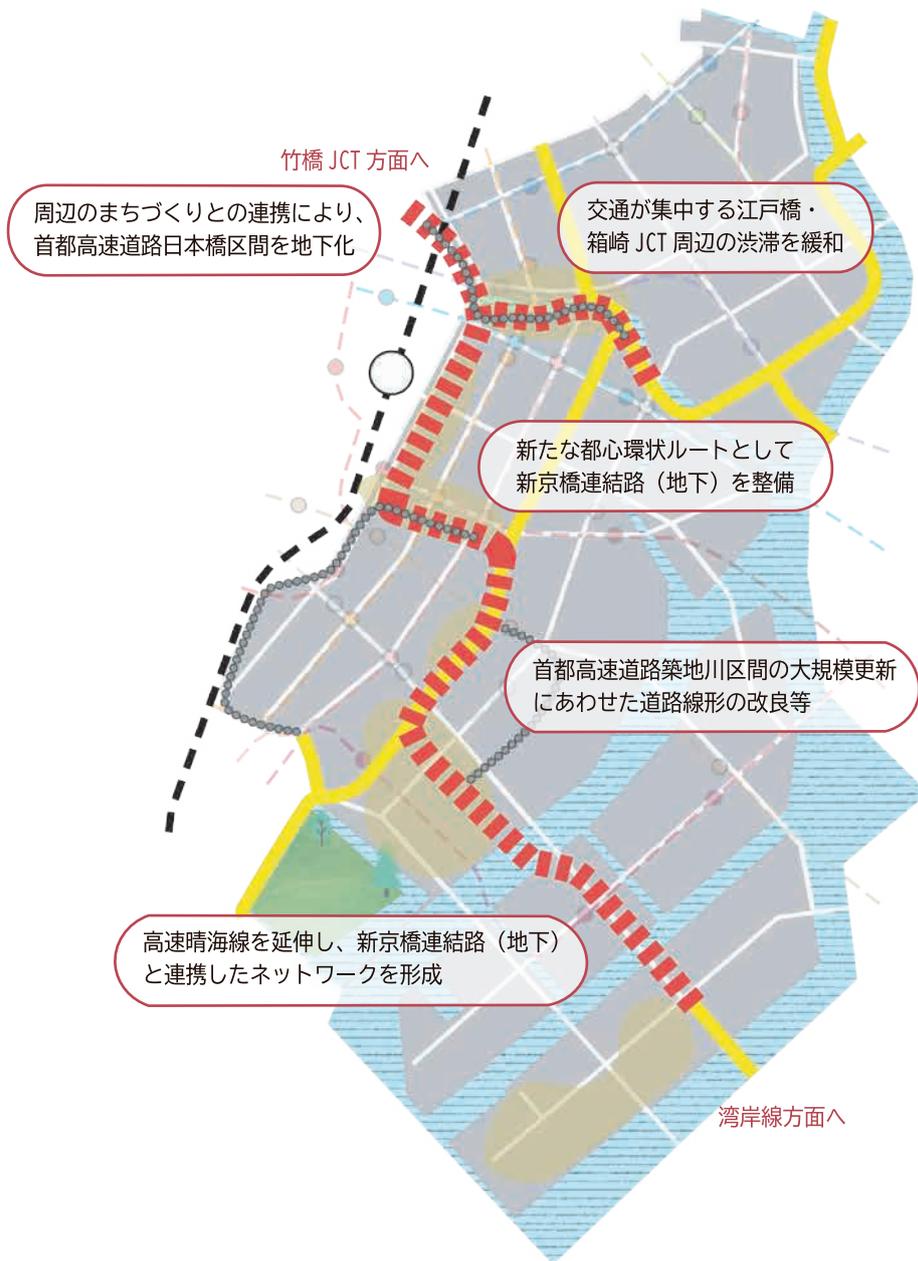


凡例

	都心・臨海地下鉄新線の想定ルート		既存鉄道線形
	都心・臨海地下鉄新線の想定駅位置		既存鉄道駅
	都市基盤整備と連携したまちづくり		幹線道路等

本区を支える都市基盤整備の将来イメージ（新たな高速道路ネットワーク）

～都心と臨海部との新たな相互アクセスが形成され、更なる交通の円滑化が図られます～



凡例

- 新たな高速道路ルート
その他の高速道路ルート
既存鉄道線形
- 既存鉄道駅
幹線道路等
- 廃止される高速道路ルート
都市基盤整備と連携したまちづくり

本区を支える都市基盤整備の将来イメージ（将来の主な歩行者ネットワーク）

～都市基盤整備などの機会を生き、水辺やみどりなど、様々な歩行者ネットワークが強化・形成されます～



凡例

	みどりの歩行者ネットワーク		公園・緑地		既存鉄道線形
	水辺の歩行者ネットワーク		船着場		既存鉄道駅
	その他の歩行者ネットワーク		都市基盤整備と連携したまちづくり		幹線道路等

中央区の目指す方向

1 中央区の将来像と基本的な方向性

2 将来像の実現に向けた2つの戦略

3 3つのまちづくりの視点と9つの基本政策

1 中央区の将来像と基本的な方向性

基本構想では、中央区の20年後の将来像を次のように描いています。

「輝く未来へ橋をかける —— 人が集まる粋なまち」

まさに、本区に住み・働き・集うすべての人々が幸せを享受し、輝く未来へ躍進していく社会をつくとともに、江戸開府以来、日本の文化・商業・情報の中心として発展してきた、長い歴史と伝統を背景に、新たなまちの魅力を創造し活力ある中央区のさらなる発展を目指すものです。

また、基本構想では、将来像の実現に向け核となる考え方として、5つの基本的な方向性を示しています。この中で、「中央区スタイル」*1「プロアクティブコミュニティ」*2といった考え方を取り入れており、この5つの基本的な方向性で各施策を検討・構築・展開することを通じて、住み・働き・集うすべての人々が、幸せを実感し誇りを持てる都心「中央区」をつくり、首都東京のけん引役としてさらなる発展を期していくこととしています。

中央区の将来像

輝く未来へ橋をかける —— 人が集まる粋なまち

江戸以来の歴史に裏打ちされた伝統文化を育みながら輝く未来を創造し、住み・働き・集うすべての人々が、幸せを実感し誇りを持てる都心「中央区」をつくっていきます。

将来像の実現に向けた基本的な方向性

- ① 「中央区スタイル」を確立し、世界に輝く東京を創造
- ② 歴史と伝統を継承し、多彩な魅力があふれる美しいまちを形成
- ③ 誰もがあこがれ、住みたい・働きたい都心の実現
- ④ 未来を切り拓く力を育む「創造の場」の構築
- ⑤ 多様な絆が融合した「プロアクティブ・コミュニティ」の確立

*1 中央区スタイル：福祉・教育・まちづくりを含め、さまざまな分野でオンリーワンを目指すもの

*2 プロアクティブコミュニティ：自ら率先して地域における課題を解決し、快適な暮らしを実現していく社会

2

将来像の実現に向けた2つの戦略

中央区が目指す「輝く未来」と「粋なまち」

<まち>の輝き

都心の特性をいかした利便性と快適性に優れた都市環境がさらに発展するとともに、魅力的なみどりや水辺空間の充実などによって、やすらぎと潤いも兼ね備えた本区ならではの街並みを形成していきます。また、江戸開府以来の下町情緒豊かで洗練された文化と、次世代技術を活用したスマートシティ機能など時代の最先端が調和し、誰もがあこがれ、住みたい・働きたい都心として、まちの輝きを増していきます。

<ひと>の輝き

このようなまちの中で、区民が自分らしい生き方を選択していきいきと心豊かに暮らし、また、地域の中で自分自身の輝きも増していく相乗効果が生まれる地域社会を実現していきます。さらに、働く人や訪れる人も、さまざまな活動や交流を通じて、人々の絆を深め、温もりのある都心コミュニティを構築していきます。

<まち>の輝きと<ひと>の輝きが織り成す「輝く未来」に向けて、「①新たな価値を創造する持続可能な発展型まちづくり」と「②さまざまな人が集い、交流し、絆をつないでいく温もりのある豊かな地域社会づくり」という2つの戦略に基づき、基本計画の各施策を展開していきます。

この戦略は、基本計画における9つの基本政策を総括したもので、基本構想で示した「将来像の実現に向けた基本的な5つの方向性」のうち、主に<まち>の視点である「中央区スタイル」や、主に<ひと>の視点である「プロアクティブ・コミュニティ」に着目して設定しており、各施策を展開する際に必要となる重要な考え方です。

将来像の実現に向けて、2つの戦略という「橋」を架けていくことで、「人が集まる粋なまち」を実現することができます。

中央区が目指す「輝く未来」と「粋なまち」

戦略1

新たな価値を創造する
持続可能な発展型まちづくり

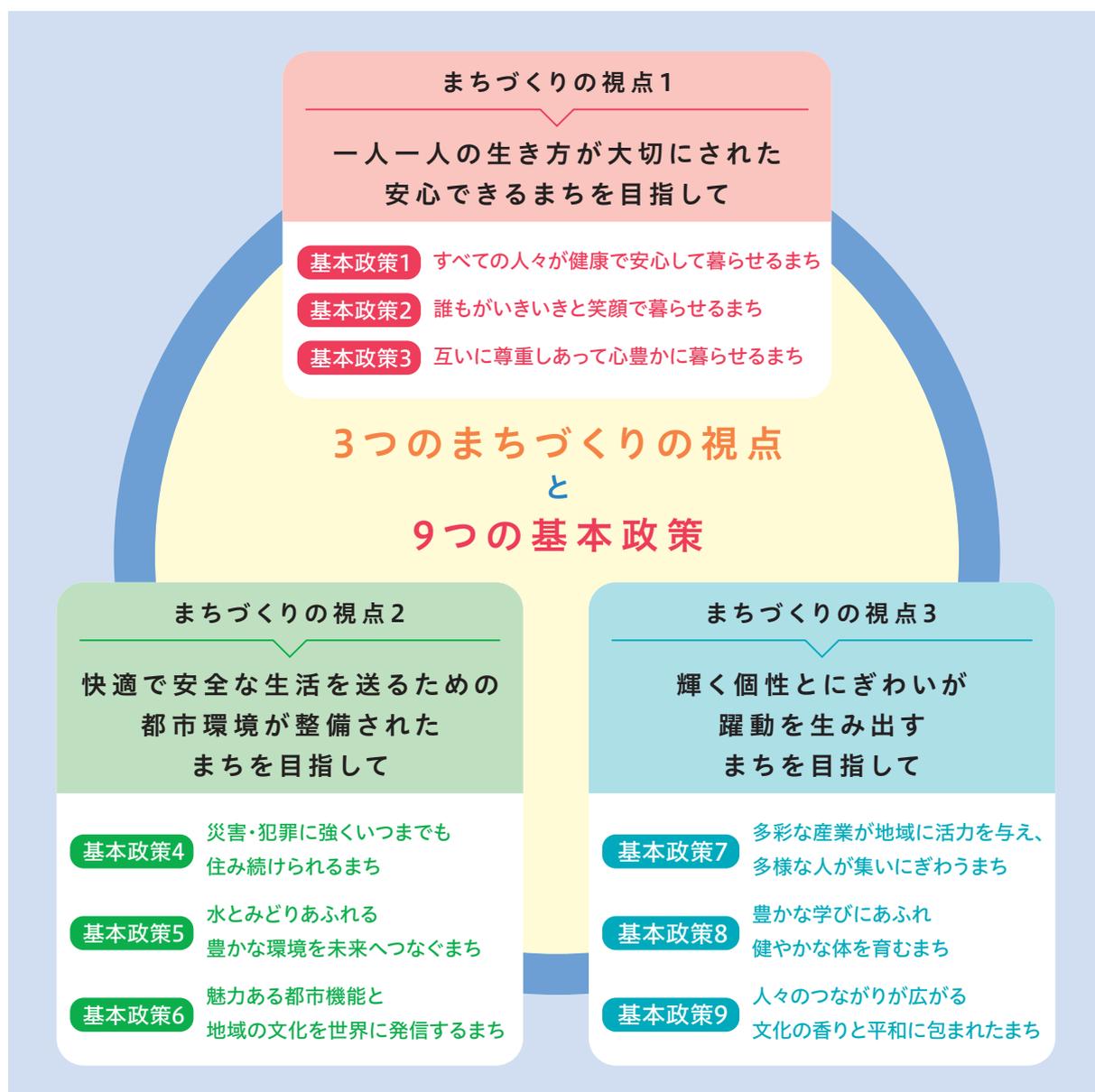
戦略2

さまざまな人々が集い、
交流し、絆をつないでいく
温もりのある豊かな地域社会づくり

3 3つのまちづくりの視点と9つの基本政策

基本構想では、施策分野ごとの考え方として、3つの「まちづくりの視点」からなる9つの「施策のみちすじ」を示しています。

基本計画では、この「施策のみちすじ」を「基本政策」と位置付け、本区が目指すべき10年後のまちづくりの方向や目的を示すとともに、実現に向けて重点的に取り組むべき課題と施策の方向性を明らかにしています。



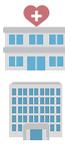
この3つのまちづくりの視点は、基本構想に掲げる将来像を実現するため、今後推進すべき施策の方向を示すとともに、各施策を導く理念でもあります。

10年後の中央区のイメージ

まちづくりの視点 1

一人一人の生き方が大切にされた安心できるまち

- すべての人々が健康で安心して暮らしています
- 誰もがいきいきと笑顔で暮らしています
- 互いに尊重しあって心豊かに暮らしています



保健センター

おとしより相談センター



高齢者の相談の核となる
おとしより相談センターが拡充され、
きめ細かい支援が充実しています

隅田川テラスなど、
水辺空間を活用した健康づくりが
実践されています



子ども家庭支援センターを中心として、
育ちの相談・サポート
機能等が充実しています

男女平等センター「ブーケ21」

中央区保健所
子ども家庭支援センター※
子ども発達支援センター
福祉センター
教育センター

福祉総合相談窓口(仮称)の設置



食事の提供等を通じて子どもや
高齢者など多世代が交流できる
みんなの食堂が、区内の
多くの場所で設置されています



保健センター
おとしより相談センター
の整備

障害者グループホームの開設

※現在、勝どきにある子ども家庭支援センターは、引き続き分室として子育てサービスを提供していきます

切れ目のない支援により、 安心して妊娠・出産・子育てができる

- 「子ども子育て応援ネットワーク」により
妊娠期から子育て期まで継続支援
- 「パパママ教室」や「あかちゃん天国」などの
相談支援体制を充実
- 保育の場の確保と質の向上により、
すべての子どもに良好な保育環境を提供

高齢者が住み慣れたまちで いきいきと暮らし続けられる

- 各種在宅サービスの充実により、
高齢者の在宅生活を継続的に支援
- 「中央粋なまちトレーニング」の普及など
高齢者の健康づくりを支援
- いきいき館、シニアセンターにおいて
高齢者の主体的な社会参加活動や
仲間づくりを促進
- おとしより相談センターを中心とした
包括的相談支援により
高齢者の複合的課題に対応

地域生活課題を解決するための 包括的な支援体制が 構築されている

- 福祉総合相談窓口(仮称)の開設など、
複雑・複合化した相談を受け止め、
適切な支援につなぐ体制を整備
- 高齢者通いの場やみんなの食堂といった、
社会的孤立を防ぎ、
誰もが気軽に交流できる居場所の充実
- 地域活動への支援や社会資源の活用による
ネットワークの構築など、
住民同士の支え合いの仕組みづくりを推進

子どもたちが安心して過ごせる 放課後の居場所が充実している

- 区立小学校に学童クラブを設置
- 学童クラブとプレディを一体的に運用
- スポーツ教室や文化活動など
さまざまな経験ができるよう、
既存施設や民間活力なども最大限活用
- 放課後等デイサービスなど、
特別な支援を必要とする児童への支援を充実

障害者が地域で自立し、 充実した生活を送ることができる

- 一人一人のニーズに応じた
相談支援体制を充実
- 地域生活支援拠点の取組を強化し、
施設から地域への移行支援を充実
- 本人の希望を踏まえた就労や社会参加を支援
- 医療的ケアなど
支援が必要な子どもが地域で育ち、
成長していくことのできる環境を整備

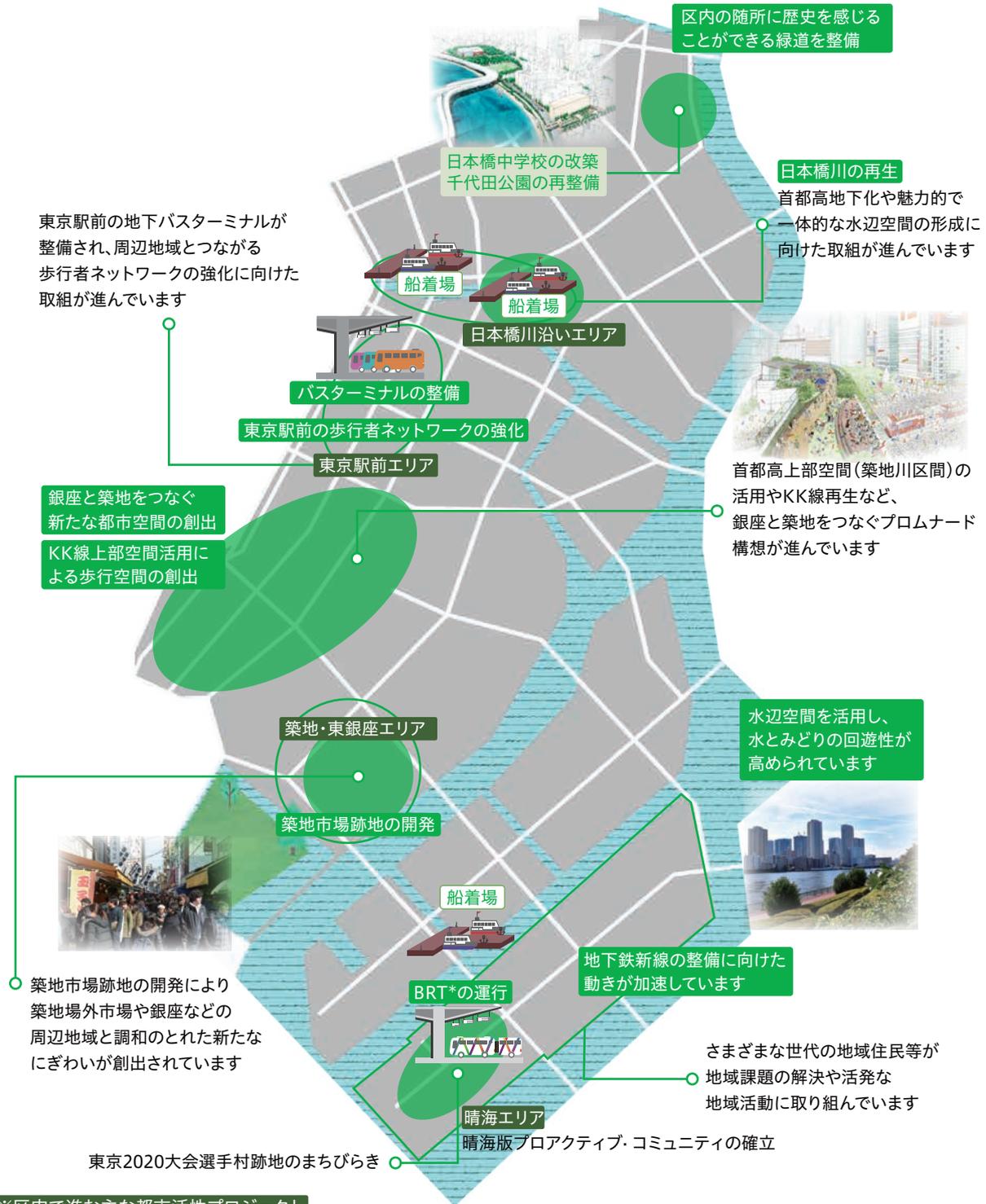
多様性や価値観を認め合い、 自分らしい生き方を選択できる

- 年齢や国籍、性的指向などを問わず
誰もが幸せを実感できるよう、
人権に関する普及・啓発を推進
- 性別にかかわらず誰もが活躍できるよう、
さまざまな場において男女共同参画を推進

まちづくりの視点 2

快適で安全な生活を送るための都市環境が整備

- 災害・犯罪に強くいつまでも住み続けることができます
- 水とみどりあふれる豊かな環境を未来へつなげていきます
- 魅力ある都市機能と地域の文化を世界に発信しています



※区内で進む主な都市活性プロジェクト

* BRT: Bus Rapid Transitの略称。連節バス、ICカードシステム、道路改良などにより、軌道系鉄道と比較しても遜色のない機能を有し、かつ柔軟性を兼ね備えたバスをベースとした都市交通システムを指す。

脱炭素に向けた取組が 加速している

- 制度改正などによる建物建築におけるZEB*1・ZEH*2化の取組の徹底
- 「中央区の森」の拡大と、自治体間の垣根を越えた広域的な取組を通じてカーボンオフセット*3を推進
- 新たなエコアクト等により、省エネ活動の輪を拡大

公共交通等の整備が進み、 快適な移動が実現している

- 都心部と臨海部を結ぶ地下鉄新線の早期事業化へ向けた取組を加速
- コミュニティバスルートを見直し、BRT等の他の交通手段との乗り継ぎ利便性や晴海地区における交通利便性を向上
- 大型バスや荷捌き車両の路上駐車への対応など、地域特性を踏まえた総合的な駐車対策により、歩行者を中心とした快適な交通環境を確保

みどり豊かで回遊性の高い 歩行者ネットワークが 整備されている

- 銀座と築地をつなぐ都心に開かれた緑化空間など、多様なライフスタイルを支える新たなアメニティ空間を創出
- 道路の利活用等に関する支援を行うことで、東京駅前地区での歩行者ネットワークを強化
- 街路樹や緑道を整備し、歴史文化拠点がつながることで回遊したくなる豊かでやすらぎのある都心環境を実現

将来の本区を形づくる 都市活性プロジェクトが 活発に進んでいる

- 日本橋川沿い、東京駅前、築地、晴海の各エリア等では、都市基盤の整備と開発事業等と連携して、都市の活性化に向けた取組を推進
- 各エリア全体の工事期間中を含めたにぎわいの創出や地域コミュニティの醸成等の取組を推進

豊かな水辺環境が最大限に活用され、 魅力的な空間が創出されている

- 船が身近な交通手段となるよう、都内随一の水辺空間をいかした舟運ルートを開設
- 自然環境や周辺環境に配慮した水辺整備を進め、水辺の回遊性を向上し、にぎわいも創出

地域の防災力・ 防犯力が向上している

- 在宅避難や高層住宅防災対策、帰宅困難者対策など地域特性に応じた取組を積極的に推進
- 幅広い世代が、防災拠点の運営や訓練に参加する環境づくりを進め、地域防災の担い手の育成を支援
- 防犯カメラの整備や自主的な地域見守り活動の支援などを通じ、地域ぐるみの防犯力を強化
- 区民一人一人が「かしこい消費者」となるために必要な消費生活に関する情報発信・相談体制を強化

*1 ZEB: Net Zero Energy Buildingの略称。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと

*2 ZEH: Net Zero Energy Houseの略称。エネルギー収支をゼロ以下にすることを目指した住宅のこと

*3 カーボンオフセット: 人間の経済活動や生活などを通して「ある場所」で排出された二酸化炭素などの温室効果ガスを、植林・森林保護などによって「他の場所」で直接的、間接的に吸収しようとする考え方

まちづくりの視点3 輝く個性とにぎわいが躍動を生み出すまち

- 多彩な産業が地域に活力を与え、多様な人が集いにぎわっています
- 豊かな学びにあふれ健やかな体が育まれています
- 人々のつながりが広がる文化の香りと平和に包まれています

「大江戸まつり盆おどり大会」などを通じて、多くの区民や友好・交流都市との交流が図られています

人や企業の活発な交流により、地域の持つ強み・ポテンシャルが最大限引き出され、新たなビジネス機会の創出や文化の創造発信が行われています

読書活動や生涯学習などの新たな拠点として区民に親しまれています

住民や企業、団体等が連携して行うエリアマネジメントなどにより、地域の個性が高まり、まちの価値が向上しています

歴史ある伝統工芸を含む多彩な産業が発展し、まちに活気とにぎわいがあふれています

「区民スポーツの日」が開催されるなど、多くの区民がスポーツに親しんでいます

晴海地域交流センターの整備
地域住民や地元企業等が連携して行う地域活動の総合的な拠点となっています

観光情報センター

本ノ森ちゅうおう

魅力ある舟運ルートの開設

新橋演舞場

築地場外市場

月島スポーツプラザ

月島運動場

第一生命ホール

晴海西小・中学校の整備

歌舞伎座

新橋演舞場

築地場外市場

月島スポーツプラザ

月島運動場

第一生命ホール

晴海西小・中学校の整備

名橋日本橋

明治座

浜町公園・浜町運動場総合スポーツセンター

新橋演舞場

築地場外市場

月島スポーツプラザ

月島運動場

第一生命ホール

晴海西小・中学校の整備

新橋演舞場

築地場外市場

月島スポーツプラザ

月島運動場

第一生命ホール

晴海西小・中学校の整備

都市観光の魅力が広がり、 多くの人々が文化に親しんでいる

- 国内外から多くの観光客を呼び込むためのアウトリーチ型のプロモーションを実施
- 区の日常風景などを収集し、デジタルによるアーカイブ化を実施
- 地域に点在する区の歴史・文化資源を見える化し、広く発信

区内産業が活性化し、 新しいアイデアや活力が 創出されている

- 各地域の希望や特色に合わせた産業支援と地域に活力をもたらす中小企業等の支援を推進
- 創業相談体制の充実や創業支援事業者との連携による包括的・継続的な創業支援を推進
- 商店街のさらなる集客に向け、イメージやブランド力の向上を図る取組を支援

確かな学力と豊かな心を育む 学校教育が展開されている

- 晴海西小・中学校の開設や日本橋中学校の改築など、施設整備の面から良好な教育環境を整備
- ICTのさらなる活用を通じ、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な教育を充実
- 地域人材の活用や、東京2020大会のレガシーを踏まえ、学校、家庭、地域が連携した教育活動を実践

良好なコミュニティが確立し、 地域活動が活性化している

- 区民の交流の場となるイベント等を積極的に開催
- 少年リーダー養成研修会や地域コミュニティ担い手養成塾などの実施により地域人材を育成
- SNS等を活用した情報共有や発信力の強化を図りながら、町会・自治会の活動を支援

生涯を通して学びや 活躍の機会が充実している

- 中央区民カレッジを通じて多様な学びの機会を提供
- 主体的な学び合いの担い手となる生涯学習サポーターを育成
- 本の森ちゅうおうを中心とした利便性の高い図書館サービスと読書環境を充実

誰もが気軽に スポーツを楽しんでいる

- 学校、公園等の公共施設、空間を有効活用し、誰もがスポーツを楽しむことができる環境を整備
- 「区民スポーツの日」の実施など、ライフステージに応じたスポーツをする機会を提供
- 地域住民によって運営されている地域スポーツクラブを支援

リーディングプロジェクト

1 リーディングプロジェクトとは

2 各プロジェクトの詳細

1 リーディングプロジェクトとは

本区を取り巻く環境や社会状況の変化を踏まえ、基本構想で掲げる将来像の実現に向けて政策横断的に取り組むべき施策について、4つの「リーディングプロジェクト」に整理し、「中央区セントラルパーク構想」として施策展開していきます。

リーディングプロジェクトは、基本政策の取組からそれぞれのテーマに沿って選定・構成されており、基本計画全体を先導していく役割を担います。

各プロジェクトには達成度の目安となる指標を設定するとともに、行政評価を通じた進行管理を行います。

01 ゼロカーボンシティ
プロジェクト

02 水とみどり
プロジェクト

中央区セントラルパーク構想

03 コミュニティ活性化
プロジェクト

04 経済活性化・文化振興
プロジェクト

中央区セントラルパーク構想 ～人と水とみどりの森～

東京の中心(セントラル)に位置し、歴史的にも日本の経済・文化の要となってきた本区が、さらに魅力を高め続けられるよう、区内全域を、やすらぎ・交流・にぎわいの場(パーク)として位置付け、環境、都市づくり、地域コミュニティ、経済・文化の4つの視点から、まちもつながる、ひともつながる政策を展開します。

- 環境にやさしい、持続可能なまちを未来の子どもたちへとつないでいきます
- 移動自体を楽しめる仕組みをつくり、水とみどりにあふれる憩いのまちにしています
- 人々が自然と集まり、交流が生まれ、助け合えるコミュニティをつくり上げていきます
- 伝統を守りながらも新たな価値の創造を支援し、新たなにぎわいを創出していきます

2 各プロジェクトの詳細

01 ゼロカーボンシティプロジェクト

未来の子どもたちへ持続可能なまちをつなげていくためにも、都心区の特徴を踏まえ、カーボンニュートラルの実現に向けたあらゆる取組を推進していきます。

02 水とみどりプロジェクト

移動自体を楽しめるような、誰もが自然と回遊したくなる仕組みづくりをすすめ、水とみどりにあふれる、やすらぎと憩いのまちを目指して取組を進めていきます。

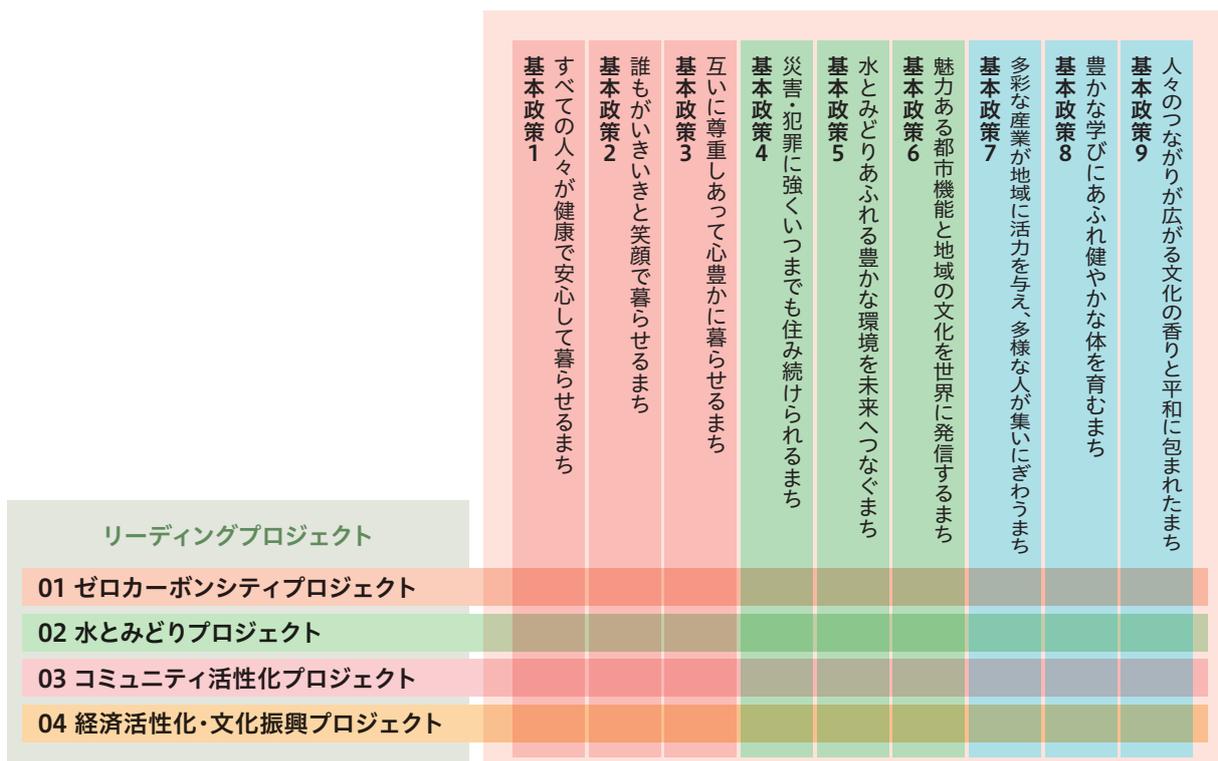
03 コミュニティ活性化プロジェクト

地域コミュニティが多様な担い手により支えられ、各コミュニティにおける取組やイベントが活発に行われる中で自然と交流が生まれる、災害時はもちろん、常日頃から住民同士が助け合えるまちづくりを進めていきます。

04 経済活性化・文化振興プロジェクト

本区ならではの伝統と文化を守るとともに、新たな価値の創造も積極的に支援することで、区内の産業や観光に新たなにぎわいを創出し、誰もが訪れたい、働きたいと思えるまちを実現します。

■本計画とリーディングプロジェクトの関係図



01 ゼロカーボンシティプロジェクト

未来の子どもたちへ持続可能なまちをつなげていくためにも、都心区の特徴を踏まえ、カーボンニュートラルの実現に向けたあらゆる取組を推進していきます。



SDGsのゴールとの関係

達成度の目安となる指標(KPI)

KPI		現状値	5年後(2027年度末)の目標値	10年後(2032年度末)の目標値
1	区内における二酸化炭素排出量	2013年度比17.5%削減 (2019年度確定値)	2013年度比 36.1%削減	2013年度比 50%以上削減
2	中央エコアクト参加件数(家庭用)	818世帯(2021年度)	7,000世帯	10,000世帯以上
	中央エコアクト参加件数(事業所用)	128社(2021年度)	2,000社	3,000社以上
3	区内の家庭における二酸化炭素排出量	2013年度比4.3%削減 (2019年度確定値)	2013年度比 19%以上減少	2013年度比 30%以上減少
	区内の事業所における二酸化炭素排出量	2013年度比17.6%削減 (2019年度確定値)	2013年度比 44.7%以上減少	2013年度比 65%以上減少
4	新たに建設する区有施設*2におけるZEB化率	—	100.0%	100.0%
5	まちづくり基本条例における開発事業の新築建物*3のZEB・ZEH化率	—	100.0%	100.0%



プロジェクトを
先導する取組

区内の建物のZEB・ZEH化^{*1}を目指して、 制度の見直しを行います

取組名 建物建築におけるZEB・ZEH化の取組の徹底

■ゼロカーボンの推進に向けた制度改正

脱炭素に関連する国や東京都の動きも踏まえ、都心区として対策を率先して講じるため、区内の建物の新築時における原則ZEB・ZEH化に向けた条例や要綱等の見直しを行い、事業者による取組を促進

プロジェクトを構成する他の取組

- 家庭・事業所における省エネルギー活動、再生可能エネルギーの導入や活用の促進
- 区有施設におけるZEB化の推進
- ゼロカーボン機運の醸成 他

*1 **ZEB**: Net Zero Energy Buildingの略称。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物

ZEH: Net Zero Energy Houseの略称。エネルギー収支をゼロ以下にすることを目指した住宅

▶本計画におけるZEB・ZEH化は、「ZEB・ZEH Ready」または「ZEB・ZEH Oriented」の水準相当を指す。

● **ZEB Ready**: 再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から50%以上の一次エネルギー消費量削減に適合した建築物

● **ZEB Oriented**: 以下①・②の定量的要件を満たす建築物

①該当する用途ごとに、再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から規定する一次エネルギー消費量を削減すること(事務所等、学校等は40%以上、ホテル等、病院等、百貨店等、飲食店等は30%以上)

②「更なる省エネルギーの実現に向けた措置」として、未評価技術(WEBPROにおいて現時点で評価されていない技術)を導入すること

● **ZEH Ready**: 以下①～④のすべてに適合する住宅

①強化外皮基準(高断熱基準)に適合

②再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量削減

③再生可能エネルギーを導入

④再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から50%以上75%未満の一次エネルギー消費量削減

● **ZEH Oriented**: 以下①・②に適合する住宅

①強化外皮基準(高断熱基準)に適合

②再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量削減

*2 **新たに建設する区有施設**: 令和5(2023)年度以降に設計を開始する新築建物

*3 **まちづくり基本条例における開発事業の新築建物**: ZEB・ZEH化に向けた制度改正後にまちづくり基本条例に基づく協議申出書が提出された計画上の建物

本区の現状・近年の動き

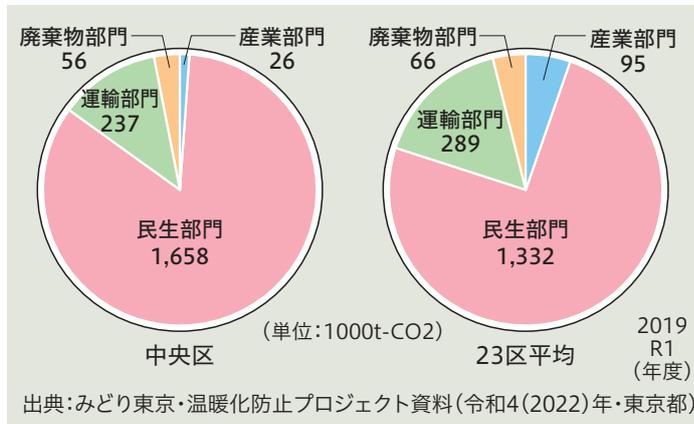
地球温暖化は、生態系への深刻な影響や記録的な豪雨をもたらしており、主要な原因である温室効果ガス削減のため、世界的に脱炭素へ向けた取組が加速しています。本区においても、令和3(2021)年に、「ゼロカーボンシティ中央区宣言」を行い、令和32(2050)年に二酸化炭素排出量実質ゼロを目指して、取組を強化しているところです。

本区は、土地利用の状況を見ても、インフラとしての道路の割合が約30%であるなど、高度に都市化が進んでいます。産業構造も、小売業をはじめとする第三次産業が中心で、区内で排出される二酸化炭素の約8割が民生部門*より排出されており、さらにそのうち約8割は事業者によるものであるため、民生部門の事業者への積極的な働きかけが求められています。また、未利用地が他自治体に比べて極端に少なく太陽光発電設備等を設置する場所がないなど、各種対策を進めるにあたって都心区であるが故の制約が多くあります。このため、今後進められる脱炭素に向けた産学官連携による地域資源の活用や他自治体との連携などを通じて、再生可能エネルギーの創出にも取り組んでいかなければなりません。

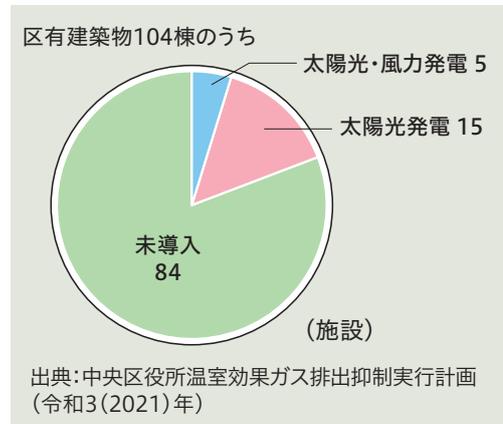
東京経済の中心地である本区は、旺盛な事業活動に伴う環境への影響が大きいことから、次代の子どもたちに、みどりあふれる豊かな環境を手渡すため、脱炭素に向けた本区ならではの取組を、区民や事業者と一丸になって進めていく必要があります。

参考データ

■区内の二酸化炭素排出量の内訳



■区有建築物の再生可能エネルギー導入状況



■中央エコアクトの登録数の推移



* 民生部門:家庭部門と業務部門から構成されており、家庭部門は家庭生活から排出される温室効果ガス、民生業務部門は、サービス関連産業や公的機関等の活動に伴って排出される温室効果ガスが対象

構成する区の主な取組 ※各取組名の末尾に記載されている番号は、対応する施策と区の主な取組を表しています。

(1) 建物建築におけるZEB・ZEH化の取組の徹底 5-2(7) 6-2(1) 6-2(3)

ゼロカーボンの推進に向けた制度改正

脱炭素に関連する国や東京都の動きも踏まえ、都心区として対策を率先して講じるため、区内の建物の新築時における原則ZEB・ZEH化に向けた条例や要綱などの見直しを行い、事業者による取組を促進

(2) 家庭・事業所における省エネルギー活動、再生可能エネルギーの導入や活用の促進 5-2(4) 7-2(1)

中央エコアクトの活用や自然エネルギー機器等の導入支援

融資時の優遇利率適用やポイント制度の活用をはじめとした中央エコアクトなどを区内に普及させ、区民や事業者による環境配慮への自発的な行動変容を促すとともに、自然エネルギー機器や省エネ機器等の導入費用を補助するなど二酸化炭素排出量を削減

(3) 区有施設におけるZEB化の推進 1-1(5) 2-1(6) 3-1(4) 4-2(3) 5-2(5) 8-1(6) 8-3(4) 8-4(2) 9-1(4)

教育施設や福祉施設などの区有施設における脱炭素に向けた率直的な取組を推進

新たに建設される施設について原則ZEB化を進めるとともに、教育施設や福祉施設などにおいて木材の利用を推進

(4) ゼロカーボン機運の醸成 4-1(15) 5-2(2) 8-1(1)

「ゼロカーボンシティ中央区宣言」を踏まえた環境教育や「中央区の森」などを通じた普及・啓発

保育所、幼稚園、小中学校など幼少期からの環境教育の実施、「中央区の森」などを活用した自然体験ツアーやSDGsをテーマとした消費生活展などを通じて、区民の環境に対する理解促進を支援

(5) 産学官連携等による再生可能エネルギーの調達、先進技術の活用研究 5-2(6)

産学官連携による地域資源の活用や新たなエネルギー研究の促進

(6) 都内連携による森林保全 5-2(3)

森林環境譲与税*を活用し、特別区と多摩地域の市町村、東京都が連携して森林保全活動を行い、二酸化炭素の吸収をはじめとする森林の有する多面的機能の維持増進を図ることにより、広域的で持続可能な森林循環を確立

(7) コミュニティバスの機能性向上 6-1(12)

区内を走るコミュニティバスへの環境配慮型車両の導入やまちづくりなどを考慮した利便性の向上が図れるルートの設定

* 森林環境譲与税:平成31(2019)年3月に成立した「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に基づき創設された。個人住民税均等割の枠組みを用いて森林環境税(国税)を徴収したうえで、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口により按分し、市区町村や都道府県へ森林環境譲与税として譲与される。税の用途は、「間伐や人材育成・担い手の確保、木材の利用促進や普及・啓発等の森林整備及びその促進に関する費用」とされ、森林を持たない都市部自治体においては、域外も含めた活用にも積極的に取り組んでいる。

02 水とみどりプロジェクト

移動自体を楽しめるような、誰もが自然と回遊したくなる仕組みづくりをすすめ、水とみどりにあふれる、やすらぎと憩いのまちを目指して取組を進めていきます。



SDGsのゴールとの関係



達成度の目安となる指標(KPI)

KPI		現状値
1	(区が管理する)船着場利用回数	4,876回/年(2021年度)
2	みどり率(緑被率+河川等の水面が占める割合+公園内で樹木等の緑で覆われていない面積の割合)	26.5% (中央区緑の実態調査_2017年度)
	うち、緑被率	10.7% (中央区緑の実態調査_2017年度)
3	区内のみどりが増えたと感じる区民の割合	—
4	(新たに整備される)みどりをを感じる歩行空間の整備延長	—
5	区内の水とみどりを楽しみながらウォーキングしたことがある区民の割合	—

プロジェクトを
先導する取組

都内随一の水辺空間をいかして 舟運を活性化し、 船を新たな移動手段にします

取組名 水上交通の活性化促進

■新たな舟運の整備

隅田川や日本橋川、朝潮運河など、都内随一の水辺空間を有する本区にふさわしい舟運ルートを、東京都や舟運事業者と連携して開設し、船を観光資源としてだけでなく、新たな移動手段として定着させる

プロジェクトを構成する他の取組

- 水辺環境の整備
- 都市を活性化する基盤整備
- みどりや文化財を活用した楽しめる回遊空間の創出 他

5年後(2027年度末)の目標値	10年後(2032年度末)の目標値
7,000回/年	11,000回/年
29.2%	30.0%
13.0%	13.8%
2023年度の中央区政世論調査の数値より増加	2027年度の中央区政世論調査の数値より増加
2022年度末から4,500m	2022年度末から7,000m
2023年度の中央区政世論調査の数値より増加	2027年度の中央区政世論調査の数値より増加

本区の現状・近年の動き

本区の緑被面積は調査開始以降増加を続けているものの、都心区である立地特性などから、他自治体と比べてその割合は決して高くはありません。一方で、区の面積に占める水面の割合は23区で最も高く、豊かな水辺を有するまちとして発展してきました。

交通インフラも発達しており、鉄道は区内に3事業者11路線が乗り入れ、道路は区面積の約3割を占めるなど、23区でも有数の高い交通利便性を誇っています。

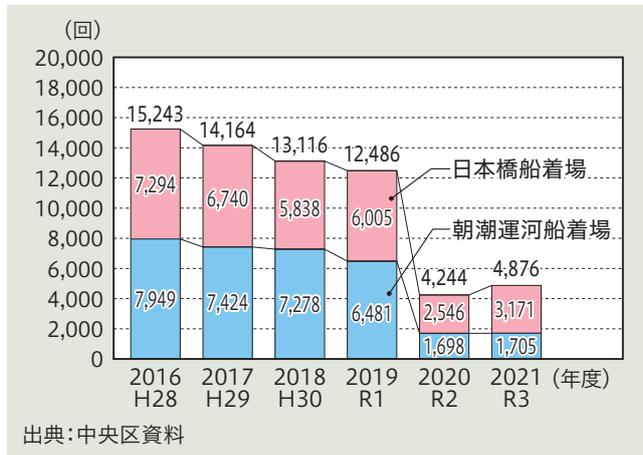
こうしたオープンスペースや都市基盤の充実は、利便性や快適性はもちろん、防災・減災や区民の健康増進といった点を含め、さまざまな側面から暮らしやすい地域づくりに寄与しています。

もっとも、区内には一部アクセスに課題のあるエリアも存在しており、令和4(2022)年11月に事業計画案が公表された都心・臨海地下鉄新線の早期事業化に向けた取組やBRT*等の充実はもとより、市街地や水辺空間の整備と併せて水上交通の活性化を図るなど、新たな交通手段についても検討する必要があります。

また、自転車や歩行者の回遊性を高めていく動きが、区内の再開発の機会も捉えて本格化しようとしています。特に、水辺環境が連続性を持って整備されることで、区内全域での回遊性向上が見込まれます。都市機能が集中する中においても、人々が水やみどりの豊かさを実感でき、移動自体を楽しみながら、自然と回遊したくなる仕組みづくりが求められています。

参考データ

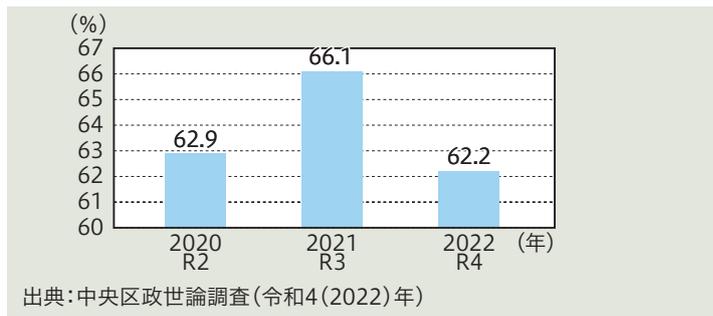
■区が管理する船着場利用回数の推移



■区の施策として「公園・緑地・水辺」が重要であると考える人の割合の推移



■過去1年間にウォーキングを行ったことのある区民の割合の推移



* BRT: Bus Rapid Transitの略称。連節バス、ICカードシステム、道路改良などにより、軌道系鉄道と比較しても遜色のない機能を有し、かつ柔軟性を兼ね備えたバスをベースとした都市交通システムを指す。

構成する区の主な取組

(1) 水上交通の活性化促進 6-1(13)

新たな舟運の整備

隅田川や日本橋川、朝潮運河など、都内随一の水辺空間を有する本区にふさわしい舟運ルートを、東京都や舟運事業者と連携して開設し、船を観光資源としてだけでなく、区民の新たな移動手段として定着させる

(2) 水辺環境の整備 5-1(7)

誰もが快適に水辺の散策を楽しむことができる環境の整備

朝潮運河沿いや隅田川テラス等に自然環境や周辺景観との調和にも配慮した水辺空間を創出。水辺の遊歩道を連続化し回遊性を高めるとともに、大規模開発等の機会を捉え、水辺の魅力を存分にいかしたまちづくりを推進

(3) 都市を活性化する基盤整備 5-1(4) 6-2(3) 6-2(7)

交通インフラ整備や再開発を契機とした水とみどりのネットワークの形成

東京高速道路(KK線)再生方針や築地川アメニティ整備構想の連携による銀座・築地周辺みどりのプロムナード構想の実現など、区内の大規模都市基盤整備の機会を捉え広域的な水とみどりのネットワークを形成

(4) みどりや文化財を活用した楽しめる回遊空間の創出 5-1(3) 9-2(5)

区民文化財の指定・登録や既存文化財の充実

区内に存在する歴史・文化遺産について、区民文化財の指定・登録や文化財説明板の設置をすすめるとともに、周辺を緑化するなどの環境を整備することで、区民や来街者が区の歴史・文化に気軽に触れ、みどりも楽しみながらまちを回遊することができる空間を創出

(5) アクセシブルツーリズムの推進 7-3(4)

障害の有無や年齢にかかわらず、すべての人が移動やコミュニケーションにおける困難さを克服し、安全・安心に区内観光を楽しむことができるアクセシブルツーリズムの推進

(6) 災害対策用物資・防災設備の充実および救援物資調達体制の強化 4-1(3)

防災船着場の整備による救援物資の調達体制の拡充など、水路を活用した災害対応力を強化

(7) ゼロカーボン機運の醸成 4-1(15) 5-2(1) 8-1(1)

幼少期からの環境教育の実施やSDGsをテーマとした消費生活展などを通じた水辺環境や環境保全への理解促進

(8) 健康づくり・生活習慣病予防 1-1(9) 2-3(2)

区内の歴史的なスポットや水とみどりを楽しみながら歩けるウォーキングマップを活用したさらなる健康づくりの推進

(9) 子どもたちが自然に触れる機会の確保 2-1(1) 8-1(4)

保育園におけるバスさんぽ、小中学校における林間学校や移動教室、学校内でのビオトープ、自然菜園など、幼少期から水やみどりといった自然に親しむ機会を確保

(10) 共生に向けた取組の推進 1-2(5) 3-1(5) 5-1(9)

飼い主のいない猫の保護・譲渡活動への支援やペット適正飼養の普及・啓発、受動喫煙防止対策などを通じた生活環境の向上および花と苗木の即売会などを通じた区民がみどりや草花に囲まれた環境づくりの推進

03 コミュニティ活性化プロジェクト

地域コミュニティが多様な担い手により支えられ、各コミュニティにおける取組やイベントが活発に行われる中で自然と交流が生まれる、災害時はもちろん、常日頃から住民同士が助け合えるまちづくりを進めていきます。



SDGsのゴールとの関係

3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	8 働きがいも経済成長も	11 住み続けられるまちづくりを	13 気候変動に具体的な対策を
-----------------------	----------------------	---------------------	-------------------------	------------------------

達成度の目安となる指標(KPI)

	KPI	現状値	5年後(2027年度末)の目標値
1	中央区に対して愛着心を感じている人の割合	85.4%(2022年中央区政世論調査)	88.0%
2	中央区への定住意向のある人の割合	85.2%(2022年中央区政世論調査)	88.0%
3	地域イベントを実施した町会・自治会の割合	10.2%(2021年度)*1	85.0%
4	防災拠点において住民参加型(役員訓練を除く)の防災訓練を実施した割合	14か所/21か所 66.6%(2022年度)*2	100.0%
5	多様な地域活動*3に意欲のある人の数	2,705人	3,300人



区民主体のイベントを通じて、 まち中を顔なじみにします

取組名 コミュニティ醸成に向けた支援

■みんなでつくり上げ、参加することができるイベントの実施

地域の絆を強め、交流の場となるイベント等について、区民や企業、地域の総意を後押しし、開催を積極的に支援するとともに、区民の関心が高い防災、福祉、環境をテーマにしたイベントやより実践的な防災訓練などへの幅広い世代の主体的な参画を促進することで、顔なじみになれる場を創出

プロジェクトを構成する他の取組

- さまざまな絆が生み出す「地域力」の向上
- 地域生活課題解決のための包括的支援体制の構築 他

10年後(2032年度末)の目標値	
	90.0%
	90.0%
	100.0%
	100.0%
	4,000人

- *1 令和元(2019)年度実績 66.1%
 - *2 令和元(2019)年度実績 19か所/21か所 90.5%
 - *3 多様な地域活動とは、下記の活動を指します。(令和5(2023)年2月時点)
- | | |
|-----------------------|-----------------------------|
| ①元気高齢者人材バンク | ⑧スポーツ指導者養成セミナー(スポーツ指導者・補助者) |
| ②防災ボランティア | ⑨さわやか体操リーダー |
| ③地域コミュニティの担い手養成塾 | ⑩元気応援サポーター |
| ④場づくり入門講座 | ⑪花だんボランティア(緑のアダプト) |
| ⑤ささえあいサポーター | |
| ⑥ファミリー・サポート(提供会員) | |
| ⑦区民カレッジ生涯学習サポーター養成コース | |

本区の現状・近年の動き

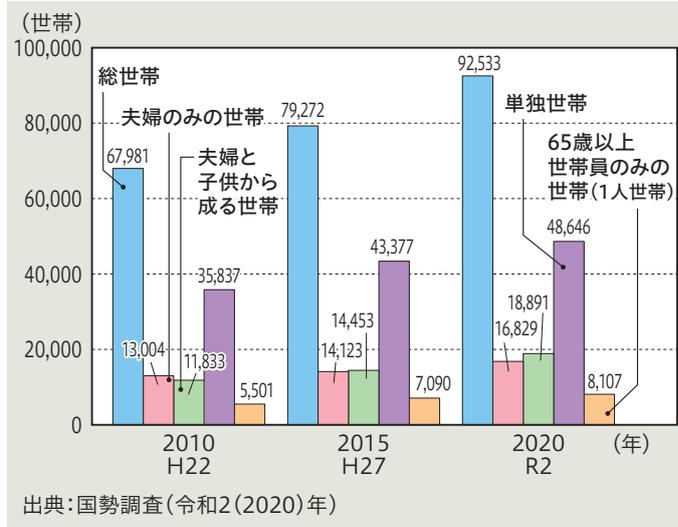
日本全体で人口減少に歯止めがかからない状況の中、本区の人口は令和2(2020)年4月に昭和29(1954)年以来66年ぶりに17万人を突破し、コロナ禍において伸び率は鈍化したものの、依然として30歳代・40歳代の子育て世代を中心に増加傾向を堅持しています。

住民の9割以上が共同住宅に居住し、定住期間も東京都の平均より短い本区では、地域コミュニティへの住民参加が大きな課題となっています。コロナ禍では多くの地域イベント等が中止や延期に追い込まれるなど、地域コミュニティの醸成が難しい状況に拍車がかかりました。住民が増加する一方で、主に若者世代を中心として地域コミュニティへの参加者が減少するなど、地域コミュニティを構成する担い手の不足といった課題も顕在化しています。

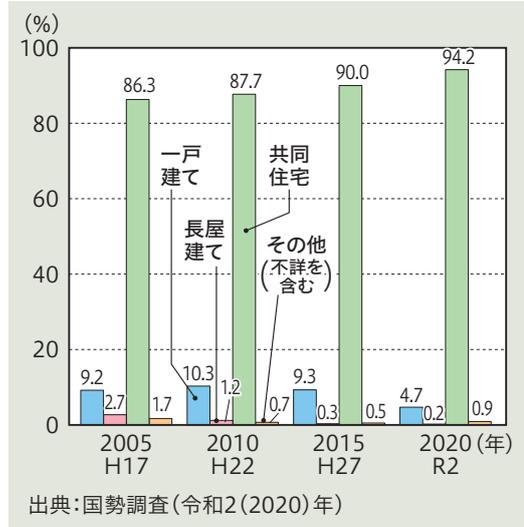
地域コミュニティは、地域ににぎわいをつながりをもたらすとともに、災害時の助け合いや地域課題の解決、地域の日常を支えるために欠かせない存在です。1人でも多くの区民に参加を促していくと同時に、コミュニティ同士がそれぞれの強みをいかして連携し活動の場を広げていくことが求められています。

参考データ

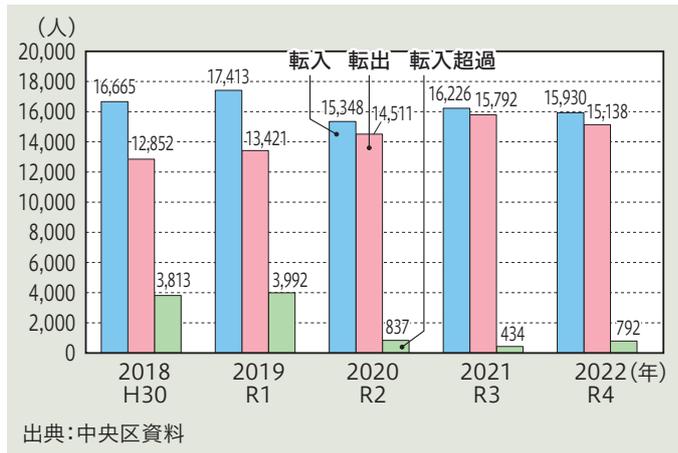
■ 単身世帯、ひとり暮らし高齢者数等の推移



■ 共同住宅等居住率の推移



■ 転入・転出者数等の推移



構成する区の主な取組

(1) コミュニティ醸成に向けた支援 [4-1\(1\)](#) [4-1\(2\)](#) [5-2\(1\)](#) [9-1\(2\)](#) [9-1\(3\)](#)

みんなでつくり上げ、参加することができるイベントの実施

地域の絆を強め、交流の場となるイベント等について、区民や企業、地域の総意を後押しし、開催を積極的に支援するとともに、区民の関心が高い防災、福祉、環境をテーマにしたイベントやより実践的な防災訓練などへの幅広い世代の主体的な参画を促進することで、顔なじみになれる場を創出

(2) さまざまな絆が生み出す「地域力」の向上 [6-2\(5\)](#) [6-2\(10\)](#) [9-1\(4\)](#)

地域課題の解決に向けた団体間・世代間におけるネットワークの形成、強化

地域の課題解決に向けて、町会・自治会をはじめとした各団体が取り組む活動を支援するとともに、住民や企業、団体等の参画、連携によるエリアマネジメントへの側面的支援を行うなど、地域の個性をいかして価値を高めていくまちづくりを推進

(3) 地域生活課題解決のための包括的支援体制の構築 [3-2\(1\)](#) [3-2\(2\)](#)

8050問題^{*1}やダブルケア^{*2}など、複雑化・複合化した地域生活課題を解決するための包括的な支援体制の構築

地域住民が世代や属性を越えて交流できる多世代交流拠点、個別の活動と人のコーディネートや活動主体相互のネットワークづくりなど、住民同士の支え合いの仕組みづくりを推進するとともに、住民に身近な地域で相談を包括的に受け止め、適切な支援につなぐ体制を整備

(4) 地域の人々に親しまれ頼られるコミュニティ機能の強化 [7-1\(5\)](#)

商店街のイベントや子ども商店街体験学習を通じて、区民等が地域や商店街への理解を深める機会を拡大

(5) 地域の担い手の養成・支援 [8-2\(4\)](#) [9-1\(1\)](#)

少年リーダー養成研修会や青年リーダー組織への支援、地域コミュニティの担い手養成塾などを通じた地域人材の育成・支援

(6) 誰もが生涯を通じて交流できる場の整備 [1-1\(3\)](#) [2-1\(8\)](#)

あかちゃん天国やプレママ教室、健康福祉まつりなど多様な世代が不安を解消し仲間づくりができる場を提供

(7) 分譲マンション管理組合の活動支援 [4-2\(6\)](#)

マンション管理士派遣や管理セミナーなどにより、分譲マンション管理組合の活動を支援するとともに、中央区分譲マンション管理組合交流会を通じ、管理組合の横のつながりの場を提供

(8) 高齢者の保健・介護予防の一体的実施 [2-3\(3\)](#)

保健・介護予防事業の一体的な実施を通じて、高齢者にさまざまな社会参加の場や機会を提供するとともに、多様な主体による健康づくりの場を拡大

(9) まちのクリーン活動の促進 [5-2\(9\)](#)

まちかどクリーンデーなどのクリーン活動を通じた地域コミュニティ意識の醸成

*1 8050問題：子が安定した収入がないまま50代となり、養ってきた親も80代となって働くことが難しくなり、孤立や困窮に追い込まれてしまう世帯の問題

*2 ダブルケア：1人の人や1つの世帯が同時期に介護と育児の両方に直面すること

04 経済活性化・文化振興プロジェクト

本区ならではの伝統と文化を守るとともに、新たな価値の創造も積極的に支援することで、区内の産業や観光に新たなにぎわいを創出し、誰もが訪れたい、働きたいと思えるまちを実現します。



SDGsのゴールとの関係



達成度の目安となる指標(KPI)

	KPI	現状値
1	中央区関連ワードに関するWEB検索数	—
2	観光情報センターの来所人数	19,606人(2021年度)* ¹
	観光情報センターのHPアクセス数	423,009ビュー(2021年度)* ²
3	創業支援事業を利用し、実際に起業した人数	231人(2021年度)
4	中央区ならではの伝統と文化を身近に感じる区民の割合	—
5	「中央区まるごとミュージアム」参加者数	29,000人(2021年度)* ³



各エリアが育んできた個性を最大限引き出し、それぞれの強みを戦略的にPRします

取組名 多様な主体との連携による観光施策の推進

■各都市の観光トレンドに合わせた戦略的なプロモーション(海外への情報発信強化)

区内各エリアの個性や強みを効果的に発信するとともに、海外市場ごとの動向や来街者の出身地、属性やニーズに応じたアウトリーチ型のプロモーションを実施することにより、インバウンドの拡大を図る

プロジェクトを構成する他の取組

- 地域の特色に合わせた産業支援対策
- 生涯学習や観光資源としての文化財活用 他

提供: ゲットイ イメージズ

5年後(2027年度末)の目標値	10年後(2032年度末)の目標値
2023年度の年間検索数より増加	2027年度の年間検索数より増加
年間7万人	年間10万人
年間100万ビュー	年間150万ビュー
年間306人	年間340人
2023年度の中央区政世論調査の数値より増加	2027年度の中央区政世論調査の数値より増加
73,000人	80,000人

- *1 令和元(2019)年度実績 66,489人
- *2 令和元(2019)年度実績 630,743ビュー
- *3 令和元(2019)年度実績 73,000人

本区の現状・近年の動き

小売や観光業など第三次産業が中心で、来街者による消費に大きく依存する本区経済は、コロナ禍における外出制限や入国制限などにより甚大な影響を受けました。今後、消費を喚起し地域経済を好循環の軌道に乗せていくためには、本区の有するさまざまな観光資源を国内外に向けて積極的・戦略的にPRし、回復が予想される観光需要を確実に取り込んでいかなければなりません。

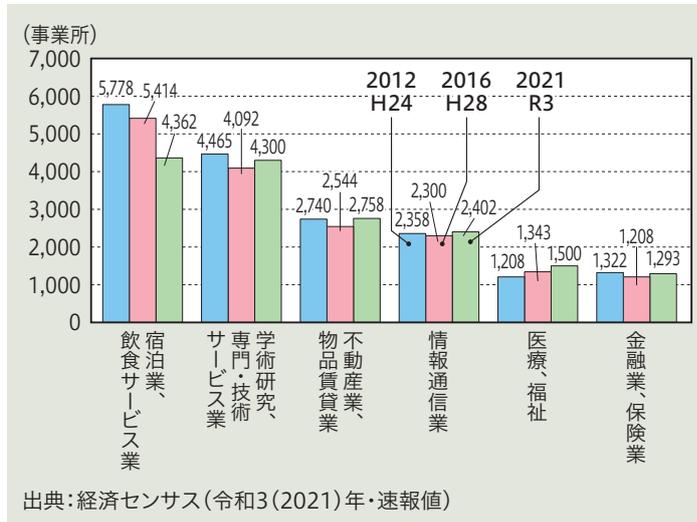
また、地域課題の解決やにぎわいの創出に大きな役割を果たしてきた町会・自治会、商店街などに対して、各団体の状況に寄り添い、希望に合う支援を行うことで、地域の魅力を引き出し、活性化していくことも重要です。

江戸開府以来、本区は東京の経済・文化の中心地として発展を遂げており、区内の各エリアはそれぞれの歴史に裏打ちされた特色があります。開発による人口流入が続く中でも、誰もが自分のまちに誇りを持ち、住み続けたいと思えるまちになるためには、ハードや環境面での整備に加えて、こうした本区の魅力について知り、学ぶ機会を充実する必要があります。

本区がこれからも東京の経済・文化をリードし、多くの人に選ばれるまちであり続けるために、時代のニーズを的確に捉え、各地域の強みを最大限にいかした産業支援・文化振興を推し進めていくことが求められています。

参考データ

■区内事業所数の推移



■区の施策として文化等が重要と考えている人の割合の推移



■区内の文化財

分類	件数
中央区文化財	110件
国文化財	37件
東京都文化財	16件
合計	163件

出典: 中央区資料(令和4(2022)年9月1日現在)

構成する区の主な取組

(1) 多様な主体との連携による観光施策の推進 7-3(1) 7-3(6)

各都市の観光トレンドに合わせた戦略的なプロモーション

区内各エリアの個性や強みを効果的に発信するとともに、海外市場ごとの動向や来街者の出身地、属性やニーズに応じたアウトリーチ型のプロモーションを実施することにより、インバウンドの拡大を図る

(2) 地域の特色に合わせた産業支援対策 7-2(3)

区内の各地域が有する特色や希望に合わせた産業支援

「若手起業家や新たな業種を取り込むエリアにしたい」「エリア名やイベントの認知度を向上させたい」など、各地域が希望する取組を時代のニーズに合わせて積極的に支援するとともに、地域に活力をもたらす中小企業への経営支援等を行うことで、地域経済を活性化

(3) 生涯学習や観光資源としての文化財活用 8-3(4) 9-2(5)

区の日常を共有できるデジタルを活用したアーカイブ化

郷土資料館で公開している収蔵品のデータベースや本の森ちゅうおうにおけるデジタル技術を活用した新たな取組に加え、区民等が撮影・記録した区の日常風景などを収集し、デジタルによるアーカイブ化を推進

(4) 人が集まるにぎわい空間の創出 5-1(4) 6-2(3) 6-2(9) 6-2(10)

民間が行う再開発等による交通結節点やコミュニティ空間、集客施設等の整備を通じ、新たに人が集まるにぎわいの空間を創出

(5) 誰もが活躍できる環境づくり 2-2(5) 2-3(1) 3-1(2) 3-1(4)

働き方や社会参加の在り方について、健康状態や生活の状況、年齢、性別、障害の有無にかかわらず自らの意思で選択でき、誰もが主体的に活躍できる環境づくりを推進

(6) 区内の文化資源の活用 8-3(4) 9-1(2) 9-2(1) 9-2(3)

盆踊りなどの地域イベント、中央区まるごとミュージアム、まちかど展示館、区立図書館における企画展示など、本区の歴史と伝統、多様な魅力を区民・来街者に広く知ってもらう機会を充実

(7) 生涯学習の場の提供 8-3(1)

中央区民カレッジを通じた区の伝統文化に関する理解促進と生きがいづくりの推進

第6章

計画の体系

計画の体系図

輝く未来へ橋をかける

将来像	輝く未来へ橋をかける																																											
	「中央区スタイル」を確立し、世界に輝く東京を創造			歴史と伝統を継承し、多彩な魅力があふれる美しいまちを形成				住みたい																																				
基本構想	一人一人の生き方が大切にされた安心できるまちを目指して						快適で安全な生活を都市環境が整備されたま																																					
	1 すべての人々が健康で安心して暮らせるまち		2 誰もがいきいきと笑顔で暮らせるまち		3 互いに尊重しあって心豊かに暮らせるまち		4 災害・犯罪に強くいつまでも住み続けられるまち		5 水とみどりあふ豊かな環境を未来へつなぐま																																			
基本政策	<table border="1"> <tr> <td>1-1 1</td> <td>1-2 2</td> <td>2-1 3</td> <td>2-2 4</td> <td>2-3 5</td> <td>3-1 6</td> <td>3-2 7</td> <td>4-1 8</td> <td>4-2 9</td> <td>5-1 10</td> <td>5-2 11</td> </tr> <tr> <td>ライフステージに応じた健康づくり</td> <td>健康危機管理対策の推進</td> <td>子どもが健やかに育つ地域づくり</td> <td>障害者が地域で自立し、充実した生活を送ることができる環境づくり</td> <td>高齢者が住み慣れたまちでいきいきと暮らし続ける環境づくり</td> <td>多様性を認め合う社会の構築</td> <td>すべての人の尊厳が守られる社会の推進</td> <td>地域ぐるみの防災力・防犯力の向上</td> <td>安心して住み続けられる住宅・住環境づくり</td> <td>水とみどりにつつまれたやすらぎのある空間づくり</td> <td>地球にやさしく美しいまちづくり</td> </tr> <tr> <td>健康</td> <td>生活衛生・保健医療</td> <td>子育て支援</td> <td>障害者福祉</td> <td>高齢者福祉</td> <td>共生社会・男女共同参画</td> <td>権利擁護・生活支援</td> <td>防災・危機管理・生活安全</td> <td>住宅・住環境</td> <td>公園・緑地・水辺</td> <td>環境保全</td> </tr> </table>											1-1 1	1-2 2	2-1 3	2-2 4	2-3 5	3-1 6	3-2 7	4-1 8	4-2 9	5-1 10	5-2 11	ライフステージに応じた健康づくり	健康危機管理対策の推進	子どもが健やかに育つ地域づくり	障害者が地域で自立し、充実した生活を送ることができる環境づくり	高齢者が住み慣れたまちでいきいきと暮らし続ける環境づくり	多様性を認め合う社会の構築	すべての人の尊厳が守られる社会の推進	地域ぐるみの防災力・防犯力の向上	安心して住み続けられる住宅・住環境づくり	水とみどりにつつまれたやすらぎのある空間づくり	地球にやさしく美しいまちづくり	健康	生活衛生・保健医療	子育て支援	障害者福祉	高齢者福祉	共生社会・男女共同参画	権利擁護・生活支援	防災・危機管理・生活安全	住宅・住環境	公園・緑地・水辺	環境保全
	1-1 1	1-2 2	2-1 3	2-2 4	2-3 5	3-1 6	3-2 7	4-1 8	4-2 9	5-1 10	5-2 11																																	
ライフステージに応じた健康づくり	健康危機管理対策の推進	子どもが健やかに育つ地域づくり	障害者が地域で自立し、充実した生活を送ることができる環境づくり	高齢者が住み慣れたまちでいきいきと暮らし続ける環境づくり	多様性を認め合う社会の構築	すべての人の尊厳が守られる社会の推進	地域ぐるみの防災力・防犯力の向上	安心して住み続けられる住宅・住環境づくり	水とみどりにつつまれたやすらぎのある空間づくり	地球にやさしく美しいまちづくり																																		
健康	生活衛生・保健医療	子育て支援	障害者福祉	高齢者福祉	共生社会・男女共同参画	権利擁護・生活支援	防災・危機管理・生活安全	住宅・住環境	公園・緑地・水辺	環境保全																																		
基本計画	<table border="1"> <tr> <td>(1)(2)(3) 1 2 3</td> <td>(1)(2)(3) 4 5 6</td> <td>(1)(2) 7 8</td> <td>(1)(2) 9 10</td> <td>(1)(2)(3)(4) 11 12 13 14</td> <td>(1) 15</td> <td>(1)(2)(3) 16 17 18</td> <td>(1)(2)(3)(4) 19 20 21 22</td> <td>(1)(2)(3) 23 24 25</td> <td>(1)(2)(3)(4) 26 27 28 29</td> <td>(1)(2) 30 31</td> </tr> <tr> <td>生涯を通じた食育の推進 ライフステージ・ライフスタイルに応じた健康づくりの推進 妊娠から子育て期までの切れ目のない母子支援</td> <td>生活衛生の確保 安全・安心な医療の確保 感染症対策</td> <td>子育て世代への支援 保育環境の整備</td> <td>地域生活を支える環境づくり 個のニーズに基づくサービスの提供</td> <td>互いに支え合う地域づくりの推進 自立支援を促進するサービスの充実 認知症ケアと在宅療養支援の推進 生涯現役社会の実現</td> <td>共生社会・男女共同参画の推進</td> <td>生活困窮者の自立支援 権利擁護・虐待防止 包括的支援体制づくり</td> <td>消費生活の安定・向上 犯罪のない安全・安心なまちづくりの推進 地域特性に応じた防災対策の推進 地域防災体制の充実・強化</td> <td>多様な暮らしを支える住宅・住環境の整備 建築物の耐震化の推進</td> <td>緑化の促進 安全・快適な水辺環境の整備・充実 公園等の整備・充実 水とみどりのネットワークの形成</td> <td>快適で美しいまちづくりの推進 ゼロカーボンシティの推進</td> </tr> </table>											(1)(2)(3) 1 2 3	(1)(2)(3) 4 5 6	(1)(2) 7 8	(1)(2) 9 10	(1)(2)(3)(4) 11 12 13 14	(1) 15	(1)(2)(3) 16 17 18	(1)(2)(3)(4) 19 20 21 22	(1)(2)(3) 23 24 25	(1)(2)(3)(4) 26 27 28 29	(1)(2) 30 31	生涯を通じた食育の推進 ライフステージ・ライフスタイルに応じた健康づくりの推進 妊娠から子育て期までの切れ目のない母子支援	生活衛生の確保 安全・安心な医療の確保 感染症対策	子育て世代への支援 保育環境の整備	地域生活を支える環境づくり 個のニーズに基づくサービスの提供	互いに支え合う地域づくりの推進 自立支援を促進するサービスの充実 認知症ケアと在宅療養支援の推進 生涯現役社会の実現	共生社会・男女共同参画の推進	生活困窮者の自立支援 権利擁護・虐待防止 包括的支援体制づくり	消費生活の安定・向上 犯罪のない安全・安心なまちづくりの推進 地域特性に応じた防災対策の推進 地域防災体制の充実・強化	多様な暮らしを支える住宅・住環境の整備 建築物の耐震化の推進	緑化の促進 安全・快適な水辺環境の整備・充実 公園等の整備・充実 水とみどりのネットワークの形成	快適で美しいまちづくりの推進 ゼロカーボンシティの推進											
	(1)(2)(3) 1 2 3	(1)(2)(3) 4 5 6	(1)(2) 7 8	(1)(2) 9 10	(1)(2)(3)(4) 11 12 13 14	(1) 15	(1)(2)(3) 16 17 18	(1)(2)(3)(4) 19 20 21 22	(1)(2)(3) 23 24 25	(1)(2)(3)(4) 26 27 28 29	(1)(2) 30 31																																	
生涯を通じた食育の推進 ライフステージ・ライフスタイルに応じた健康づくりの推進 妊娠から子育て期までの切れ目のない母子支援	生活衛生の確保 安全・安心な医療の確保 感染症対策	子育て世代への支援 保育環境の整備	地域生活を支える環境づくり 個のニーズに基づくサービスの提供	互いに支え合う地域づくりの推進 自立支援を促進するサービスの充実 認知症ケアと在宅療養支援の推進 生涯現役社会の実現	共生社会・男女共同参画の推進	生活困窮者の自立支援 権利擁護・虐待防止 包括的支援体制づくり	消費生活の安定・向上 犯罪のない安全・安心なまちづくりの推進 地域特性に応じた防災対策の推進 地域防災体制の充実・強化	多様な暮らしを支える住宅・住環境の整備 建築物の耐震化の推進	緑化の促進 安全・快適な水辺環境の整備・充実 公園等の整備・充実 水とみどりのネットワークの形成	快適で美しいまちづくりの推進 ゼロカーボンシティの推進																																		
運区 営政	25 施策推進の基盤となる安定した行財政運営					持続可能な行財政運営																																						

人が集まる粋なまち

誰もがあこがれ、
働きたい都心の実現

未来を切り拓く力を育む
「創造の場」の構築

多様な絆が融合した
「プロアクティブ・コミュニティ」の確立

送るための
ちを目指して

輝く個性とにぎわいが躍動を生み出すまちを目指して

れる
まち

6
魅力ある都市機能と
地域の文化を
世界に発信するまち

7
多彩な産業が地域に
活力を与え、多様な人が集い
にぎわうまち

8
豊かな学びにあふれ
健やかな体を育むまち

9
人々のつながりが広がる
文化の香りと平和に
包まれたまち

5-3 12	6-1 13	6-2 14	7-1 15	7-2 16	7-3 17	8-1 18	8-2 19	8-3 20	8-4 21	9-1 22	9-2 23	9-3 24
循環型社会づくりの推進	都心にふさわしい基盤整備	地域文化をいかし未来を 実現するまちづくり	特色ある商業活力が融合し、 かがやきを放つ都心商業の 形成	時代の変化に対応し、 最先端の都市型産業として 進化する環境づくり	まちのいとなみを楽しむ 「都市観光」の推進	子どもたちの可能性が 開花する教育の推進	希望に満ち、次代を担う 子どもの育成	生涯にわたり学ぶ喜びを 分かち合える学習活動の 推進	スポーツの楽しさが広がる 環境づくり	さまざまな絆が生み出す 「地域力」の向上	豊かな心を育む 文化活動の振興	国や地域を越えた交流が 深まり多様な価値観が 共生するまちづくり
循環型社会	道路・交通	地域整備	商業振興	産業振興	観光	学校教育	家庭教育への支援・ 青少年健全育成	生涯学習	スポーツ	コミュニティ	文化振興	国際交流・地域間 交流・平和
(1)(2) 32 33 環境に対する意識啓発と発生抑制の促進 清掃・リサイクル事業の推進	(1)(2)(3)(4) 34 35 36 37 快適な歩行環境の拡充 交通環境の改善 まちなみに調和した風格のあるまちづくり	(1)(2) 38 39 世界に発信する魅力的なまちづくり 地域の個性をいかした良好なまちづくり	(1)(2) 40 41 地域商店街の活性化 都心商業の推進	(1)(2) 42 43 雇用・就労・勤労者福祉の充実 企業活動の活性化と経営の支援	(1)(2) 44 45 来街者受入環境の充実 都市観光によるにぎわいの創出	(1)(2)(3) 46 47 48 豊かな心・温かな人間関係を育む教育の推進 個性や能力を伸ばす教育の推進 健康な体づくりの推進	(1)(2) 49 50 健全育成活動の推進 家庭の教育力の向上	(1)(2) 51 52 生涯を通じた学習活動の推進 図書館サービスの推進	(1)(2)(3) 53 54 55 身近にスポーツ活動ができる環境づくり ライフステージに応じた生涯スポーツの推進	(1)(2) 56 57 協働の推進 都心コミュニティの活性化	(1)(2) 58 59 歴史的・文化的遺産の保存・活用 区民の文化活動の振興	(1)(2) 60 61 平和意識の普及・啓発 区民の国際交流・地域間交流の推進

公共施設等の総合的かつ計画的な管理

さまざまな主体との協働

SDGsとは

SDGs(持続可能な開発目標)とは、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された令和12(2030)年を年限とする国際目標です。SDGsは持続可能な世界を実現するための17のゴールから構成され、先進国を含むすべての国々の共通目標となっています。

SDGs達成のためには、「誰一人取り残さない」包摂的な社会をつくっていくことが重要であると強調されており、国家レベルだけではなく自治体レベルでの取組が期待されています。

本計画が示す施策の方向性は、SDGsと軌を一にしているため、本計画に掲げる取組を推進することで、持続可能なまちの実現につながっていきます。



本計画の施策とSDGsの17のゴールとの対応関係

基本政策	施策
すべての人々が健康で安心して暮らせるまち	1 ライフステージに応じた健康づくり
	2 健康危機管理対策の推進
誰もがいきいきと笑顔で暮らせるまち	3 子どもが健やかに育つ地域づくり
	4 障害者が地域で自立し、充実した生活を送ることができる環境づくり
	5 高齢者が住み慣れたまちでいきいきと暮らし続ける環境づくり
互いに尊重しあって心豊かに暮らせるまち	6 多様性を認め合う社会の構築
	7 すべての人の尊厳が守られる社会の推進
災害・犯罪に強くいつまでも住み続けられるまち	8 地域ぐるみの防災力・防犯力の向上
	9 安心して住み続けられる住宅・住環境づくり
水とみどりあふれる豊かな環境を未来へつなぐまち	10 水とみどりにつつまれたやさらかな空間づくり
	11 地球にやさしく美しいまちづくり
	12 循環型社会づくりの推進
魅力ある都市機能と地域の文化を世界に発信するまち	13 都心にふさわしい基盤整備
	14 地域文化をいかし未来を実現するまちづくり
多彩な産業が地域に活力を与え、多様な人が集いにぎわうまち	15 特色ある商業活力が融合し、かがやきを放つ都心商業の形成
	16 時代の変化に対応し、最先端の都市型産業として進化する環境づくり
	17 まちのいとなみを楽しむ「都市観光」の推進
豊かな学びにあふれ健やかな体を育むまち	18 子どもたちの可能性が開花する教育の推進
	19 希望に満ち、次代を担う子どもの育成
	20 生涯にわたり学ぶ喜びを分かち合える学習活動の推進
	21 スポーツの楽しさが広がる環境づくり
人々のつながりが広がる文化の香りと平和に包まれたまち	22 さまざまな絆が生み出す「地域力」の向上
	23 豊かな心を育む文化活動の振興
	24 国や地域を越えた交流が深まり多様な価値観が共生するまちづくり



SDGsのゴールとの関係																	
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
貧困	飢餓	健康福祉	教育	ジェンダー	水・衛生	エネルギー	経済成長	産業	平等	まちづくり	生産消費	気候変動	海洋資源	森林・土地	平和・公正	協働	

9つの基本政策

- 1 すべての人々が健康で安心して暮らせるまち
- 2 誰もがいきいきと笑顔で暮らせるまち
- 3 互いに尊重しあって心豊かに暮らせるまち
- 4 災害・犯罪に強く
いつまでも住み続けられるまち
- 5 水とみどりあふれる豊かな環境を
未来へつなぐまち
- 6 魅力ある都市機能と地域の文化を
世界に発信するまち
- 7 多彩な産業が地域に活力を与え、
多様な人が集いにぎわうまち
- 8 豊かな学びにあふれ健やかな体を育むまち
- 9 人々のつながりが広がる文化の香りと
平和に包まれたまち

【掲載データの考え方】

- 属性の記載がないものについては、中央区に関する情報を記載しています。
- 他自治体や国など、本区以外の属性に関する情報が記載されている場合は、その旨記載しています。
- 端数処理して表示しているものがあるため、合計値が一致しない場合があります。

基本政策

1

すべての人々が 健康で安心して暮らせるまち

10年後の中央区の姿

- 区民一人一人が健康の大切さを自覚し、ライフステージに応じて主体的に健康づくりに取り組み健康を維持しています。また、妊娠期から子育て期までの切れ目のない母子支援体制のもと、安心して妊娠・出産・育児に臨むことができます。
- 感染症予防方法の普及・啓発が進むとともに、関係医療機関との連携が強化され、感染症発生時においても被害が最小限に抑えられています。また、ホテルや飲食店、診療所などの施設を安全・安心に利用できる衛生環境が保たれています。

施策 1-1

ライフステージに応じた健康づくり

健康分野

施策 1-2

健康危機管理対策の推進

生活衛生・保健医療分野

基本政策
1

すべての人々が健康で安心して暮らせるまち

施策 1-1

ライフステージに応じた健康づくり

健康分野

SDGsのゴール
との関係

施策の目標

- より高い生活の質を伴って日常生活を過ごせるよう、「健康寿命の延伸」を目指すとともに、病気や障害があっても、自らの能力を最大限にいかし、いきいきと暮らせるよう「主観的健康観の向上」を目指します。
- 出産・育児を行うすべての保護者が、心身ともに健康に子育てしていくため、身近な地域で支援を必要とする家庭が適切なサポートを受けられる環境を整備していきます。
- 生活習慣病予防に関する正しい知識を習得し、自ら健康を管理し、心身ともに健やかな毎日を過ごせるよう支援していきます。
- 区民一人一人が食べることを大切に捉え、食に関する正しい知識や食を選ぶ力を身に付け、健全な食生活を実践できるよう、生涯を通じた食育を推進していきます。

現状と課題

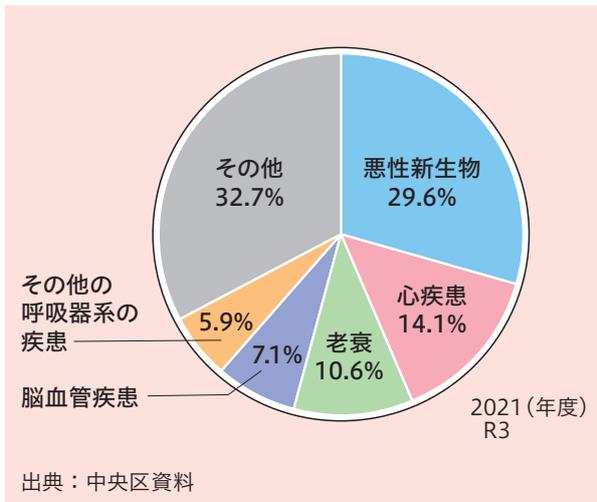
- 本区では、30歳代、40歳代を中心とした子育て世代が増加しています。また、核家族化が進行し、家族からの育児支援が得られにくくなることも想定されます。このため、妊娠期から子育て期にわたる母子保健や育児に関するさまざまな悩み等に円滑に対応するための相談支援体制を強化するなど、保護者の不安が軽減され、安心して子育てができる環境の充実が求められています。
- 主要な死亡原因であるがん、心疾患、脳血管疾患に加え、重大な合併症の恐れがある糖尿病等の生活習慣病の発生予防と重症化予防への取組は、区民の健康寿命の延伸を図る上で大きな課題となっています。新型コロナウイルス感染症の拡大を契機としたテレワークやオンラインショッピングなどの普及拡大による在宅時間の増加に伴い、外出する機会が減少し運動不足となった方も多く見受けられます。生活習慣病の発症・進行には、日頃の食

習慣、運動不足、喫煙、飲酒等が大きく影響するとされています。子どもの頃から正しい生活習慣を身に付け、高齢になっても健康でいられるよう、生涯を通じた健康づくりが重要です。また、不安や悩みについて、誰にも相談できずに長期間一人で抱え込むことで、精神や身体に悪い影響を及ぼし、うつ病などこころの病気を引き起こすケースが少なくありません。そのため、相談場所・窓口を周知し、精神科専門医等がさまざまな相談に応じることで、こころの問題を早期に発見し、治療や社会復帰に向けた支援をしていくことが重要となっています。

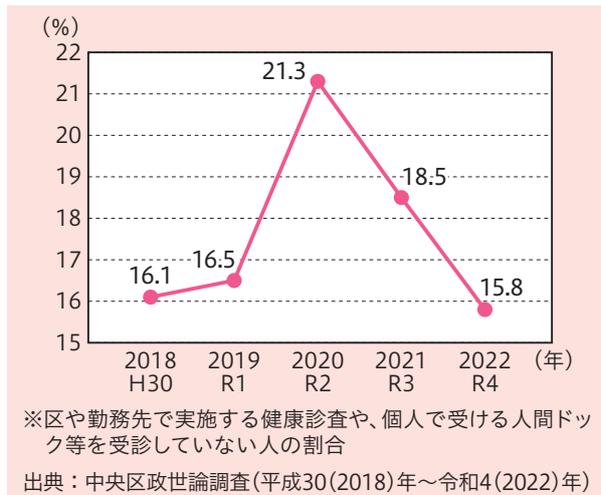
- 1日3回主食・主菜・副菜を組み合わせたバランスのよい食事をしている区民が減少傾向にあります。このため、幼少期から高齢期までのライフステージに応じた食育を通じて、栄養バランスに配慮した食事や健全な食生活を実践するための支援が必要です。

現状データ

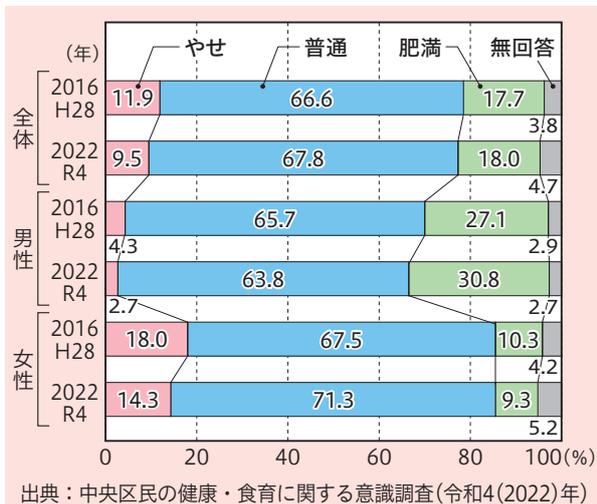
■ 主要な死因内訳



■ 健康診査を受けていない人の割合の推移*



■ 肥満およびやせの状況

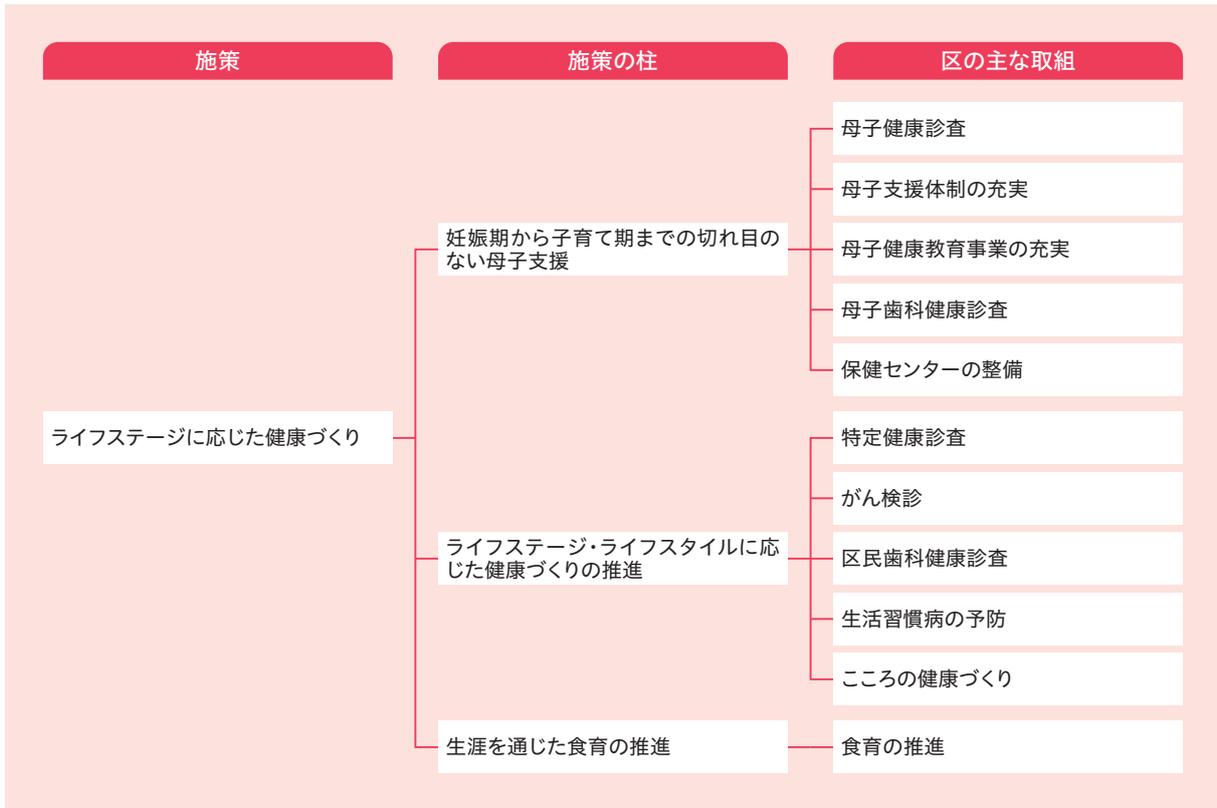


■ 食生活に関する調査

項目	年	2016 H28	2022 R4
1日3回、主食・主菜・副菜をそろえた食事をしている区民の割合	子ども	35.0%	35.1%
	成人	17.3%	16.8%
野菜の1日当たりの平均摂取量	成人	162.5g	154.5g
朝食を毎日食べる区民の割合	子ども	90.2%	84.4%
	成人	74.7%	71.0%

※令和4(2022)年は、成人：18歳以上、子ども：17歳以下
※平成28(2016)年は、成人：20歳以上、子ども：19歳以下
出典：中央区民の健康・食育に関する意識調査(令和4(2022)年)

施策の体系



施策の柱と区の主な取組

妊娠期から子育て期までの切れ目のない母子支援

(1) 母子健康診査

母体や胎児の健康を守るため、妊婦健康診査や妊娠確定後の検査、超音波検査および新生児聴覚検査等の費用の一部助成を行います。また、保健師や母子保健コーディネーターによる妊婦への面接を通して適切な支援を提供するための状況把握等に努めます。乳幼児の健康診査では、健康上問題のある場合は早期の治療を促すとともに、未受診の家庭に対しては、その理由や背景等を調査し、支援が必要と考えられる家庭について、関係機関と連携しながら適切に対応します。

(2) 母子支援体制の充実

妊娠期から子育て期にわたるさまざまな悩み等に対応するため、地域の医療機関、関係機関と連携して、妊婦面接や産後ケア、子どもの事故防止対策などのきめ細かいサポートを継続的に行います。また、保健師等が妊産婦の状況を継続的に把握し、支援が必要と判断した妊産婦については、保健所・保健センターと子ども家庭支援センター(児童館)が妊産婦・乳幼児の情報共有や支援方針を協議し、連携

しながら、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子ども子育て応援ネットワーク」を継続して提供することで、母子保健分野と子育て支援分野の両面から支援します。

(3) 母子健康教育事業の充実

妊婦の健康や妊娠中の不安解消、子育てに関する知識の普及等を目的とした「プレママ教室」、
「働く女性のためのプレママ教室」、「パパママ教室」などを実施します。また、地域の医療機関、関係
機関と連携しながら発達段階に応じた育児等の知識を普及していきます。

(4) 母子歯科健康診査

「歯と口の健康づくり」を推進し、「食べる力」を育むため、生後11カ月児から就学前児に対し、歯科
健康診査および「食」「食べ方」「口の機能発達」等に関する歯科健康相談・支援を行うとともに、必要
に応じて3歳未満児にむし歯予防処置等を行います。また、歯周疾患が発生しやすくなる妊産婦を対象
に、地域歯科医療機関と連携しながら、産前産後歯科健康診査を実施します。

(5) 保健センターの整備

月島地域全体の人口増加を踏まえ、区民の健康の保持増進と利便性向上を図るため、晴海地区の
母子保健サービスを主体として担う新たな保健センターを令和6(2024)年度に整備します。

ライフステージ・ライフスタイルに応じた健康づくりの推進

(6) 特定健康診査

特定健康診査を実施し、必要に応じて、ライフスタイルに合った食生活の指導や運動習慣の定着に
向けたアドバイス等、メタボリックシンドローム解消に向け生活習慣改善を継続的に支援する特定保健
指導を行います。また、要介護状態になるリスクが高い方を早期に把握するため、65歳以上を対象に
フレイル予防健診を行います。

(7) がん検診

主要な死亡原因である「がん」の早期発見・早期治療のため、胃がん、子宮がん、肺がん、大腸がん、
乳がん、前立腺がん検診を実施します。医療機関との連携を図り、受診しやすい体制を充実させること
で受診率向上に努めます。また、検診が正しく行われなければ効果を発揮することができないため、検診
の精度管理(検診が正しく行われているか評価し不備な点を改善すること)を行い、質の高い検診の
実施に努めます。

(8) 区民歯科健康診査

若年期からの成人歯科健康診査により、歯周病の早期発見と予防指導を行い、歯と口の健康増進を図ります。また、介護予防、窒息や誤えん性肺炎予防を図るため、高齢者歯科健康診査において口腔清掃状況や口腔機能状況等を継続的にチェックし、生活の質の維持・向上を支援します。

(9) 生活習慣病の予防

30歳・35歳を対象とした健康診査を実施し、生活習慣病の早期発見や改善指導、正しい知識の普及による予防の強化を図ります。また、ライフスタイルの多様化を踏まえ、区内の歴史的スポットや、水とみどりを楽しみながら歩けるウォーキングマップを活用した健康づくりを提案するなど、区民が空き時間を利用し、気軽に健康づくりに取り組むことができるよう支援を行います。さらに、生活習慣病予防のための教室や講演会等の機会を活用して、生活習慣病予防のための正しい知識の普及・啓発を図ります。

(10) こころの健康づくり

精神科専門医や保健師がさまざまな相談に応じ、こころの問題の早期発見・早期治療と社会復帰を支援します。また、精神疾患への正しい理解と対応、こころの健康の維持・増進のため、講演会を開催するなど普及・啓発を推進します。

外見の変化を伴うがん治療中の方に対しては、ウィッグ(かつら)や胸部補整具の購入費用の一部助成を通じて、就労等の社会参加を支援します。

さらに、身近な人の自殺の危険を示すサインに気付き、適切な対応を図ることができる人材を育成するためゲートキーパー養成講座を実施するとともに、専門家や関係機関等で構成する中央区自殺対策協議会を通じて、自殺対策に関する情報共有・連携を図るなど、自殺対策を総合的に推進していきます。

生涯を通じた食育の推進

(11) 食育の推進

栄養バランスに配慮した食事をするのが健康の基本であることを広く周知するため、食育情報の発信を強化するとともに、食育への関心度を高めるため、本区食育野菜キャラクターやデジタルツールの効果的な活用を推進していきます。また、幼い頃からの健全な食生活の確立が将来の健康づくりにつながることから、家庭や学校、幼稚園、保育所等と連携した食育の取組を推進していきます。

基本政策

1

すべての人々が健康で安心して暮らせるまち

施策 1-2

健康危機管理対策の推進

生活衛生・保健医療分野

SDGsのゴールとの関係



施策の目標

- 区民が感染症の流行状況に応じた予防や対応を適切に講じることができるよう、正しい知識の普及・啓発を図るとともに、区民の命と健康を守るため、感染症発生時の危機管理体制を強化していきます。
- 区民や多くの来街者が安全・安心かつ快適に、理容所等の環境衛生関係施設や飲食店等の食品衛生関係施設、診療所等の医療関係施設等を利用できるよう、それぞれの施設の衛生管理の特性を踏まえた監視指導を徹底し、生活衛生の向上に取り組みます。
- 区民に対して正確な医療情報を提供することに加え、緊急時や災害時においても診療所や薬局等と連携を図り、区民が安全に安心して医療を受けることができる体制の整備を促進していきます。

現状と課題

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大期には、感染者の急増に伴い保健所や医療機関などへ発熱相談等が殺到し、保健所における感染者の把握や自宅療養者の健康観察などの患者対応業務がひっ迫したことで、陽性者への連絡に時間を要し、保健所等への電話もつながりにくい状況が発生しました。全庁を挙げての応援体制やICTを活用した疫学調査の効率化、関係機関同士の緊密な連携など、この間培った経験を、区民の命と健康を守るために今後の健康危機管理対策にいかしていくことが求められています。
- 今後も、新型コロナウイルス感染症や新型インフルエンザなどの新興感染症や結核等の再興感染症、デング熱等の輸入感染症など、さまざまな感染症が流行する懸念があります。感染症を防止するための予防接種の推進のほか、感染症に対する知識の普及・啓発、医師会や区内医療機関との連携を強化するなどの対策が必要です。

- 本区には、都心の商業地域としての知名度や交通利便性の高さから、理容所、劇場、ホテル等不特定多数の人が利用する施設が多く存在しているため、監視指導を徹底し、施設の衛生水準や利用者の安全を確保することが重要です。また、HACCP(食品の安全を確保する衛生管理の手法)による衛生管理の導入について支援を図るとともに、食品衛生関係施設の監視指導を徹底し、食の安全・安心を確保していく必要があります。
- 区民の命と健康を守るためには、必要な医療を、誰もが、いつでも、どこでも、適切に受けることができる体制が不可欠です。診療所、薬局等の医療関係施設の監視指導を図るとともに、大規模災害等の発生に備えて、関係機関との連携による初動体制構築の促進と、東京都や近隣区とのさらなる連携強化に取り組むことが求められています。

現状データ

■感染症発生届出状況

(単位：件)

分類	年度	2018 H30			
		2018 H30	2019 R1	2020 R2	2021 R3
一類感染症 (エボラ出血熱等)		0	0	0	0
二類感染症 (結核、ポリオ等)		27	34	38	40
三類感染症 (腸管出血性大腸菌感染症等)		2	5	3	4
四類感染症 (A型肝炎、デング熱等)		10	13	8	5
五類感染症 (インフルエンザ、梅毒等)		147	89	96	176
新型インフルエンザ等 感染症		0	23	7,614	54,007
※うち新型コロナウイルス 感染症		0	23	7,614	54,007

出典：中央区資料

■環境衛生関係施設数および監視指導状況

(単位：件)

業態別	年度	2021 R3		2018 H30(参考)	
		施設数	監視指導件数	施設数	監視指導件数
理容所		159	16	162	12
美容所		922	156	773	158
クリーニング所		305	28	300	71
コインオペレーションクリーニング営業施設		25	2	23	3
興行場		37	0	36	3
旅館		210	56	179	139
公衆浴場		54	25	51	19
プール		35	30	33	38
水道施設		6,795	7	7,125	5
温泉利用施設		3	2	2	4
墓地・納骨堂		9	0	9	0
特定建築物(3,000~10,000㎡)		725	10	724	2
特定建築物(10,000㎡を超えるもの)		279	0	274	0

※最新データと新型コロナウイルス感染症の影響を受けていない平成30(2018)年度を比較

出典：中央区資料

■食品衛生関係施設数および監視指導状況

(単位：件)

業態別※	年度	2021 R3		業態別	2018 H30(参考)	
		施設数	監視指導件数		施設数	監視指導件数
飲食店営業 (喫茶店を含む)		11,399	2,944	飲食店営業	11,199	4,160
菓子製造業		912	266	喫茶店営業	1,386	467
—		—	—	菓子製造業	796	594
食肉販売業		311	89	乳類販売業	879	310
魚介類販売業		321	172	食肉販売業	548	365
その他の 販売・製造業		847	370	魚介類販売業	640	828
集団給食施設		322	1,292	その他の製造業	764	465
ふぐ取扱所など		1,138	186	その他の販売業	5,034	2,807
営業届出		3,551	811	集団給食施設	373	266
食鳥処理業		21	3	ふぐ取扱所など	1,470	354
				—	—	—
				食鳥処理業	25	22

■食中毒発生状況

(単位：件)

年度	2017 H29	2018 H30	2019 R1	2020 R2	2021 R3
件数	7	8	8	3	1

出典：中央区資料

※令和3(2021)年6月食品衛生法改正による業態再編

※最新データと新型コロナウイルス感染症の影響を受けていない平成30(2018)年度を比較

出典：中央区資料

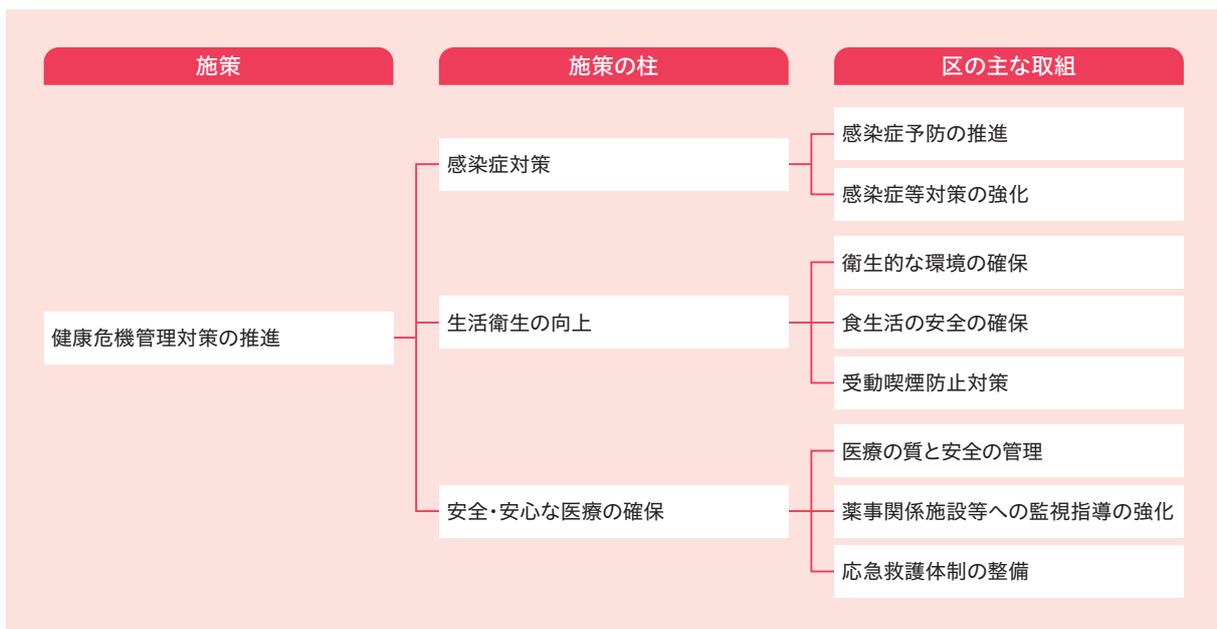
■医療関係施設数および監視指導状況

(単位：件)

区分	年度	2021 R3		2018 H30(参考)	
		施設数	監視指導件数	施設数	監視指導件数
診療所		720	182	594	146
歯科診療所		473	47	459	56
毒物劇物販売業		810	129	828	253
薬局		143	78	149	128
店舗販売業		101	37	98	97
麻薬小売業		121	70	118	84
薬局製造販売医薬品	製造業	11	4	12	7
	製造販売業	11	4	12	7
高度管理医療機器等	販売業	541	108	500	177
	貸与業	439	88	390	129
管理医療機器	販売業	1,769	63	1,652	134
	貸与業	1,035	63	962	134

※最新データと新型コロナウイルス感染症の影響を受けていない平成30(2018)年度を比較
出典：中央区資料

施策の体系



施策の柱と区の主な取組

感染症対策

(1) 感染症予防の推進

「予防接種法」等に基づく定期予防接種のほか、法に基づかない任意接種である流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチンや風疹ワクチンの接種助成を行うなど、感染症の抑制を図ります。乳幼児の保護者を対象に、予防接種の予定日が近づくとスマートフォン等にメールでお知らせするサービスを

実施し、接種漏れを防止します。

また、結核予防として、結核患者に対しては保健師の訪問等による「DOTS(直接服薬確認療法)」での服薬支援、患者家族等には検診による健康管理を行うことで、結核のまん延防止に努めます。あわせて、区内での感染症発生状況や感染症についての正しい知識・予防策について積極的に情報発信を行い、感染症予防に関する知識の普及・啓発を図ります。

(2) 感染症等対策の強化

今後再び、新型コロナウイルス感染症のような新興感染症が発生した場合に備え、「中央区新型コロナウイルス感染症等対策行動計画」に基づき、医師会や区内医療機関等との情報連携を強化するとともに、ICTの活用や組織的応援体制の構築など新型コロナウイルス感染症への対応で得た経験を踏まえ、情勢に応じた適切な対応を可能とするための体制強化を図ります。

生活衛生の向上

(3) 衛生的な環境の確保

多数の人が利用する環境衛生施設への監視指導を行い、利用者の安全と施設における衛生水準を確保します。感染症を媒介するねずみや蚊等の衛生害虫の駆除作業を実施するとともに、ねずみや衛生害虫が生息しにくい環境の整備に関する普及・啓発を行います。宿泊施設の運営状況に対する監視体制の強化等を行いながら、すべての区民が安心して住み続けられる生活環境の保持や環境衛生水準の維持向上を図ります。

(4) 食生活の安全の確保

安全・安心な食品が提供されるよう食品関連施設の衛生を確保するため、「中央区食品衛生監視指導計画」に基づく効果的・効率的な監視を実施するとともに、食中毒や有害・違反食品等の発生時に迅速に対応します。また、令和3(2021)年6月から食品衛生法の改正により制度化されたHACCP(食品の安全を確保する衛生管理の手法)による衛生管理の導入について、区内事業者に対する支援を行います。

(5) 受動喫煙防止対策

受動喫煙による区民や来街者などの健康被害を防止するため、飲食店や事業所等の施設管理者に対し、施設の用途や利用者に応じた適切な措置を講じるよう周知を行うとともに、区民や来街者などに対しても受動喫煙防止対策への理解が深まるよう、啓発に取り組んでいきます。また、路上喫煙行為

による受動喫煙被害および吸い殻のポイ捨てを防止するため、巡回パトロール等により歩きたばこや公共の場所での喫煙の原則禁止、受動喫煙防止への配慮などの「中央区たばこルール」の遵守の徹底を図るとともに、指定喫煙場所を整備し、区民や来街者など誰にとっても居心地のいい空間を創出します。

安全・安心な医療の確保

(6) 医療の質と安全の管理

区民が安心して医療を受けられるよう、医療機関等に対し計画的に立入調査や指導を行い、医療の安全の確保を図ります。診療所・歯科診療所・助産所の管理者を対象とした医療安全講習会を開催し、医療安全の向上と法令遵守の徹底を図ります。また、実務経験を有する看護師の相談員による専門相談窓口を設置し、医療に関する心配や不安の解消につなげます。

(7) 薬事関係施設等への監視指導の強化

薬局や薬店、その他毒物および劇物販売業者に対して定期的に立入検査を行い、医薬品等の適正な販売や取り扱いを指導し、違反や事故の発生を防止します。また、高度管理医療機器等販売業・貸与業者に対し監視指導を実施し、適正な取り扱いや法令遵守の徹底を図ります。

(8) 応急救護体制の整備

災害発生時には、区内の医師会・歯科医師会・薬剤師会や区内在住・在勤で区内医療関係団体に所属していない方を対象とした災害時医療救護活動従事スタッフ等と連携を図り、初動期の医療救護体制を充実させるとともに、傷病者の応急処置や災害拠点病院への搬送の適否等、迅速な対応を行います。また、災害拠点病院が医療救護活動を実施する際、緊急医療救護所を設置し、区と災害拠点病院が協力して運営します。さらに、薬剤師会等と連携し災害時に使用する医薬品の確保にも努め、適切な応急救護が提供できる環境整備を促進していきます。

基本政策

2

誰もがいきいきと 笑顔で暮らせるまち

10年後の中央区の姿

- 保育を必要とするすべての子どもが質の高い保育施設を利用できる環境が整っています。また、きめ細かな子育て支援サービスを受けることができるとともに、子ども一人一人の個性に応じた支援体制が構築され、地域で安心して心身ともに豊かに成長できる環境が整っています。
- 誰もが互いに理解し支え合う共生社会が進展し、障害者が一人一人のニーズやライフスタイルに応じた支援を受けることができる環境が整備され、住み慣れた地域でいきいきと充実した生活を送っています。
- 元気な高齢者が自らの選択で就労したり、ボランティアや地域活動に参加したりするなど、社会の第一線でいきいきと活躍しています。また、認知症や要介護状態になっても地域の支え合いや必要な支援・サービスを受けながら、住み慣れた地域の中で安心して自分らしく暮らしています。

施策 2-1

子どもが健やかに育つ地域づくり

子育て支援分野

施策 2-2

障害者が地域で自立し、充実した生活を送ることができる環境づくり

障害者福祉分野

施策 2-3

高齢者が住み慣れたまちでいきいきと暮らし続ける環境づくり

高齢者福祉分野

基本政策
2

誰もがいきいきと笑顔で暮らせるまち

施策 2-1

子どもが健やかに育つ地域づくり

子育て支援分野

SDGsのゴール
との関係

施策の目標

- すべての教育・保育ニーズに応える教育・保育施設の整備と教員・保育士等の資質向上を図り、子ども・保護者に寄り添った保育を実践していくとともに、就学前教育の充実と義務教育に至る学びの連続性を確保し、保育の質の向上および内容の充実を図っていきます。
- 子育て支援サービスの充実を推進するとともに、地域の中での子育て力を強化し、子どもの社会性を育むため、さまざまな人と触れ合いながら成長できる環境を整備します。
- 子どもに関する各種相談等に対し、子ども家庭支援センターが中心となり、関係機関(中央区保健所、福祉センター、子ども発達支援センター、教育センター、保育園)とのネットワークの活用や連携強化を図り、ワンストップで子どもと子育て家庭をサポートできる支援体制を充実します。

現状と課題

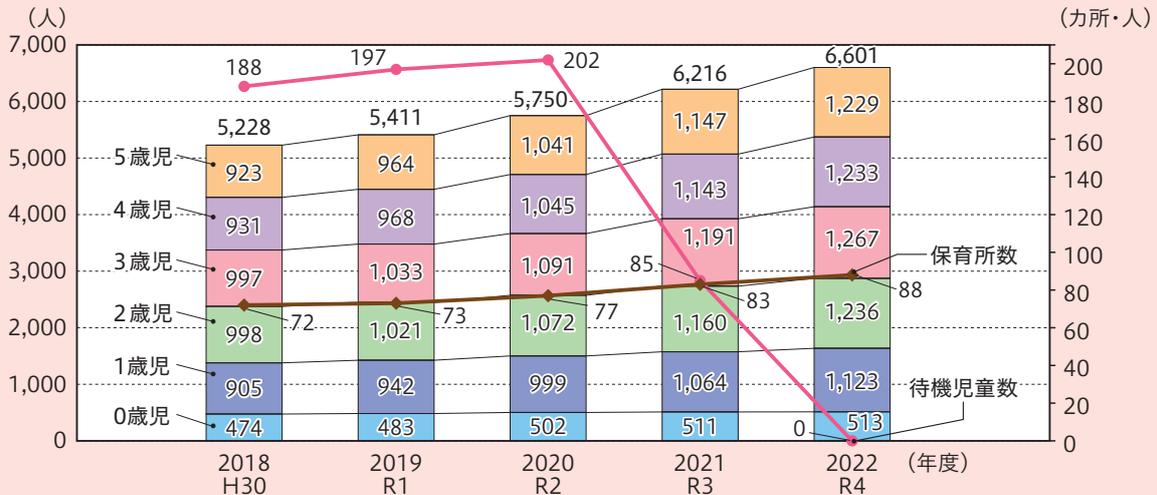
- 本区では、子育て世代の人口増加を背景とした保育ニーズの増加への対応として保育施設整備を積極的に進めてきた結果、平成29(2017)年4月に324人いた待機児童は、令和4(2022)年4月に0人となりました。しかし、今後も主に晴海地区におけるマンション開発等による大幅な人口増加が想定されることから、引き続き保育施設を整備していく必要があります。また、乳幼児期は心身の発達に大きな影響を与える時期であり、子どもの発達段階に応じた遊びや保育、学びへの支援など適切な保育環境の整備に取り組むとともに、保育士等の資質の向上を図るなど、保育の質を高めていくことが重要です。
- 学童クラブについても、これまで施設整備等の機会を捉えて定員を拡大するとともに、既存施設においては弾力的な運用による定員の一部拡大に努めてきました。しかしながら、近年の急激な児童人口の増加に伴い、学童クラブの定員を超えるニーズが発生しており、

児童が放課後等を安心して過ごせる場所を確保するため、さらなる環境整備を進めていくことが求められています。

- 核家族化により、家庭の中で子育ての知識を得る機会が減っている中で、コロナ禍における行動制限やライフスタイルの変化などが加わり、保護者の育児不安や地域での孤立が一層深刻なものになっています。生活スタイルの多様化に対応したきめ細かな子育て支援サービスの提供とともに、いつでも身近な場所で相談ができるよう、子ども家庭支援センターが中心となり地域ぐるみで支援できる相談支援体制の強化が必要となっています。
- 令和元(2019)年10月の児童福祉法改正により子ども家庭支援センターの所掌範囲が拡大したことに加え、児童虐待の発生件数も年々増加傾向にある中で、ヤングケアラーなどの課題も顕在化しており、区における一層の相談支援体制強化が求められています。

現状データ

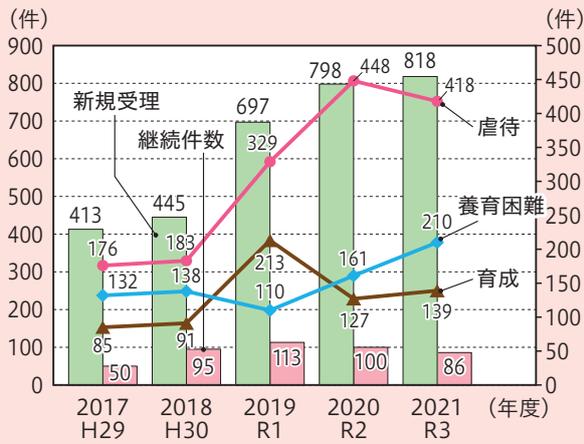
■保育所定員・保育所数および待機児童数の推移



※各年度4月1日時点の認可保育所、認証保育所、地域型保育事業の保育所定員・保育所数および待機児童数。ただし、居宅訪問型保育事業は保育所数に計上していない。

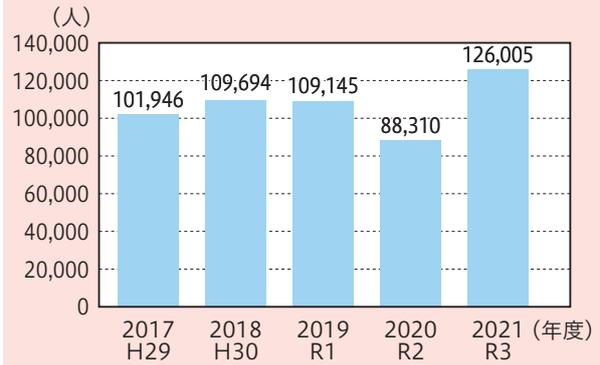
出典：中央区資料

■子ども家庭支援センターにおける子どもと子育て家庭の相談件数および相談種別実績の推移



出典：中央区資料

■学童クラブ利用者数の推移



※令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症対策として学童クラブの利用自粛を要請したため、利用者数が減少したが、令和3(2021)年度は利用自粛を要請しなかったことや、利用可能人数の見直し(585人→720人)を行ったことにより、利用者数が増加した。

出典：中央区資料

■学童クラブ定員および待機者数

(単位：人)

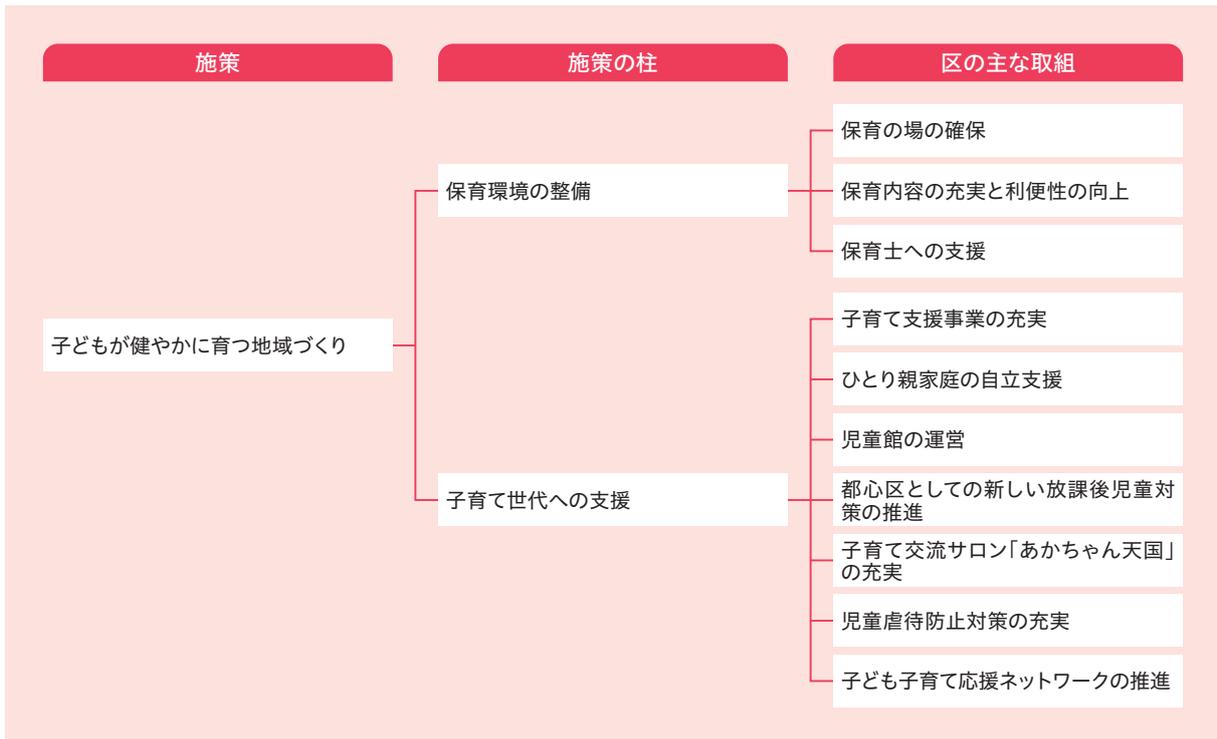
年度	2018 H30	2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4
定員/登録定数	575	585	585	720	755
待機者数	190	203	278	205	243
うちブレディ登録者数	137	169	237	149	176

※各年度4月1日現在

※令和3(2021)年度以降に登録定数を設定し、利用可能人数を拡大

出典：中央区資料

施策の体系



施策の柱と区の主な取組

保育環境の整備

(1) 保育の場の確保

乳幼児人口増加や多様化する保育ニーズに対応していくため、私立認可保育所の開設支援等により、必要な保育所定員や施設機能の確保を図り、障害の有無や医療的ケアの必要性に関わらず、保育を必要とするすべての子どもが保育施設を利用できる環境を整えます。

また、私立認可保育所等に対する区立保育所の園庭やプールの開放、交流による集団遊びのほか、幼少期から水やみどりといった自然に親しむ機会を確保するために、近隣の比較的広い公園まで送迎バスを運行(バスさんぽ事業)するなど、すべての子どもに良好な保育を提供します。

(2) 保育内容の充実と利便性の向上

私立認可保育所等に対し、園外保育、地域交流事業等への支援や公立園の園長経験者等による巡回指導により、保育内容へのアドバイスや研修を行います。また、保育士、幼稚園教諭による合同研修等の実施や小学校への円滑な接続を目的とした「接続期カリキュラム」を活用することにより、就学に向けた幼児教育を進めていきます。あわせて、来庁せずとも保育手続きを進めることができるオンライン手続きを導入するとともに保育所等に関する情報発信を積極的に行い、保育の「見える化」に取り組みます。

発達に課題のある児童に対しては、子ども発達支援センターとの連携による巡回相談等を通じて適切な配慮を行い、健やかな発達・成長を促すとともに、必要に応じて「中央区育ちのサポートシステム」へつなげていきます。

保育所給食では、食育の一環として食事の提供に引き続き取り組み、乳幼児期からその重要性の普及・啓発を図っていきます。

(3) 保育士への支援

ICTの活用による保育士の負担軽減や業務の効率化を図るとともに、私立認可保育所等の保育士への処遇改善やキャリアアップのための費用等を補助するほか、保育従事者の保育士資格取得に対する支援を行うなど、働きやすく長く勤め続けることができる環境の整備に向けた取組を支援します。また、保育所等に対する指導検査も実施することで、職員体制や処遇、保育内容、経理や会計管理等について、基準に沿った適正な運営が確保されているかを確認し、指導していきます。

子育て世代への支援

(4) 子育て支援事業の充実

在宅で子育てを行っている家庭に、区立保育所の園庭を開放し、園児との交流や遊びの指導、子育て相談等、地域における子育て支援の充実を図ります。また、一時預かり保育や病児・病後児保育の実施、育児支援ヘルパーの派遣、ベビーシッターの利用支援等により保護者の負担を軽減し、安心して子育てできる環境を確保します。さらに、令和6(2024)年度に、子ども家庭支援センターを中央区保健所等複合施設内に移転し、関係機関のネットワークを活用したワンストップのサポート窓口を整備するなど、子どもと子育て家庭に対する各種相談支援体制を強化します。

(5) ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭が、精神的・経済的に自立し、安心して子育てができるよう、ハローワークなどの関係機関と連携しながら、就労につながる各種行政サービス等を総合的に案内できる体制を強化します。また、ひとり親家庭や生活困窮家庭の子どもを対象とした学習支援の場を設け、子どもの学習・進学意欲の低下を防ぐとともに、家庭が抱える生活課題に対し、関係部署・機関が協力して支援することで、貧困の連鎖を防止します。さらに、養育費の継続的な受け取りへの支援など、離婚したひとり親家庭へのサポートも行っています。

(6) 児童館の運営

青少年対策地区委員会や民生・児童委員等地域の協力により、児童館まつり等の行事を実施するなど、地域ぐるみで児童の健全育成を図っていきます。また、児童館や近隣の公園などを活用した外遊びや自然・文化等と触れ合う機会、季節行事などを充実させるとともに、親子や地域の親同士・子同士の交流を深める乳幼児クラブを実施するほか、キッズボランティアや元気高齢者人材バンク等を活用した多世代交流を推進していきます。加えて、児童館を運営する際は、再生可能エネルギーの導入など、脱炭素に向けた取組を進めていきます。

(7) 都心区としての新しい放課後児童対策の推進

児童館に加えて区立小学校に学童クラブを設置し、プレディとの一体的な運用を図るとともに、民間学童クラブの誘致等を進めることで、児童に適切な遊びや生活の場を提供し、放課後に安心して過ごせる居場所を確保します。また、民間活力を最大限に活用し、スポーツ教室や文化活動など、子どもたちがさまざまなことを経験できる環境づくりを推進していきます。

(8) 子育て交流サロン「あかちゃん天国」の充実

親子の触れ合いや子育て中の仲間づくりの場である「あかちゃん天国」において、保育士等を常時配置し、子育てに関するさまざまな情報提供や育児に必要な助言を行い、子育てに対する不安の解消を図ります。また、子ども家庭支援センターの専門相談員による巡回相談や栄養士による栄養相談の実施、子ども子育て応援ネットワークとの連携など、子育てに関する悩みを気軽に相談できる環境づくりを進めていきます。

(9) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待の早期発見・早期対応のために、児童虐待防止キャンペーンの実施など児童虐待防止に向けた普及・啓発に取り組みます。また、児童虐待を早期発見し、ヤングケアラーや要保護児童等に対して迅速にきめ細かな支援を行うため、関係機関等との連携を強化するとともに、相談員のスキルアップを図り相談体制を強化していきます。あわせて、児童相談所の整備に向けて引き続き検討するとともに、本区と台東区と東京都の共同モデル事業(台東区の子ども家庭支援センターに東京都児童相談所のサテライトオフィスを設置)を活用し、東京都児童相談所と子ども家庭支援センターのさらなる連携強化と区職員の人材育成に努めていきます。

(10) 子ども子育て応援ネットワークの推進

子ども子育て応援ネットワーク(子育て世代包括支援センター事業)により、妊娠・出産・子育てに関する各種相談を通じて妊産婦や乳幼児の実情を把握し、産後うつや育児不安、児童虐待予防など、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援をさらに強化していきます。また、子ども家庭支援センターにおいて、子ども子育て家庭に対する総合的な相談・支援体制を強化していくとともに、母子保健分野と子育て支援分野の連携により、ワンストップで妊産婦や子どもと子育て家庭をサポートする体制を推進していきます。



あかちゃん天国

基本政策
2

誰もがいきいきと笑顔で暮らせるまち

施策 2-2

障害者が地域で自立し、充実した生活を送ることができる環境づくり

障害者福祉分野

SDGsのゴール
との関係

施策の目標

- 基幹相談支援センターが中心となり、相談支援事業所をはじめ障害福祉サービス事業所間のネットワーク強化を図り、障害者の生活全般にわたるサービスを調整するケアマネジメント体制のもと、一人一人のニーズに応じた適切な支援を行っていきます。
- 障害者が地域で安心して暮らせるよう、就労支援や施設から地域への移行支援等の充実を図るとともに、増加する発達障害児(者)や医療的ケアを必要とする重症心身障害児(者)に対する適切な支援を行っていきます。また、生涯にわたって、地域で自立し、充実した生活を送れるよう、障害者の生活を地域全体で支える体制を整備していきます。
- 区民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し、支え合いながらともに暮らせる地域社会の実現に向けて、障害に対する理解促進のための普及・啓発や障害者と地域の人々の交流の機会を広げていきます。

現状と課題

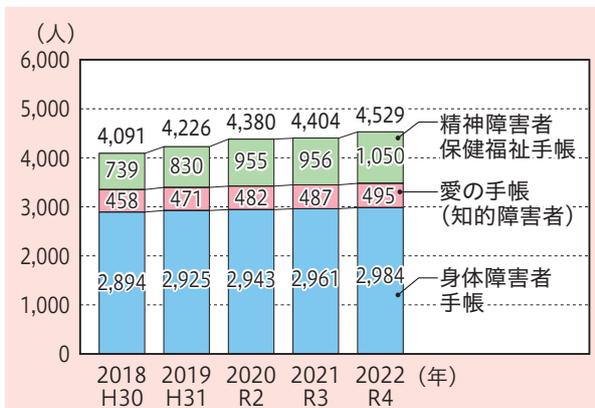
- 本区の障害者手帳交付者数は増加傾向にあり、令和4(2022)年4月1日現在4,529人で、平成25(2013)年時点と比較すると1.32倍となっています。障害者(児)の増加とともにニーズも多様化しており、身体障害、知的障害、精神障害等の種別や程度に応じたサービスを提供する必要があります。
- 福祉施設からの一般就労移行と就労定着に向けた支援、精神障害者の入院からの地域移行支援、障害の早期発見と切れ目のない支援や医療的ケアが必要な重症心身障害児(者)に対する身近な地域での支援の提供等、障害特性に応じたサービスの充実を図るとともに、障害者とその介護者の高齢化や「親亡き後」となっても引き続き地域で安心して暮らせるよう、施策を展開する必要があります。また、地域の療育の拠点として平成30(2018)年

4月に開設した子ども発達支援センターを中心として、発達障害や育ちに支援が必要な子どもとその家族が抱えている多様なケアニーズに対して適切な相談や支援を行うなど、障害児に対する一層の支援体制の確立が求められています。

- 新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した際、福祉センターや子ども発達支援センターなどの通所事業については、感染拡大防止のため一時休止や利用者に対する利用自粛の協力要請を余儀なくされました。今後、同様に社会経済活動が休止する事態に陥った場合でも、在宅でのサービス提供への切り替えや障害特性に応じたきめ細かな対策など、必要なサービス提供を継続するための体制の構築が求められています。
- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25(2013)年法律第65号)」の趣旨や障害者の権利擁護と虐待防止について、幅広く区民等へ普及・啓発を図ることで、地域における共生社会の意義と障害に対する理解を深め、障害者の自立と社会参加を一層推進することが求められています。

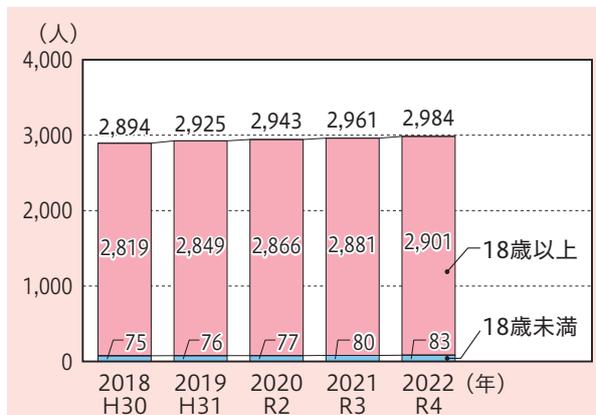
現状データ

■ 障害者手帳交付者数の推移



出典：中央区資料(各年4月1日)

■ 身体障害者手帳交付者数(年代別)の推移



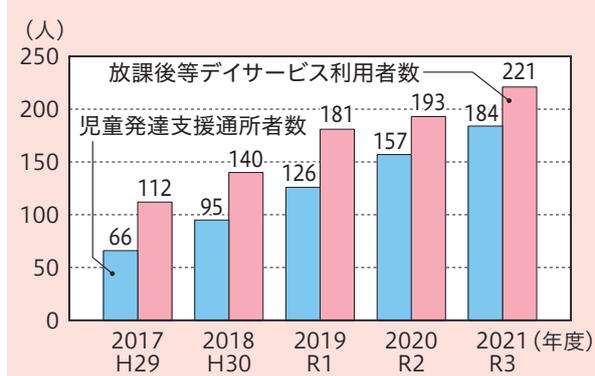
出典：中央区資料(各年4月1日)

■こどもの発達相談件数・実人数の推移



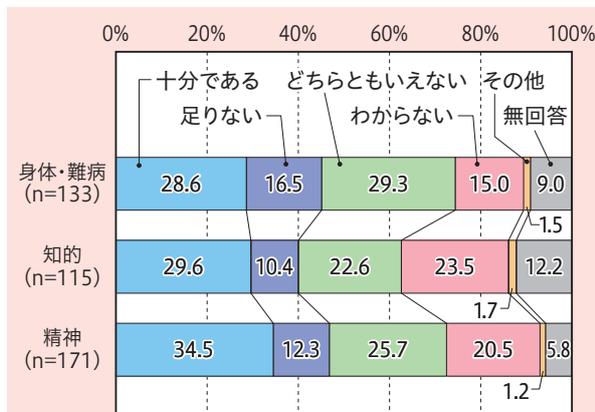
出典：中央区資料

■児童発達支援通所者数および放課後等デイサービス利用者数の推移



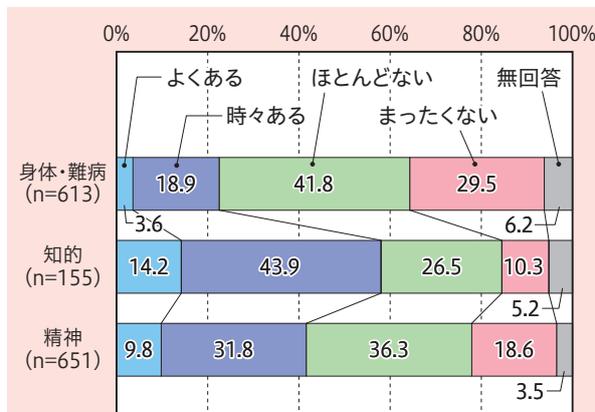
出典：中央区資料

■障害福祉サービス支給量のニーズ充足度



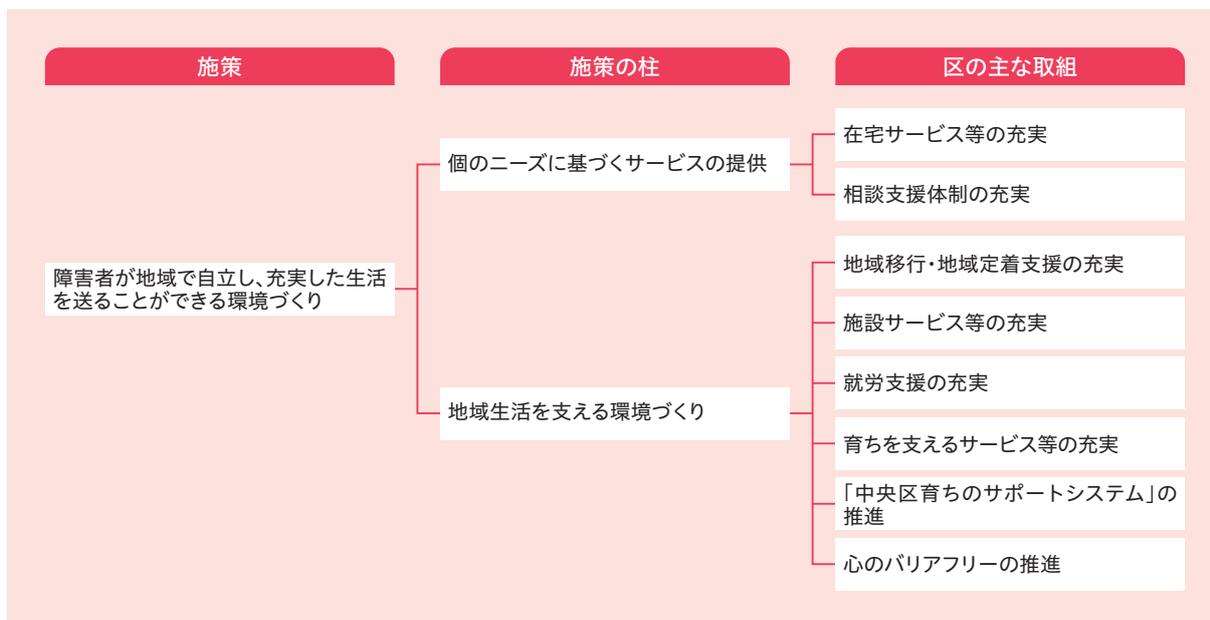
出典：中央区障害者(児)実態調査報告書(令和2(2020)年)

■障害者差別を感じたことがある人の割合



出典：中央区障害者(児)実態調査報告書(令和2(2020)年)

施策の体系



施策の柱と区の主な取組

個のニーズに基づくサービスの提供

(1) 在宅サービス等の充実

障害者(児)がそれぞれに合ったサービスを選択できるようにするため、窓口案内を配布するとともに、広報紙やホームページ等において、障害特性に配慮した情報提供に取り組みます。また、高齢障害者が地域で安心して暮らすことができる環境を構築するため、おとしより相談センターと特定相談支援事業所などとの連携を強化し、介護保険サービスと障害福祉サービスを適切に組み合わせた支援を行っていきます。新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症の発生時においても必要なサービスを継続できるよう、サービス提供体制の確保に努めます。

加えて、利用者に対する良質な障害福祉サービス提供のため、サービス提供事業者への支援や指導、福祉サービス第三者評価の受審促進などを通じて、サービスの質の確保・向上を図ります。

(2) 相談支援体制の充実

一人一人のニーズに応じた適切な障害福祉サービスにつなげ、障害者(児)の自立と地域生活を支援するため、基幹相談支援センターが中心となり、社会福祉協議会などの関係機関や相談支援事業所等との連携を強化し、相談支援体制の充実に取り組みます。また、障害者等とその家族が抱える障害福祉サービスだけでは支援が困難な複合的な課題を解決するため、保健・医療・福祉に関わる多機関が連携し支援する包括的な相談支援体制を構築します。

障害者の権利や財産が将来にわたって守られ、地域で安心して生活が続けられるよう、区と成年後見支援センター「すてっぷ中央」が連携して権利擁護支援事業や成年後見制度の利用促進を図ります。また、障害者に対する虐待防止を推進するため虐待通報相談窓口の周知を図るとともに、虐待防止の重要性について広報紙やホームページ、パンフレット等による区民や事業者の意識啓発に取り組みます。

地域生活を支える環境づくり

(3) 地域移行・地域定着支援の充実

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、相談や居住支援の機能を集約した地域生活支援拠点の取組を強化・推進します。また、知的障害や精神障害に加え、障害者の重度化・高齢化にも対応したグループホームを月島三丁目に開設します

(令和6(2024)年度予定)。

長期入院をしている精神障害者の退院を促進し、地域での生活を支えるため、精神障害者地域活動支援センター「ポケット中央」をはじめ、保健・医療・福祉などの関係機関が連携を図り、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて協議を進めます。

(4) 施設サービス等の充実

将来的に増加が見込まれる重度障害者や医療的ケアを含む重症心身障害者などに対する適切な支援を提供するため、通所事業等の充実および施設の確保について検討を進めます。

福祉センターでは今後も利用者の増加が見込まれるため、施設の再編整備を行い、生活介護や就労継続支援B型*の活動スペース拡充などにより支援事業の充実を図ります。また、高次脳機能障害者への対応として、講演会の実施やパンフレットの配布により、周囲の理解促進を図るとともに、個別相談や交流会等を通じて実態やニーズの把握に努め、適切な支援につなげる取組を推進します。

(5) 就労支援の充実

障害の種別に関わらず、自らの意思で多様な働き方を選択できるよう、本人の希望を踏まえた就労支援を行います。

障害者の福祉施設から一般就労への移行と就労定着を進めるため、障害者就労支援センターを中心とした関係機関との連携強化を図るとともに、障害者を雇用する企業に対して、障害への理解や職場での配慮などの啓発に努めます。また、障害者就労施設等で就労する障害者の自立を促進するため、区の物品等の契約に際し、障害者就労施設等からの調達を推進します。

(6) 育ちを支えるサービス等の充実

子ども発達支援センターでは、増加傾向にある育ちに支援が必要な子どもに対し、心理、言語療法などの多様な療育ニーズに対応するための個別療育室の拡充など、こどもの発達相談および障害児通所支援の充実を図ることにより、質の高い専門的な支援を行います。また、重症心身障害児や医療的ケア児が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、各機関が連携して地域支援体制の構築に取り組んでいきます。児童発達支援や放課後等デイサービスについては、支援事業の充実を図るとともに新たな施設確保についての検討を行います。

* 就労継続支援B型：年齢、心身の状態等の事情により、一般の事業所に雇用されることが困難な障害者等や、就労移行支援によっても一般の事業所に雇用されるに至らなかった障害者等に対して、生産活動の機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練等の支援を行うもの

(7)「中央区育ちのサポートシステム」の推進

子ども発達支援センターが中心となり、「育ちに支援を必要とする子ども」の支援情報を蓄積した「育ちのサポートカルテ」を作成するなど、福祉・保健・医療・教育等の関係機関が連携し、ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援を行う「中央区育ちのサポートシステム」を推進することで、地域で安心して学び、成長していくことのできる環境を整備します。

(8)心のバリアフリーの推進

区の事業や行事を実施する際、地域における共生社会の実現に向けて、障害を理由とする差別の解消と合理的配慮の提供に取り組むとともに、「ヘルプマーク・ヘルプカード」の普及・啓発や、「障害者サポートマニュアル」を区立小・中学校の児童・生徒をはじめ、広く区民や事業者へ配布することにより、障害と障害者に対する理解を促進します。

また、「健康福祉まつり」など、地域のさまざまなイベントを通じて、障害者と地域の人々の交流の機会を広げ、「心のバリアフリー」を推進します。



中央区健康福祉まつり

基本政策
2

誰もがいきいきと笑顔で暮らせるまち

施策 2-3

高齢者が住み慣れたまちでいきいきと暮らし続ける環境づくり

高齢者福祉分野

SDGsのゴール
との関係

施策の目標

- 生涯現役社会の実現に向け、高齢者が自らの能力や経験を発揮できるようさまざまな社会参加の場や機会を提供するとともに、主体的な健康づくりを促すため、地域の団体や多様な主体による健康づくりの場を広げていきます。また、高齢者自身の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施することにより、高齢者の健康促進および健康寿命の延伸を図っていきます。
- 認知症の予防と早期対応、相談体制の強化を図るとともに、地域の理解を深め、認知症高齢者が安心して暮らせる地域づくりを推進します。また、医療と介護の切れ目のない支援により、高齢者の在宅療養生活を支えていきます。
- 要介護高齢者が可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう、個々のニーズに応じた介護サービスや生活支援サービスの提供体制を整え、自立支援・重度化防止を促進していきます。また、在宅生活の維持が困難となった要介護者に対する施設サービス等の充実を図っていきます。
- 行政や地域住民による見守り活動に加え、民間事業者等多様な主体が重層的に関わりながら、互いに支え合う地域づくりや災害時における支援体制を推進・強化していきます。

現状と課題

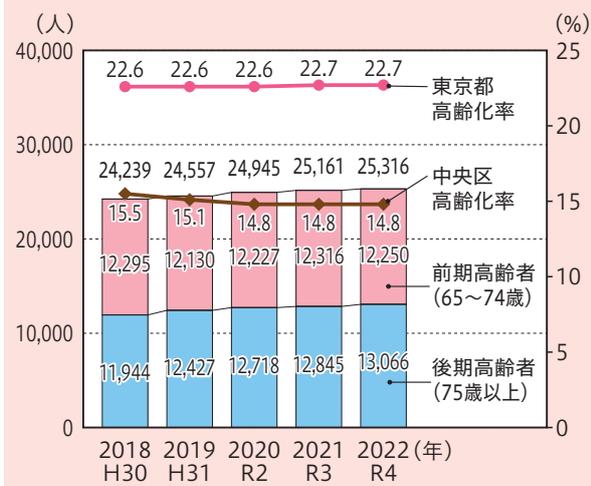
- 本区の令和4(2022)年1月時点における高齢化率は14.8%で、国より10ポイント以上低いものの、高齢者人口や要介護・要支援認定者数は増加を続け、今後も増加傾向は続くこと推計されています。こうした中、高齢者がいつまでもいきいきと活動し続けられるよう、社会参加の促進や就労支援の強化などに取り組むとともに、元気なうちから身近な場所で主体的に健康づくりに取り組める環境のさらなる整備が求められています。また、高齢者の心身

の特性を踏まえ、一人一人の状況に応じた支援を行うため、医療・健診・介護データを活用し、高齢者保健事業と介護予防の取組を一体的に実施していく必要があります。

- 認知症高齢者数の増加や在宅療養ニーズの増加が今後さらに見込まれる中、地域での見守りの輪や、一人一人へのきめ細かな支援を展開することが求められています。認知症への早期対応にかかる支援、認知症高齢者を支える体制づくりの推進を図るほか、医療・介護の関係機関が緊密に連携した在宅医療・介護サービスを提供していく必要があります。
- 後期高齢者の割合が高まり、介護サービス需要は一層増加することが想定されます。多くの高齢者が要介護状態になっても自宅で暮らしたいと考えている中、住み慣れた地域での生活を支えるため、在宅介護に重点を置いたサービスの拡充を図っていく必要があります。さらに、介護事業所の5割以上が介護職員の不足を感じている（「中央区高齢者の生活実態調査及び介護サービス利用状況等調査報告書」（令和2（2020）年））ことから、サービス提供を支えていく人材を確保するとともに、介護者を支援する施策の推進が求められています。
- 一人暮らし高齢者等が増加している一方で、集合住宅の居住率が高い本区では、地域との交流の機会を持たずに高齢者が社会的孤立のリスクを抱える可能性が高くなっています。このため、地域住民、企業、NPO等多様な主体の参画による生活支援サービスの提供や、社会的孤立防止に向けた住民同士の支え合いを促進していく必要があります。
- 「健康づくり（介護予防）」「生活支援」「認知症ケア」「医療」「介護」「住まい」の視点に基づく各種施策を推進し、高齢者が住み慣れた地域で安心して最期まで自分らしく生活できるよう、「地域包括ケアシステム」をより深化させていくことが重要です。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の際には、多くの高齢者が長期の外出自粛を余儀なくされ、健康づくりへの取組が難しくなり、不活発な生活状態が継続するという状況に置かれました。ポストコロナも見据え、社会状況が変化する中においても高齢者が健康づくりや生きがいづくりに主体的かつ持続的に取り組めるよう、新しい視点を取り入れた施策を充実・展開していく必要があります。

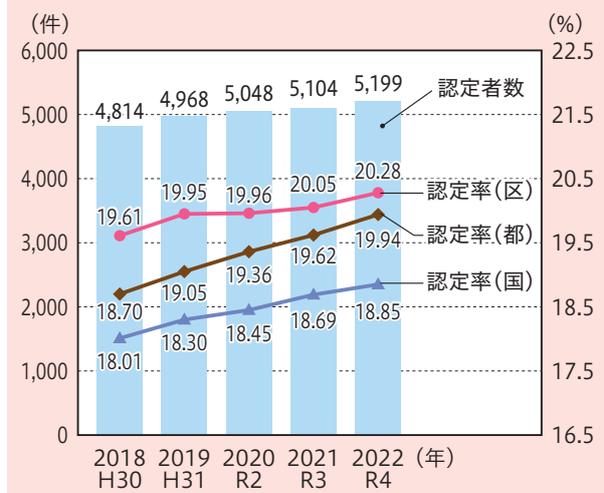
現状データ

■高齢者数・高齢化率の推移



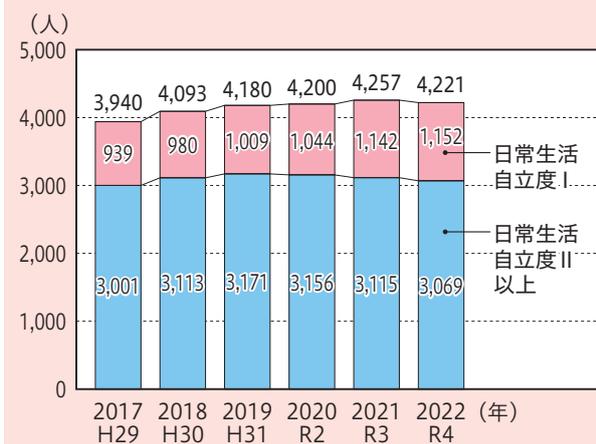
出典：中央区資料(各年1月1日)
東京都の統計(各年1月1日・東京都)

■要介護(要支援)認定者数・認定率の推移



※第2号被保険者を除く。
出典：中央区資料(各年3月31日)

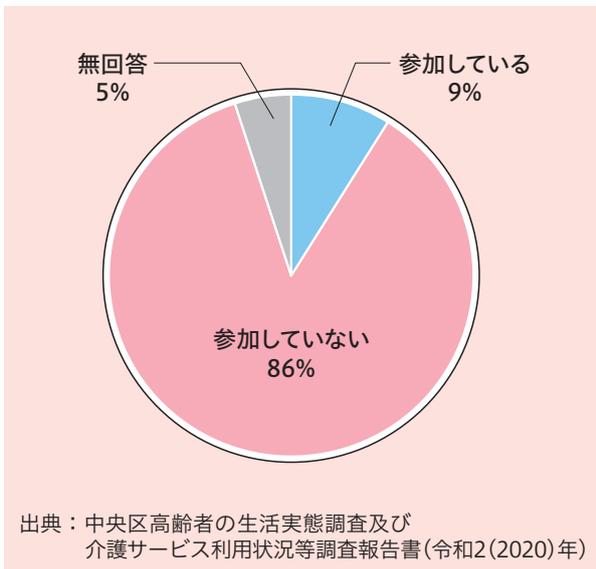
■認知症高齢者数(認知症高齢者の日常生活自立度「I」以上)の推移



出典：中央区資料(各年3月31日)

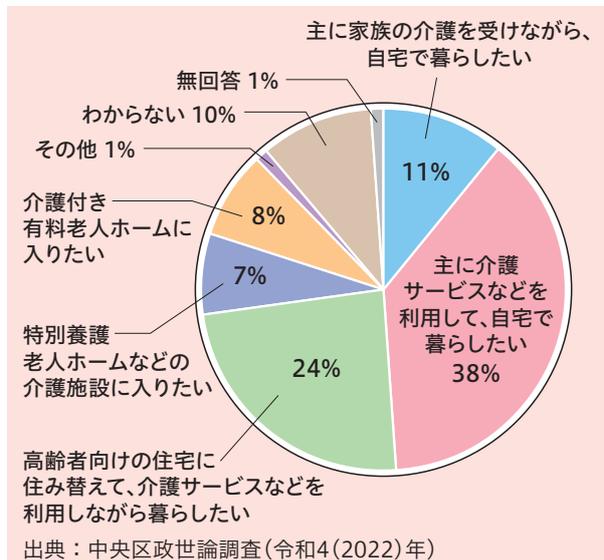
I	認知症を有するが、家庭内・社会で日常生活は自立
II	生活に支障ある症状等があるが、 他者の注意があれば自立 a：家庭外で、上記の状態が見られる b：家庭内でも、上記の状態が見られる
III	日常生活に支障ある症状等があり、介護が必要 a：日中を中心として、上記の状態が見られる b：夜間を中心として、上記の状態が見られる
IV	日常生活に支障ある症状等が頻繁にあり、 常時の介護要
M	著しい精神症状・周辺症状が見られ、専門医が必要

■高齢者の社会参加(地域住民が集う活動への参加状況)



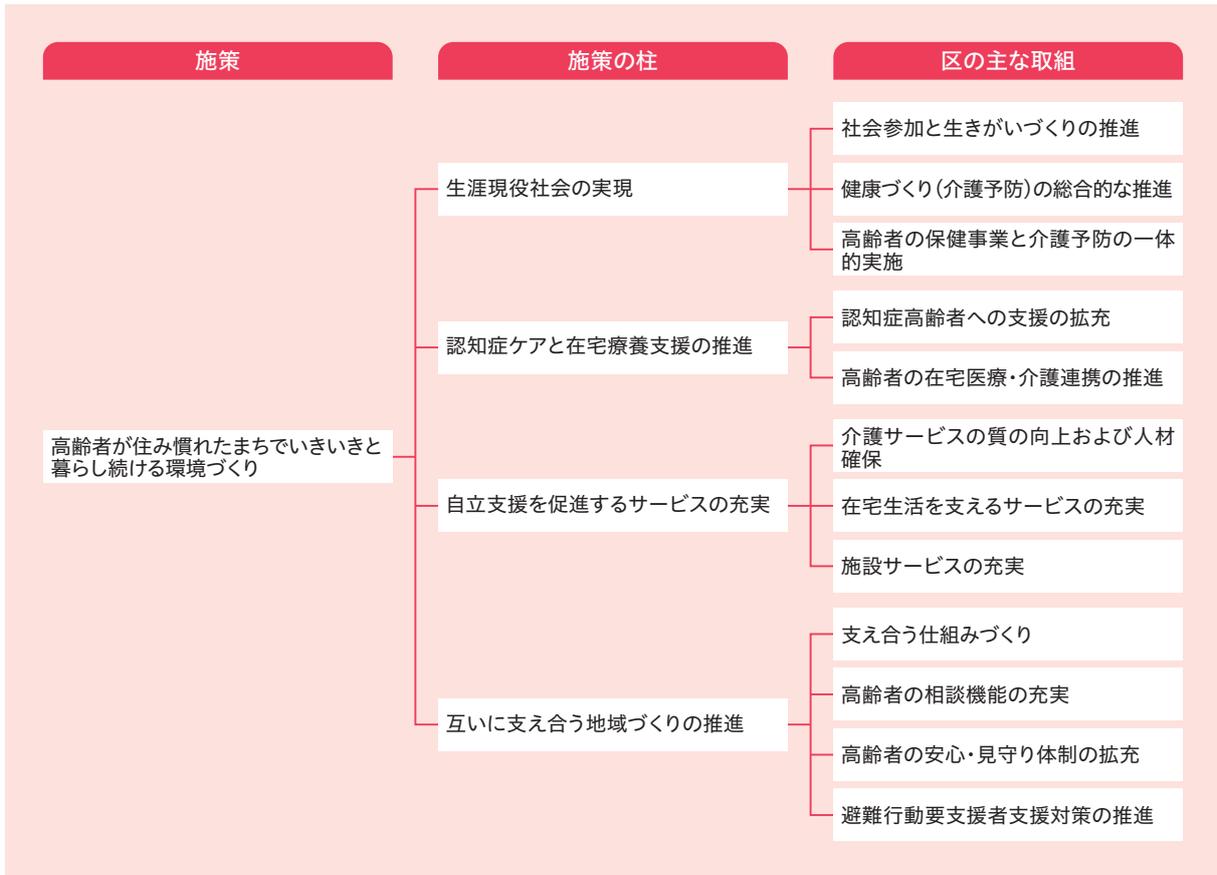
出典：中央区高齢者の生活実態調査及び
介護サービス利用状況等調査報告書(令和2(2020)年)

■要介護時における暮らし方の希望



出典：中央区政世論調査(令和4(2022)年)

施策の体系



施策の柱と区の主な取組

生涯現役社会の実現

(1) 社会参加と生きがいつくりの推進

地域活動に参加する意欲はあっても実際の活動に結びついていない中高年齢者の社会参加を支援していきます。いきいき館(敬老館)では地域における多様な活動の拠点として、さまざまな講座やイベントを開催し、シニアセンターにおいては社会参加に関する情報や機会・場所の提供を通じて中高年齢者の主体的な社会参加活動や仲間づくりを推進します。

さらに、高齢になっても自らの意思により多様な働き方ができるよう、中央区シルバー人材センターや無料職業紹介所「シルバーワーク中央」が中心となり、高齢者個人の健康状況や生活状況を踏まえて、希望に合った就労的活動のコーディネートを行っていきます。

(2) 健康づくり(介護予防)の総合的な推進

さわやか健康教室やはつらつ健康教室等の各種健康づくり教室を展開するとともに、地域のボラン

ティア等多様な主体と連携し、身近な場所で健康づくりを行えるツールとして区独自の介護予防プログラム「中央粋なまちトレーニング(略称:「粋トレ」)」の普及を推進していきます。また、虚弱や閉じこもりがちな方も含め高齢者の誰もが気軽に参加できる「高齢者通いの場」等を地域に広げるとともに、高齢者が身近なところで自らの健康状態に合った健康づくり(介護予防)に継続的・効果的に取り組めるよう、区内の歴史的なスポットや水とみどりの豊かなまちなみを楽しめるウォーキングマップの紹介などさまざまな支援を行っていきます。加えて、動画配信サイト等のさまざまな媒体を活用し、外に出なくても一人一人が楽しみながら健康づくりに取り組める情報やメニューを提供していきます。

(3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

後期高齢者の保健事業について、後期高齢者医療広域連合と連携し、国民健康保険の保健事業や介護保険の地域支援事業と一体的に実施していきます。具体的な取組として、「高齢者通いの場」等において、保健師が介護予防・フレイル予防推進員として健康講座や保健相談等を行うなど高齢者の健康増進・意識啓発を図ります。また、KDBシステム(国民健康保険のデータベース)の分析管理により、高齢者の健康課題の抽出や健康状態不明者への個別アプローチなどを実施し、フレイル状態にある方を適切に医療サービスにつなげるなど、一人一人に合った健康増進の取組を推進します。加えて、高齢者の社会参加の場や機会の提供にも資するよう、高齢者自らを担い手として各種事業への積極的な参画を促しながら、地域の団体や多様な主体による健康づくりの場の拡大などを図っていきます。

認知症ケアと在宅療養支援の推進

(4) 認知症高齢者への支援の拡充

認知症ケアパス等の活用により認知症への早期からの備えを促すほか、認知症の初期段階から適切な医療・介護サービスを受けられるよう、おとしより相談センターや認知症初期集中支援チームによる支援を提供します。また、認知症サポーターの養成、認知症に係る普及・啓発の推進により、地域の方々をはじめ多様な担い手による見守りの輪を広げるとともに、認知症カフェ等を通じ、認知症の方やその家族に対する支援を行っていきます。

(5) 高齢者の在宅医療・介護連携の推進

医療的ケアを必要とする高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けられるよう、医療・介護関係者の多職種連携を強化するほか、在宅療養支援病床の確保により、在宅療養者本人や介護者に対する切れ目のない支援を展開していきます。

また、在宅療養生活に必要な医療・介護サービスや在宅での看取りに関するシンポジウム、リーフレットの配布等を通じ、在宅療養についての普及・啓発をより一層推進するとともに、ICTを活用した多職種連携体制の構築(情報共有ツールの導入等)を支援することで、医療と介護関係者の連携を強化します。

自立支援を促進するサービスの充実

(6) 介護サービスの質の向上および人材確保

地域ケア会議を通じ、支援内容の改善やケアマネジャー等専門職の資質向上に向けた支援を行うとともに、介護保険サービス事業者連絡協議会の活動促進や介護サービス事業者の雇用支援等を通じ、介護職員のスキルアップ、介護人材の確保・定着を図っていきます。さらにケアプラン点検や事業所への実地指導の強化を通じ、自立支援・重度化防止に資する適切なケアマネジメントを推進します。

(7) 在宅生活を支えるサービスの充実

介護をしている家族の身体的・精神的負担を軽減するため、ショートステイサービス等により、家族介護者等への支援を行うとともに、中重度の要介護高齢者や認知症高齢者の増加に対応するため、小規模多機能型居宅介護の利用を促進します。また、介護保険制度を補完する区独自の在宅サービスについては、サービス給付の現状とニーズの分析に基づいた見直しを行い、対象者が在宅介護生活を継続することができるよう支援していきます。

(8) 施設サービスの充実

在宅で生活を送ることが困難な方や在宅介護を受けることが難しい方の日常生活を支援するため、中重度の要介護認定者数の推移および入所希望者の状況等を見極めながら、必要に応じてさまざまな手法を活用し、認知症高齢者グループホーム等の整備を促進していきます。また、施設運営にあたっては、入所者が安心して利用できるよう、感染症対策等において適切な対応に努めていきます。

互いに支え合う地域づくりの推進

(9) 支え合う仕組みづくり

虚弱や閉じこもりがちな高齢者をはじめ誰もが気軽に参加できる「高齢者通いの場」の運営支援等を行い、互いに支え合う地域づくりを推進します。また、生活支援コーディネーターを中心に、高齢者の支援ニーズと地域の担い手等が提供する生活支援・介護予防サービスをマッチングすることにより、

住民同士による支え合いの体制づくりを推進します。

(10) 高齢者の相談機能の充実

支援ニーズが複雑化・複合化する中で、高齢者が身近なところで介護保険や福祉サービス等の相談ができ、適切な対応が受けられるよう、おとしより相談センターが中心となり、地域ケア会議を開催し、地域におけるニーズの把握や高齢者個々の事情に応じたきめ細かい支援につなげていきます。また、保健・医療・福祉の関係機関との連携を強化し、包括的な相談支援に取り組むことで、複合的な課題の解決を図っていきます。

(11) 高齢者の安心・見守り体制の拡充

町会・自治会等による地域見守り活動団体数の拡大を図るとともに、民生・児童委員、民間事業者等との連携を強化することにより、高齢者の見守り機能を充実していきます。あわせて、見守りキーホルダーや救急医療情報キットの配布、行方不明高齢者検索ネットワークにより、各種見守りサービスを推進していきます。

また、高齢者虐待の早期発見・早期対応のため、虐待防止に係る区民等への周知を図るとともに、虐待通報を受理した場合は、速やかな対応を行っていきます。

(12) 避難行動要支援者支援対策の推進

災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害者（避難行動要支援者）の支援について、「災害時地域たすけあい名簿」の活用や「個別避難計画」の作成に取り組むことにより、防災区民組織や民生・児童委員、マンション管理組合等の地域の方、関係機関と連携した支援体制の整備を進めていきます。また、災害時に通常の避難所での生活が困難な方が避難生活を送る福祉避難所について、感染症対策にも配慮の上、必要な物品を備蓄するとともに、関係機関との連携を強化し、円滑な避難誘導や避難所運営に取り組んでいきます。

基本政策

3

互いに尊重しあって 心豊かに暮らせるまち

10年後の中央区の姿

- 誰もが個人の尊厳を尊重し、年齢、性自認、性的指向、国籍、文化、障害の有無等の多様性や価値観を認め合う機運が醸成されています。また、すべての人々の人権と個性が尊重され、性別にとらわれることなく、誰もが自分らしい生き方を柔軟に選択し、家庭、仕事、地域などのさまざまな場面でいきいきと活躍しています。
- 成年後見制度等の利用が進み、認知症高齢者や障害者などの権利が守られているとともに、地域ネットワークの強化が図られ、育児や介護による孤立などを背景とした虐待が根絶されています。また、生活困窮に至るような場合も気軽に相談できる環境が整っており、誰もが孤立することなく、安心して生活を送っています。

施策 3-1

多様性を認め合う社会の構築

共生社会・男女共同参画分野

施策 3-2

すべての人の尊厳が守られる社会の推進

権利擁護・生活支援分野

基本政策
3

互いに尊重しあって心豊かに暮らせるまち

施策 3-1

多様性を認め合う社会の構築

共生社会・男女共同参画分野

SDGsのゴール
との関係

施策の目標

- 年齢、性自認、性的指向、国籍、文化、障害の有無等のさまざまな違いを越え、相互に理解し支え合う地域社会の実現に向けて、区民や民間事業者に対する普及・啓発を図ります。また、ユニバーサルデザインの理念に基づく環境づくりを進めるとともに、地域全体に思いやりのある福祉の心を醸成していく「心のバリアフリー」の推進に取り組みます。
- 性別による役割分担の固定化や偏重をなくすための意識啓発を徹底するとともに、職業生活における女性の活躍推進に努めます。また、ワーク・ライフ・バランスのさらなる推進やあらゆる暴力の根絶を目指します。さらに、区の政策・方針決定過程や地域活動への参画などすべての区民が身近な場で活躍できる機会を一層拡大していきます。
- 犬や猫等の動物に関するさまざまな問題に取り組む地域のボランティア活動に対する支援を行うとともに、動物の適正飼養や飼い主のマナーを広く周知し、動物を飼っている人と飼っていない人との相互理解を深め、「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を目指します。

現状と課題

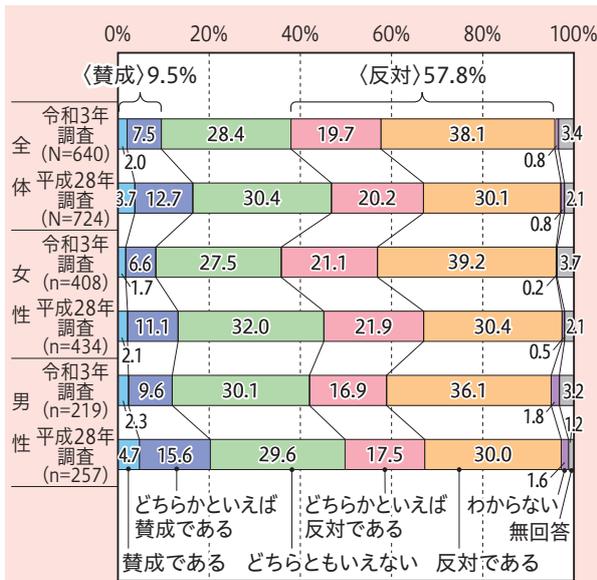
- 平成27(2015)年、渋谷区と世田谷区で同性に対するパートナーシップ制度が導入されて以降、その動きは全国に広がり、現在では200を超える自治体で導入が進んでいます。また、東京2020大会を契機に「多様性と調和」の理念が一層広まるなど、共生社会についての理解や認識は地域社会に浸透しつつあるものの、いまだに偏見や差別、固定観念等により、社会活動に参加する機会を得られない方もいます。一人一人が個人の尊厳を尊重し、多様な価値観を認め合う地域社会の実現に向けて、さらなる取組が求められています。
- 男女共同参画に対する人々の意識は年々高まっており、性別役割分担に対する考え方も時代とともに変わりつつあるものの、いまだ性差による不平等は解消されてはいません。

男女の区別なく、一人一人が、家事、育児、家族の介護等すべての家庭生活において責任を分かち合うとともに、誰もが職場や地域など、あらゆる場面で活躍し、能力を存分に発揮することができる社会をつくることが求められています。

- 人口の増加に加え、ペットの飼養が可能なマンションの増加等を背景に、犬や猫等の動物を飼養する区民が増えており、糞尿の始末など散歩時における飼い主のマナー、飼い主のいない猫など、動物に関するさまざまな課題が生じています。また、飼い主の高齢化や健康上の問題等により飼養が困難となる事案の増加も見込まれています。動物の適正飼養に関する普及・啓発を行うとともに、地域に根差したボランティアとの連携により、区民が身近な地域で相談ができ、支援を受けられる体制づくりに取り組む必要があります。

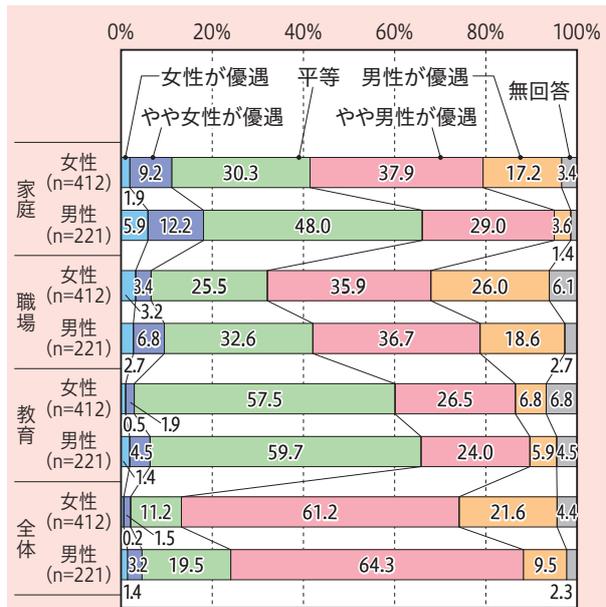
現状データ

■「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」との考え方について



出典：中央区男女共同参画に関するアンケート調査報告書 (令和4(2022)年)

■各分野における男女の地位の平等感



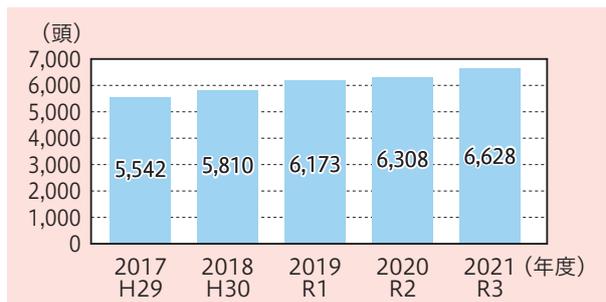
出典：中央区男女共同参画に関するアンケート調査報告書(令和4(2022)年)

■動物に関する苦情件数の推移



出典：中央区資料

■犬の登録頭数の推移



出典：中央区資料

施策の体系



施策の柱と区の主な取組

共生社会・男女共同参画の推進

(1)人権に対する理解の普及・啓発

人権が尊重され、年齢、性自認、性的指向、国籍、文化、障害の有無等を問わず誰もが幸せを実感できるまちを目指し、街頭啓発や区広報紙による周知など、人権に対する理解の普及・啓発を行います。

(2)女性の活躍の推進

区民や事業所等に対して、固定的な性別役割分担意識や性差による偏見等の解消およびワーク・ライフ・バランスの推進について啓発を行うとともに、女性だけでなく男性にとっても働きやすい職場づくりに役立つ情報を提供します。また、子育てや介護をしながら働き続けることができるよう、ニーズを捉えたきめ細かなサービスを提供するとともに、男性の家事・育児・介護への参画を促すための環境づくりを推進します。

(3) あらゆる暴力の根絶

配偶者等からの暴力に対し、被害を未然に防止するための意識啓発や情報提供を行うとともに、被害者の早期発見に向けた取組を推進します。また、関係機関との連携体制の強化に努め、相談・保護から自立までの切れ目のない支援を行います。さらに、あらゆるハラスメント行為や性犯罪・性暴力の防止に向けた意識啓発、被害に巻き込まれないための情報提供、被害者が相談しやすい体制づくりなどの被害者支援に取り組みます。

(4) さまざまな場への男女共同参画の促進

性別にかかわらず誰もが活躍できる男女共同参画社会の実現に向け、意思決定の場において、女性・男性双方の意見を反映するため、区民の意見反映の機会を充実するとともに、区の政策・方針決定過程における女性の参画を推進します。また、すべての区民が家庭・職場・地域などあらゆる場面に参画できるよう、区民の地域活動への参画の支援を行うとともに、地域社会の活力を高めるため、男女共同参画の視点を持ったリーダーの育成を図ります。

男女平等センター「ブーケ21」の運営においては、誰もが利用しやすい男女共同参画推進拠点施設として、団体活動の支援を行うとともに、事業の充実や近隣施設との連携等により活用を促進します。

(5) 人と動物との共生の推進

人と動物との調和のとれた共生社会を目指して、区民、獣医師、動物愛護団体等の幅広い参画による「中央区動物との共生推進員」との連携を図るとともに、新たな活動の担い手を育成することで、地域の動物愛護施策を持続可能なものにしていきます。また、区ホームページの活用やリーフレットの配布のほか、犬のしつけ方教室などの各種講座を通じて動物の適正飼養について普及・啓発を行います。

さらに、区と連携して動物愛護施策を推進しているボランティア団体を相談窓口とする体制を整備し、飼い主の支援に取り組むとともに、飼い主のいない猫を保護し、新たな飼い主へ譲渡する取組も支援することなどにより、人と動物が安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。

基本政策
3

互いに尊重しあって心豊かに暮らせるまち

施策 3-2

すべての人の尊厳が守られる社会の推進

権利擁護・生活支援分野

SDGsのゴール
との関係

施策の目標

- さまざまな生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、住民同士が支え合う関係性を育む地域づくりを図るとともに、関係機関等との連携・協働を強化し、包括的かつ継続的な相談支援体制を整備します。
- 判断能力が不十分で成年後見制度を含む権利擁護支援の必要性が高い高齢者や障害者への支援の充実を図るため、区と中央区社会福祉協議会が一体となって、さらなる相談窓口の充実や社会貢献型後見人(市民後見人)の養成・支援、地域連携ネットワークの充実など成年後見制度利用促進の取組を推進します。
- 高齢者や障害者、子ども、配偶者等に対する虐待や暴力の根絶を目指し、地域の社会資源である民生・児童委員、警察等の関係機関、NPO等とのネットワークの強化を図ります。
- 生活困窮者が制度の狭間に置かれ地域から孤立することのないよう、地域住民の生活課題を聞き取り、個々の状況に応じ必要な制度につなぐことで、包括的・重層的な支援を講じるとともに、地域の社会資源との協働により社会的自立に向けて幅広い支援を展開します。

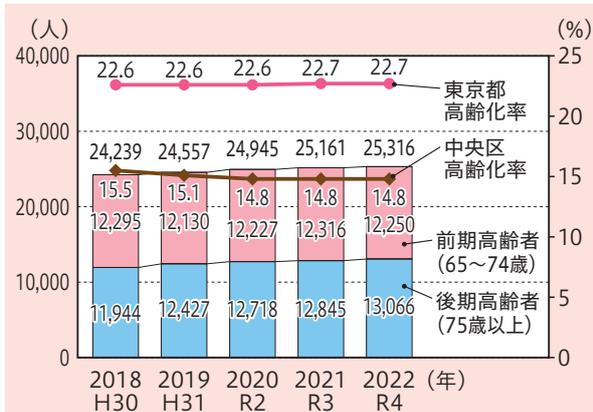
現状と課題

- 8050問題やダブルケアに象徴されるように、地域住民が抱える課題は複雑化・複合化しています。また、悩みや課題を抱えているものの、既存のサービスの対象とはならない制度の狭間の問題や社会的孤立といった課題が顕在化していることに加え、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、生活困窮者の増加や外出機会の減少に伴う孤独・孤立も深刻な問題となっています。地域住民だけでは解決が困難な課題について、身近な地域で包括的に相談を受け止め、関係機関の連携・協働により適切な支援につなぐための体制整備が求められています。

- 本区の高齢化率は令和4(2022)年1月現在で14.8%であり、23区で最も低い水準にあるものの、高齢者人口は着実に増加しています。今後、認知症高齢者に加え、知的障害者や精神障害者の増加も見込まれることから、成年後見制度等の権利擁護が必要な方を早期に発見し、適切な制度利用につなげる体制づくりが求められています。
- 人権や人命に係る重大な問題である、高齢者や障害者、子ども、配偶者等への虐待、暴力については、育児や介護での孤立等が背景にある場合も多く、誰にでも起こりうる問題であることから、関係者・関係機関と連携しながら早期に発見し、被害者一人一人に応じたきめ細かな支援ができる体制を常に整えておく必要があります。
- 多様で複合的な生活課題に起因して生活困窮状態に陥る人が増加しており、制度の狭間に置かれたまま、抱えている問題が深刻化するケースも生じています。また、生活困窮に陥ることにより、「自己肯定感」や「自尊感情」が希薄になり、地域社会から孤立してしまう場合があります。このような状況を解決するためには、地域住民相互や各公的機関をつなぐ仕組みの構築が必要です。

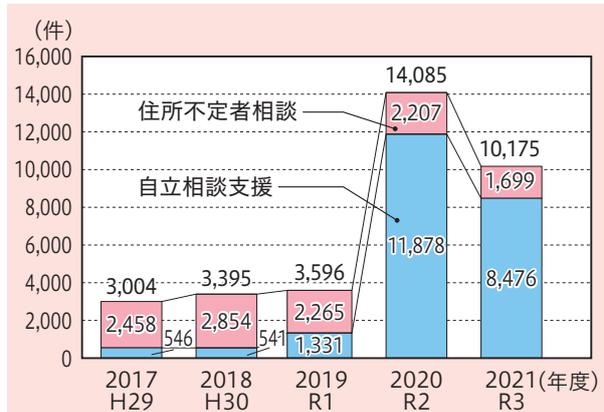
現状データ

■ 高齢者数・高齢化率の推移



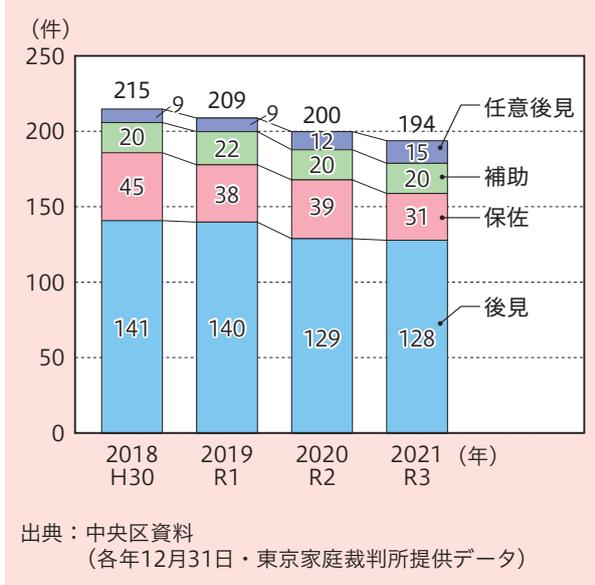
出典：中央区資料(各年1月1日)
東京都の統計(各年1月1日・東京都)

■ 生活困窮に関する面接相談件数の推移

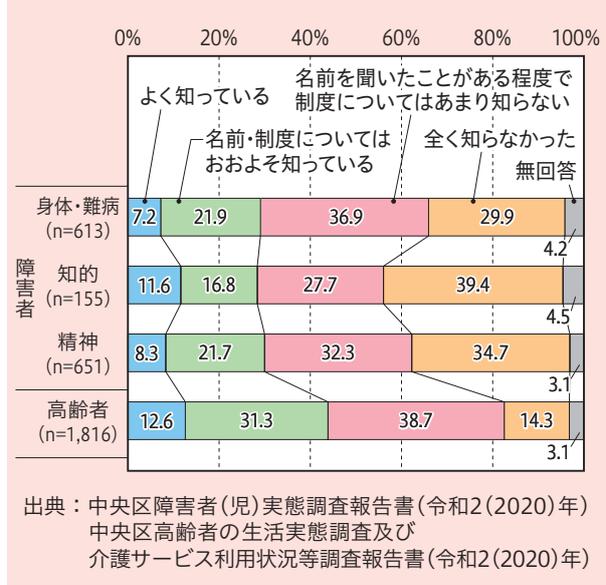


出典：中央区資料

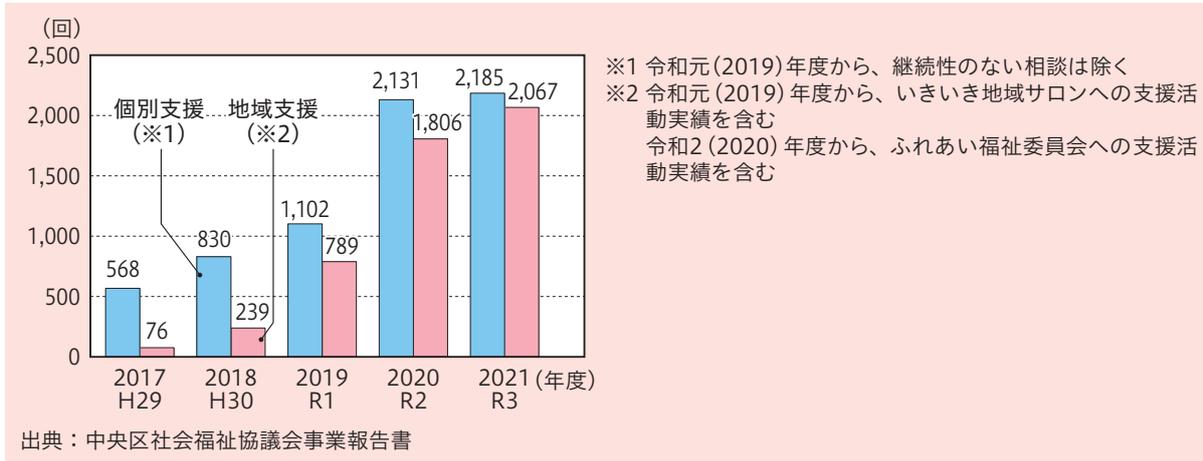
■成年後見制度利用者数の推移



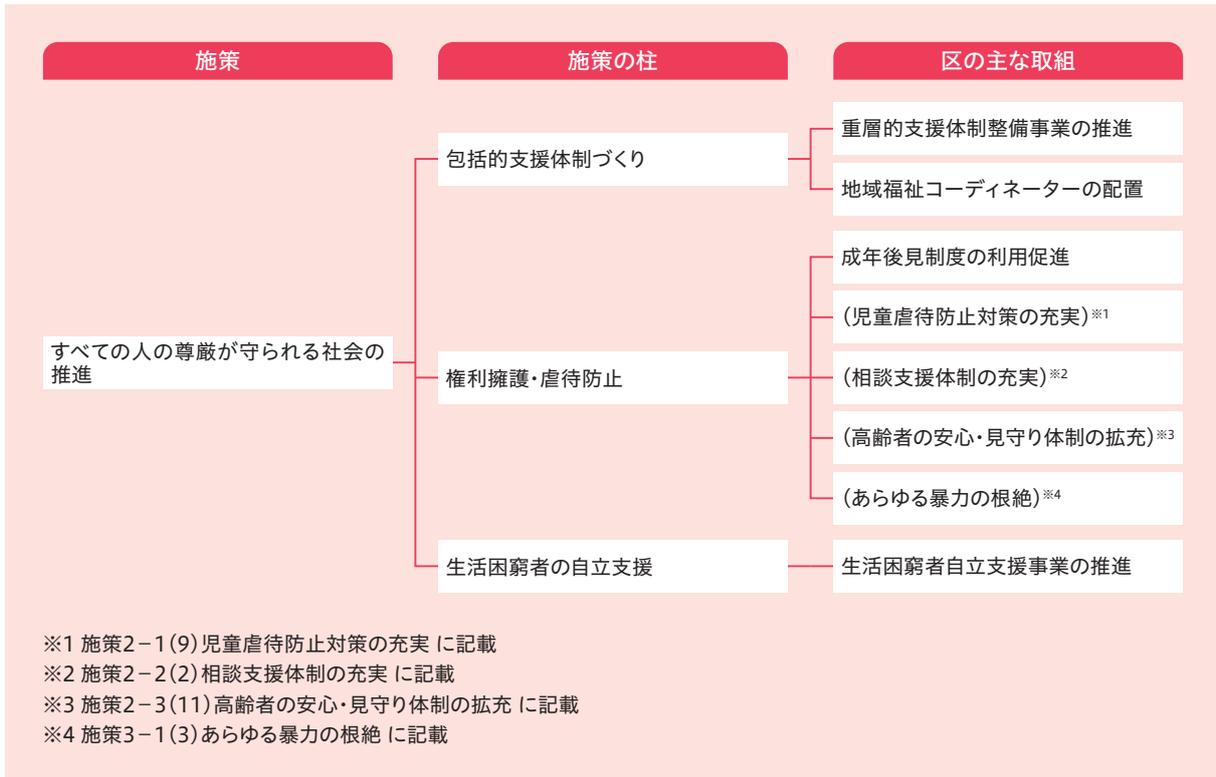
■成年後見制度の認知度



■地域福祉コーディネーター支援・活動実績の推移(生活支援コーディネーターの実績含む)



施策の体系



施策の柱と区の主な取組

包括的支援体制づくり

(1) 重層的支援体制整備事業の推進

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、高齢・障害・子ども・生活困窮等の分野の属性に関わらず一体的に支援を行う「重層的支援体制整備事業」を実施します。

各地域(京橋・日本橋・月島)に福祉総合相談窓口(仮称)を順次整備することで、8050問題、ダブルケアなど複数の分野にまたがる課題を抱えた世帯やこれまで相談、支援につながっていなかったひきこもりなどの課題を抱えた世帯等に対する相談窓口を明確化し、各相談支援機関や区、社会福祉協議会、地域住民などの連携・協働により、アウトリーチによる支援や社会とのつながりをつくりながら、継続的に支援していきます。あわせて、新たな地域活動拠点を整備し、世代や属性を超えて交流できる多世代交流拠点、子どもや高齢者などが食事を通して交流できるみんなの食堂、「高齢者通いの場」等、住民同士の支え合いに向けた取組を推進していきます。

(2) 地域福祉コーディネーターの配置

地域福祉コーディネーターを各地域(京橋・日本橋・月島)に配置し、従来の福祉サービスだけでは解決できない生活上の課題を抱える人々のもとに直接訪問して支援を行います。また、地域の支え合いの活性化を図るため、情報や人材・場所等の地域の社会資源を開拓し、地域住民をはじめとするさまざまな活動主体相互のネットワークづくりに取り組みます。

権利擁護・虐待防止

(3) 成年後見制度の利用促進

成年後見制度の利用に関する相談や支援を行っている中央区社会福祉協議会成年後見支援センター「すてっぷ中央」と区が一体となって、成年後見制度の周知・広報、相談支援、後見人の支援など、成年後見制度の利用促進に向けた取組の充実を図ります。また、「地域連携ネットワーク」の構築に向けた法律・福祉専門職や地域関係者との連携強化に取り組みます。

生活困窮者の自立支援

(4) 生活困窮者自立支援事業の推進

失業やひきこもりなど、生活困窮者が抱えるさまざまな課題に応じた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、自立相談支援事業を基本に家計相談や就労準備支援等を通じて社会的・経済的自立を支援します。また、生活困窮家庭やひとり親家庭の子どもを対象に学習・生活支援を行うなど、進学や社会的自立に向けた切れ目のない支援を展開していきます。

基本政策

4

災害・犯罪に強く

いつまでも住み続けられるまち

10年後の中央区の姿

- 各家庭等での防災対策が進み、多くの区民が被災後も継続して生活することができています。また、自助・共助・公助が一体となった総合的な地域防災力の強化が図られ、災害時においても避難所の運営はもとより要配慮者や帰宅困難者に対する支援活動が迅速かつ円滑に行われるなど、人々の安全が確保できる体制が整っています。
- 区民の防犯意識の高まりにより、地域の防犯力が向上するとともに、消費者が正しい知識を習得し、消費者トラブルを未然に防ぐことができています。また、大規模テロ等の新たな脅威から区民を守るための危機管理体制が充実・強化され、区民が安全で安心した生活を送っています。
- 住民相互の良好なコミュニティのもと、マンションの適切な維持管理が行われているとともに、建築物の耐震化が進み、大地震発生時にも安全な住環境が確保されています。また、多様なライフスタイルに合った良好な住宅環境の創出により、さまざまな世代が安心して快適に暮らしています。

施策 4-1

地域ぐるみの防災力・防犯力の向上

防災・危機管理・生活安全分野

施策 4-2

安心して住み続けられる住宅・住環境づくり

住宅・住環境分野

基本政策
4

災害・犯罪に強くいつまでも住み続けられるまち

施策 4-1

地域ぐるみの防災力・防犯力の向上

防災・危機管理・生活安全分野

SDGsのゴール
との関係

施策の目標

- 区民や事業所が連携・協力して防災対策に取り組めるよう、体制整備の支援や適切な情報提供などを行うことにより、「自助」「共助」の一層の推進、「公助」と一体となった総合的な防災力の向上を図ります。また、令和4(2022)年5月に見直しされた「東京都の新たな被害想定～首都直下地震等による東京の被害想定～」を踏まえながら、本区の地域特性に応じた高層住宅の防災対策や帰宅困難者対策を強化することで、「災害に強いまち中央区」を実現していきます。
- 区民が安心して生活できるよう、犯罪に対する知識や意識の向上を図るとともに、自主的な防犯活動や防犯設備の設置を支援し、地域力をいかした犯罪に強いまちづくりを推進していきます。また、大規模テロ等の新たな脅威に対して、国や東京都等と連携しながら継続的なリスク情報の収集・発信を行い、迅速かつ的確な初動措置を確保するなど、総合的な危機管理体制を強化していきます。
- 区民が安全・安心な生活を送るため、消費生活に関する正しい知識を身に付け、自立した「かしこい消費者」となり、消費生活が安定・向上するようさまざまな媒体や手法を用いて効果的な情報発信を行っていきます。

現状と課題

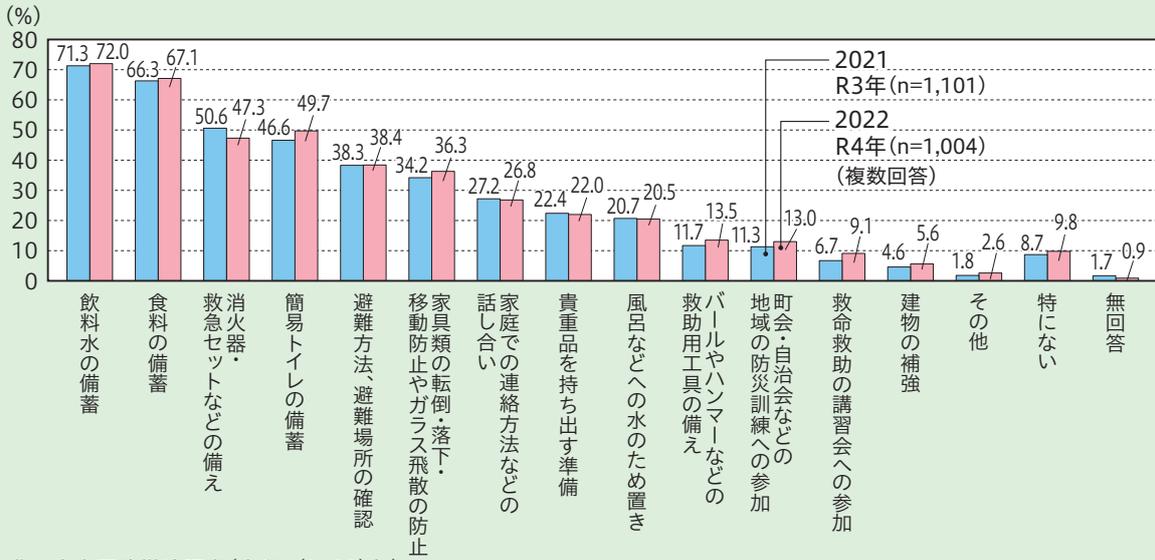
- 首都圏において、今後30年以内にマグニチュード7クラスの大地震が発生する確率は70%といわれています。また、近年の地球温暖化に伴い、全国的に風水害が激甚化・頻発化しています。加えて、在宅避難の重要性が高まる中、さらなる防災意識の向上や災害情報の提供体制の強化など、減災に向けた取組を推進する必要があります。そのため、区民や事業所をはじめ地域との連携を強化し、地域防災力の向上に向けた取組の推進が求め

られています。

- 区民が安全かつ安心した生活を送り続けるためには、地域特性を踏まえた防災対策が重要です。本区では、9割以上の世帯が集合住宅に居住しており、高層住宅の防災対策の充実が必要不可欠です。また、区内には、約3万3千を超える事業所があり、約78万人の従業員が就業しています。災害時には30万人を超える帰宅困難者が発生し、災害応急活動の妨げや二次被害の発生するおそれがあることから、対策を進めていく必要があります。
- 区内の犯罪は、年々減少傾向にあるものの、犯罪抑止力のさらなる強化に向けて、防犯設備の設置など地域ぐるみの自助・共助による取組の推進が求められています。また、高齢者を狙った特殊詐欺は、年々巧妙化していることから、生活安全に関する正確な情報発信や防犯意識の向上に向けた取組も必要です。
- 近年、大型台風や集中豪雨による甚大な被害のほか、世界情勢等に起因する新たな脅威や新型インフルエンザ等の脅威など、さまざまな緊急事態が懸念されており、危機管理体制の強化が求められています。
- 区の消費生活相談窓口の相談件数はここ数年同水準で推移していますが、悪質商法の手口は巧妙化しており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等によるインターネット通販利用の増加、成年年齢の引下げなどといった社会状況の変化により、相談内容も複雑化・多様化し続けています。こうした状況において、消費者トラブルを未然に防止し、さまざまな消費者問題に適切に対応するためには、関係団体と連携しながら、必要な情報を収集し、高齢者や社会経験の少ない若年層をはじめとした区民等に広く発信し、普及・啓発を図ることが重要です。また、区民の消費生活に関するあらゆる相談に対応していくため、消費生活相談体制の充実が求められています。

現状データ

■家庭での災害に対する備え



出典：中央区政世論調査(令和4(2022)年)

■区内における刑法犯認知件数・特殊詐欺被害認知件数の推移



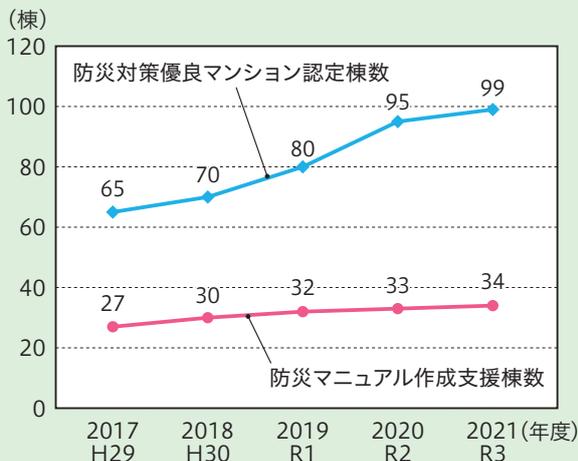
出典：統計資料(警視庁)/青少年・治安対策本部資料(東京都)

■消費生活相談受付件数の推移



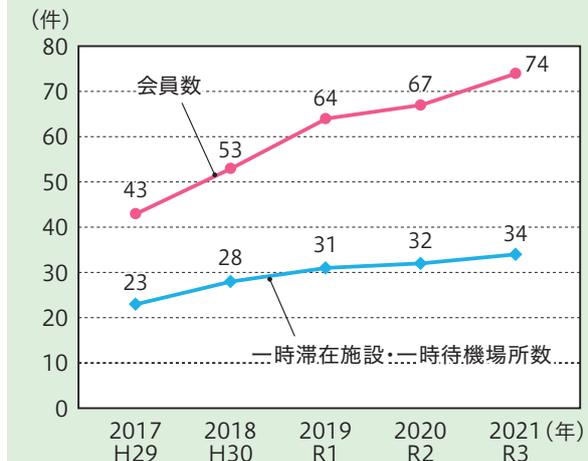
出典：中央区資料

■高層住宅防災対策支援実績(累計)の推移



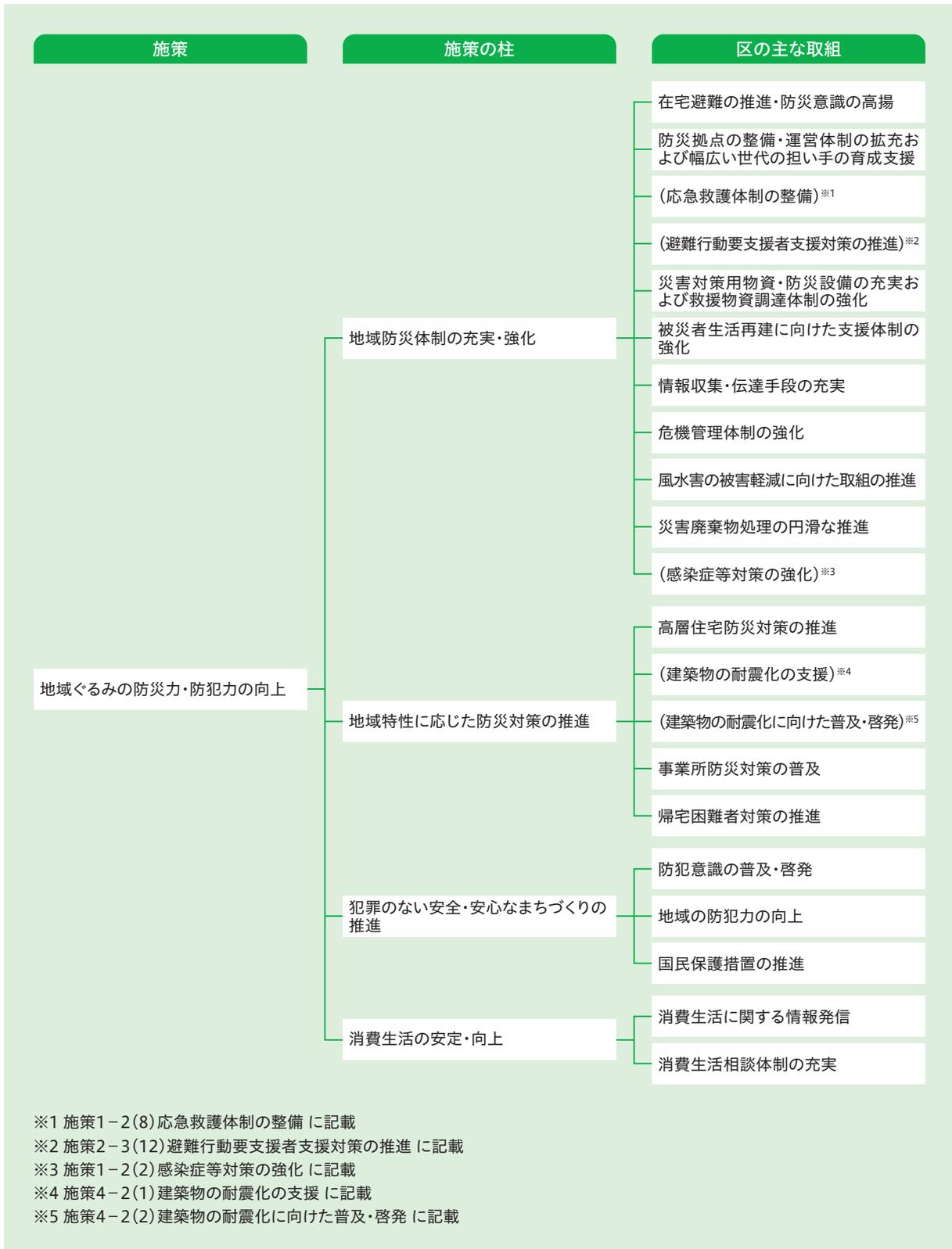
出典：中央区資料

■帰宅困難者協議会会員数・一時滞在施設数の推移



出典：中央区資料

施策の体系



施策の柱と区の主な取組

地域防災体制の充実・強化

(1) 在宅避難の推進・防災意識の高揚

本区の地域特性を踏まえ、冊子、パンフレット、ホームページ、防災アプリ、防災イベントや講演会など、あらゆる手段・機会を活用して、周知・啓発を図るなど積極的に在宅避難を推進していきます。また、区民の防災意識の高揚を図るため、多世代の方が興味を持ち参加できる防災イベントや防災訓練の実施など、より多くの区民が防災に関わる機会を創出していきます。

(2) 防災拠点の整備・運営体制の拡充および幅広い世代の担い手の育成支援

災害時に防災区民組織等が迅速かつ的確な応急活動を行えるよう、防災拠点等に必要な備蓄品や防災資器材を整備するとともに、人口増加や感染症対策への対応、避難生活環境向上のために、防災拠点の新設等により避難スペースを拡充していきます。また、地域が主体となる防災拠点運営委員会を支援し、より実践的な訓練の実施、活動マニュアルの更新など運営体制の活性化、防災関係機関・医療機関等との連携や在宅避難者への支援強化に取り組んでいきます。

あわせて、中学生など若い世代が、防災拠点の運営や訓練に参加する環境づくりを進めることにより、地域防災の担い手の育成を積極的に支援していきます。

(3) 災害対策用物資・防災設備の充実および救援物資調達体制の強化

地域の特性や大地震の教訓等を踏まえ、食料・生活用品等の備蓄を充実します。また、職員対応力の向上、関係機関との緊密な連携、防災船着き場の整備による水路の活用など救援物資の調達体制を強化します。さらに、防災施設や設備等を適切に維持・管理するとともに、大規模開発事業等の機会を捉えて備蓄倉庫の整備を進めていきます。

(4) 被災者生活再建に向けた支援体制の強化

被災者の速やかな生活再建に資するため、住宅被害認定調査、り災証明の発行、被災者台帳の作成など被災者に対する生活再建支援業務の早期実施に向け、円滑かつ的確な支援体制を構築していきます。

(5) 情報収集・伝達手段の充実

災害時における被害状況等の情報を迅速に把握するため、防災関係機関等との情報連携体制を

築き、迅速かつ的確な災害応急活動に取り組みます。また、一斉情報配信システムを活用し、SNSやホームページ等さまざまな情報媒体に同時に情報発信することで、より迅速かつ効果的・効率的な情報発信体制を強化していきます。

(6) 危機管理体制の強化

首都直下地震などの自然災害や感染症等の発生時に、限られた人的・物的資源を効果的に配置し、業務の継続と早期の復旧を図るとともに、迅速かつ的確な災害対策本部機能を確保するため、危機管理の拠点である防災危機管理センターの強化を図ります。

(7) 風水害の被害軽減に向けた取組の推進

近年の異常気象等により、全国的に風水害が激甚化・頻発化していることから、荒川氾濫時のみならず、集中豪雨による内水氾濫、高潮などの風水害被害の軽減に向けた取組を国や東京都、他自治体との連携を強化し、推進していきます。

(8) 災害廃棄物処理の円滑な推進

大規模災害時において、災害廃棄物処理に係る組織体制を迅速に整備し、関係機関との連携のもと、継続的かつ確実な廃棄物の収集・運搬処理を行います。また、平時から区民や事業者に向けて災害廃棄物の分別の必要性や排出方法等について普及・啓発を図っていきます。

地域特性に応じた防災対策の推進

(9) 高層住宅防災対策の推進

自助・共助の取組を支援するとともに在宅避難を推進していくため、中央区防災対策優良マンション認定制度や防災専門家の派遣等による防災組織づくり、防災マニュアルの作成、防災訓練等への支援に加え、防災講演会の開催による意識高揚や近隣マンション・地域との交流促進により、マンション内における災害対応力の強化を支援していきます。

(10) 事業所防災対策の普及

防災講演会をはじめとしたさまざまな普及・啓発の機会を通じて、事業所に留まる対策の重要性の周知や従業員の安否確認体制の整備、水・食料・生活必需品の備蓄促進など、事業所の防災力を高め、地域と一体となった取組を推進します。

(11) 帰宅困難者対策の推進

地域の事業所が主体となる「帰宅困難者支援施設運営協議会」の支援を行うとともに、協議会の活動を通じて、区、東京都、事業所、防災関係機関との連携・協力体制の強化や地区特性を踏まえた取組を推進します。

さらに、大規模開発等の機会を捉え、帰宅困難者一時滞在施設や一時待機場所の設置を促進し、来街者の安全が確保できる環境づくりを強化します。

犯罪のない安全・安心なまちづくりの推進

(12) 防犯意識の普及・啓発

巧妙化する高齢者を狙った振り込め詐欺等に対し、警察や防犯協会等関係機関との連携を強化するとともに区民等の防犯に対する意識啓発・知識を高めることで、犯罪を未然に防止する環境づくりを推進します。

(13) 地域の防犯力の向上

犯罪の抑止力となる防犯カメラの整備や自主的な地域見守り活動等の支援を行うとともに、犯罪情報の提供や防犯知識の普及・啓発を図り、地域における総合的な防犯力の向上を図ります。

(14) 国民保護措置の推進

世界情勢等に起因する新たな脅威に対し、国、東京都等の関係機関や地域等と連携を強化し、国民保護措置を総合的に推進していきます。

消費生活の安定・向上

(15) 消費生活に関する情報発信

区民一人一人が「かしこい消費者」として正しい知識を習得することで、消費者トラブルを未然に防止し、人や社会、環境に配慮したエシカル消費*（倫理的消費）が実践できるよう、SDGsをテーマに取り入れた消費生活展やホームページ・情報誌、消費生活講座、関係団体との連携等のさまざまな媒体や手法により消費生活情報を発信します。

特に、成年年齢の引下げにより影響を受ける若者に対しては、より一層の注意喚起をしていくとともに

* エシカル消費：地域の活性化や雇用などを含む、人や社会、地域、環境に配慮して作られた製品・サービスを選んで消費することで、社会や地球環境の問題を解決に導こうとすること

に、区立中学生に対しては、副教材を活用した消費者教育を行います。また、消費者被害に遭いやすい傾向にある高齢者へも普及・啓発を積極的に行います。

(16) 消費生活相談体制の充実

区民等の消費生活での不安や困りごとに対応するため、専門資格を有する相談員による電話相談、窓口相談を実施します。また、研修・勉強会への参加等により、相談員のさらなる知識の習得や資質の向上を図ることに加え、ICTを積極的に活用しながら、相談体制を充実します。



中央区総合防災訓練

基本政策
4

災害・犯罪に強くいつまでも住み続けられるまち

施策 4-2

安心して住み続けられる住宅・住環境づくり

住宅・住環境分野

SDGsのゴール
との関係

施策の目標

- 特定緊急輸送道路沿道建築物をはじめとした未改修建築物の耐震化を進めていきます。
- 区民住宅等を適正に管理、供給し、快適な居住空間を確保するとともに、誰もが暮らしやすい住環境を実現していきます。
- マンションの長寿命化や適正な管理を支援することで、安全かつ安心して住み続けられる住環境づくりを進めるとともに、管理組合の交流を促し、良質なコミュニティ形成につなげていきます。

現状と課題

- 区内の住宅の耐震化率は、令和2(2020)年度で94%を超えていますが、今後30年以内にマグニチュード7クラスの大地震が発生する確率が70%と予測されており、建築物の倒壊などを防ぐため、引き続き耐震化を促進する必要があります。特に震災時の道路閉塞を防ぐため、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化は急務となっており、未改修建築物に対するさらなる支援の検討を進める必要があります。また、高層建築物の長周期地震動対策の促進も求められています。
- 本区の高齢化率は、減少傾向であるものの高齢者人口は着実に増加しています。今後も高齢者の増加を見据えた住宅・住環境の整備を進めるとともに、既存の区民住宅については良質な公的住宅ストックとして有効活用を図っていくことが必要です。また、高経年の区民住宅については、設備などの不具合による修繕が増加しており、改築も視野に入れ今後の対応を検討する必要があります。
- 区民の中心的な居住形態であるマンションについては、高層マンションを含めた中長期的な修繕計画の策定とそれに基づく長寿命化への支援のほか、マンションが管理不全に陥らないよう管理組合に対する総合的な支援も必要となっています。

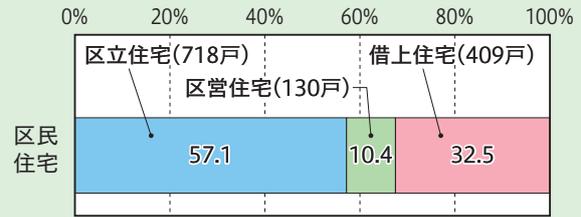
現状データ

■住宅の耐震化率

	木造	非木造	計
未耐震住宅	530	4,690	5,220
耐震化住宅	1,750	86,660	88,410
耐震化率	76.8%	94.9%	94.4%
計	2,280	91,350	93,630

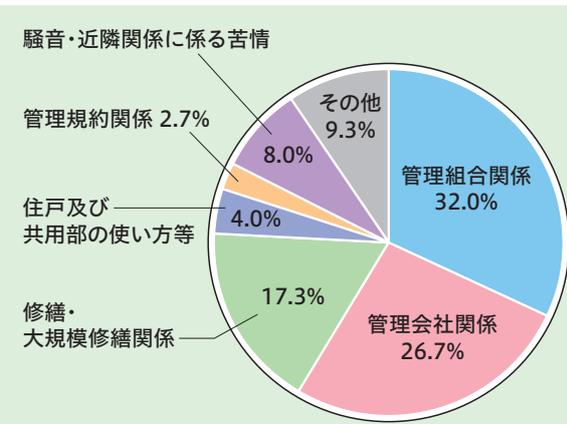
※数値は、平成20(2008)年、平成25(2013)年、平成30(2018)年の住宅・土地統計調査からの推計値
出典：中央区資料(令和2(2020)年3月現在)

■区民住宅戸数(まちづくり支援用施設を含む)



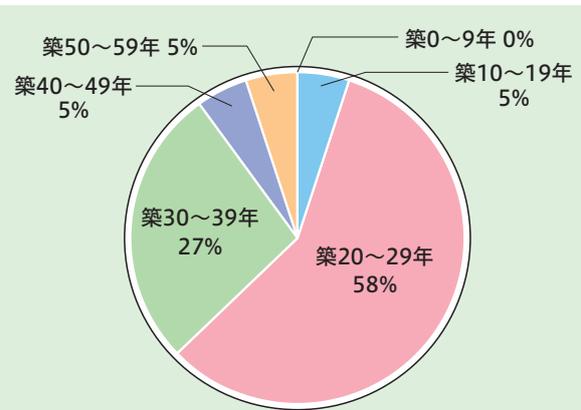
出典：中央区資料(令和5(2023)年1月現在)

■分譲マンション管理相談内容(令和元(2019)～令和3(2021)年度)



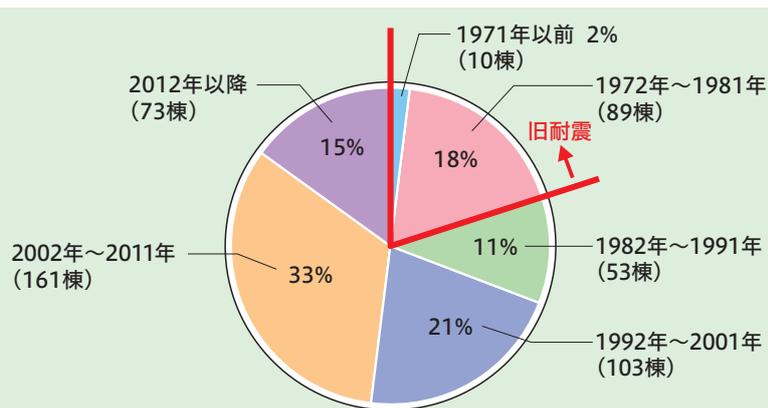
※中央区都市整備公社により実施
出典：中央区資料

■区民住宅築年数



出典：中央区資料(令和4(2022)年3月現在)

■分譲マンション新築年別棟数および比率

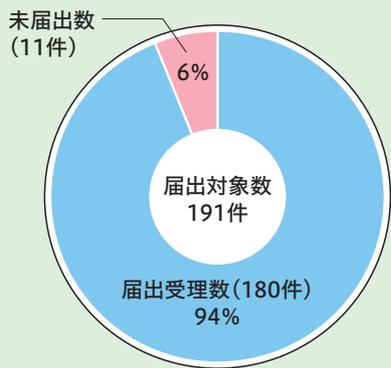


※旧耐震基準について

昭和56(1981)年5月31日以前に建築確認を受けた建物が旧耐震基準の建物である。なお、便宜的に昭和56(1981)年以前に新築した建物を「旧耐震」としている。

出典：中央区資料(平成29(2017)年現在)

■管理状況届出制度※に基づく届出数



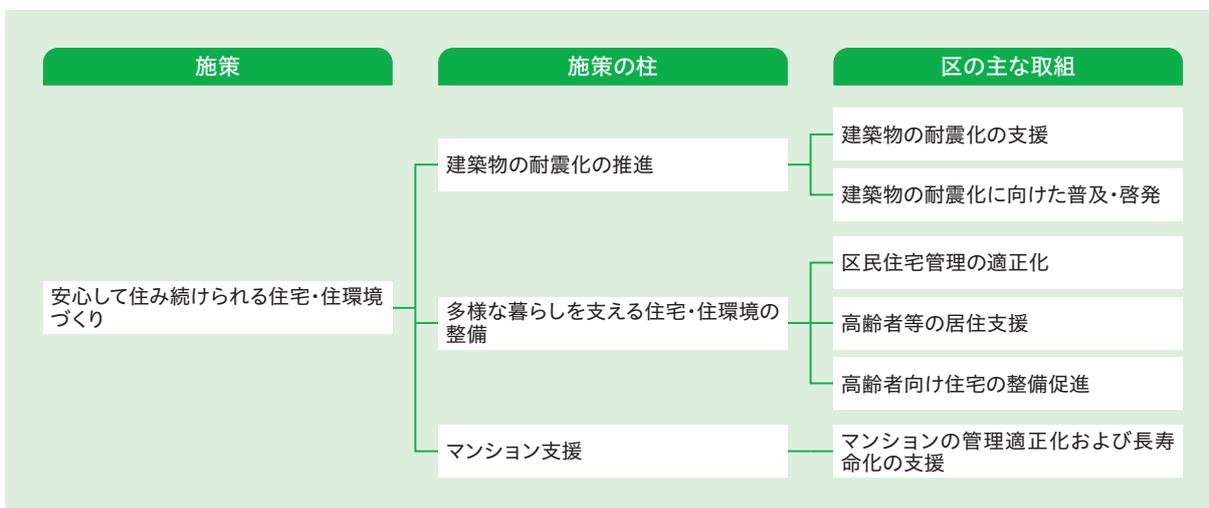
管理不全予防のために必要な7項目に係る対応状況(届出受理数180件)

項目	有	無
管理組合	175	5
管理者等	176	4
管理規約	177	3
総会開催(年1回以上)	171	9
管理費	178	2
修繕積立金	177	3
修繕の計画的な実施	154	26

※管理状況届出制度:「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例」に基づき、分譲マンションにおける管理状況の届出が義務化された。その届出の管理状況の内容により必要に応じた助言や専門家の派遣などの改善に向けた支援を行っている(令和2(2020)年4月1日開始)。
※届出対象マンションは昭和58(1983)年12月31日以前に新築された分譲マンションのうち、6戸以上のもの

出典: 中央区資料(令和4(2022)年12月末現在)

施策の体系



施策の柱と区的主要な取組

建築物の耐震化の推進

(1)建築物の耐震化の支援

耐震診断や耐震改修を実施する建築物の所有者に対する費用助成を行うとともに、住宅においては耐震改修と併せて行う工事に係る費用負担を軽減するなど、建築物の耐震化をより一層促進していきます。また、特定緊急輸送道路の沿道建築物については、建替えや除却における建物所有者の費用負担を軽減し、建築物の倒壊による道路閉塞の防止を図っていきます。

(2)建築物の耐震化に向けた普及・啓発

耐震促進協議会による耐震フェアや耐震相談会の開催および旧耐震建築物所有者への訪問等を

実施し、区民の耐震化に対する意識向上を図るとともに、耐震アドバイザーの派遣等により、耐震化における課題についての相談を受けるなど、幅広い支援を展開していきます。また、高層建築物の長周期地震動対策についても、さまざまな機会を捉え国・東京都における助成制度を積極的に周知するなど、耐震化促進に向けた取組を強化していきます。

多様な暮らしを支える住宅・住環境の整備

(3) 区民住宅管理の適正化

施設の修繕や設備の機能更新を目的とした改修を計画的に行い、区民住宅の長寿命化を図るとともに、共用部照明のLED化など省エネルギーへの取組を推進します。また、高経年住宅については、周辺開発の動向も見極めつつ、改築も視野に入れ今後の対応を検討していきます。

(4) 高齢者等の居住支援

高齢者や障害者など誰もが住み慣れた地域で、安心して住み続けられるよう東京都や関係機関と連携し、あんしん居住制度利用助成など、多様なニーズやライフステージに応じた居住支援を進めていきます。

(5) 高齢者向け住宅の整備促進

高齢者の居住の安定を図るため、民間事業者による高齢者向け住宅の整備や家賃減額に対する費用の一部を助成し、高齢者が安全かつ安心して生活できる住宅の供給を誘導していきます。

マンション支援

(6) マンションの管理適正化および長寿命化の支援

分譲マンションの老朽化や管理組合が抱えるさまざまな問題を解決するため、マンション管理適正化法に基づき、管理組合に対し管理適正化に向けた指導・助言等を行うとともに、中央区都市整備公社との連携のもとマンションアドバイザー等の派遣、相談会・セミナーの開催、分譲マンション管理組合交流会への支援を行っていきます。また、修繕の調査や設計および工事に際しては、費用の一部を助成するなど長寿命化に向けた負担軽減も図っていきます。

基本政策

5

水とみどりあふれる豊かな環境を 未来へつなぐまち

10年後の中央区の姿

- 街路のみどりや公園と水辺空間のネットワーク化が図られ、ヒートアイランド現象が緩和されるとともに、生き物が生息する自然環境が創出されています。また、魅力的な公園等の整備が進み、河川・運河沿いが連続性のある親水空間として形成され、人々の憩いややすらぎの場が広がっています。
- 脱炭素社会の実現に向けて、区民や事業者等の環境問題に対する意識の高まりにより、省エネルギー行動が実践されるとともに、環境にやさしいエネルギーの活用が進んでいます。また、自主的な地域美化活動が区内全体に広がり、世界に誇る美しいまちが形成されています。
- 区と区民・事業者が一体となっごみの発生抑制や資源分別等の取組を実践し、環境負荷の少ない持続可能な循環型社会が実現しています。

施策 5-1

水とみどりにつつまれたやすらぎのある空間づくり

公園・緑地・水辺分野

施策 5-2

地球にやさしく美しいまちづくり

環境保全分野

施策 5-3

循環型社会づくりの推進

循環型社会分野

基本政策
5

水とみどりあふれる豊かな環境を未来へつなぐまち

施策 5-1

水とみどりにつまれたやすらぎのある空間づくり

公園・緑地・水辺分野

SDGsのゴール
との関係

施策の目標

- ヒートアイランド現象の緩和や生き物の生息環境、都心にふさわしい風格あるまちの形成を図るため、公園等のみどりの拠点と河川・運河の水辺空間や街路樹等をつなぎ、水とみどりのネットワークを形成します。
- 子どもから高齢者まで幅広い年代のニーズに配慮しながら、機能の充実を図るなど、魅力ある公園等の新設や拡充を進めます。
- 河川や運河沿いの水辺空間の活性化を図るため、東京都や開発事業者と連携し、都心しながら自然や潤いを感じられるよう、親水性や水辺の回遊性に配慮した水辺環境を整備します。
- ボランティアによる花壇の維持管理や公園の自主管理などの活動を推進し、区民・事業者・地域・区による緑のパートナーシップを拡充します。

現状と課題

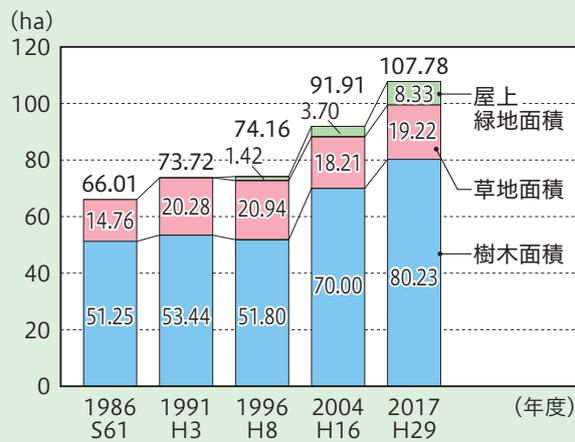
- 近年の都市部における気温上昇の要因には、気候変動の影響のほかヒートアイランド現象があるといわれています。みどり豊かで快適な都心環境を形成し、ヒートアイランド現象の緩和を図るため、公園等のまとまったみどりと街路樹の連続化を図るとともに、河川・運河の水辺空間のネットワーク化を進めていく必要があります。
- 公園・緑地は人々の憩いややすらぎの場、子どもたちの遊びの場、スポーツ・レクリエーションの場であるとともに、災害時の避難場所としての防災機能も有するなど、健康で安全な生活を営む上で重要な機能を持っています。区では、花とみどりに囲まれた美しいまちを目指した「花の都中央区宣言」(平成元(1989)年)や「中央区緑の基本計画」(平成31(2019)年)に基づき、公園・緑地等の整備を進めています。その結果、緑被率は徐々に向上し、平成29(2017)年度には10.7%となりました。しかしながら、区内人口の増加に

に伴い、区民一人当たりの公園面積は、近年減少傾向が続いています。新たな土地の確保が難しい本区においては、適正かつ合理的な土地利用に加え、開発事業等に合わせた公園の拡充や老朽化が進んだ公園の改修による機能の充実が求められています。

- 本区は河川や運河の面積が区全体の約18%を占め、都内随一の水辺空間を誇っています。この豊かな水辺環境をいかした安全・安心・快適で連続性のある水辺空間を整備するとともに、にぎわいの場としても活用し、水辺の魅力を高めていくことが求められています。
- 都市機能が集中する本区では、公共施設の屋上・壁面等における緑化の推進や民間施設の緑化に対する支援を行うとともに、区民・事業者によるボランティア活動の促進等により、みどりの豊かさを実感でき、自然と調和したやすらぎのある都心環境を実現することが求められています。

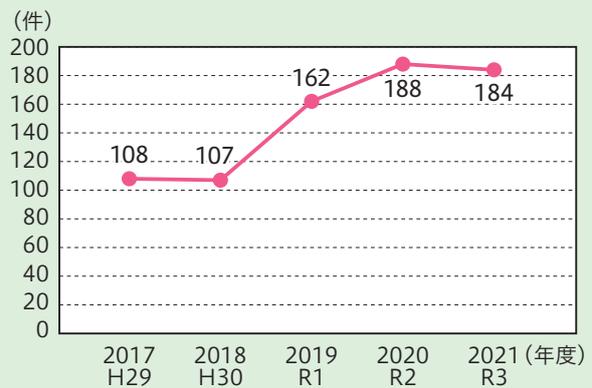
現状データ

■緑被面積の推移



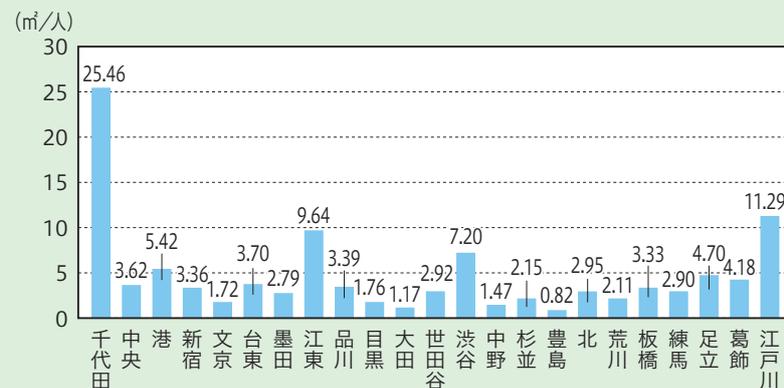
※屋上緑地面積は平成8(1996)年度から調査開始
出典：中央区緑の実態調査報告書(平成30(2018)年)

■緑のアダプト※登録件数の推移



※緑のアダプト
公園・緑地帯・街路の花壇の草花管理や清掃活動を行う地域住民や事業者などのボランティア
出典：中央区資料

■23区の一人当たりの公園面積



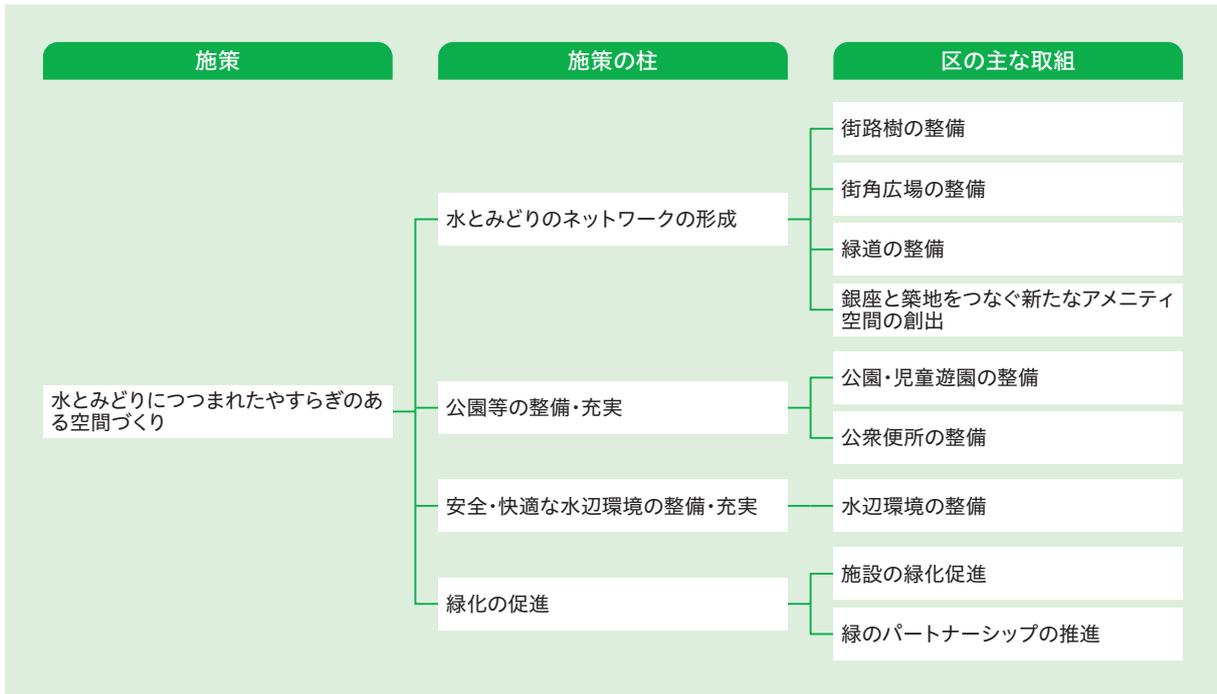
出典：特別区土木関係現況調査(令和4(2022)年)

■本区を流れる一級河川(荒川水系)

一級河川(荒川水系)		延長(m) (本区管内)
京橋地域	隅田川	2,580
	亀島川	730
日本橋地域	隅田川	2,180
	神田川	510
	日本橋川	2,300
月島地域	隅田川	460
	月島川	830
合計		10,120

出典：中央区資料

施策の体系



施策の柱と区的主要な取組

水とみどりのネットワークの形成

(1) 街路樹の整備

道路整備や再開発等に合わせて、街路樹の整備を進めるとともに、中低木や緑化フェンスによる多層化・連続化を進めます。また、地域の特色を踏まえ、沿道の価値やまちのイメージを高める花の咲く樹木、新葉や紅葉が美しい樹木など特色ある樹種を植栽します。

(2) 街角広場の整備

緑地帯が地域のランドマークや地域住民の憩い・交流の場となるよう、地域の歴史・文化等の特色や景観に配慮した街角広場の整備を進めます。

(3) 緑道の整備

道路や河川沿いにおける緑道について、四季折々の樹木や草花の植栽等により、憩いややすらぎがあり、歴史・文化を感じられる散策路として整備します。また、東京都等関係機関との連携により、新たな緑道の整備を進めていきます。

(4) 銀座と築地をつなぐ新たなアメニティ空間の創出

老朽化が進む首都高速道路都心環状線の築地川区間の更新に合わせて、沿道のまちづくりの機会等を捉え、掘割部の上部空間の活用を図ることで、銀座と築地のまちをつなぎ、都心に開かれたみどり豊かな空間やさまざまな交流を生み出すにぎわい空間など、区民や来街者の快適で多様なライフスタイルを支える新たなアメニティ空間を創出していきます。

公園等の整備・充実

(5) 公園・児童遊園の整備

老朽化が進んだ公園等については、地域の特性やニーズ、自然環境等に配慮しながら改修整備を行います。また、複数の公園等で機能を分担・特化させるなど有効活用を図り、多様化するニーズに対応していきます。さらに、大規模開発や公共用地の活用などさまざまな機会を捉えて新たな公園等の整備を進めます。

(6) 公衆便所の整備

衛生的な都市環境保全の一環として設置している公衆便所について、災害時にも対応可能なトイレとして改築を進めるとともに、高齢者や障害者等の利用に配慮したバリアフリー化に向けた整備を推進します。また、外国人を含め、すべての利用者が施設を円滑に利用できるよう、多言語表示やピクトグラムを活用した案内表示の設置や便器の洋式化を進めます。

安全・快適な水辺環境の整備・充実

(7) 水辺環境の整備

誰もが快適に水辺の散策を楽しめる環境を整備するため、東京都による朝潮運河の護岸基盤整備等に合わせ、自然環境や周辺景観との調和にも配慮した水辺空間を創出していきます。また、水辺の回遊性やにぎわいのさらなる向上に向け、遊歩道の連続化を図るとともに、大規模開発等の機会を捉え、水辺の魅力を存分にいかしたまちづくりを促進していきます。

緑化の促進

(8) 施設の緑化促進

みどり豊かな都市景観の形成やヒートアイランド現象の緩和を図るため、公共施設の改修や改築

の機会を捉えて屋上・壁面等の緑化を推進します。また、民間施設についても緑化の指導や費用助成などにより、緑化の促進を図ります。

(9) 緑のパートナーシップの推進

花と苗木の即売会やさまざまなイベントを通じて緑化意識を高めるとともに、区民や事業者による花壇管理等のボランティア活動や地域住民による公園の自主的管理を支援し、みどりや草花に囲まれた環境づくりに向けた主体的活動の促進および地域コミュニティのさらなる活性化を図っていきます。



桜満開の石川島公園

基本政策
5

水とみどりあふれる豊かな環境を未来へつなぐまち

施策 5-2

地球にやさしく美しいまちづくり

環境保全分野

SDGsのゴール
との関係

施策の目標

- ゼロカーボンシティの実現に向け、区が率先的に省エネルギー活動の徹底や再生可能エネルギーの積極的な活用に取り組むことで、脱炭素化に向けた区民・事業者のさらなる行動変容を促し、区内の二酸化炭素排出量を削減していきます。
- 区民・事業者等の協力を得てまちの美化活動を推進し、世界に誇る快適で美しいまちを実現します。また、大気汚染や河川の水質改善に向けた取組を進めます。

現状と課題

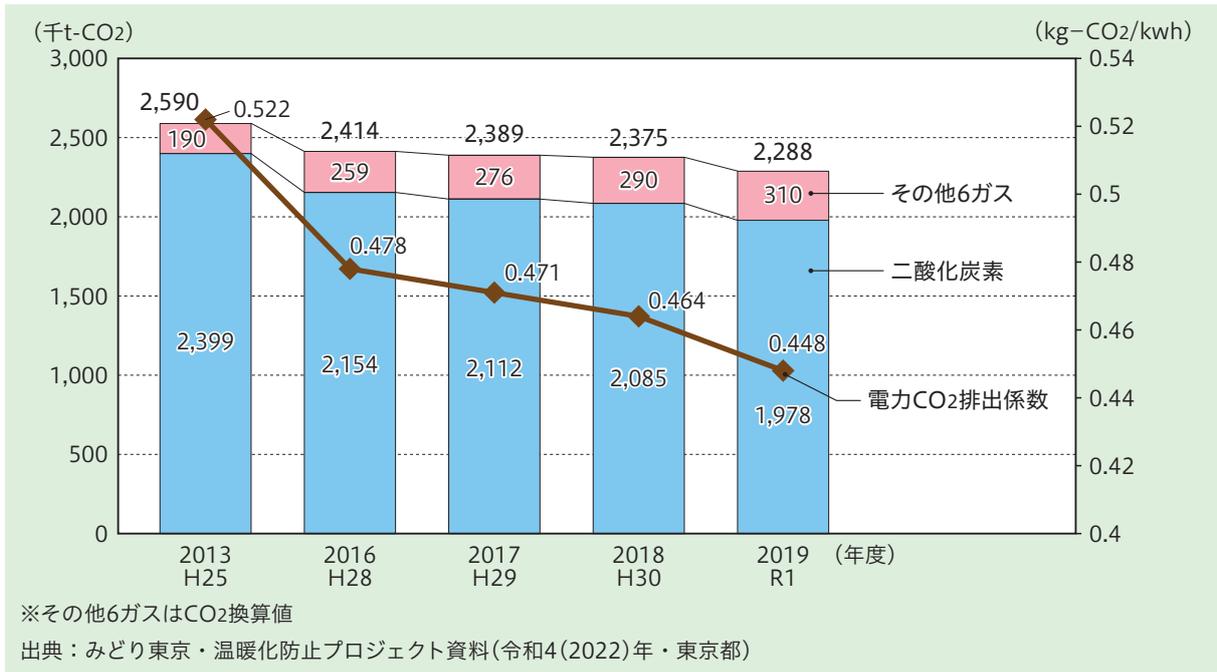
- 二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの増加による地球温暖化や生物多様性の喪失など、世界規模で深刻化する環境問題は、地球上の生物の生存基盤を揺るがす重大な課題となっています。こうした中、世界各国・地域においてはパリ協定の採択やIPCC(気候変動に関する政府間パネル)「1.5℃特別報告書」の公表を受け、令和32(2050)年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにするカーボンニュートラルに向けた取組が広がりをみせており、わが国においても、令和32(2050)年までのカーボンニュートラルの実現を明記した改正地球温暖化対策推進法が令和4(2022)年4月に施行されました。令和3(2021)年3月に「ゼロカーボンシティ中央区宣言」を表明した本区においては、区民・事業者との協力の下、脱炭素社会に向け、他自治体に率先した取組の推進が求められています。
- 本区においては二酸化炭素排出量の約8割を民生部門が占めるなど、日本の経済をけん引する活発な事業活動が展開される一方で、再生可能エネルギーの活用推進等において、施設に必要な土地の確保が難しいという課題を抱えています。こうした都心区の特長や課題を踏まえつつ、新たな技術や行政区域を越えた広域的な取組の積極的な導入を図る

など、多角的な視点を持って脱炭素に向けた取組を検討・推進していく必要があります。

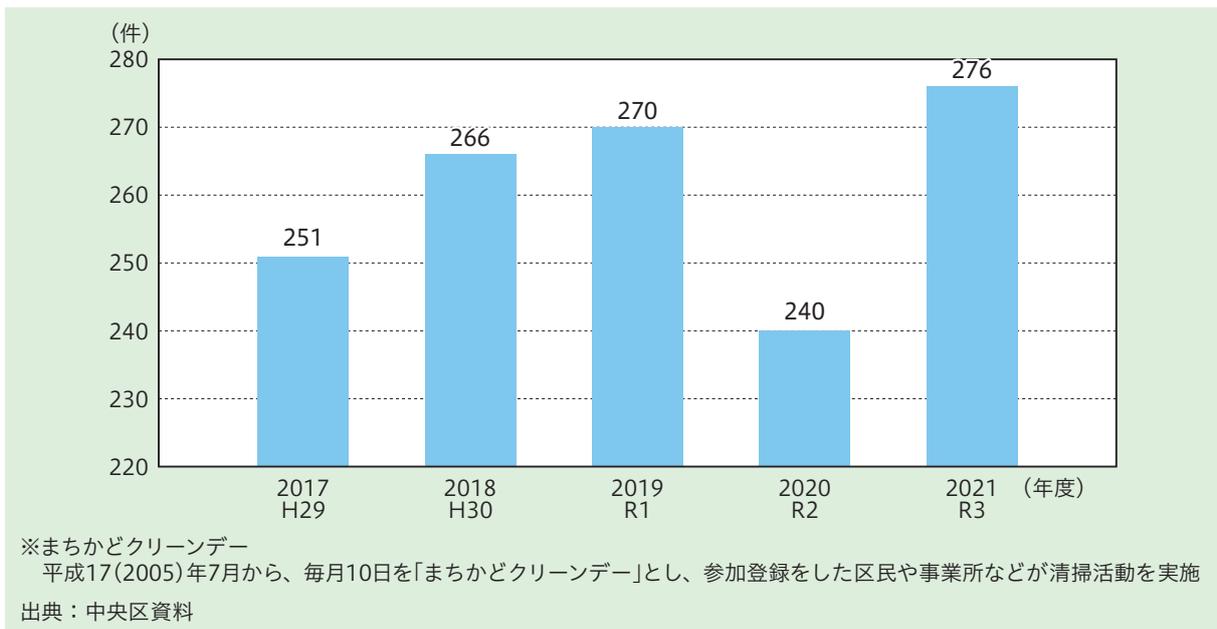
- 快適で美しいまちの実現に向け、区民・事業者の環境美化意識の高揚や、一層の地域美化活動の促進を図る必要があります。

現状データ

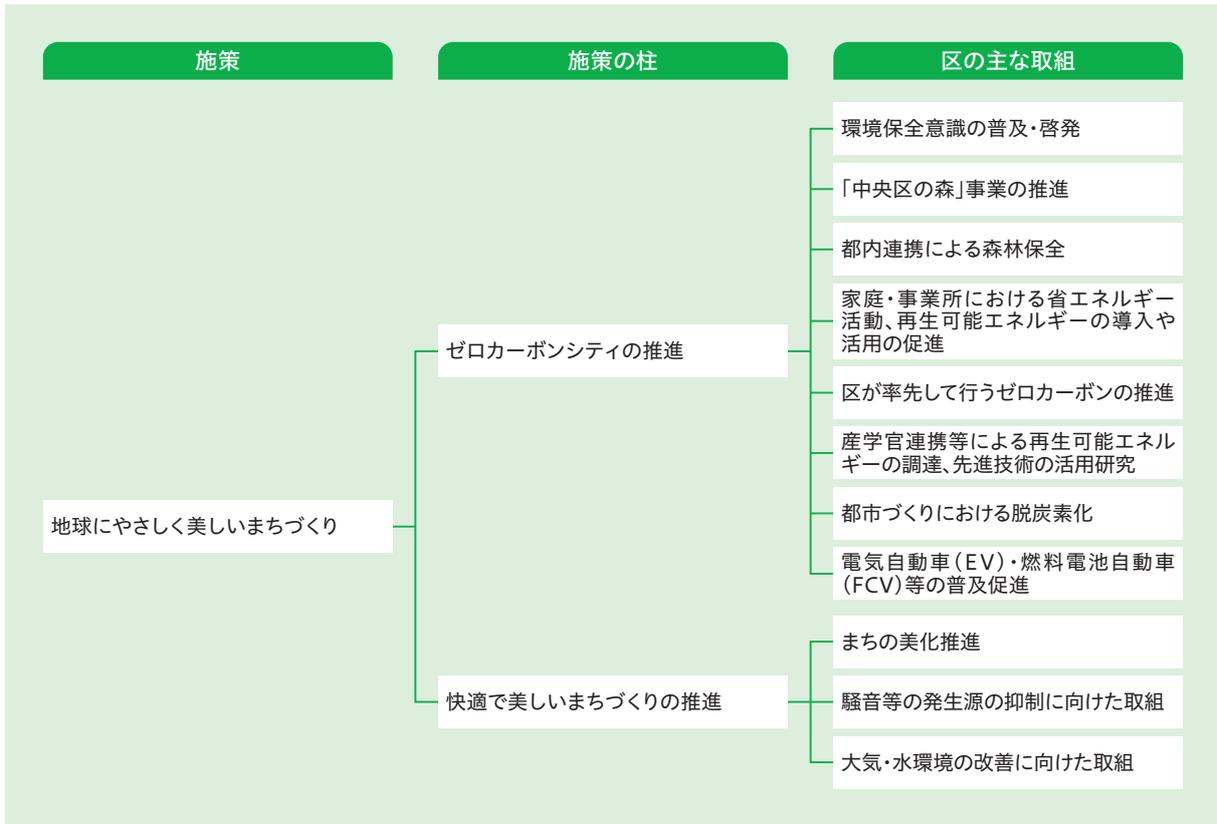
■ 区内の温室効果ガス排出量の推移



■ まちかどクリーンデー※登録件数の推移



施策の体系



施策の柱と区的主要な取組

ゼロカーボンシティの推進

(1) 環境保全意識の普及・啓発

環境保全に関する講座や講演会、環境イベント等の開催、環境情報センターの運営を通して、区民・事業者が環境について学び・活動する機会を提供し、環境保全意識の普及・啓発を図ります。さらに、子どもを対象にした環境情報紙の発行や環境学習事業等の実施により、未来を担う子どもたちの環境問題への理解・関心を高めていきます。

(2) 「中央区の森」事業の推進

地球温暖化対策に寄与するため、二酸化炭素の吸収源となる森林の保全活動を支援するとともに、カーボンオフセット*に向けた取組を推進していきます。また、今後も協定地のさらなる拡大を検討していくとともに、間伐材の区施設への活用や環境学習事業「檜原村自然体験ツアー」等を通して、森林

* カーボンオフセット: 人間の経済活動や生活などを通して「ある場所」で排出された二酸化炭素などの温室効果ガスを、植林・森林保護などによって「他の場所」で直接的、間接的に吸収しようとする考え方

を守り、育てる大切さについての意識啓発を図ります。

(3) 都内連携による森林保全

森林の整備やその促進のための財源である森林環境譲与税^{*1}を活用し、特別区と多摩地域の市町村、東京都が連携した森林保全活動を新たに行います。「中央区の森」とともに行政区域を越えた地球温暖化対策推進事業を充実させることにより、森林が有する多面的機能の維持増進を図り、広域のかつ持続可能な森林循環を確立していきます。

(4) 家庭・事業所における省エネルギー活動、再生可能エネルギーの導入や活用の促進

二酸化炭素排出量を削減するため、自然エネルギー機器や省エネルギー機器等の導入費用の一部を助成し、エネルギー使用量の削減を図ります。あわせて、WEB等を活用し、ポイントシステムを取り入れた新たな中央エコアクト(中央区版二酸化炭素排出抑制システム)の普及を図るとともに、家庭や事業所の行動変容を促し、広く省エネルギー活動の輪を広げていきます。さらに、再生可能エネルギー電力の購入や、電気自動車等の利用など、日常生活における脱炭素行動の普及・啓発を図ります。

(5) 区が率先して行うゼロカーボンの推進

エネルギー使用量の見える化や設備の適正運用の徹底等により、中央区環境マネジメントシステムの実施を一層推進します。公共施設の整備に際しては、屋上・壁面緑化の積極的な導入に加え、さらなる木材の活用を図るとともに、再生可能エネルギー等の活用やさまざまな省エネルギー技術の導入によるZEB^{*2}化の実現を目指します。また、清掃工場でごみを焼却する際に生じる余熱を近隣の区施設へ供給し、エネルギーとして有効活用を図ります。

(6) 産学官連携等による再生可能エネルギーの調達、先進技術の活用研究

購入による再生可能エネルギー電力の調達を推進するだけでなく、再生可能エネルギー資源を豊富に有する地方で創出した再生可能エネルギー電力を消費電力の多い都心部で活用するといった地域間連携による再生可能エネルギーの利用拡大、次世代太陽光パネルなどの先進技術の積極的な導入について、産学官で連携して取り組みます。

*1 **森林環境譲与税**:平成31(2019)年3月に成立した「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に基づき創設された。個人住民税均等割の枠組みを用いて森林環境税(国税)を徴収したうえで、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口により按分し、市区町村や都道府県へ森林環境譲与税として譲与される。税の用途は、「間伐や人材育成・担い手の確保、木材の利用促進や普及・啓発等の森林整備及びその促進に関する費用」とされ、森林を持たない都市部自治体においては、域外も含めた活用にも積極的に取り組んでいる。

*2 **ZEB**:Net Zero Energy Buildingの略称。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと

(7)都市づくりにおける脱炭素化

住宅開発や事業活動が旺盛な都心区として、脱炭素対策を他自治体に率先して推進するため、関連条例や要綱等を見直し、開発事業において事業者に対し要請する環境配慮項目としてZEB・ZEH*1化の項目を増やすなど、ゼロカーボンに向けた取組を一層強化します。

(8)電気自動車(EV)・燃料電池自動車(FCV)等の普及促進

EV・FCV・PHV*2の普及を一層推進するため、区庁有車においても積極的に導入を進めていきます。また、電気エコ(急速充電)スタンドや水素ステーションの周知を図るとともに、民間施設駐車場における電気自動車充電設備の整備および使用電力の再生可能エネルギー電力化を促進します。さらに、エコドライブを推奨し、大気汚染物質や二酸化炭素の排出削減を促進します。

快適で美しいまちづくりの推進

(9)まちの美化推進

世界に誇る美しいまちの実現に向け、町会・自治会、学校、事業所、区民等の協力を得て、まちの一斉清掃を行うクリーンデーを実施するとともに、自宅や事業所周辺を清掃するまちかどクリーンデーなど、地域における自主的な清掃活動の促進を図ります。また、啓発員の巡回や啓発物の配布等によりポイ捨てをなくし、快適な歩行空間および清潔な地域環境を確保します。

(10)騒音等の発生源の抑制に向けた取組

工場や事業所、建設工事等から発生する騒音、振動、悪臭等、近隣に影響のある事象に対し、法令遵守の徹底を求めるとともに、防止に向けた指導や現地調査・夜間パトロール等を実施し、区民の良好な生活環境の保全に努めます。

(11)大気・水環境の改善に向けた取組

区内の大気汚染の実態や河川の水質等の各種環境調査を実施し、現況を的確に把握するとともに、調査結果を区民に周知し、環境に対する意識の高揚を図ります。また、東京都や関係機関と連携し、大気・水環境の改善に向けた広域的な取組を進めます。

*1 ZEH: Net Zero Energy House の略称。エネルギー収支をゼロ以下にすることを旨とした住宅のこと

*2 EV・FCV・PHV: 走行時に二酸化炭素等の排出ガスを出さない電気自動車(EV)、燃料電池自動車(FCV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)のこと



檜原村自然体験ツアー

基本政策
5

水とみどりあふれる豊かな環境を未来へつなぐまち

施策 5-3

循環型社会づくりの推進

循環型社会分野

SDGsのゴール
との関係

施策の目標

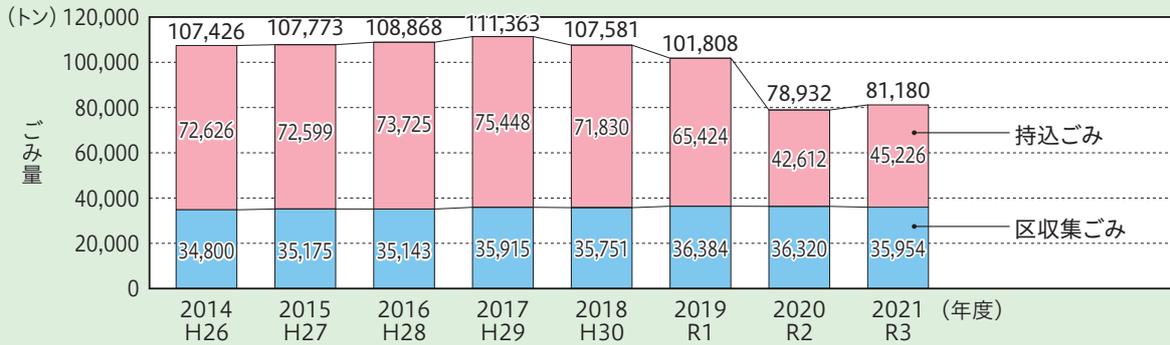
- 環境に対する意識啓発を図るとともに、資源分別の徹底とごみの減量・資源化を促進し、3R運動(リデュース=発生抑制、リユース=再使用、リサイクル=再生利用)の拡充を図ります。
- 資源の回収手段の多様化を図り、資源循環を推進するとともに、地域の特性に配慮した収集や生活に密着した清掃事業を推進します。

現状と課題

- 本区のごみ量は、ごみの減量や資源回収品目の拡大等の取組により、平成26(2014)年度の107,426トンから令和3(2021)年度には81,180トンとなり、約24%減少しています。しかし、本区は都心区として多くの事業所を有しており、環境に大きな負荷をかけていることから、より一層ごみの減量・資源化を推進していく必要があります。こうした中、令和元(2019)年度ごみ排出実態調査では、区のごみ量の約80%が事業系ごみと推計されており、事業者に対する廃棄物の適正な排出指導が重要です。また、家庭ごみについては、燃やすごみとして排出されるごみの中に紙類やプラスチック等の資源物が約24%含まれていることから、資源分別の一層の徹底により、さらなるごみ減量を図るとともに、発生抑制・再使用を重視したライフスタイルに転換していくことが求められています。
- 区の資源回収量は、平成26(2014)年度の11,340トンから令和3(2021)年度には13,146トンとなり、約16%増加していますが、環境負荷の少ない持続可能な社会の実現に向けて、ごみの資源化や資源回収方法の多様化等により、資源循環をより一層推進していく必要があります。また、生活環境を清潔に保つとともに、まちの景観の向上を図るため、集積所の適正管理など地域特性や生活に密着した清掃事業が求められています。

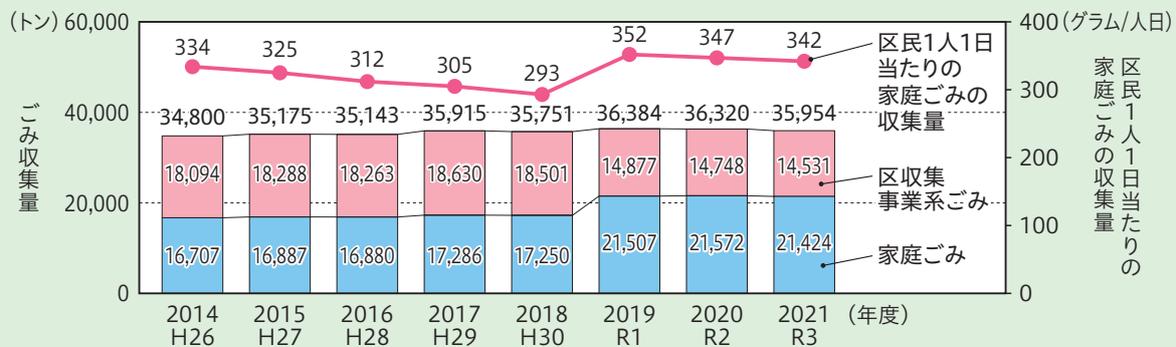
現状データ

■ごみ量の推移



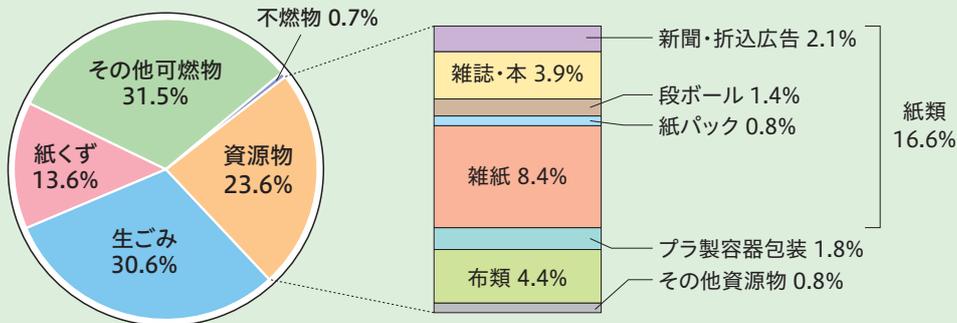
出典：中央区資料

■家庭・事業系別区収集ごみ量と区民1人1日当たりの家庭ごみの収集量の推移



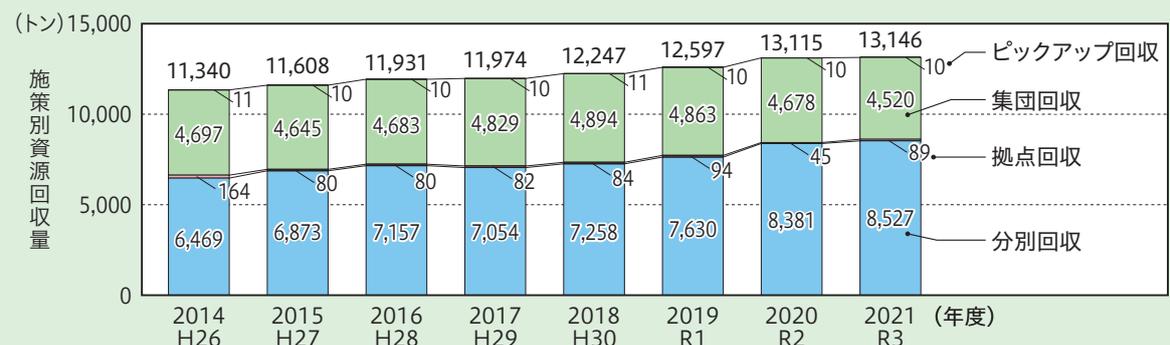
出典：中央区資料

■家庭から排出される燃やすごみの組成



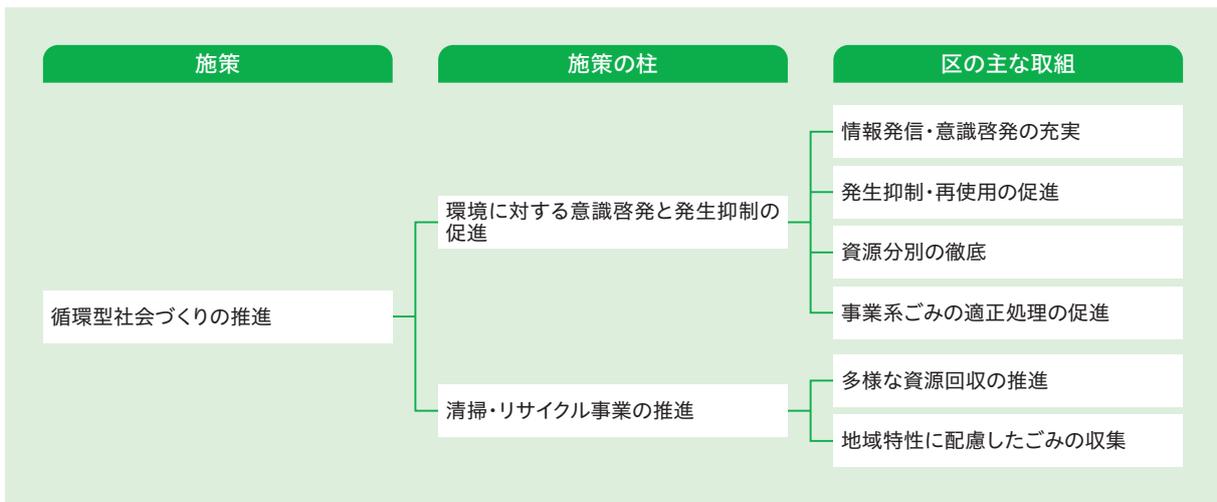
出典：中央区ごみ排出実態調査報告書(令和2(2020)年)

■資源回収量の推移



出典：中央区資料

施策の体系



施策の柱と区の主な取組

環境に対する意識啓発と発生抑制の促進

(1) 情報発信・意識啓発の充実

家庭や事業所における3R運動を促進するため、エコまつりやSNSなどを通じて積極的に情報発信を行います。また、子どもの頃から環境に対する意識を高め、ごみの減量やリサイクル等の生活習慣を身に付けられるよう、小学校・幼稚園・保育所等において清掃リサイクル学習を実施します。

(2) 発生抑制・再使用の促進

簡易包装の商品や詰め替え商品の推奨などによる容器包装の削減を消費者や小売業者に働きかけるとともに、フードドライブ事業等の実施により食品ロスの削減に取り組むなど、ごみの発生抑制を促進します。また、「リサイクルハウスかざぐるま」においては不用品販売等を通じて、区民のリユース活動を支援するとともに、令和5(2023)年10月に予定されているリサイクルハウスかざぐるま明石町の移転にあわせ、ICT等の活用により、リサイクル事業の充実を図っていきます。

(3) 資源分別の徹底

ごみと資源の分け方や出し方をパンフレットやSNS等により、分かりやすく周知し、燃やすごみとして多く排出されている雑紙(紙袋・包み紙)やプラスチック製容器包装等の資源分別の徹底を図ります。

(4) 事業系ごみの適正処理の促進

廃棄物の再利用計画書等により、事業所のごみの排出状況を把握・分析し、立入検査における指導・助言を強化するとともに、再利用率の低い事業所に対しては、継続的に改善を求めるなど、事業系ごみのさらなる減量と資源化を図っていきます。また、事業系ごみの約2割を占める食品廃棄物の発生抑制と再生利用を促進するため、さまざまな機会を捉え、生ごみの削減や再生利用に関する情報提供を積極的に行っていきます。

清掃・リサイクル事業の推進

(5) 多様な資源回収の推進

資源回収方法の多様化を図るため、地域における自主的なリサイクル活動である「集団回収」に対する支援や普及・啓発を行うとともに、小学校など身近な場所に資源を持ち寄る「拠点回収」の利用を促進します。また、集積所に出された燃やさないごみや一部の粗大ごみを資源化するほか、プラスチック資源循環促進法(令和4(2022)年4月施行)に基づき新たにプラスチック製品の集積所回収を実施するなど、資源回収品目の拡大を図っていきます。さらに、パソコンを含む小型家電の宅配回収など、民間企業と連携した取組も進めています。

(6) 地域特性に配慮したごみの収集

まちの景観を美しく清潔に保つため、区と地域が一体となって集積所の適正管理を行うとともに、都市活動が活発化する前の早い時間帯でのごみ収集に努めます。また、ごみ出しが困難な高齢者や障害者世帯を対象に、安否確認を含めて玄関先でのごみ収集を行う「ふれあい収集」を行うとともに、さまざまな機会を通じて事業の周知を図ります。

コラム 水辺の活用について

本区は、区の面積に占める水面の割合が23区で最も高く、隅田川をはじめ、日本橋川、朝潮運河など都内随一の水辺空間を有しています。

一方、かつては水路が埋め立てられ、治水機能を重視した河川の整備によって、まちと水辺は分断されていましたが、現在は、日本橋川上空の首都高速道路の地下化や築地市場跡地を活用した築地まちづくり事業、東京2020大会のレガシーとなるまちづくりなど、水辺をいかしたまちづくりの機運が高まっています。

都内随一の水辺空間をいかした都市環境の整備を検討し、いろいろな水辺の使い方を提供することにより、区民のみなさんに開かれた水辺を楽しんでいただくため、水辺の活用に関する構想を取りまとめております。

Edoみらい水辺構想(水辺活用のあり方)

江戸の発展に大きく寄与した水辺の歴史的な役割を再認識するとともに、水辺の環境(Enviroment)と沿川開発(development)が融合した水辺づくりを実施(operation)し、その魅力をまちなかに波及することで、憩い、うるおい、にぎわい、防災、健康増進、環境教育、レクリエーションなど多様な機能を発揮できる居心地の良い上質な水辺空間を創出します。

方針① 水辺空間の質的向上 → 沿川開発等との連携により「水辺の核をつくる」

方針② 水辺空間への回遊性向上 → 歴史ランドマークとの連携により「水上・水辺・まちのネットワークをつくる」

方針③ 上質な水辺空間をまちづくりの基盤として持続的に活用 → 地域団体等との連携などにより「持続的な活用のしくみをつくる」

基本政策

6

魅力ある都市機能と地域の文化を
世界に発信するまち

10年後の中央区の姿

- 歴史や文化など地域の強みや特徴をいかしながら、安全性の確保はもとより、快適性や景観等に配慮したまち全体の魅力を高める交通環境が形成されています。また、無電柱化やバリアフリー化が進み、都市防災機能の強化が図られ、すべての人が安全で快適に移動できる歩行環境が広がっています。さらに、都心部と臨海部をつなぐ公共交通が整備されるとともに、陸上交通と水上交通との連携が図られ、区内の回遊性が向上しています。
- 水辺やみどり、各地域の歴史や地域特性をいかした風格のあるまちづくりが進み、生活関連施設など区民が豊かに生活できる環境が整っています。また、先端技術や高度な都市機能を取り入れたまちづくりの進展により、世界に誇れる魅力的なまちが形成されています。

施策 6-1

都心にふさわしい基盤整備

道路・交通分野

施策 6-2

地域文化をいかし未来を実現するまちづくり

地域整備分野

基本政策
6

魅力ある都市機能と地域の文化を世界に発信するまち

施策 6-1

都心にふさわしい基盤整備

道路・交通分野

SDGsのゴール
との関係

施策の目標

- 地域のまちづくりと連携しながら、安全性や景観、バリアフリー等に配慮した道路整備を進め、まち全体の魅力を高めていきます。また、安全・快適な歩行環境の拡充を図るとともに、自動車や自転車の交通環境を改善していきます。
- 公共交通の整備促進に加え、都内随一の水辺を活用した水上交通ネットワークを構築し、陸上交通等との連携により回遊性を高め、交通ネットワークを向上させていきます。

現状と課題

- まちづくりの基盤となる道路については、単なる交通空間としての整備ではなく、歴史や文化、環境など、その地域の強みや特徴をいかした整備が求められています。そのため、安全性の確保はもとより、景観やバリアフリー、快適性に配慮するとともに、遮熱性・低騒音舗装などの環境にやさしい道路整備を行っていく必要があります。また、老朽化が進む橋りょうについては、歴史的景観や価値を遺しながら長寿命化を図っていくとともに、計画的な予防保全型管理を着実に進めていくことが必要です。
- 良好な都市景観の向上や都市防災機能の強化に向け、無電柱化を推進するとともに、歩道の新設・拡幅を進める必要があります。また、歩道の段差や勾配の改善など、道路のバリアフリー化をより一層推進し、街路樹や休息スペース等を整備することで、障害者や高齢者等すべての人が安全・快適に移動できる歩行環境の拡充を図っていくことが重要です。
- 多数の事業者が集積する本区においては、活発な事業活動を支える物流機能の確保が大きな課題となっています。近年のオンライン通販の広がり等に伴い端末物流需要が増加する中、物流機能の確保の重要性はより高まっています。さらに、今後、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて減少した観光客数の回復に伴い、大型バスの路上駐車等に

よる交通渋滞や路上混雑も懸念されることから、その緩和に向けた取組が求められています。加えて、身近な交通手段として自転車の利用が拡大する中、歩行者、自転車、自動車それぞれにとって安全で快適な通行空間の確保、放置自転車の解消や区内回遊性の向上に資するコミュニティサイクルのさらなる拡充等を進めていく必要があります。

- 本区では今後も臨海部を中心に人口増加が見込まれており、増加する交通需要への対応や公共交通不便地域の解消のため、路線バスの拡充・再編やBRT*の本格運行の開始、都心部と臨海部を結ぶ地下鉄新線の整備などが求められています。さらに、都内随一の豊かな水辺環境を活用し、水上交通のネットワークの構築や陸上交通等との連携による回遊性の向上を図っていくことも重要です。

現状データ

■ 環境にやさしい道路の整備率*の推移



※対象路線に対する割合
出典：中央区資料

■ 歩道のバリアフリー化整備率*の推移



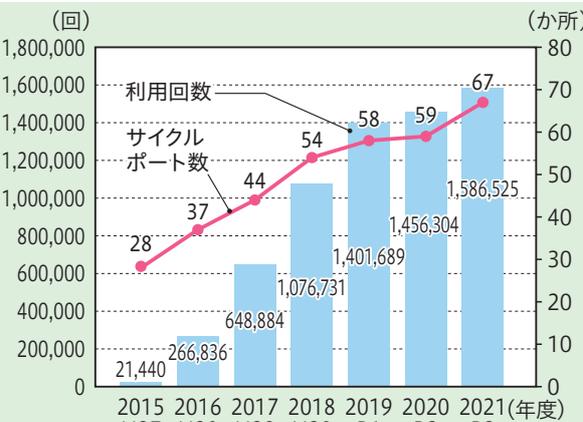
※対象路線に対する割合
出典：中央区資料

■ 区内駅前放置自転車台数の推移



出典：駅前放置自転車等の現況と対策(令和4(2020)年・東京都)

■ コミュニティサイクルの利用回数・サイクルポート設置箇所数の推移



出典：中央区資料

* BRT: Bus Rapid Transitの略称。連節バス、ICカードシステム、道路改良などにより、軌道系鉄道と比較しても遜色のない機能を有し、かつ柔軟性を兼ね備えたバスをベースとした都市交通システムを指す。

施策の体系



施策の柱と区の主な取組

まちなみに調和した風格のあるみちづくり

(1) 地域の魅力を高める道路の整備

歴史や文化等の地域の強みや特徴をいかした都心の顔にふさわしい空間とするため、デザイン性の高い歩道や照明、街路樹などの豊かなみどりにより、街路環境(シンボルロード)の整備を進めます。また、商業のまち中央区にふさわしい活気やにぎわいに満ちた道路空間を創出するため、商業・観光振興に資するカラー舗装等の道路整備を進めます。

(2) 環境にやさしい道路の整備

ヒートアイランド現象の緩和や交通騒音の抑制、さらには集中豪雨等による被害の軽減を図るため、遮熱性舗装や低騒音舗装、車道透水性舗装などの環境にやさしい道路整備を推進します。

(3) 橋りょうの長寿命化

区が管理する道路橋のうち、約7割が建設後50年を経過していることから、安全性の確保と修繕コストの縮減を図るため、歴史的景観や価値の保全に配慮しながら、定期的な点検による予防保全型の修繕を計画的に実施します。

(4) 橋りょうの整備

災害時における緊急輸送道路や区民等の避難路の安全性を確保するため、橋りょうの計画的な架替えを着実に進めます。また、歩道の混雑緩和や歩行空間のネットワーク化を図るため、再開発等の機会を捉えながら橋りょうの新設を進めます。

快適な歩行環境の拡充

(5) 電線共同溝の整備

良好な都市景観の形成や都市防災機能の強化を図るため、電線類を収納する電線共同溝の整備を行い、無電柱化を推進します。

(6) 人にやさしい歩行環境の整備

障害者や高齢者など誰もが安全かつ快適に移動できるよう、歩道の拡幅や段差解消等を行い、道路空間のバリアフリー化を推進します。

交通環境の改善

(7) 総合的な駐車対策の推進

ターミナル駅周辺や商業集積地における大型バス、荷捌き車両の路上駐車による交通渋滞および路上混雑を抑制するとともに、効率的な物流機能を確保するため、再開発事業等の機会を捉え、大型バス乗降所および荷捌き駐車スペースの整備を促進します。また、銀座地区、東京駅前地区等においては、各地区が抱える課題に対応し、それぞれのまちづくりにふさわしい交通環境を確保するため、駐車場地域ルール of 適切な運用を図っていきます。

(8) 自転車通行環境の整備

歩行者、自転車、自動車とともに安全で安心して通行できる快適な道路空間の創出に向けて、自転車活用を一層推進するとともに、国や東京都、交通管理者と連携しながら、自転車通行空間の整備を

進めます。あわせて、自転車利用のルールの周知やマナーの向上を図ります。

(9) 放置自転車対策の推進

駅周辺における歩行者の通行の妨げやまちの景観を損ねる放置自転車をなくすため、広幅員の歩道上の利用や再開発事業等の機会を捉え、駐輪場の整備を促進します。また、駐輪場の整備が進んだ駅周辺を中心に放置自転車禁止区域の指定を行い、撤去活動の強化を図ります。

(10) コミュニティサイクルの拡充

環境にやさしい交通手段である自転車の利用を促進するため、コミュニティサイクルに関する情報発信を行います。また、利便性の向上を図るため、サイクルポートを拡大するとともに、相互乗入区と連携して広域相互利用を推進します。

公共交通の整備促進

(11) 基幹的交通システムの導入促進

東京都と緊密に連携を図りながら、BRTの本格運行の開始および銀座・東京駅方面への運行の実現に向けて取り組んでいきます。また、都心部と臨海部を結ぶ地下鉄新線の早期事業化に向けて、地域と一体となり機運の醸成を図りながら、関係自治体と連携し、国や東京都に働きかけていきます。

晴海地区で整備が進められているマルチモビリティステーションについては、多様な公共交通の乗り継ぎができ、誰もが利用しやすい交通結節機能を備えた施設となるよう、東京都や関係機関と連携を図っていきます。

(12) コミュニティバスの機能性向上

公共交通不便エリアの解消と公共施設へのアクセス改善のため、江戸バスとBRT、既存公共交通との乗り継ぎの利便性向上を図るとともに、晴海地区のまちづくりによる交通需要の増加に対応できるようルートの見直しを行います。また、技術開発の動向を見極めながら、環境に配慮した車両の導入を検討していきます。

(13) 水上交通の活性化促進

隅田川や日本橋川、朝潮運河など都内随一の水辺空間を有する本区において、船が観光資源としてだけでなく、区民の身近な交通手段としても利用されることを目指し、東京都や舟運事業者と連携しながら、新たな舟運を整備するとともに、陸上交通とのアクセスの向上を図ります。また、水辺空間

の有効活用と活性化を推進するため、再開発事業等の機会を捉え、官民連携による水辺のにぎわい拠点施設の整備を促進します。



コミュニティバス(江戸バス)

基本政策
6

魅力ある都市機能と地域の文化を世界に発信するまち

施策 6-2

地域文化をいかし未来を実現するまちづくり

地域整備分野

SDGsのゴール
との関係

施策の目標

- 地域特性を踏まえた業務拠点・観光拠点やその拠点を支援する複合市街地、水辺などの自然環境をいかした良質な都心生活地を形成していきます。
- 有形・無形の歴史的遺産を活用した国際都市東京の中心にふさわしい魅力的な都市機能と景観が融合した、風格あるまちを形成していきます。

現状と課題

- 本区では、平成5(1993)年7月、地区の特性にふさわしい良好な市街地環境を形成していくため、個別建物の建替えなどに対するルールとして地区計画を導入しました。同計画の導入から20年以上が経過する中で、導入当初の目的の一つである定住人口の回復が達成されたことから、令和元(2019)年7月に、定住型住宅に対する容積率を緩和する「用途別容積型地区計画」を廃止しました。今後は、安全性と快適性の増進や統一的なまちなみに資する建替えに対し容積率等を緩和する「街並み誘導型地区計画」に加えて、適切な土地の高度利用を図るために新しく定めた「高度利用型地区計画」を運用し、より良い都心居住に向けた生活環境の充実や国内外の旅行者等来街者に対応した、快適性とにぎわいを創出するまちづくりを進める必要があります。
- 昭和60(1985)年6月に「中央区市街地開発事業指導要綱」を制定し、一定敷地面積以上の開発事業を対象に防災対策や環境対策の充実などを開発事業者に求め、良好な住環境に寄与するまちづくりを推進してきました。今後も社会状況の変化等に応じた適切なまちづくりへの協力を求めていく必要があります。
- 本区は、長い歴史と伝統に加え、時代の先進技術を取り入れ日本の文化・商業・情報の中心地として常ににぎわいととも発展してきました。今後も日本をけん引する都市として活気

やにぎわいを継承・発展させていくために、東京駅前や日本橋川沿い、銀座、築地、晴海等において地域特性をいかし、新しい文化と都市機能を取り入れながら魅力的な景観を形成した風格あるまちづくりを進めていくことが求められています。

現状データ

■再開発事業等竣工件数累計数の推移



出典：中央区資料

■市街地開発事業指導要綱による事前申出書届出件数の推移



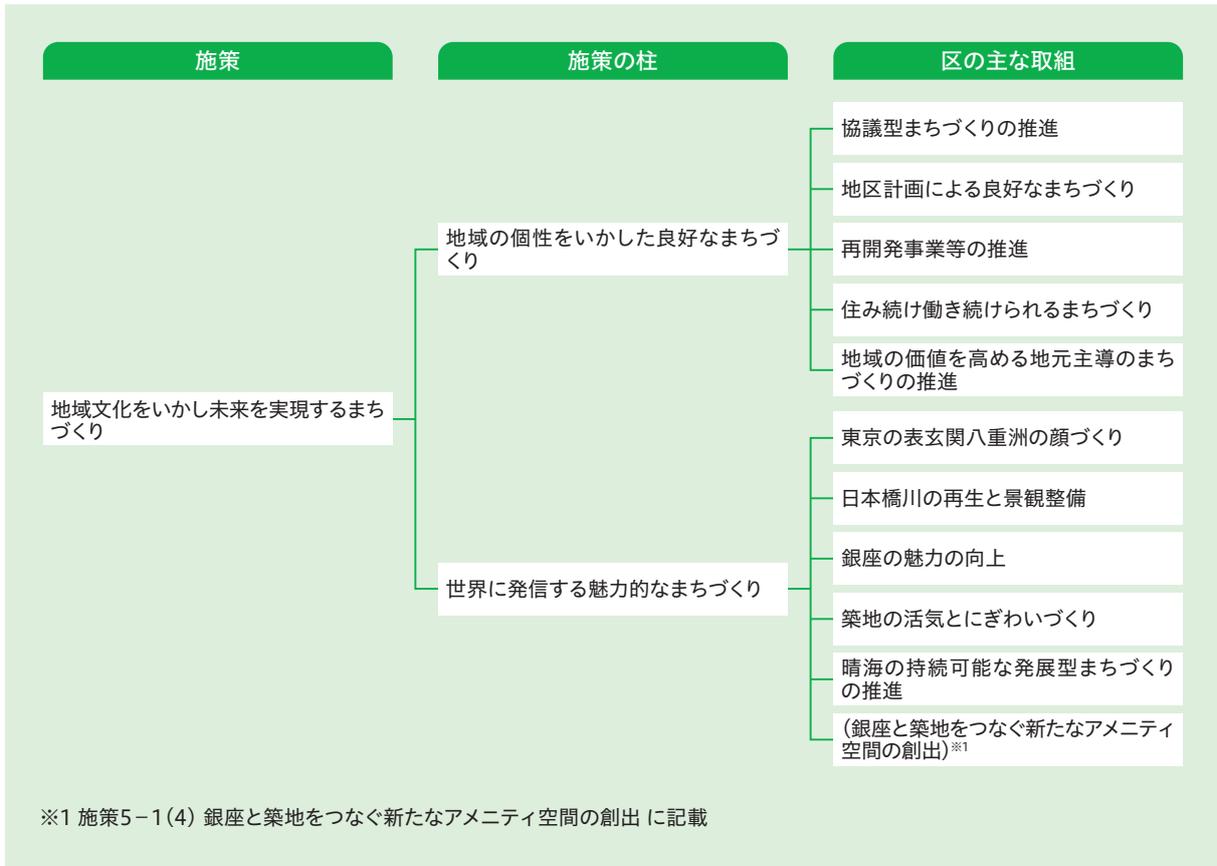
出典：中央区資料

■再開発事業等の竣工予定件数の推移



出典：中央区資料

施策の体系



施策の柱と区の主な取組

地域の個性をいかした良好なまちづくり

(1) 協議型まちづくりの推進

中央区まちづくり基本条例(平成22(2010)年条例第16号)や中央区市街地開発事業指導要綱に基づき、近隣住民等に対し協議や説明を行う協議型のまちづくりを推進していきます。また、人口動向や脱炭素をはじめとする環境動向などの社会情勢の変化を踏まえ、関連条例や要綱等の見直しを図りながら、活力ある地域社会の健全な発展および生活環境の向上ならびに快適な都心居住のまちづくりの実現に向けて取り組んでいきます。

(2) 地区計画による良好なまちづくり

良好な地区環境の形成のための地区施設(歩行者用通路・広場等)、建築物の整備、土地利用等を一体的かつ総合的に規制・誘導することで良好なまちづくりを推進します。また、生活関連施設、商業施設等のより良い都心居住に寄与する施設や、国際化や国内外の旅行者等の来街者に対応

する良質で地域のにぎわいに寄与する宿泊施設等を誘導していきます。

(3)再開発事業等の推進

市街地再開発事業等の制度を活用しながら、個別建替えでは困難な地域貢献施設やコミュニティ空間の整備、水辺環境の活性化、歴史的建物の保存を通じた地域文化の承継等により、経済活性化にも資する新たなにぎわいの創出を図るとともに、ゼロカーボンを推進するため、建物のZEB・ZEH化を促進していきます。また、各地区のまちづくりガイドラインやまちづくりビジョンに掲げる将来像の実現に向け、地域住民と意見交換を重ねながら地域課題の改善を図るなど、良好なまちづくりの推進に取り組んでいきます。

(4)住み続け働き続けられるまちづくり

再開発事業や個別の建替え事業において工事期間中の仮住宅・仮店舗を提供していきます。また、再開発事業では、事業完了後も引き続き居住・営業継続が図れるよう支援を進めていきます。

(5)地域の価値を高める地元主導のまちづくりの推進

地域に存在する公開空地等のコミュニティ空間を活用したにぎわいづくりや都市再生推進法人制度*の活用を通じた自主的な取組の推進など、地元の住民や企業などの参画により地域の個性をいかして価値を高めていくまちづくりを推進します。また、再開発事業等では、事業完了後も地域全体を継続的かつ発展的に高める取組が進められていくよう働きかけていきます。

世界に発信する魅力的なまちづくり

(6)東京の表玄関八重洲の顔づくり

東京駅前にふさわしい風格ある都市景観の形成、バスターミナルの整備、歩行空間の快適性向上や地下街を含めた交通ネットワークの充実・強化に加え、国際観光都市として魅力的な商業・文化・観光機能等を集積することにより、日本橋・銀座地区とのにぎわいの連続性を確保し、安全で快適な回遊性の高い国際都市東京の玄関口を形成していきます。

東京駅前地区の歩行者ネットワークの強化に向けては、にぎわい創出につながる道路の利活用や、社会実験を含めた整備手順等を検討する地元組織への支援を進めていきます。

* 都市再生推進法人制度：都市再生特別措置法に基づき、まちづくりに関するノウハウを有する優良なまちづくり団体を、地域のまちづくりを担う法人として区市町村が指定する制度

(7) 日本橋川の再生と景観整備

地元のまちづくり組織とともに日本橋上空の首都高速道路の地下化や日本橋川の再生に向け、国や東京都等の関係機関と緊密な連携を図っていきます。また、日本橋川沿いの再開発事業などに対し支援等を行い、日本橋を中心に伝統や文化が息づき、水辺空間を存分にいかした魅力あるまちづくりを推進していきます。

(8) 銀座の魅力の向上

地元組織である銀座デザイン協議会等と連携して、観光客の受入環境の充実に向けて取り組むとともに、周辺地域との歩行者ネットワークやみどりの連続性にも配慮しながら、良好なまちなみの維持・継承、活気とにぎわいのある魅力あふれるまちづくりを推進します。

(9) 築地の活気とにぎわいづくり

築地魚河岸や築地場外市場を中心に、住み・働く方々と連携し、活気とにぎわいを継承・発展させていきます。また、築地市場の跡地については、築地場外市場などの地域資源との連携・調和が図られ、周辺とのつながりに配慮したまちづくりが迅速に進められるよう、東京都や開発事業者と調整を行っていきます。

(10) 晴海の持続可能な発展型まちづくりの推進

東京2020大会のレガシーをいかし、新たなライフスタイルや快適な都心居住空間の創出等に取り組みながら、平成26(2014)年12月に策定した晴海地区将来ビジョンで掲げる将来像「世界をリードする先端技術をいかし、知的創造を育む居住・滞在・憩い空間」の実現を目指していきます。また、東京2020大会選手村の再整備により人口増加が見込まれることから、新旧コミュニティの協働による持続可能な発展型まちづくりの実現に向け、先進的な晴海版プロアクティブ・コミュニティの検討に取り組んでいきます。

コラム

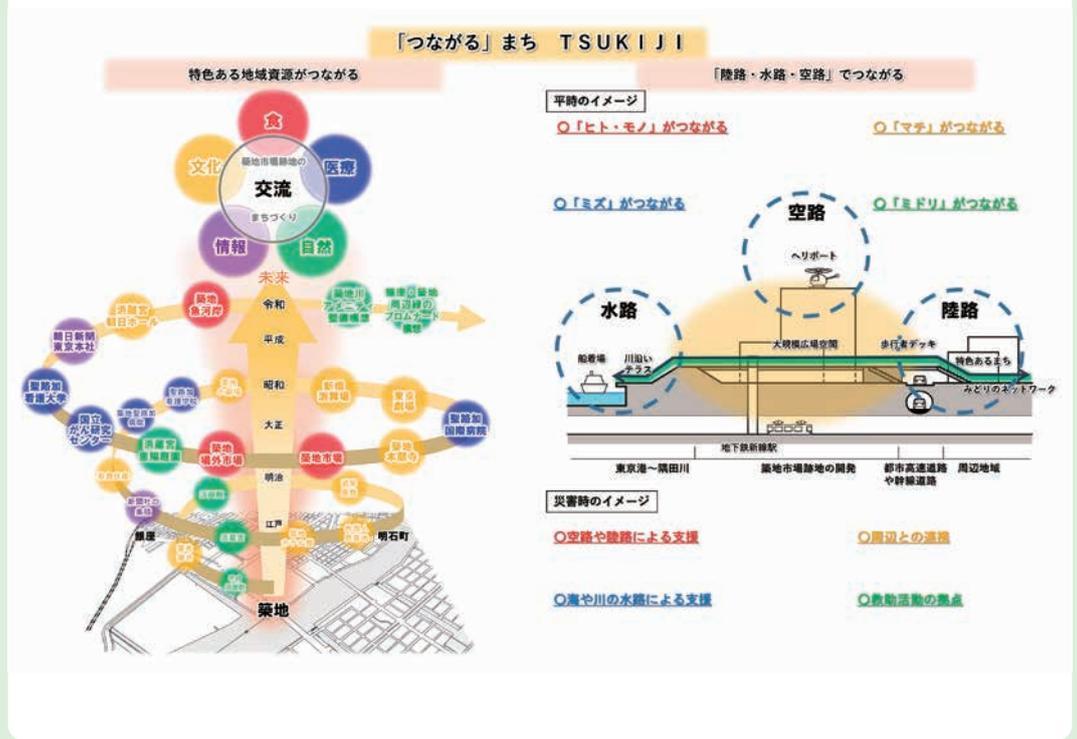
築地市場跡地の再開発

築地は、江戸から明治、そして近代へと続く歴史の中で、日本の近代文明の端緒(たんしょ)を開いた地です。それぞれの時代の新しいものを受け入れ、発展を遂げてきた築地が、世界中から多様な人々を出迎え、新しい文化を創造・発信する拠点となるような開発が期待されています。一方で、開発により、周辺に住み、働く人々の生活への影響は大きく、地元調整はもちろんのこと、早期完成に向けた取組が極めて重要です。

本区はこれまでも、東京都に対して、地元の声として要望を伝えるとともに、令和3(2021)年10月には「中央区築地まちづくりの考え方」を公表し、築地の活気とにぎわいの継承・発展に向けて、東京をけん引する広域的な交通結節機能の整備、築地場外市場と築地市場跡地との連携、周辺地域との調和のとれたまちづくりなど、区としての考え方を整理してきました。

今後は、令和4(2022)年11月に公表された募集要項に基づいて事業者が決定されますが、東京都および事業者に対しては、引き続き地元の考え・思いを十分に考慮することや募集要項でも示されたにぎわいの先行創出などへの協力を働きかけていきます。

■「中央区築地まちづくりの考え方」より抜粋(一部修正)



基本政策

7

多彩な産業が地域に活力を与え、 多様な人が集いにぎわうまち

10年後の中央区の姿

- 商店街が、身近な買い物の場であることはもとより、それぞれの特性を踏まえ強みを伸ばしています。また、時代の最先端と下町情緒豊かで洗練された文化が調和する都心中央区ならではの「おもてなし」によって、にぎわいが創出されています。
- 区内の中小企業が社会の変化に対応し、安定した経営基盤のもとで事業活動を展開しています。また、歴史ある伝統工芸を含む多彩な産業が発展することにより、まちに活気とにぎわいがあふれています。さらに、雇用・就労の機会の充実が図られるとともに、勤労者の生活安定に向けた取組が進み、区民が安心して働くことができます。
- 風格・洗練・活気・情緒など都心中央区ならではの魅力をいかした新たなにぎわいが創出されていることにより、来街者の増加と地域経済の活性化による好循環が生まれ、観光先進都市として持続的に発展しています。

施策 7-1

特色ある商業活力が融合し、かがやきを放つ都心商業の形成

商業振興分野

施策 7-2

時代の変化に対応し、最先端の都市型産業として進化する環境づくり

産業振興分野

施策 7-3

まちのいとなみを楽しむ「都市観光」の推進

観光分野

基本政策
7

多彩な産業が地域に活力を与え、多様な人が集いにぎわうまち

施策 7-1

特色ある商業活力が融合し、かがやきを放つ都心商業の形成

商業振興分野

SDGsのゴール
との関係

施策の目標

- 再開発事業の機会を捉えた商業施設の誘導など、まちのにぎわいを創出していくとともに、商店街等による観光客の受入環境の整備を支援していきます。
- 各個店や商店街全体の魅力の創出と向上を図るため、地域の歴史・文化、顧客、立地といった特性をいかした「地域ブランド」の確立に向けた商店街の取組を支援します。また、来街者の区内回遊を促進するため、商店街が他の商店街や地域団体等と共にそれぞれの魅力をつなぎ合わせ、連携して行う事業を支援します。

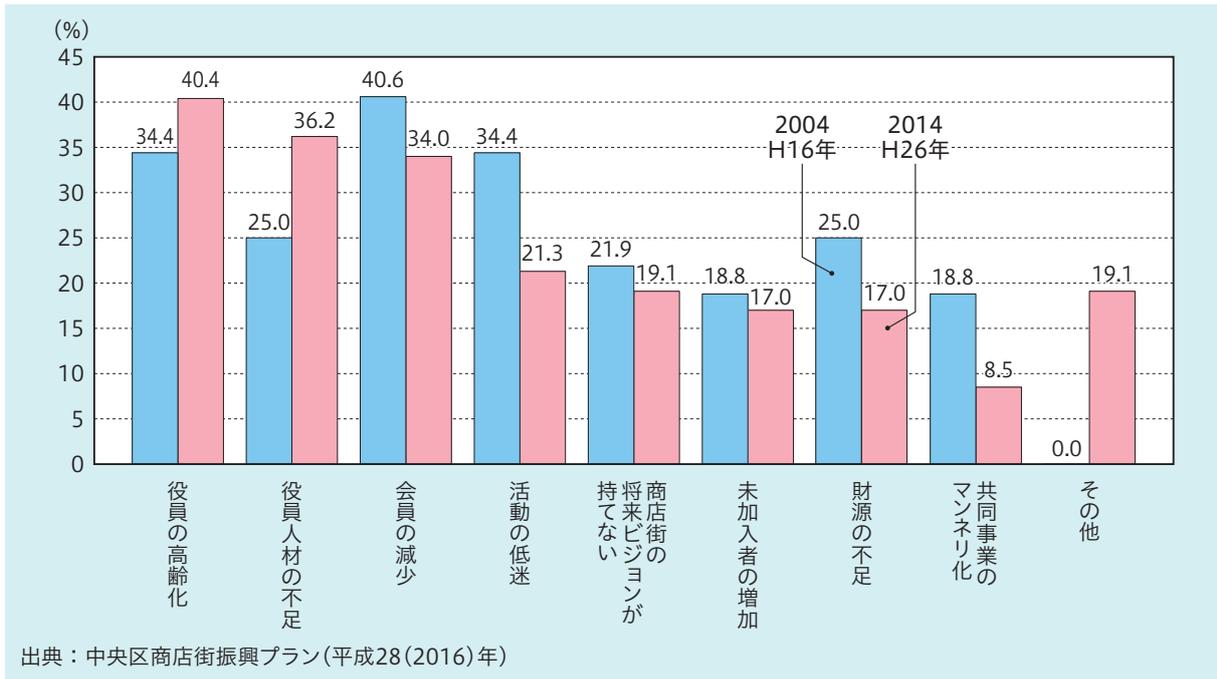
現状と課題

- コロナ禍で世界的に人の移動が制限され、感染症拡大前に比べ国内外からの来街者は著しく減少したものの、今後は制限の緩和等に伴い増加することが見込まれています。経済波及効果の大きい観光産業は地域経済活性化の柱になることが期待されており、本区を訪れるすべての人が時代の最先端と下町情緒豊かで洗練された文化が調和する都心中央区の魅力を堪能できるよう、安心して快適に買い物や飲食が楽しめる環境を整えていく必要があります。
- 地域商店街は、日常的な買い物の場としての役割に加え、観光やにぎわいの創出、地域コミュニティの場としての役割なども担っていることから、「住む人」「働く人」「訪れる人」など、商店街にとってのターゲットを明確にした取組を行い活性化していく必要があります。
- 地域の独自性をいかしてにぎわいをみせている商店街がある一方で、流通形態の変化や商店街会員の減少などにより活気やにぎわいが失われつつある商店街もあります。こうした中、キャッシュレス決済システムの導入やSNS等を利用した情報発信など、デジタル

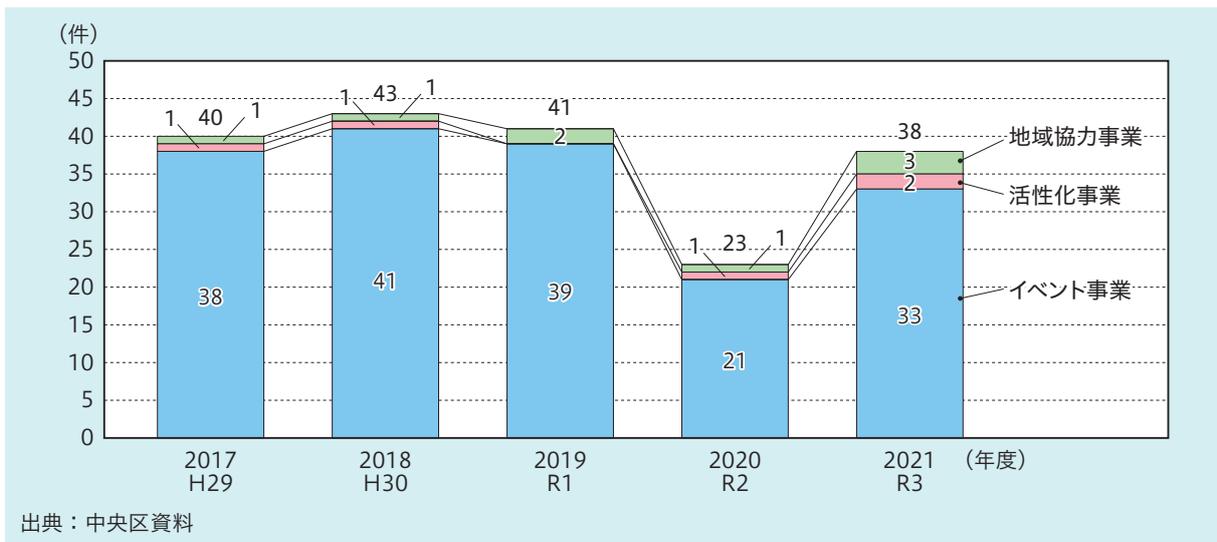
技術の活用を積極的に支援するとともに、商店街間の連携・協力を強化することで、各商店街に買物客や観光客を呼び込み、さらに区内全域へと足を運んでもらえるように取り組んでいく必要があります。

現状データ

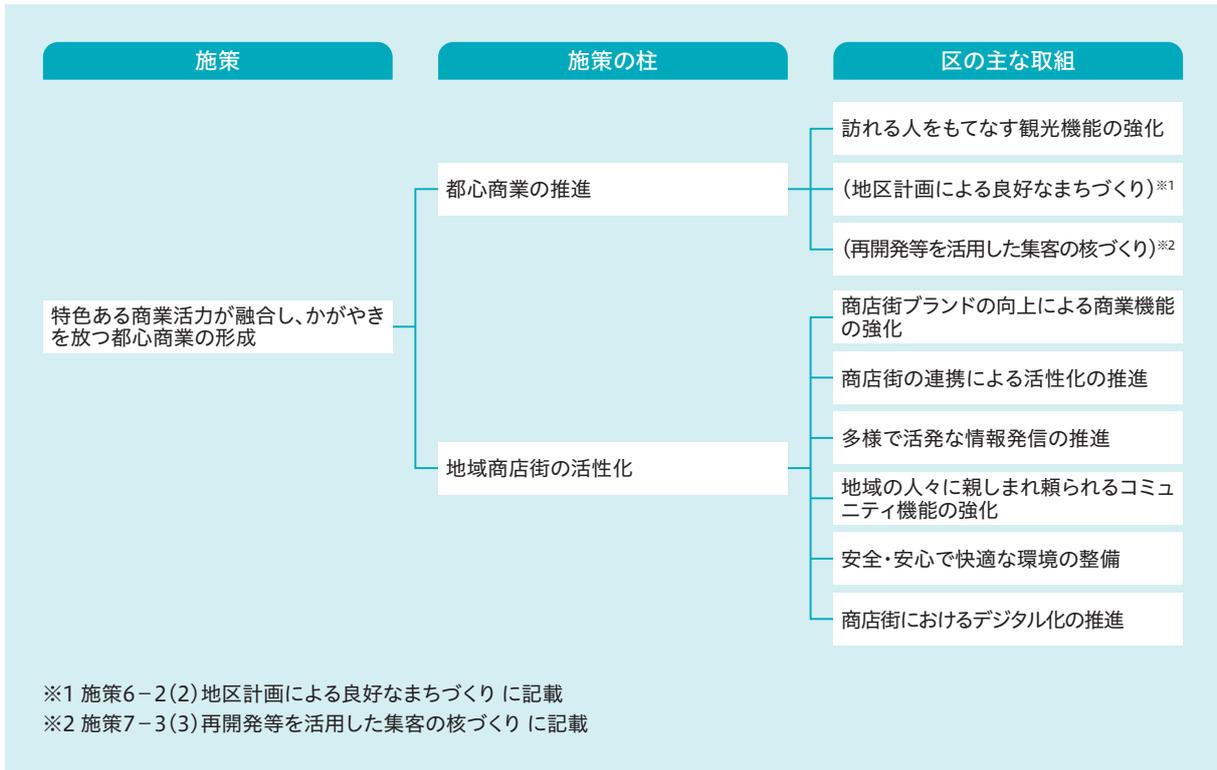
■商店街組織が抱える問題点



■商店街支援事業実績の推移



施策の体系



施策の柱と区の主な取組

都心商業の推進

(1)訪れる人をもてなす観光機能の強化

今後、アフターコロナの到来を機に国内外からの訪日・訪都客の増加が見込まれるため、商店街が行う季節に合わせた装飾やイベント開催などを支援し、区への来街者の増加を図ります。また、海外からの旅行者に対応するため、多言語版商店街マップの作成や免税手続一括カウンターの設置等も支援します。

地域商店街の活性化

(2)商店街ブランドの向上による商業機能の強化

商店街のさらなる集客に向けて、各商店街が統一のテーマを設け、各店舗で商品やサービス等、独自のこだわり・自慢の「逸品」を確立して他店舗との差別化を図る取組など、商店街のイメージやブランド力の向上を図る取組を支援します。

(3) 商店街の連携による活性化の推進

商店街が自らの活動を活性化させ、にぎわいを創出し、周辺へと拡大していくために行う、近隣商店街等との連携・協力体制の構築および連携事業を支援します。また、連携事例を区内全体で共有するなど、商店街のさらなる連携強化を促進していきます。

(4) 多様で活発な情報発信の推進

SNSやYouTubeなどソーシャルメディアを活用した商店街と消費者の双方向型コミュニケーションなど、商店街が自ら行う消費者のニーズ把握や情報発信を支援します。

(5) 地域の人々に親しまれ頼られるコミュニティ機能の強化

商店街がコミュニティの核の一つとして、より活発に活動できるよう、町会・自治会やNPO等と協力して実施する事業に対して支援を行います。商店街のイベントや店舗における子どもの仕事体験等を通じて、区民等が地域や商店街への理解を深める機会を増やします。あわせて、配送サービスや買物代行サービス等、地域へのサービス強化を支援していきます。

(6) 安全・安心で快適な環境の整備

地域環境に適合した個性と魅力ある商店街づくりを促進するとともに、誰もが安心して商店街を楽しむことができるよう歩行空間の確保や街路灯の設置・点検等の安全対策を支援します。

(7) 商店街におけるデジタル化の推進

キャッシュレス決済システムやECサイト*の導入などデジタル化の取組を支援し、商店街の活性化を図ります。

* ECサイト：商品の販売、サービスの請負等の受注および代金の収納手続を行うインターネット上のウェブサイト

基本政策
7

多彩な産業が地域に活力を与え、多様な人が集いにぎわうまち

施策 7-2

時代の変化に対応し、最先端の都市型産業として進化する環境づくり

産業振興分野

SDGsのゴール
との関係

施策の目標

- 本区の産業を支える中小企業がさまざまな経営課題を解決し、活発な事業活動を展開できるよう、きめ細かい経営支援を推進していきます。また、創業を促進することにより、常に新しいアイデアや活力を創出していきます。
- 中小企業の人材確保と区民の安定した就労を実現するため、関係機関との連携を強化し、雇用・就労の機会を提供します。また、中小企業で働く方々が豊かで充実した生活を送ることができるよう、勤労者福祉の充実を図ります。

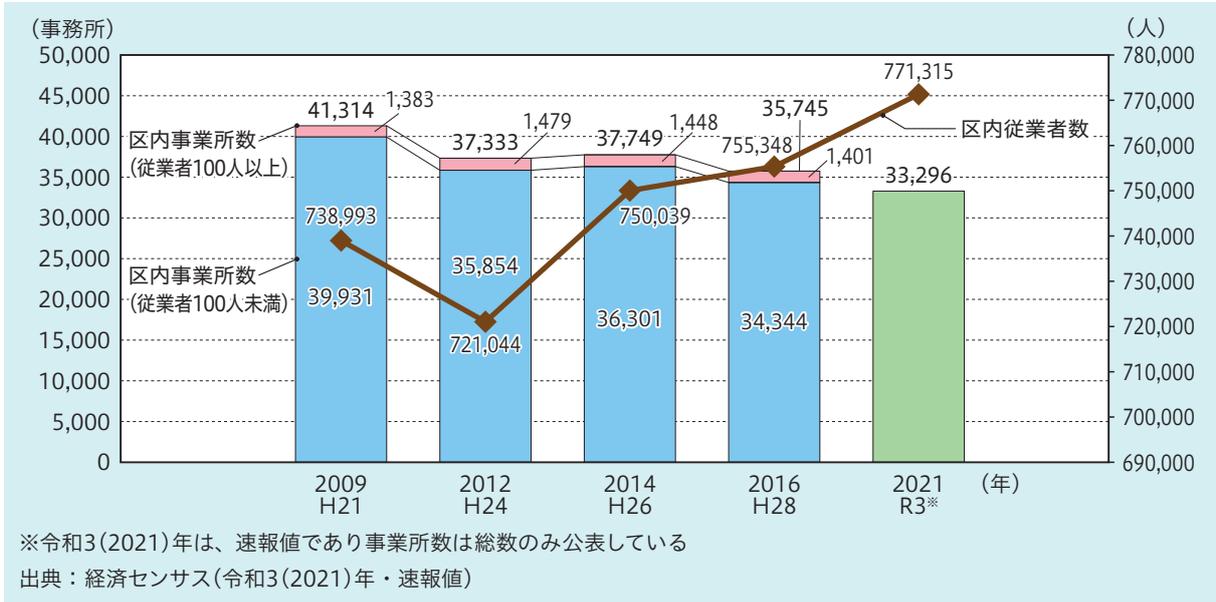
現状と課題

- 本区は多彩な産業が集積し、事業所数、従業者数はいずれも23区の中でトップクラスを誇っていますが、その大部分は中小企業によって構成されています。また、近年、東京への人口集中、コロナ禍での来街者の減少やICTの発達、流通形態や消費者ニーズの多様化など、区の産業を取り巻く環境は急激に変化しています。こうした変化に対応し、都心中央区を形成する地域経済を継続的に発展させていくために、中小企業への経営支援はもとより、チャレンジ精神あふれる創業を積極的に支援することで、区内産業の持続的な活性化を図る必要があります。
- 区内中小企業の人材確保を支援するとともに、区民の安定した就労の実現に向け、ハローワークや東京都等の関係機関と密接に連携し、雇用情勢に応じてさまざまな機会を提供していくことが求められています。また、勤労福祉事業を行う中央区勤労者サービス公社「レッツ中央」の事業を支援し、勤労者の生活の安定と福利厚生の上昇を図っていくことも必要です。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う行動制限や営業時間の短縮の影響を受け、

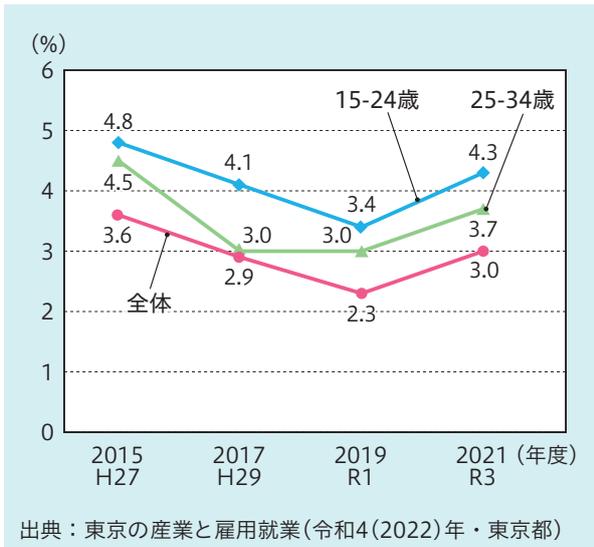
区内の人流は大幅に減少し、観光業や飲食業をはじめとする区内の産業は甚大な影響を受けました。今後、地域経済を再び軌道に乗せていくためには、区内事業者が、来街者や観光客の需要を確実に取り込み、安定的な経営を維持していけるよう支援していくことが重要となります。

現状データ

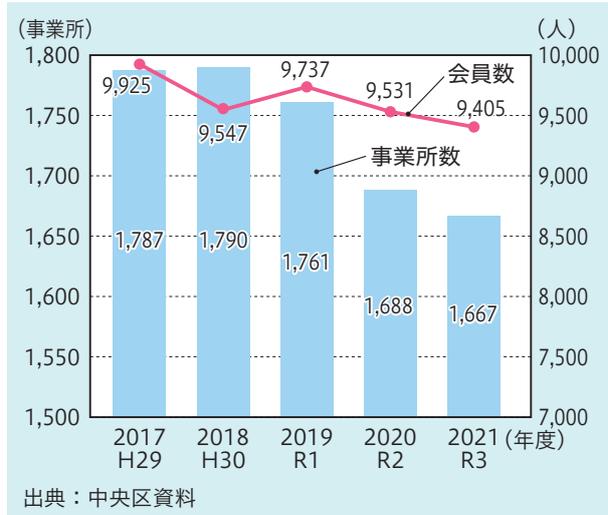
■区内従業者数および事業所数の推移



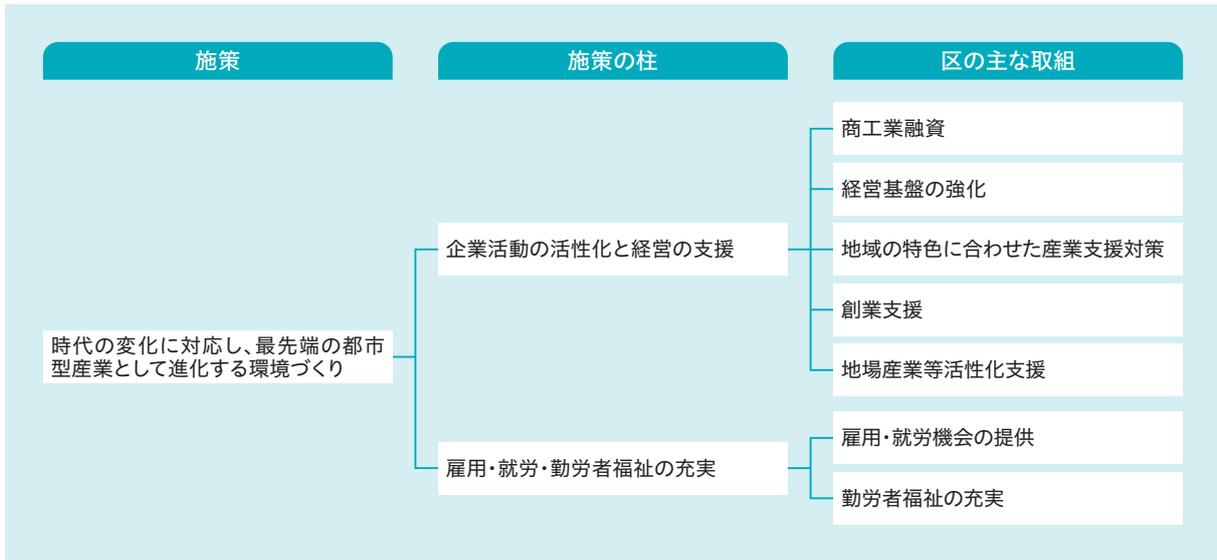
■年齢階級別若年者の完全失業率の推移(東京都)



■中央区勤労者サービス公社「レッツ中央」の会員数および事業所数の推移



施策の体系



施策の柱と区的主要な取組

企業活動の活性化と経営の支援

(1) 商工業融資

金融機関、信用保証協会と協力の上、あっ旋融資を実施するとともに、利子補給・信用保証料補助などを行い、資金調達の利便性を向上させ負担を軽減することで、区内中小企業の振興を図ります。また、各事業所による自発的な環境行動を促すため、二酸化炭素の排出量削減の成果をあげ区の認証を受けた事業所に対しては優遇利率を適用し、経済活動と環境行動の調和を図ります。

さらに、融資実施後も経営状態の確認が必要な事業者に対しては、経営診断・指導を積極的に行うなど、継続的な支援を行うとともに、事業の転換や多角化に関する助言などを行います。

(2) 経営基盤の強化

窓口相談や出張相談、経営に関する有益な知識や情報を提供するセミナーを実施することで、中小企業経営者等を支援します。また、販路拡大やホームページ作成の支援、区内共通買物・食事券の発行、産業支援施設の運営等を通じ、経営基盤の強化を図ります。

(3) 地域の特色に合わせた産業支援対策

「若手起業家や新たな業種を取り込むエリアにしたい」「エリア名やイベントの認知度を向上させたい」など、各地域が希望する取組を時代のニーズに合わせて積極的に支援することで、地域経済の

活性化を図ります。

(4) 創業支援

区内の創業支援事業者等と連携しながら、創業相談、創業セミナーなど、包括的・継続的な創業支援を推進し、新たな技術開発などによって革新的なビジネスを生み出すスタートアップ企業などの創業を促進します。

(5) 地場産業等活性化支援

本区の地場産業である印刷・製本業が他の業種と融合しつつ活性化できるよう、産業文化展等を通じその魅力を広く情報発信するとともに、異業種と交流しながら商談できる機会を充実します。また、江戸時代以来培われてきた伝統工芸等も数多く存在することから、本区の特徴的な産業の一つと捉え、維持・発展に向けた支援を行います。

雇用・就労・勤労者福祉の充実

(6) 雇用・就労機会の提供

ハローワーク飯田橋、東京都、雇用問題に係る団体等と連携して、区内の企業、事業所に対する求人説明会の実施や、区民等に身近な就職支援の場として職業相談、就職面接会、未就職学卒者等の就労支援を実施するなど、中小企業の人材確保や雇用の安定化を図るとともに、区民の就労を支援します。

(7) 勤労者福祉の充実

勤労者福祉の充実を図るため、中央区勤労者サービス公社「レッツ中央」において、事業所への入会促進活動や会員のニーズを踏まえたきめ細かい事業展開を行うとともに、公益財団法人として会員をはじめ一般勤労者や区民を対象とした幅広い福利厚生事業等を実施します。

基本政策
7

多彩な産業が地域に活力を与え、多様な人が集いにぎわうまち

施策 7-3

まちのいとなみを楽しむ「都市観光」の推進

観光分野

SDGsのゴール
との関係

施策の目標

- ショッピングや食文化に加え、本区の強みである歴史と文化に根ざした魅力あふれる観光資源や隅田川を中心とした潤いのある水辺環境を最大限に活用し、都市の生活を含めたまちそのものを楽しむ「都市観光」の魅力を高めていきます。
- 区内の観光情報をさまざまな媒体で積極的に発信し、来街者が区内のあらゆる場所で必要な観光情報を得ることができる環境を整えることにより、区内回遊性の向上を図ります。

現状と課題

- 平成28(2016)年に発表された政府の観光戦略では2020年までに年間の外国人旅行者数を4,000万人、外国人旅行者の消費額を8兆円、東京都においては都内外国人旅行者数を2,500万人、消費額を2兆7,000億円とする数値目標を掲げていました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の世界的流行による影響を受け、訪日・訪都外国人数、消費額は共に大幅な落ち込みを見せています。今後、国内の観光需要を喚起し、将来的に回復が見込まれるインバウンドにも対応できるよう本区のにぎわいを維持・発展させていくためには、既存の観光資源に加えて、新たな魅力づくりを行っていくことが必要となります。
- 来街者や来街意欲のある方に向け、本区の魅力を効果的にアピールし、まちを知ってもらい、楽しんでもらうためには、中央区観光情報センターを中心に地域の観光案内施設と連携しながら、まちの変化や来街者のニーズを的確に捉えた情報発信を行っていく必要があります。また、銀座・日本橋・築地など多くの観光地を抱える本区は、これまでも多くの観光客を受け入れてきましたが、何度でも訪れてみたいという来街意欲を高めるためには、海外を含めた広報・情報発信活動を強化していくことが重要です。
- 本区を訪れる人々の多様な目的に応えるためには、よりきめ細かで心のこもった対応が

大切であり、基盤整備はもとより、観光ボランティアの育成や区民のおもてなしの心の醸成といった総合的な受入環境の整備が不可欠です。

現状データ

■ 訪日・訪都外国人旅行者数の推移



※令和3(2021)年は新型コロナウイルス感染症の影響により、調査中止が続いたため年間値の推計なし

出典：訪日外国人旅行者数 「訪日外客数」
(令和3(2021)年・独立行政法人国際観光振興機構)
訪都外国人旅行者数 「東京都観光客数等実態調査」
(令和2(2020)年・東京都)

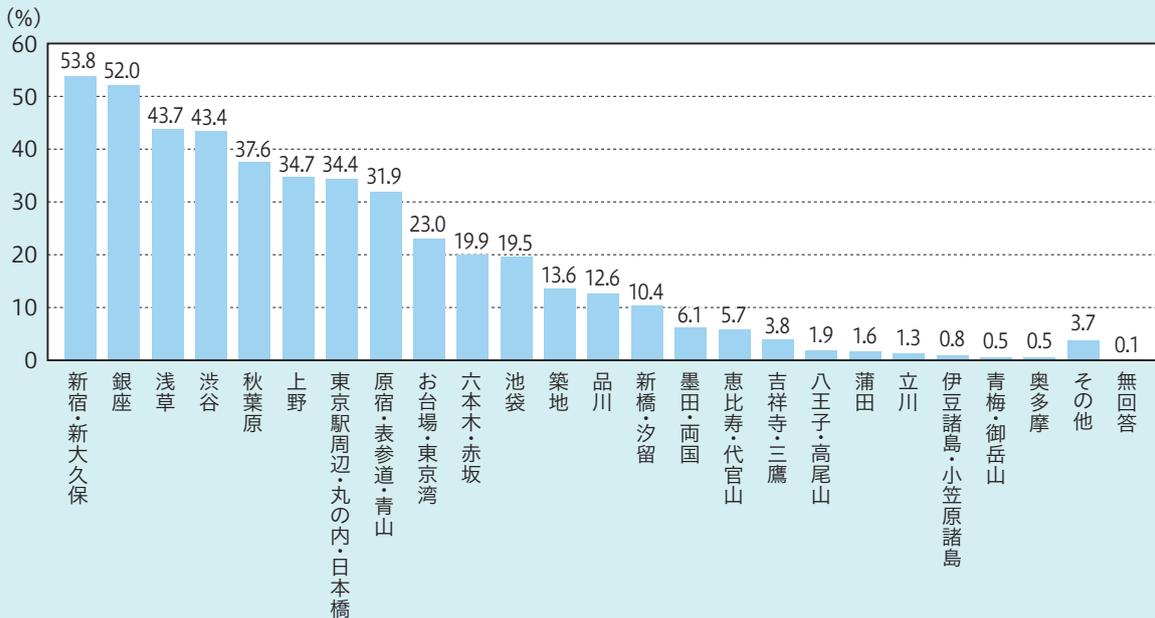
■ 訪日・訪都外国人旅行消費額の推移



※1 令和2(2020)年1～3月期を用いた試算値 (4～6月期、7～9月期、10～12月期の調査は中止)
※2 令和2(2020)年4～6月期の調査は中止のため、一部参考値を使用
※3 令和3(2021)年10～12月期を用いた試算値 (1～3月期、4～6月期、7～9月期の調査は中止)
※令和3(2021)年は新型コロナウイルス感染症の影響により、調査中止が続いたため年間値の推計なし

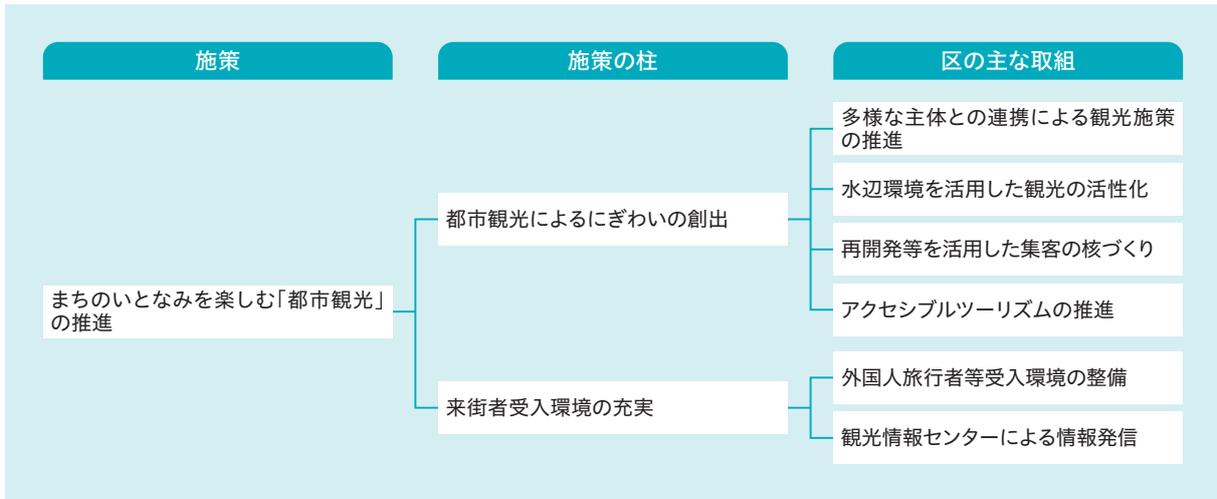
出典：訪日外国人旅行消費額 「訪日外国人消費動向調査」
(令和3(2021)年・国)
訪都外国人旅行消費額 「東京都観光客数等実態調査」
(令和2(2020)年・東京都)

■ 外国人旅行者が東京都内で訪問した場所



出典：国・地域別外国人旅行者行動特性調査(令和元(2019)年・東京都)

施策の体系



施策の柱と区的主要な取組

都市観光によるにぎわいの創出

(1) 多様な主体との連携による観光施策の推進

本区ならではの都市観光を充実させていくため、海外市場ごとの動向や来街者の出身地、属性、ニーズに応じたアウトリーチ型のプロモーションを実施することによりインバウンドの拡大などを図るとともに、情報の収集・発信や多様な観光資源をつなぐ施策を中央区観光協会や自治体、民間事業者と連携しながら広域的に展開していきます。

(2) 水辺環境を活用した観光の活性化

日本橋など区内で進む再開発の機会を捉え、中央区観光協会と連携し、舟運ルート・ツアーの開発・活用や舟運観光ガイドの育成を行うとともに、船便情報の一元的な管理・発信等を支援することで利用者の利便性の向上を図るなど、水辺環境をいかし、地域一体となった魅力あるまちづくりと商業・観光の活性化を推進していきます。

(3) 再開発等を活用した集客の核づくり

観光案内施設の整備促進や国、東京都と連携して中央通りの歩行者天国の日本橋側への延伸を図るとともに、中央通りと晴海通りを本区の観光メインストリートとして位置付け、再開発事業等の機会を捉えて観光振興に資する集客施設を誘致するなど、訪れたいまちづくりを推進していきます。

(4) アクセシブルツーリズムの推進

アクセシブルツーリズムを推進することにより、年齢や障害の有無にかかわらず、すべての人が移動やコミュニケーションにおける困難さを克服し、安全・安心に区内観光を楽しむことができる環境づくりを行います。

来街者受入環境の充実

(5) 外国人旅行者等受入環境の整備

国や東京都と連携しつつ、無料Wi-Fi等の通信環境の整備や多言語・ピクトグラム表記を用いた観光案内サインの整備を推進するとともに、区民や区内事業者外国人旅行者等を受け入れる上で必要なスキルや生活習慣の違いに関する知識を普及・啓発するなど、ハードとソフトの両面から取組を進めていきます。

(6) 観光情報センターによる情報発信

地域の観光案内施設等と連携して常に最新の観光情報の集約・共有を図るとともに、来場者等のニーズを的確に把握し、さまざまな媒体によるリアルタイムの情報提供を行っていきます。また、区のプロモーション映像を活用し、本区の魅力を国内外に効果的に宣伝するとともに、主に海外に向けて、観光客自らが情報を発信していく仕組みづくりを推進していきます。



観光情報センター

基本政策

8

豊かな学びにあふれ 健やかな体を育むまち

10年後の中央区の姿

- さまざまな社会の変化を乗り越え、自らの力で未来を切り拓き、持続可能な社会の創り手としてたくましく生きる子どもたちが育まれています。また、良好な学習環境が確保され、子どもたちが放課後も安全に安心して過ごすとともに、地域の人々との交流を通じて心豊かに成長しています。
- 家庭・地域・学校・関係機関の連携がより一層進み、地域全体で家庭教育を支援する体制が整い、子どもたちが心身ともに健やかに成長しています。また、青少年が野外活動やレクリエーション等の集団行動を通して、自主性や社会性を身に付け、地域の健全育成を担う指導者として活躍しています。
- 誰もが生涯にわたって学習することができる機会が確保されているとともに、学びの成果をいかし、ボランティアや地域活動に参加するなど、ゆとりと潤いのある豊かな生活を送っています。また、魅力ある図書館づくりが進み、子どもから大人まで読書活動や地域資料に親しみ、心豊かな区民生活が営まれています。
- 誰もが日常的にスポーツ・レクリエーション活動を楽しみ、健康で生涯を通じていきいきとした生活を送っています。

施策 8-1

子どもたちの可能性が開花する教育の推進

学校教育分野

施策 8-2

希望に満ち、次代を担う子どもの育成

家庭教育への支援・青少年健全育成分野

施策 8-3

生涯にわたり学ぶ喜びを分かち合える学習活動の推進

生涯学習分野

施策 8-4

スポーツの楽しさが広がる環境づくり

スポーツ分野

基本政策
8

豊かな学びにあふれ健やかな体を育むまち

施策 8-1

子どもたちの可能性が開花する教育の推進

学校教育分野

SDGsのゴール
との関係

施策の目標

- 「主体的・対話的で深い学び」を通じて、「知識および技能」の習得、「思考力・判断力・表現力等」の育成、「学びに向かう力・人間性等」を涵養し、先行き不透明な社会をたくましく生き抜く子どもを育みます。また、個に応じた指導や特別な配慮を要する子どもたちへの支援体制を構築することにより、子ども一人一人の能力や可能性を引き出す教育活動を充実していきます。
- 学校と家庭が連携し子どもたちの基本的生活習慣の定着を図るとともに、生涯にわたって心身ともに「健やかな体」、互いの個性や多様性を尊重し他者を思いやる「豊かな心」を育む質の高い教育を展開していきます。
- 児童数が増加する中であっても良好な教育環境を確保するため、学校施設の整備等を計画的に推進します。また、都心の立地条件を最大限にいかした特色ある教育活動の展開、サポーターや地域の方々の協力のもと放課後等に安全かつ安心して時間を過ごせる居場所づくりを進めるなど、地域の核にもなる魅力ある学校づくりを推進していきます。

現状と課題

- 本区の児童・生徒の学力は、学習力サポートテストにおいて概ね参加校平均を上回っています。引き続き、個別最適な指導や授業改善などにより学力の向上を図っていくとともに、予測困難で急激に変化する時代に対応できる力を育てていく必要があります。児童・生徒が情報を適切に捉えながら、対話や協働する教育活動等の充実を通して主体的によりよく問題解決する資質・能力を育成していくことが求められています。
- 本区教員の約5割は経験年数が10年以下である一方、ベテラン教員が減少していることから、教員の資質・能力の向上を図るとともに、その能力を発揮できるサポート体制の充実

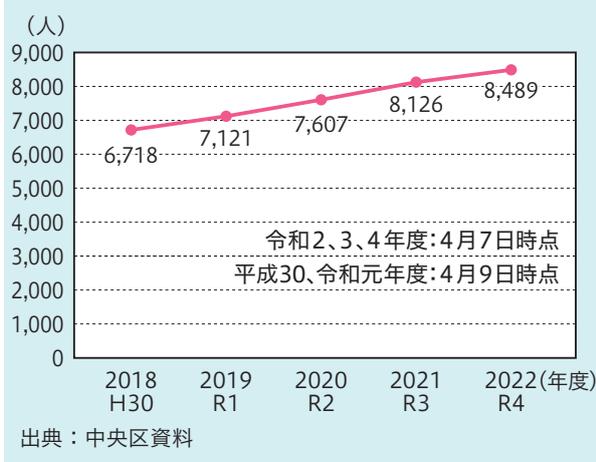
が求められています。

- 不登校児童・生徒数や就学相談件数が増加傾向にあり、個に応じた指導や支援体制を学校・家庭・関係機関が一体となって取り組んでいくことが必要です。また、いじめの認知件数についても増加傾向にあることから、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努め、いじめが発生した際には速やかに解決を図る学校体制を構築するとともに、子どもたちが安心して相談できる環境整備が重要となります。
- 朝食に関する調査では、学年が上がるにつれ喫食率が低下する傾向にあります。成長期に食事をはじめとした規則正しい生活習慣を身に付けることや健康被害に関する正しい知識と理解を深める健康教育の取組が必要とされています。
- 本区の児童・生徒の体力は、全国や東京都の平均を概ね上回っているものの、一部平均を下回る種目もあります。このため、運動の日常化や外部機関を活用した体力向上の取組の強化、健康教育の充実が求められています。
- 政府が令和元(2019)年に発表した子どもたち一人一人に個別最適化されたICT環境の実現を目指すGIGAスクール構想*に基づき、令和3(2021)年度に区内小中学校の全児童・生徒に1人1台のタブレット端末貸与を行いました。引き続き、児童・生徒の情報活用能力を育成するとともに、個に応じた指導のさらなる充実が求められています。
- 令和3(2021)年3月の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律改正により、令和3(2021)年度から小学校の学級人数の上限が40人から35人に段階的に引下げが進められています。これを踏まえて、今後、計画的な学校施設の整備・改修などにより、良好な教育環境を確保していく必要があります。また、児童数の増加に伴い、プレディの登録児童数も増加しており、児童がのびのびと活動できるスペースの確保が課題となっています。

* **GIGAスクール構想**: Global and Innovation Gateway for Allの略称。令和元(2019)年12月に文部科学省が発表。児童、生徒に1人1台のPCと、全国の学校に高速大容量の通信ネットワークを整備し、多様な子どもたちに最適化された創造性を育む教育を実現する。

現状データ

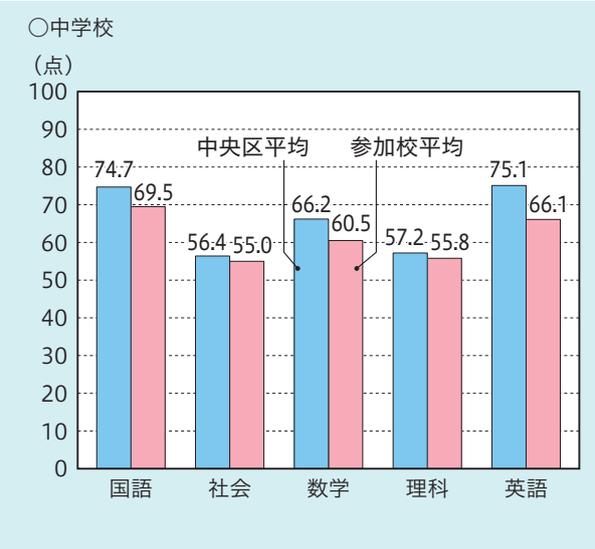
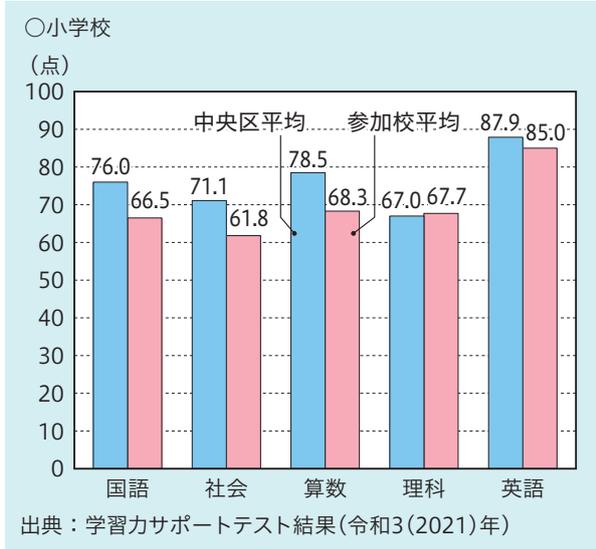
■小学校児童数の推移



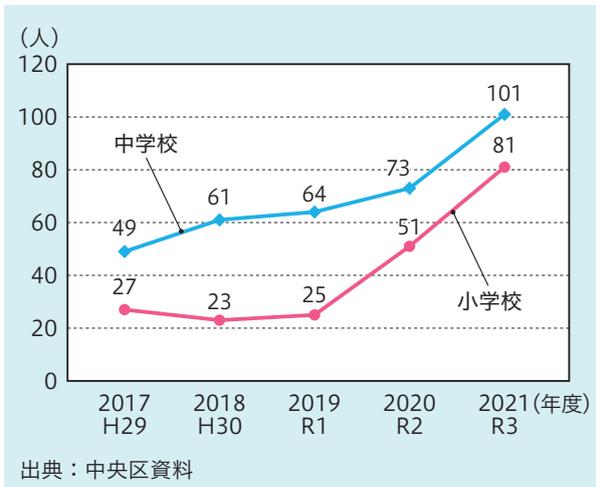
■就学相談件数の推移



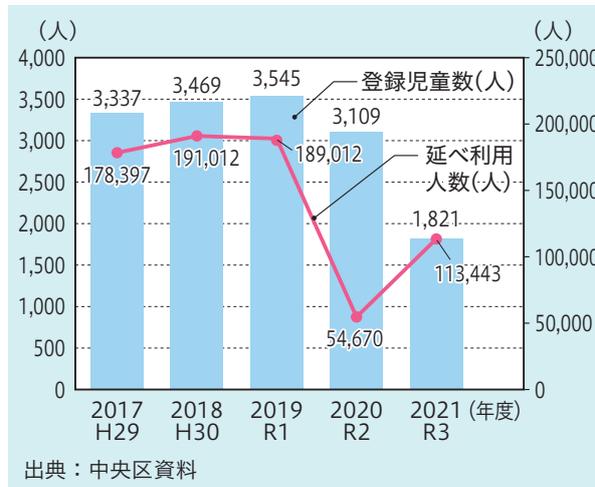
■児童・生徒の学力の定着状況(参加校・区比較)



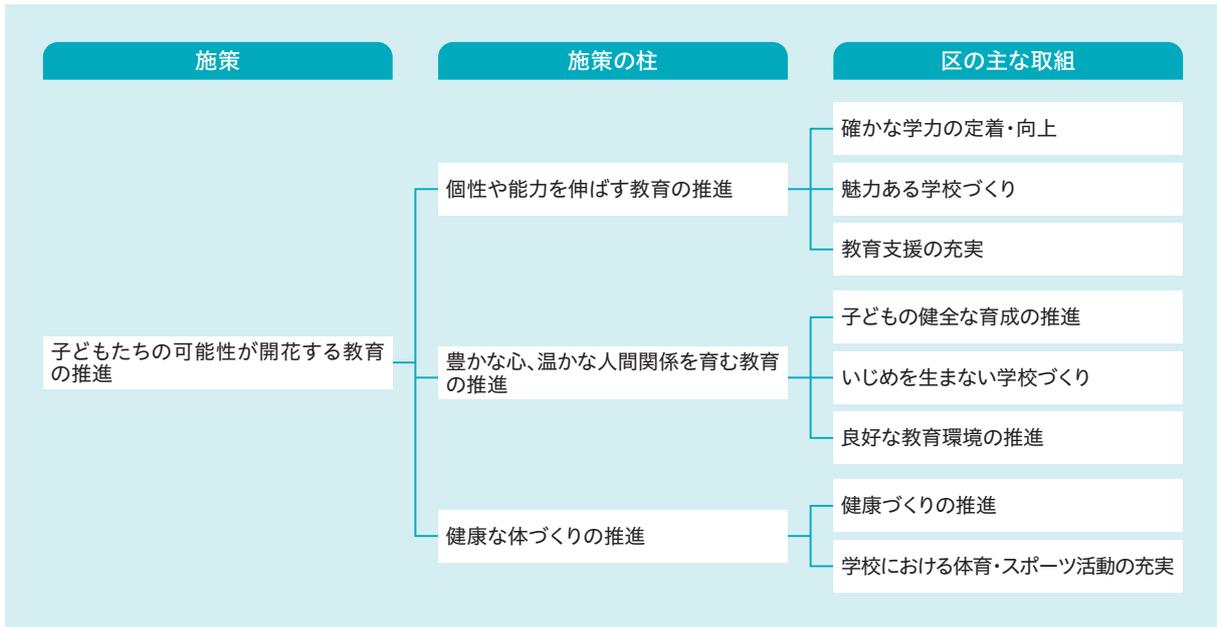
■不登校児童・生徒数の推移



■プレディ利用状況の推移



施策の体系



施策の柱と区の主な取組

個性や能力を伸ばす教育の推進

(1) 確かな学力の定着・向上

児童・生徒の習熟の程度に応じた指導や、学習力サポートテスト等の結果から学力向上プランを作成して授業改善に取り組むなど、着実な学力の向上を図ります。加えて、ICT機器の活用による個別最適な学びや協働的な学びなど、思考力・判断力・表現力等を育成する授業づくりにより、「主体的・対話的で深い学び」を実現させます。

さらに、理数教育、英語教育、読解力の育成、保育園・幼稚園・小学校の連携、環境教育等を推進し、子どもの興味・関心や発達段階、キャリア形成の方向性等に応じた教育活動を充実していきます。

(2) 魅力ある学校づくり

OJTや教員研修の充実による教員の資質・能力と指導力の向上、学校評議員制度や学校評価による学校運営の改善を進めるほか、学校・保護者・地域が連携し、区内在住のオリンピックや伝統工芸の職人などの地域人材を招聘した学習など、地域資源を活用した教育活動を実践することにより、子どもたちが見守られながら、将来に向けて豊かな経験ができる学校づくりを進めていきます。

(3) 教育支援の充実

児童・生徒数の増加に伴い、特別な配慮が必要となる子どもの数も増えることが予想されるため、子どもの特性や教育的ニーズに応じた適切な学習環境の場を提供するとともに、自立した生活が継続できるよう適切な支援を行うための切れ目のない支援体制を構築します。

不登校への対策については、アセスメントや相談体制の充実、登校支援シートの活用などによる未然防止・早期発見に取り組みます。また、不登校児童・生徒に対しては、本人や保護者の意思を十分に尊重した上で、家庭から外に出るための居場所づくりや学習支援・学習機会の充実を図るとともに、さまざまな教育施設との連携などによる社会的自立に向けた多様な教育機会の確保を進めていきます。

豊かな心、温かな人間関係を育む教育の推進

(4) 子どもの健全な育成の推進

自分や他者を大切にする人権尊重の理念や、社会のルールを守る規範意識の醸成について一層の充実を図るとともに、キャリア教育や充実した自然環境のもとでの体験学習など、子どもたちによる新たな発見、気付きにつながる体験活動を積極的に取り入れていきます。

加えて、「プレディ」について学童クラブとの一体的運営を進めるなど、放課後等の安全・安心な居場所の確保に取り組むことで、子どもたちの健全な育成を推進していきます。

(5) いじめを生まない学校づくり

道徳科など教育活動全体を通じて、互いに認め合い尊重される存在であること、傍観者も加害者の一員であることについて指導するなど、いじめを未然に防止する取組を徹底します。また、年3回いじめに関するアンケートを実施し、いじめの疑いがあるときには、「学校いじめ対策委員会」による組織的な対応を徹底するなど、いじめを重大化、複雑化させないように早期発見、早期対応することで、子どもたちが安心して過ごすことのできる環境を整えます。

(6) 良好な教育環境の推進

令和3(2021)年2月に策定した「中央区学校施設個別施設計画」に基づき、学校施設の計画的かつ効率的な維持管理を推進するとともに、増改築・改修、整備の際には、バリアフリー化や防災機能の充実に加えて環境負荷の低い施設づくりを進めていきます。

晴海地区における人口の増加に対応するため、晴海西小学校、晴海西中学校および公私連携幼保連携型認定こども園の開校・開園に向けた準備を着実に進めるとともに、日本橋中学校の改築に際

しては、隣接する千代田公園と合わせて再編整備することで、公園の魅力向上および同地域における良好な教育環境の維持・向上を図ります。なお、晴海西小学校については、晴海フラッグ等の入居状況を踏まえ、晴海四丁目の学校用地を活用して新校舎(第二校舎)の整備計画を進めていきます。加えて、校外学習施設である柏学園については、学園の自然環境などをいかして、充実した体験学習の場とするための機能強化を図ります。また、クラウドサービスの日常的な活用を前提としたネットワーク環境や機器の整備、セキュリティ対策などを行うことで、GIGAスクール構想に基づく個別最適化された教育ICT環境を実現します。

健康な体づくりの推進

(7)健康づくりの推進

本区の地域特性をいかし、プロの料理人など食の専門家による食育授業を実施することで、朝食の重要性など食事に関する意識の啓発を図るとともに、早寝早起きの推奨など、健康的で規則正しい生活習慣について適切に指導を行います。さらに、生活習慣病や薬物乱用防止などを図るため、専門家を外部講師として積極的に活用しながら、健康全般に関わる教育を推進し、健康・安全に関する知識と理解の向上を図ります。

(8)学校における体育・スポーツ活動の充実

体力調査の結果に基づいた授業内容の見直しや、体育指導補助員、外部講師、運動器具等を効果的に活用した授業の充実とともに、区内の全幼稚園を「運動遊び推進園」に指定し、幼児期からの運動能力の向上を意識した運動遊びを充実させることで、子どもたちの心身の成長・発達に必要な体力の向上を図ります。さらに、多様なスポーツに触れる機会を設けることにより、主体的に運動を楽しむ意識を醸成します。

基本政策
8

豊かな学びにあふれ健やかな体を育むまち

施策 8-2

希望に満ち、次代を担う子どもの育成

家庭教育への支援・青少年健全育成分野

SDGsのゴール
との関係

施策の目標

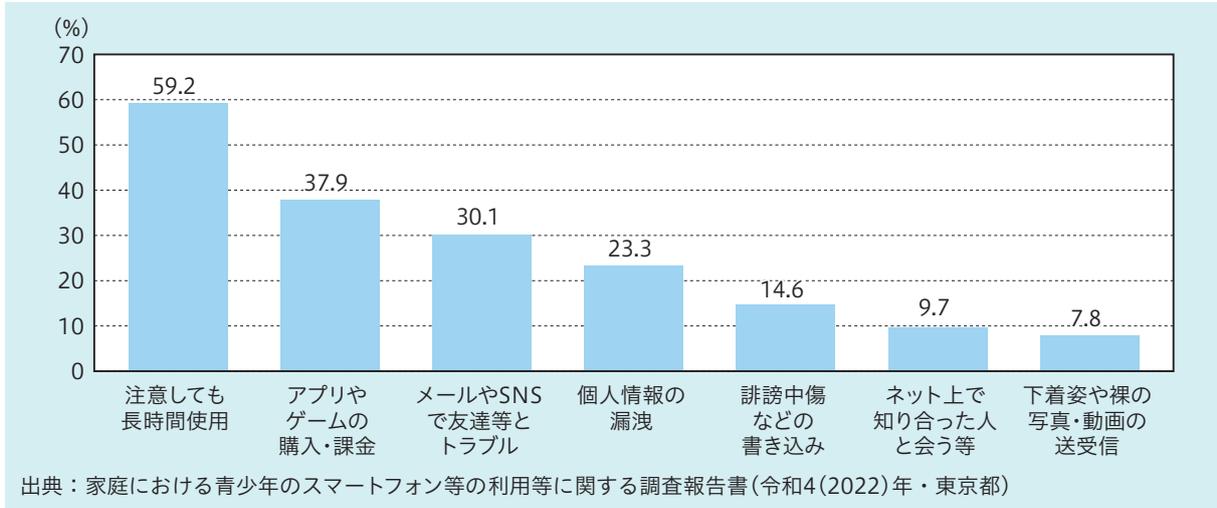
- 地域全体で家庭教育を支援するため、家庭・学校・地域と連携しながら、保護者が家庭教育について学ぶ機会を提供するなど、子どもを育む「親力」の向上を図ります。
- 地域が自主的に取り組む活動を支援し、青少年の活動参加の機会を増やし、子どもたちの健全育成に携わる指導者となれるよう人材を育成していくことで、青少年の健全育成を推進します。

現状と課題

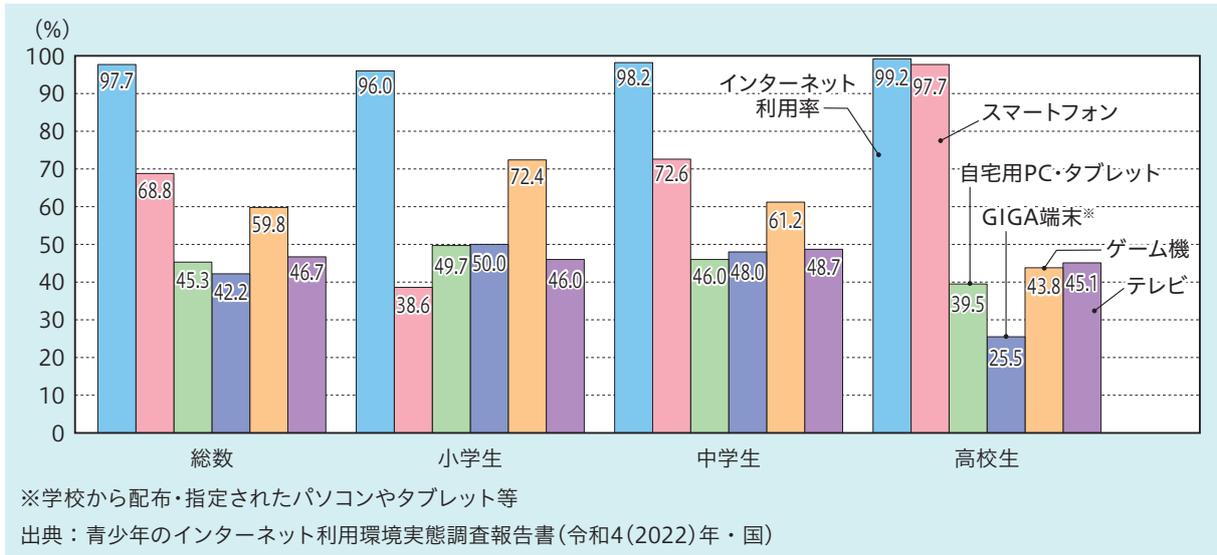
- 本区では少子化が進む全国的な傾向とは異なり、30歳代、40歳代を中心とした子育て世代が多く、悩みや不安を抱えながら子育てをしている方が多い状況が見受けられます。家庭はすべての教育の出発点であり、基本的な生活習慣、他者への思いやり、社会的なルール、自己肯定感や自立心など、子どもの基礎的な資質や能力を育成する上で非常に重要な役割を担っています。各家庭の自主性を尊重しながら、家庭・地域・学校・関係機関が連携し、親が子どもと真剣に向き合い子どもを健やかに育む力「親力」を高めていく必要があります。
- 地域との関わりの希薄化から、青少年の地域行事等への参加意識の低下が懸念されています。青少年の自立性や社会性を育み、社会の一員としての自覚を促すことで、さまざまな地域活動や社会活動に興味を持てるようにすることが重要です。
- コロナ禍を契機に、オンラインによるコミュニケーションの普及が加速している中、若者がSNS等を通じたトラブルに巻き込まれるリスクが高まっています。令和4(2022)4月の民法改正に伴う成年年齢の引下げにより、これまで未成年であった18歳と19歳が成人として扱われることから、消費者トラブルに巻き込まれやすくなる危険性も指摘されており、青少年に対する消費者教育・意識啓発の強化が求められています。

現状データ

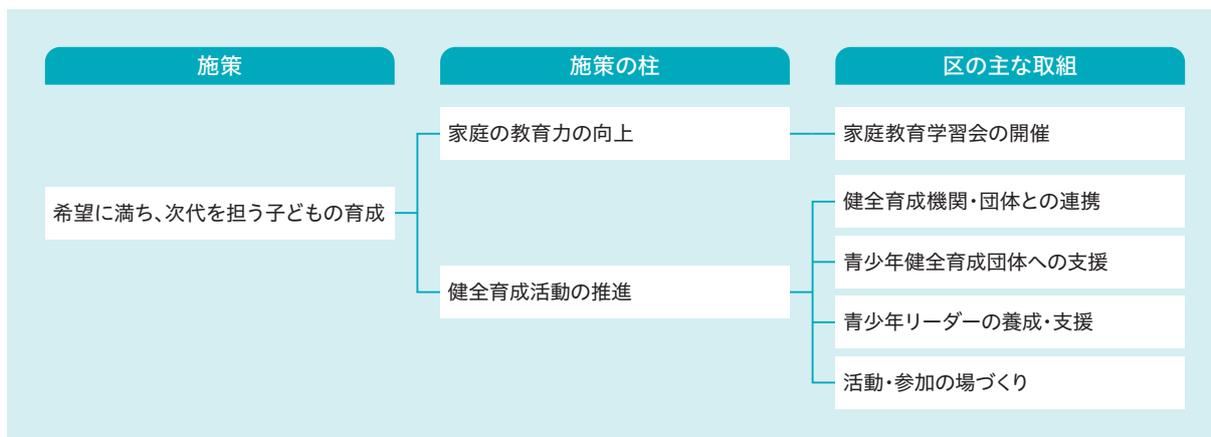
■新型コロナウイルス感染症を契機に増えたインターネット上のトラブル



■青少年のスマートフォン等によるインターネットの利用状況



施策の体系



施策の柱と区の主な取組

家庭の教育力の向上

(1) 家庭教育学習会の開催

家庭の教育力の向上を図るため、中央区家庭教育推進協議会が区、学校、PTA、地域の関係機関等と連携して家庭教育学習会を開催するとともに、父親を対象に子育てへの積極的な参加を促す事業を実施します。また、子育て支援ボランティア団体等の活動を積極的に支援していきます。

健全育成活動の推進

(2) 健全育成機関・団体との連携

家庭、地域社会、学校および行政機関、関係団体がより一層緊密に連携し、長期的な展望に立って青少年の健全育成を総合的かつ効果的に推進していくため、中央区青少年問題協議会を開催します。また、地域における青少年の健全育成や非行防止、SNS上でのトラブル防止などを図るため、各補導連絡会において、青少年の指導方法についての学習や非行少年等についての情報交換を行います。

(3) 青少年健全育成団体への支援

各地域においてさまざまな行事を実施する青少年対策地区委員会の活動を支援し、地域における青少年の健全育成を図ります。

(4) 青少年リーダーの養成・支援

小・中学生が将来、地域活動に参加して活躍するためのきっかけづくりとして、野外活動、レクリエーション、集団生活などを行う研修会を実施します。また、高校生、大学生、社会人等、それぞれの年代において、将来にわたり活動できる場と機会の拡大を図るために組織された青年リーダーの会に対して支援を行います。

(5) 活動・参加の場づくり

異なる年齢・地域の子どもが、互いに触れ合い、知り合うことができるよう、子どもたちが一堂に集って、さまざまな児童文化活動やレクリエーションなどに共に参加する機会を提供していきます。



少年リーダー養成研修会

基本政策
8

豊かな学びにあふれ健やかな体を育むまち

施策 8-3

生涯にわたり学ぶ喜びを分かち合える学習活動の推進

生涯学習分野

SDGsのゴール
との関係

施策の目標

- あらゆる区民の学びや活躍の機会を拡充し、自己実現と生きがいづくりを支援します。また、学習活動・ボランティア活動を通じて、人々の出会いと学び合いを促進する生涯学習活動の担い手を育成します。
- 図書館が、区民一人一人の知的好奇心を満たし、多様な学びが広がる場となっています。また、幅広い世代において読書活動を推進し、本を読むことを通じて知識、教養、豊かな感性が育まれています。

現状と課題

- ライフスタイルの変化に伴い、余暇の過ごし方や学習活動へのニーズが多様化している中、一人一人が豊かな人生を送るため、学習機会の提供や学んだことを地域でいかすことができる機会の充実が求められています。コロナ禍において社会教育会館の利用率や来館者数が減少しており、オンライン環境を活用した場所にとられない学習機会の提供など、多様な学習活動の場を提供していく必要があります。
- 生涯学習に対するニーズも増加し、図書館機能の向上が求められている中、本区では令和4(2022)年12月に地域の生涯学習拠点である「本の森ちゅうおう」を開設しました。これまでの単に本を借りる、調べものができる場にとどまらず、大人と子どもが一緒に本に親しみ、ゆったり学ぶことができる快適な空間づくりなど、「本の森ちゅうおう」をすべての人々に親しまれる生涯学習拠点にしていく必要があります。
- スマートフォンの普及やインターネットをはじめとした情報メディアの発達、勉強や部活動による多忙を背景に、子どもの読書離れが指摘されています。子どもたちが、感性を磨き、創造力を豊かにし、人生をより深く生きる力を身に付けられるよう、多様な本と出会える環境の整備が求められています。

現状データ

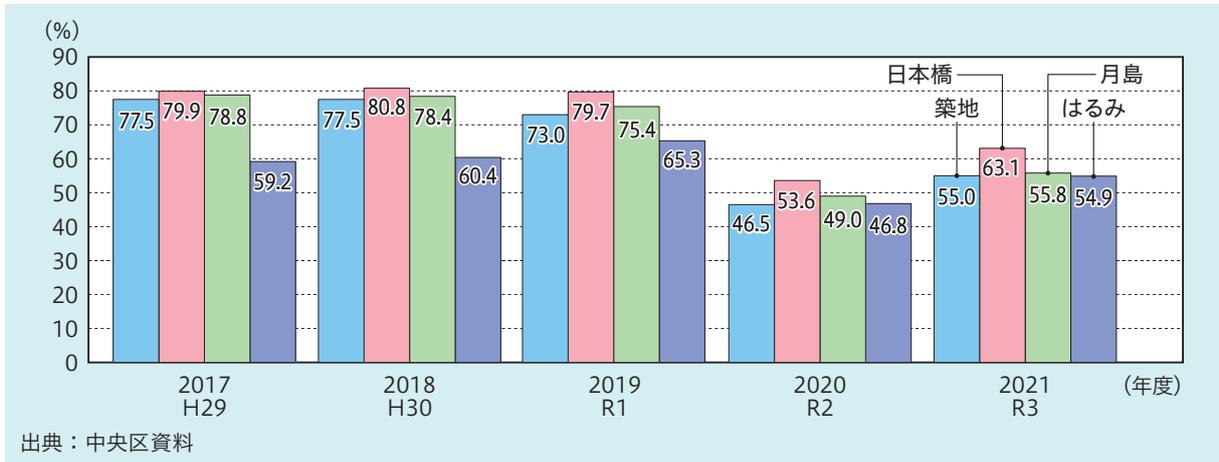
■中央区民カレッジ申込者数および定員の推移



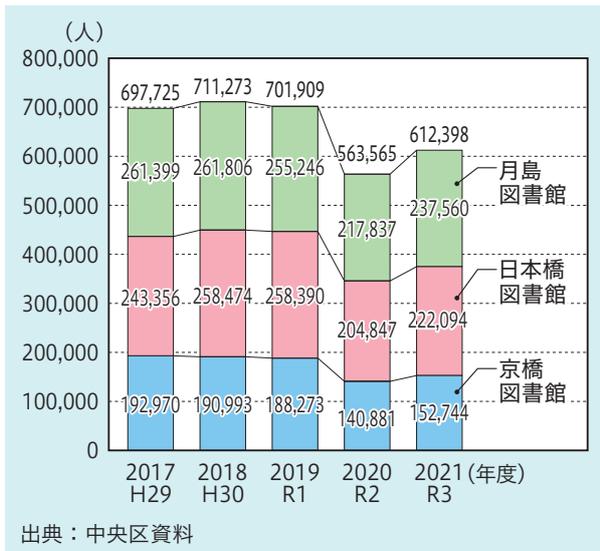
■社会教育関係団体登録数の推移



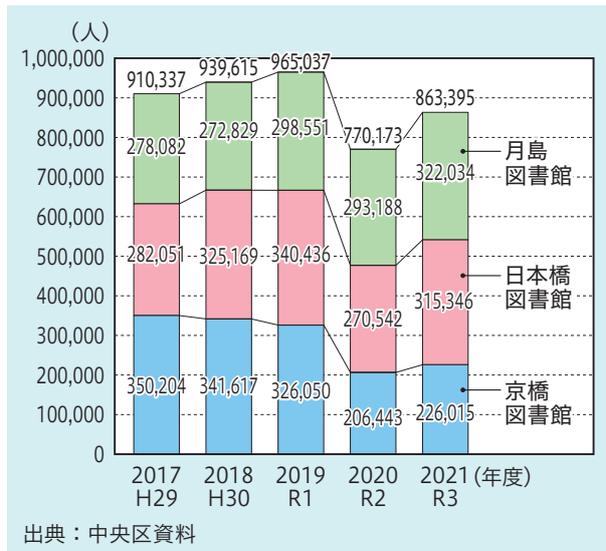
■社会教育会館利用率の推移



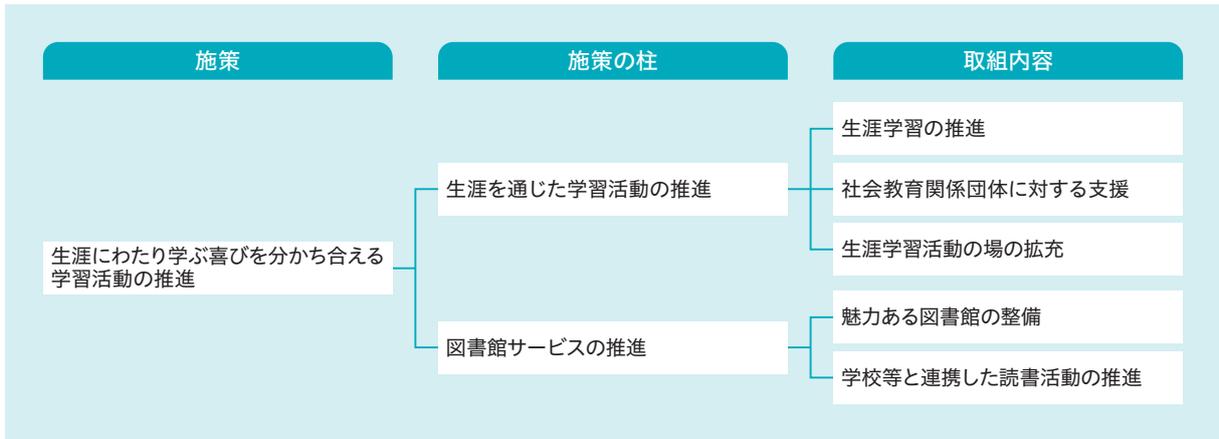
■図書資料貸出人数の推移



■図書館入館者数の推移



施策の体系



施策の柱と区的主要な取組

生涯を通じた学習活動の推進

(1)生涯学習の推進

中央区民カレッジにおいて、区民の多様なニーズに即した講座や中央区民カレッジ修了生による特色のある講座を開催するほか、大学や企業、NPO、地域団体等各機関との連携を推進するとともに、ICTを活用したオンライン講座を実施するなど、さまざまな学びの機会を提供します。また、生涯学習活動の担い手として生涯学習サポーターを育成し、主体的な学び合いの環境づくりを推進していきます。

(2)社会教育関係団体に対する支援

社会教育関係登録団体に対し、指導者の派遣や学習相談を実施するとともに、社会教育会館を利用しやすい環境に整え、活動を支援します。また、サークルガイドブックや区ホームページを活用した紹介を行い、区民の生涯学習のきっかけづくりや交流機会の充実を図ります。

(3)生涯学習活動の場の拡充

各種講座・講演会や、サークル活動、ボランティア会合等の生涯学習活動の活性化を図るため、区のさまざまな施設を活用しながら、区民の学びや活躍の場を拡充していきます。

図書館サービスの推進

(4) 魅力ある図書館の整備

「本の森ちゅうおう」を本区の歴史・文化を未来に伝え、新しい時代を創造する「地域の生涯学習拠点」として位置付け、郷土資料と地域資料を融合した展示と関連書籍を配架するとともに、区内のさまざまな文化資源に関連したイベントを企画・実施します。晴海地区においても、まちびらきに合わせて令和6(2024)年度に図書館を開設し、読書環境の拡充を図ります。

さらに、時代に即した蔵書の拡充、多岐にわたる質問に応えるレファレンスの充実やデジタルサイネージ等を活用した視覚的に分かりやすい情報発信により、利用者にとって利便性の高い図書館サービスと読書環境を提供していきます。

(5) 学校等と連携した読書活動の推進

図書館司書の推薦図書や教員の意向に沿った資料等を図書館側から小・中学校の各校にまとめて貸出を行い、子どもの読書活動の推進を図ります。また、図書館司書が各学校図書館に魅力的な展示方法や書評の作成方法等を提案するなど、児童・生徒が本に触れる機会の拡充を図ることで、学校図書館の魅力を向上させるとともに、知識や教養、豊かな感性、思いやりの心などを育てていきます。



京橋図書館(本の森ちゅうおう)

基本政策
8

豊かな学びにあふれ健やかな体を育むまち

施策 8-4

スポーツの楽しさが広がる環境づくり

スポーツ分野

SDGsのゴール
との関係

施策の目標

- 子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、世代や生活スタイル、技術、興味、目的に応じて、日常的にスポーツ活動を楽しみ、親しむことができる生涯スポーツを推進します。
- 誰もが気軽に楽しくスポーツに取り組めるよう、ハード・ソフトの両面から、区民が身近なところでスポーツ活動ができる場を構築していきます。また、区民がスポーツに関連する必要な情報を手軽にかつ効率的に入手できる環境づくりを進めます。
- 各種スポーツ団体の活動支援や指導者の確保・育成を図りながら、地域スポーツを推進します。

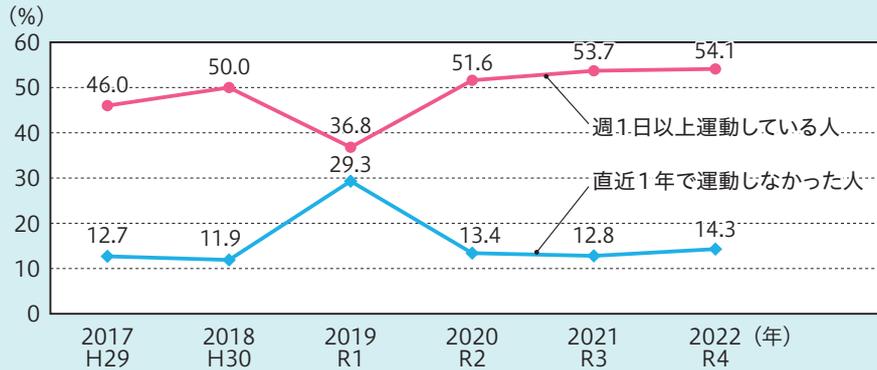
現状と課題

- 平成29(2017)年3月策定の中央区スポーツ推進ビジョンにおいて数値目標として示す「週1回以上スポーツを行う方の割合65%」を達成するためには、スポーツ実施率が低い「働き盛り世代」・「子育て世代」や障害者への取組など、区民のライフスタイルや状況に応じたスポーツ活動の推進が必要です。
- 東京2020大会の開催を契機としたスポーツへの関心の高まり等から、スポーツ施設利用者が年々増加する中、身近にスポーツができる場や機会の確保が求められています。都市機能が集中する本区では、グラウンド等の確保が困難であることから、限られたスペースや学校等の施設を有効に活用することが必要です。また、多岐に渡るスポーツ関連情報を集約・整理し、より分かりやすく情報提供することも、区民のスポーツ参加を促進する上で欠かせません。
- 人口増加が著しい本区では、地域で活動する団体・地域スポーツクラブ等を通じた住民同士の連携や世代を超える交流、地域の一体感を高めるなど、人と人とを結び付け、地域の

つながりを深める機会の充実が重要です。このため、地域におけるスポーツの担い手であるさまざまな団体の活動支援を通して、地域コミュニティを活性化していく必要があります。

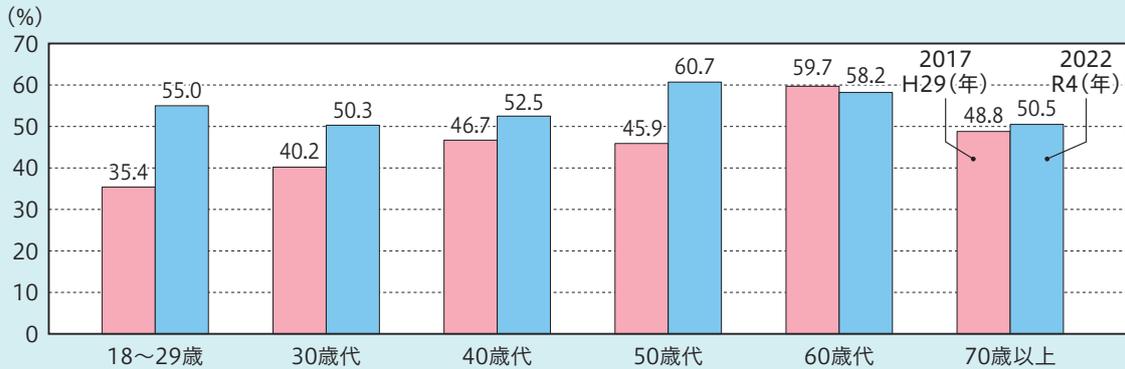
現状データ

■スポーツ実施率の推移



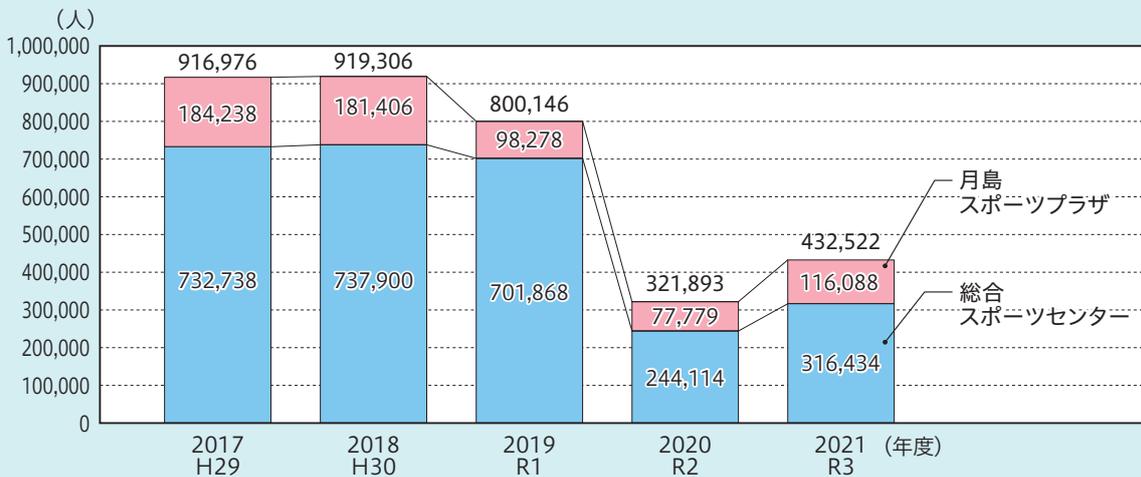
出典：中央区政世論調査(令和4(2022)年)を基に算出

■年代別スポーツ実施率



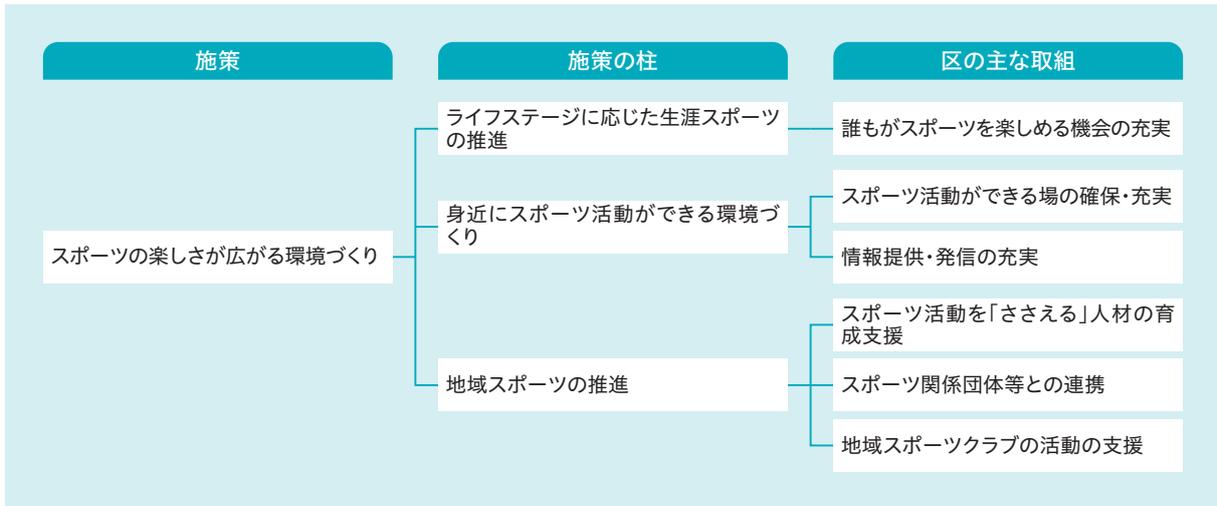
出典：中央区政世論調査(令和4(2022)年)を基に算出

■スポーツ施設利用者数の推移



出典：中央区資料

施策の体系



施策の柱と区の主な取組

ライフステージに応じた生涯スポーツの推進

(1) 誰もがスポーツを楽しめる機会の充実

「区民スポーツの日」「ファミリースポーツデー」の実施などライフステージに応じたスポーツ活動の機会を提供するとともに、日常生活の中で取り組める健康・体力づくりの普及・啓発を行うことで、区民が生涯にわたって日常的にスポーツ活動に取り組み、楽しむことができる機会を創出していきます。

また、障害の有無にかかわらず、誰もがスポーツを楽しみ、交流する取組として、障害者ボッチャ交流会や障害者スポーツ体験会の実施などにより、東京2020大会のレガシーである共生社会の実現に貢献していきます。

身近にスポーツ活動ができる環境づくり

(2) スポーツ活動ができる場の確保・充実

区民にとって身近にあり、気軽にスポーツを楽しめる施設である区立スポーツ施設の利用環境・利便性の向上を図るとともに、学校、公園等の公共施設・空間をスポーツのために有効活用していくほか、学校施設の新設等の機会を捉え、スポーツ開放を視野に入れた施設整備を推進し、スポーツ活動ができる場の拡充を図っていきます。

(3) 情報提供・発信の充実

スポーツ教室やスポーツ施設で実施しているアンケートをもとに、区民のニーズに合わせた情報提供を行います。また、中央区体育協会や地域スポーツクラブ等との連携により、スポーツに関連するさまざまな情報を集約・整理し、子どもから高齢者までそれぞれのライフステージに応じて必要な情報が得られる環境を整えることで、区民のスポーツ参加を促進します。

地域スポーツの推進

(4) スポーツ活動を「ささえる」人材の育成支援

スポーツイベント等においてボランティアとして運営等に関わる機会を区民に提供し、東京2020大会で気運の高まった、スポーツを「ささえる」活動の推進を図ります。また、障害者スポーツを含めたスポーツ指導者の育成や資質の向上を図るとともに、関係団体の指導力の向上を支援します。

(5) スポーツ関係団体等との連携

スポーツを通じた区民の仲間づくり・地域づくりを支えている中央区体育協会やスポーツ推進委員協議会等、さまざまな団体の強みをいかして連携を図るとともに、関係団体の継続的な活動を支援します。また、民間のノウハウを活用したスポーツ事業の推進や、スポーツを通じた地域貢献を望む民間事業者との連携を図ります。

(6) 地域スポーツクラブの活動の支援

地域住民の主体的な取組によって運営されている地域スポーツクラブに対して、活動場所の提供やクラブ活動に関する情報発信といった安定運営に資する支援を行うことで、子どもから高齢者まで誰もが気軽にスポーツを楽しむことができる環境づくりを推進していきます。



ファミリースポーツデー

コラム 中央区の未来につなぐ東京2020大会レガシー

1 レガシーの方向性

本区は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を良好なまちづくりを進める絶好の機会ととらえ、子どもから高齢者まで多くの区民の参加を促進するとともに、分野を超えた多種多様な団体・機関と連携・協働しながら大会に向けた準備を進めてきました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により原則無観客開催となり、本区が計画を進めてきた多くの大会関連の取組も中止または規模縮小を余儀なくされました。大会期間中は緊急事態宣言下という厳しい状況でしたが、実施可能な気運醸成事業・地域の魅力発信事業については、安全確保を第一として可能な限り展開するとともに、大会時の交通対策や選手村セキュリティに関する地域への情報提供などにも取り組みました。直接的な競技観戦はかなわなかったものの、映像を通して目標に向けて挑戦するアスリートの姿は、多くの人に希望と勇気を与えました。大会がもたらした感動や、次代を担う子どもたちとアスリートとの交流、オリンピック・パラリンピック教育から学んだ多様性を尊重する気持ちなど、大会を通じた経験をかけがえのない心のレガシーとして継承していくことが重要です。そして、これまでオール中央区の体制で大会に向けて推進してきたソフト・ハード両面のさまざまな取組を一過性のものとすることなく、レガシーとして中央区の将来の発展につなげていきます。

2 本区が目指す姿とレガシーの取組

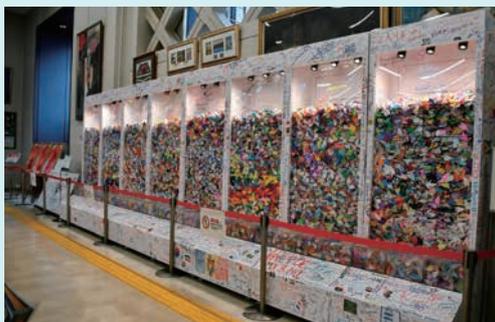
- 大会を契機に社会的意識・関心が高まった取組を継続・発展させ、思いやり・ふれあいのある区民生活や本区のにぎわいの創出につなげていく。
- 区民が参加し、盛り上げてきた大会の記憶、記録を区民の共有財産として次世代に引き継いでいく。
- 地域とともに進めてきた晴海地区の将来のまちづくりに当たっては、大会の資産を活用しながら着実に実現させていく。

■東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会「中央区の記録」より抜粋

分野	本区が目指す姿
スポーツ	誰もがスポーツに親しめる機会を創出し、健康でいきいきとした社会を実現
国際教育・交流	グローバル人材の育成と、思いやり・ふれあいのあるまちの実現
観光・文化	歴史と未来が交差する都市観光の推進により、さらなるにぎわいを創出
防犯・防災	安全・安心を実感できるまちを目指し、地域の防犯・防災体制を構築
まちづくり	誰もが住みやすく、訪れやすい都市環境の実現

▼

国内外から多くの人々が集い、誰もがあこがれるまちへ



東京2020大会1周年記念展
(選手村に設置した折り鶴オブジェ)

基本政策

9

人々のつながりが広がる 文化の香りと平和に包まれたまち

10年後の中央区の姿

- 町会・自治会をはじめ、企業やNPO、ボランティア団体等が相互に連携し、自ら率先して地域における課題を解決できる良好な都心コミュニティが生まれ、快適な暮らしを送ることができる都心型協働社会が実現しています。
- 多くの区民が文化活動に参加するとともに、文化を通じた交流が活発に行われ、本区の多彩な文化が国内外に発信されています。また、区民文化財など貴重な地域文化が保存され、各種行事や展示などを通じて、本区の歴史・伝統・文化が世代を超えて親しまれるとともに継承されています。
- 海外の姉妹都市との交流や異文化との触れ合いを通して区民の国際意識が向上し、国際都市としてふさわしい文化と感性が育まれています。また、国内諸都市との地域間交流活動が行われ、相互の理解と絆が深まっています。
- 「中央区平和都市宣言」の趣旨の普及・啓発を通じて、区民が平和の大切さ、尊さを自覚しながら生活しています。

施策 9-1

さまざまな絆が生み出す「地域力」の向上

コミュニティ分野

施策 9-2

豊かな心を育む文化活動の振興

文化振興分野

施策 9-3

国や地域を越えた交流が深まり多様な価値観が共生するまちづくり

国際交流・地域間交流・平和分野

基本政策
9

人々のつながりが広がる文化の香りと平和に包まれたまち

施策 9-1

さまざまな絆が生み出す「地域力」の向上

コミュニティ分野

SDGsのゴール
との関係

施策の目標

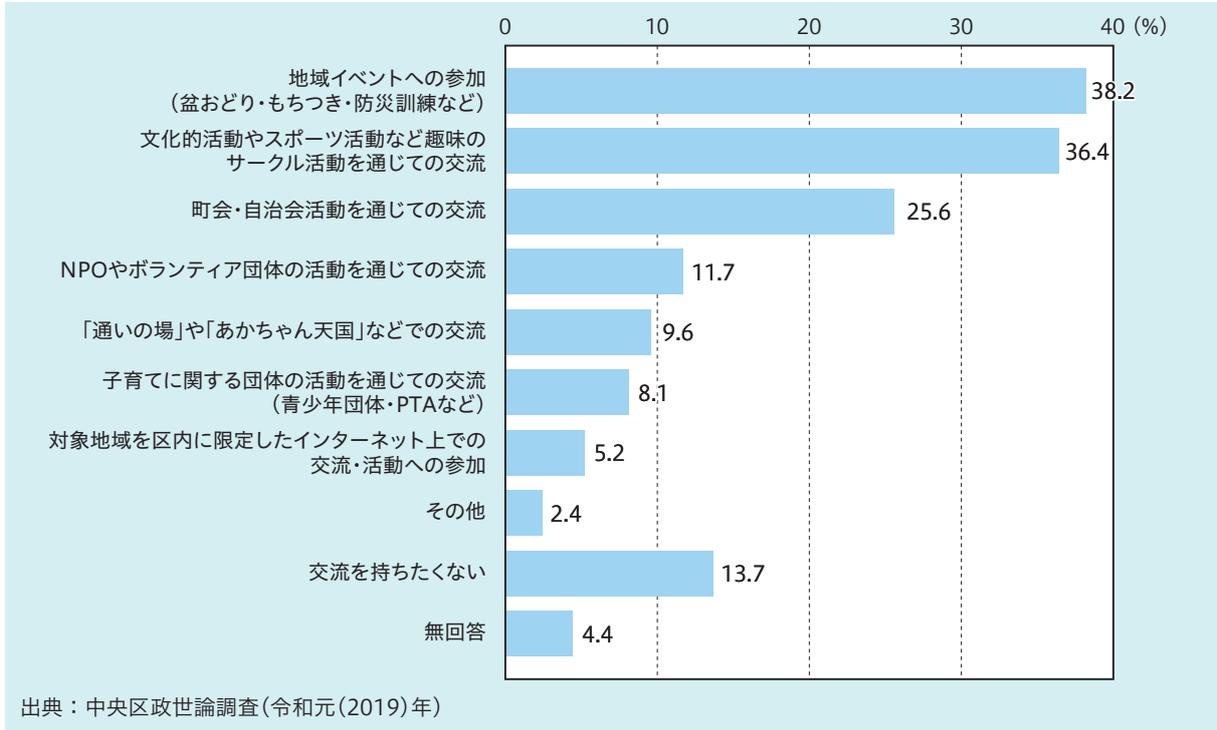
- 町会・自治会の活動に対する支援を行うとともに、区民の地域への愛着やふるさと意識の向上に寄与する触れ合いと交流等の機会を提供することで、良好なコミュニティの醸成と地域活動の活性化を図ります。
- 町会・自治会や企業をはじめとしたさまざまな団体と地域住民の連携を支援し、まちの課題を自ら解決できる地域の力を高め、都心型協働社会の形成を推進します。

現状と課題

- 本区の町会・自治会は、下町ならではの人情や連帯感により形成された地域コミュニティの核であり、地縁に基づく自主的な組織として、安全で安心できる住みよいまちづくりに長い間取り組んできました。しかしながら、近年、共働き世帯の増加や価値観の多様化等に伴い、地域活動への関わり方の変化や担い手不足といった課題が顕在化したことに加え、コロナ禍において地域イベントの開催等が大幅に減少しており、地域住民等の交流機会を増やしていくことが重要です。今後は、引き続き町会・自治会を核とした区民同士の交流促進やイベント、さまざまなコミュニティ活動の機会を充実するとともに、SNS等を活用した町会・自治会員同士の情報共有や情報発信力を強化するなど、社会情勢に応じて町会・自治会の活動を支援することで、地域の活性化を図ることが求められています。
- 急激な人口増加等に伴い多様化する地域課題に対して、課題解決に主体的に取り組む団体と積極的に連携を図っていくことが大切です。また、NPOやボランティア団体の増加や企業の社会貢献活動への意識が高まる中、町会・自治会を含めたさまざまな社会貢献活動団体の横の連携を支援するとともに、地域活動に意欲のある区民が参加しやすい仕組みづくりを推進していくことが求められています。

現状データ

■ 地域の方との交流を持つ機会

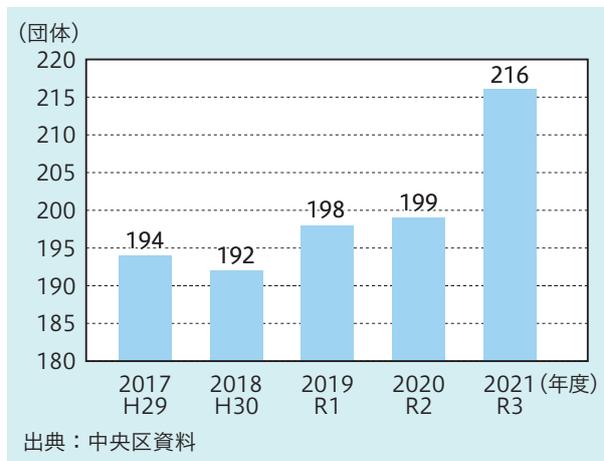


■ 地域別町会・自治会数

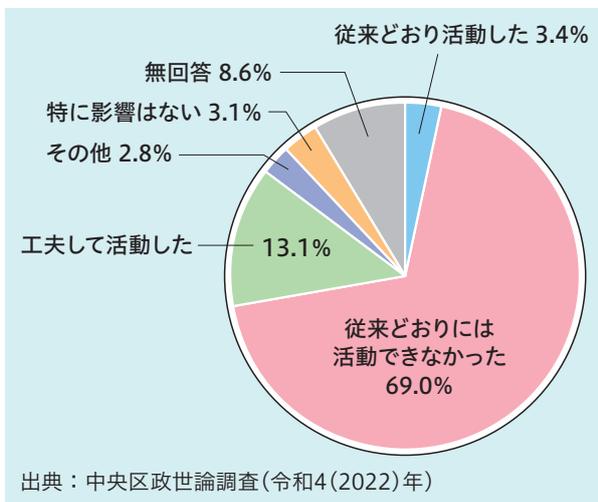
地域	団体数
京橋	63団体
日本橋	68団体
月島	46団体
合計	177団体

出典：中央区資料(令和5(2023)年1月現在)

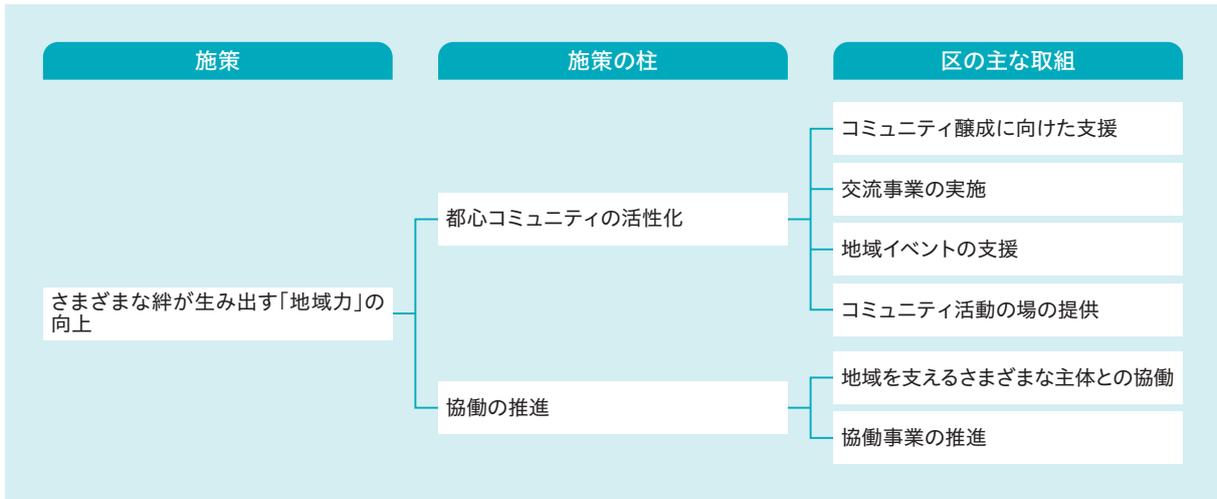
■ 協働ステーション中央登録団体数の推移



■ コロナ禍以前にコミュニティ活動に参加していた方の コロナ禍におけるコミュニティ活動



施策の体系



施策の柱と区の主な取組

都心コミュニティの活性化

(1) コミュニティ醸成に向けた支援

町会等活性化支援情報誌「こんにちは町会です」の作成等により町会・自治会への加入促進活動を支援し、コミュニティ活動を充実させるとともに、さまざまな情報をより早く、より多くの対象者に発信できるSNS等の活用を支援するなど、地域活動の活発な情報発信を推進していきます。また、地域における顔の見えるつながりづくりや地域コミュニティの担い手養成塾などを通じた地域人材の育成・支援を行い、地域コミュニティを活性化していきます。

(2) 交流事業の実施

町会・自治会をはじめとした区内各種団体の協力を得て開催している「大江戸まつり盆おどり大会」や「雪まつり」、区内すべての公衆浴場で実施している世代間の交流を促進する「コミュニティふれあい銭湯」を通じて、地域住民相互の交流や触れ合いを促進します。

(3) 地域イベントの支援

町会・自治会が主体となって行う地域の手づくりイベントや盆踊りを支援することで、地域独自のイベントの開催を促進し、新たに住民となった方を含めた多くの区民が地域で触れ合い、交流するきっかけをつくるとともに、地域への愛着心や連帯感、ふるさと意識の向上への一助とします。

(4) コミュニティ活動の場の提供

地域住民やさまざまな団体が互いに支え合い、地域全体で課題解決に取り組む活発なコミュニティ活動を支援するため、コミュニティルームや区民館等の交流・活動の場を提供していきます。また、令和5(2023)年10月に開設予定の晴海地域交流センターを地域活動の総合的な拠点として地域住民や地元企業等と共に運営するほか、晴海地区以外についても施設改修等の機会を捉えて、地域交流・活動の場の拡充を図ります。

協働の推進

(5) 地域を支えるさまざまな主体との協働

区民や企業、社会貢献活動団体等さまざまな主体が連携・協力して地域課題を解決する都心型協働社会の実現に向け、「協働ステーション中央」を拠点として、各種団体の活動の場や交流の機会を提供するとともに、さまざまなコミュニティに関する情報を集約・発信することにより、区や団体間のネットワーク形成および強化を促進します。

(6) 協働事業の推進

町会・自治会やNPO、ボランティア団体等の社会貢献活動団体の提案による協働事業を実施し、多様化する区民ニーズに応える質の高い行政サービスの提供を図ります。また、社会貢献活動団体の活動を支援し、裾野を広げることで、区民等の地域活動への積極的な参加を促し、地域の課題を自ら解決できる「地域力」の向上につなげていきます。



中央区雪まつり

基本政策

9

人々のつながりが広がる文化の香りと平和に包まれたまち

施策 9-2

豊かな心を育む文化活動の振興

文化振興分野

SDGsのゴール
との関係

施策の目標

- 区民が文化に触れる機会や文化を発信していく場を拡充するとともに、多様な主体によりさまざまな文化を創造するための仕組みを構築し、区民が誇れる個性豊かな文化が育つ環境を整備していきます。
- 区内の文化的価値の高いものを区民文化財として指定・登録を行い、貴重な歴史・文化遺産の継承を図ります。また、文化財に関する多様な情報提供と魅力の発信を通して、歴史・文化遺産の保護と活用に関する意識の向上を図ります。

現状と課題

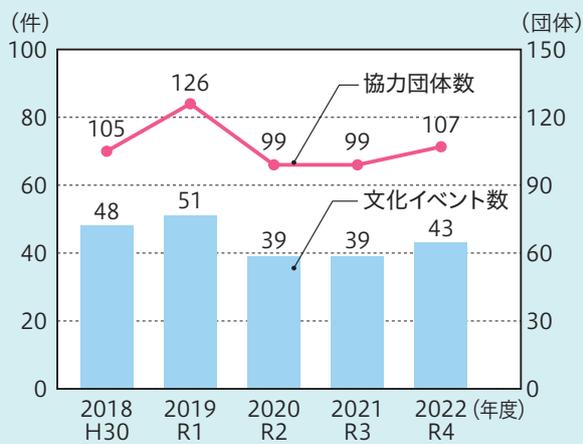
- 江戸時代以来、日本の経済・文化・商業の中心として発展してきた本区には、歴史的・芸術的・学術的に価値のある文化財が数多く残されています。その種類も、建造物・絵画・彫刻・古文書や地域に伝わる踊り・祭りなど多岐にわたります。新たな住民が増えていく中、本区固有の歴史や特徴的な文化財を後世に保存・継承していくため、区内の歴史・文化遺産に関して区民文化財の指定・登録を推進し、積極的な展示・公開を進めていくことが求められています。また、貴重で価値の高い区内の歴史・文化遺産を区民の学習や区の観光PRに最大限活用するために、その魅力を効果的な方法で区民・来街者に発信する必要があります。
- 本区は、これまでも豊かな文化資源を活用した「中央区まるごとミュージアム」など、区民等が多様な文化を体験する機会を提供してきました。さらなる文化振興の推進に向けて、多くの区民が本区の多彩な文化に触れ、その魅力を発見・再認識できる機会を一層充実させていくことが必要です。
- 個人・団体で行うさまざまな文化活動に対して、活動や発表の場・機会を提供するととも

に、文化イベントへの参加を事業者等へ働きかけるなど、区民等が担い手となる活動への後押しが求められています。

- 文化資源の活用をより効果的に推進していくためには、区民等が地域や生活に根付く文化を発掘・発信する取組や、新たな文化を創造する取組に対して支援を行っていくことが重要です。

現状データ

■まるとミュージアムの文化イベント数および協力団体の数の推移



出典：中央区資料

■区民文化財の件数(累計)の推移



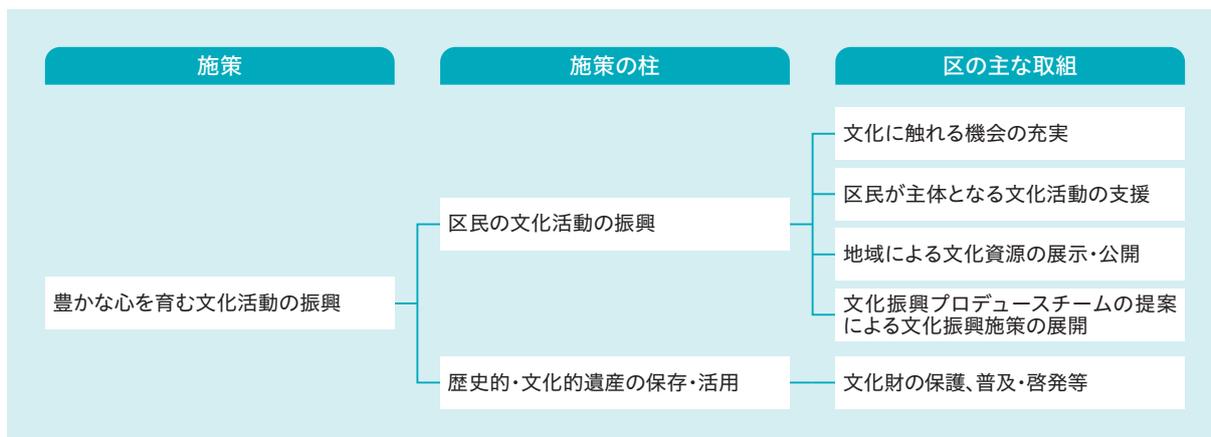
出典：中央区資料(各年度4月1日現在)

■区内の重要文化財(建造物)・史跡等

名称	分類	所在地
永代橋	重要文化財(建造物)	中央区新川、江東区佐賀
三井本館	重要文化財(建造物)	中央区日本橋室町
三越日本橋本店	重要文化財(建造物)	中央区日本橋室町
勝鬨橋	重要文化財(建造物)	中央区築地、勝どき
清洲橋	重要文化財(建造物)	中央区日本橋中洲、江東区清澄
築地本願寺本堂	重要文化財(建造物)	中央区築地
日本橋	重要文化財(建造物)	中央区日本橋・日本橋室町間
日本銀行本店本館	重要文化財(建造物)	中央区日本橋本石町
高島屋東京店	重要文化財(建造物)	中央区日本橋
旧浜離宮庭園	特別名勝・特別史跡	中央区浜離宮庭園
常盤橋門跡	史跡	中央区日本橋本石町、千代田区大手町

出典：国指定文化財等データベース(令和5(2023)年1月現在・国)

施策の体系



施策の柱と区的主要な取組

区民の文化活動の振興

(1)文化に触れる機会の充実

区内の名所・旧跡、画廊・美術館等の文化資源を活用し、まち全体をミュージアムと捉えて本区の魅力を発見・再確認するためのイベント「中央区まるごとミュージアム」を開催します。

また、「東京国際合唱コンクール」への支援などを通じて、区民が世界水準の文化に親しむ機会を提供するとともに、中央区文化・国際交流振興協会において、古典芸能や音楽の鑑賞会等の各種文化事業を開催し、区民が文化に触れる機会を充実します。

(2)区民が主体となる文化活動の支援

文化活動を活性化していくため、区民文化祭、「中央区まるごとミュージアム」の開催等、文化活動や作品を披露する機会を拡充するとともに、文化事業の経費助成や後援等により、区民主体で行われる文化活動を継続的に支援します。

(3)地域による文化資源の展示・公開

地域に根付く伝統・文化や産業を象徴する文化資源を展示・公開する「中央区まちかど展示館」の運営を支援します。また、展示館事業者などで構成する中央区まちかど展示館運営協議会の運営補助や展示館同士の連携強化を行うとともに、協議会によるホームページやSNSを活用した各展示館の魅力や情報の発信、イベント開催などへの支援を通じて、地域の文化資源を観光や地域の振興など幅広い分野で活用していきます。

(4)文化振興プロデュースチームの提案による文化振興施策の展開

文化の専門家からなるプロデュースチームとの意見交換を通じて、区民の文化活動の機会を充実するなど、文化振興の取組を一層進めます。

歴史的・文化的遺産の保存・活用

(5)文化財の保護、普及・啓発等

区内に存在する歴史・文化遺産について広く調査し、その価値が損なわれないよう区民文化財として指定・登録するとともに、所有者等に対して保存に関する啓発を行います。さらに、区民をはじめさまざまな方に文化財保護意識の普及・啓発を図るため、英語表記や図版を取り入れた文化財説明板を設置し、区の広報紙やホームページなどで幅広く公開していきます。

また、区民一人一人が本区の歴史・文化への興味・知識を深められるよう、企画展・特別展等の展覧会を通じた区内の文化財・歴史的資料の周知や、区民が撮影、記録した区の日常風景などを収集し、デジタルによるアーカイブ化を推進するとともに、文化財等を次代へ継承する意義を啓発していきます。



中央区まるごとミュージアム

基本政策

9

人々のつながりが広がる文化の香りと平和に包まれたまち

施策 9-3

国や地域を越えた交流が深まり多様な価値観が共生するまちづくり

国際交流・地域間交流・平和分野

SDGsのゴールとの関係



施策の目標

- 友好・姉妹都市をはじめとした国内外の諸都市との交流の機会を通じて、さまざまな文化や生活の相互理解を深めます。また、区に暮らす人、区を訪れる人すべての人々にとって活動しやすい環境を整えることで、区民との活発な交流を促進します。
- 区民一人一人が戦争の悲惨さや平和の大切さ、尊さを理解し、再認識できる機会を設けていくとともに、あらゆる施策を通じて平和意識の普及・啓発に努めていきます。

現状と課題

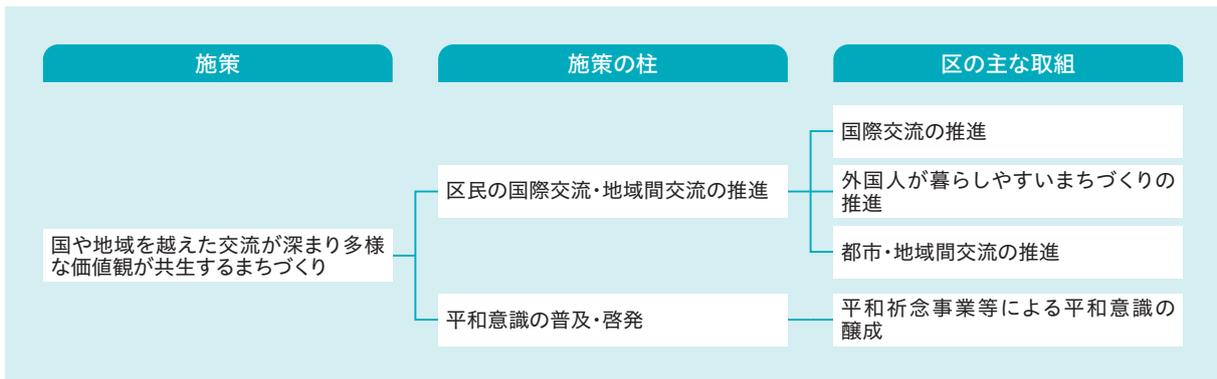
- 本区では、友好・姉妹都市等のさまざまな都市との交流事業や国際交流事業の実施により、各地域の区民・市民間の交友関係を深めるとともに、区民の国際意識の向上を図っています。また、令和5(2023)年1月1日現在の本区の外国人人口は9,324人となっており、新型コロナウイルス感染症の影響により令和3(2021)年から令和4(2022)年にかけて一時的に減少しましたが、全体の推移としては増加傾向にあります。こうした状況の中で、国内外の特色ある文化に触れる機会を一層充実し、異文化理解、相互理解の促進やさらなるまちの活性化を図るとともに、外国人への情報提供の充実や多言語対応等により外国人が安心して過ごせる環境づくりを推進していく必要があります。
- 本区は、昭和63(1988)年3月15日に「中央区平和都市宣言」を行い、平和の大切さを訴えてきましたが、戦後75年以上の歳月が経過し、悲惨な戦争の記憶を後世に伝えることがますます難しくなっています。世界では、今もなお各地で紛争が絶えることなく続き、国際社会の平和と安全が脅かされています。国際秩序の根幹を揺るがす深刻な事態が生じていることも踏まえ、今後もさまざまな手法で、平和の大切さ、尊さを見つめ直す機会を提供し、平和に関する普及・啓発事業を展開していく必要があります。

現状データ

■国際交流ボランティア登録者数の推移



施策の体系



施策の柱と区の主な取組

区民の国際交流・地域間交流の推進

(1) 国際交流の推進

国際交流のつどいや「国際交流サロン」の開催支援等、中央区文化・国際交流振興協会への活動支援を通じて、区民の主体的な文化活動や国際交流の活性化を図り、活力ある地域社会づくりを推進します。また、さまざまなイベントで多言語対応を推進し、外国人区民が本区の豊かで多彩な魅力に親しみやすい環境を提供していきます。

(2) 外国人が暮らしやすいまちづくりの推進

多様化・高度化する外国人区民のニーズや使用言語等の状況を踏まえ、外国人区民に向けた通訳・

翻訳窓口の開設、タブレット端末による外国語通訳サービス、生活便利帳「生活ガイドブック」の発行、施設見学会の開催等により、外国人区民がいつでも必要な情報を入手できる、暮らしやすい環境づくりを推進します。

(3) 都市・地域間交流の推進

友好都市である山形県東根市や姉妹都市であるオーストラリアのサザランド市をはじめとした各交流都市との区民・市民間レベルの交流を促進するとともに、23区一体となって展開する「特別区全国連携プロジェクト」など、さまざまな分野における連携を深めながら、東京を含むそれぞれの都市・地域の発展・成長につなげていきます。

平和意識の普及・啓発

(4) 平和祈念事業等による平和意識の醸成

「平和の都市(まち)の楽しい集い」の開催や、戦時中の写真や戦災資料を展示する「平和展」を本庁舎、特別出張所や区立小・中学校で実施するなど、次代を担う子どもをはじめ多くの区民に平和の大切さ、尊さを見つめ直す機会を提供します。また、区ホームページで常時公開している「平和祈念バーチャルミュージアム」により日頃から平和について考える場を提供するとともに、平和に関する資料の収集・保存を行い、平和意識の普及・啓発を図ります。

計画推進のための区政運営の考え方

施策推進の基盤となる安定した行財政運営

施策推進の基盤となる安定した行財政運営

目標

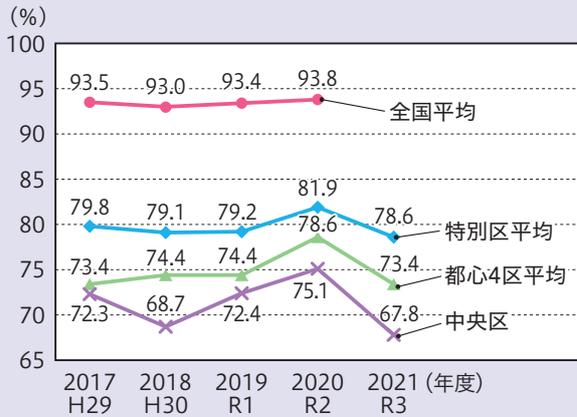
- より質の高い快適な「都心居住」の実現に向け、社会環境の変化を十分に踏まえながら区政を力強く前進させ、効果的・効率的な行財政運営を図っていきます。
- さまざまな主体との協働による区政運営を進めていくために、協働の担い手を発掘・育成・支援するとともに、区民等が積極的に参画できる開かれた区政の推進に取り組んでいきます。

現状と課題

- 財政構造の弾力性を図る財政指標である「経常収支比率」は、近年では67%～76%の範囲で推移しており、一定の弾力性を維持しているといえます。しかし、今後も拡大・多様化する行政需要に対応するためには、持続可能で強固な財政基盤を堅持していかなければなりません。そのため、ICTの活用をはじめとした効率的な行政サービスの提供に努めるとともに、さらなる歳入確保に向けた取組を強化するなど、施策全般にわたり不断の検証・見直しを行っていく必要があります。
- 職員数は、人口増加に伴う行政サービスの拡大や、多様化する行政需要に対応するため、近年は増加傾向にあります。しかし、新しい時代の変化や要請に的確かつ迅速に対応するため、これまで以上に職員一人一人の能力を高めるとともに、効率的かつ柔軟な組織体制を構築することが求められています。
- 本区は少なくとも令和15(2033)年頃まで人口増加が続くと見込んでおり、学校や高齢者福祉施設などさまざまな公共施設等のニーズがこれからも高まっていくと考えられます。しかし、その後の人口減少期を見据え、施設整備にあたっては、新規整備だけでなく、あらゆる手法を検討するとともに、需要の変化に適切に対応していく必要があります。
- 地域に暮らす人々の生活課題が多様化・複雑化する中、行政だけでは対応しきれない状況が見られます。区民が安全・安心で豊かな地域生活を営むためにも、まちの課題を自ら解決することができる地域の力が重要となっており、区、町会・自治会、NPO、企業等の多様な主体が連携を図るとともに、既存の枠にとらわれない新たな協働の仕組みを構築していく必要があります。さらに、さまざまな方法を用いて幅広い年代の区民による区政への一層の参画を促すとともに、区民の声を施策にいかす取組を進めていくことが重要です。

現状データ

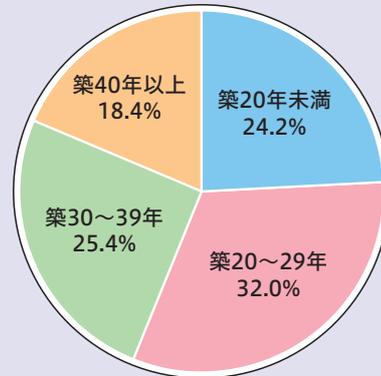
■ 経常収支比率の推移



※全国平均は令和3(2021)年度のデータがないため、令和2(2020)年度までを示しています。

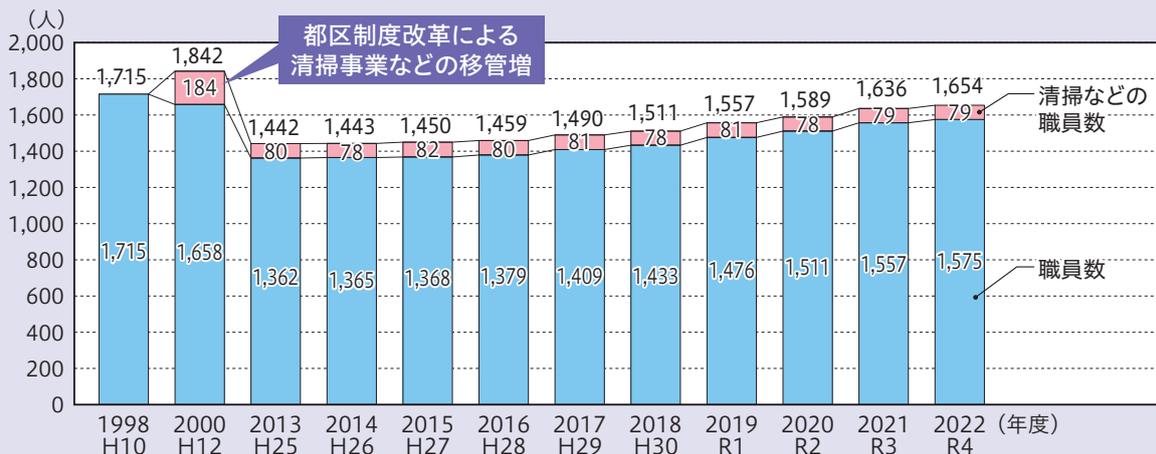
出典：財政白書(令和4(2022)年)

■ 区有建築物の築年数別延床面積割合



出典：中央区公共施設等総合管理方針(令和4(2022)年)

■ 職員数の推移



出典：中央区資料(各年度4月1日現在)

本区における財政収支の想定

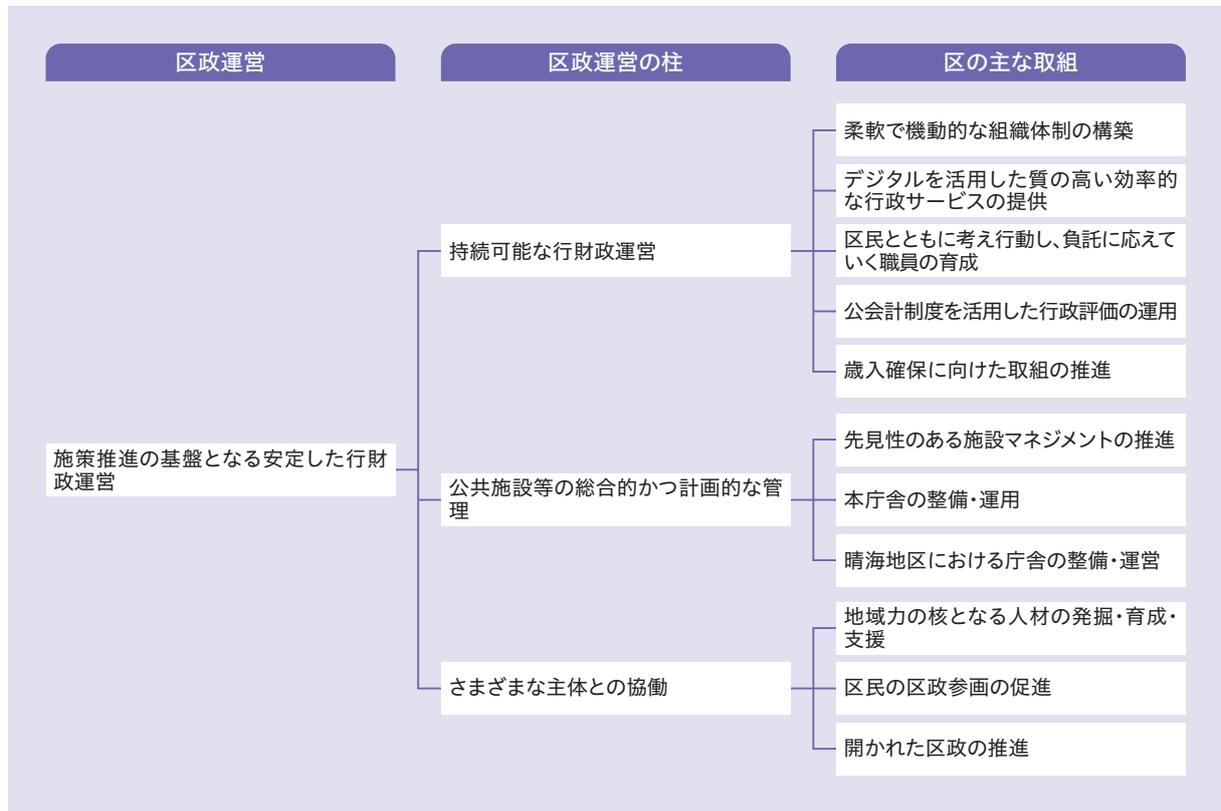
我が国経済は、景気に緩やかな持ち直しの動きがみられ、先行きについても、ウィズコロナの下で各種政策の効果もあり、持ち直していくことが期待されます。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れや物価高騰、供給面での制約、金融資本市場の変動等に十分注意する必要があります。

本区財政においては、令和5(2023)年1月の人口が70年ぶりに過去最多を更新し、今後も引き続き人口増加は見込まれるものの、ふるさと納税による税の流出拡大や景気の下振れリスクなどを踏まえると、主要な財源である特別区民税の先行きは不透明な状況です。また、特別区交付金についても、原材料価格・物価高騰の収束状況などによっては企業収益の悪化が懸念され、今後の財政環境は予断を許さない状況といえます。

一方、引き続き年間出生数が2千人規模で推移しているとともに令和6(2024)年春には晴海地区に新たなまちが形成されるなど、本区の行政需要はますます拡大し、多様化していきます。加えて、アフターコロナを見据えた対応や世界規模での対応が求められている環境負荷低減への取組を進めるほか、築地市場跡地のまちづくりや首都高日本橋区間の地下化をはじめ将来を支える基盤となるプロジェクトも動き出しており、本区を取り巻く環境は大きく変化しています。

以上のことから、今後とも新たな行政ニーズへの迅速かつ的確な対応や成果重視型マネジメントサイクルによる既存事業の見直しなど経営的視点を持った行政を推進することにより、将来にわたり健全で強固な財政基盤を堅持し、財政環境の変化にも的確に対応し得る持続可能な行財政運営を図っていきます。

区政運営の体系



区政運営の柱と区の主な取組

持続可能な行財政運営

(1) 柔軟で機動的な組織体制の構築

基本構想に掲げた将来像を実現するため、組織全体が一丸となって多様な地域課題の解決や質

の高い行政サービスの提供に向けた連携体制の構築を図るとともに、サービス提供の在り方を踏まえ、組織を見直し、社会の変化に柔軟に対応することができる組織づくりを進めていきます。

(2) デジタルを活用した質の高い効率的な行政サービスの提供

デジタルを活用したBPR*を積極的に進め、区民ニーズに応じた利便性の向上と質の高い行政サービスの提供を行うとともに、業務の効率化を徹底します。また、国が進める令和7(2025)年度末までの自治体情報システムの標準化・共通化への対応にあたり、徹底した業務の見直しと効率化を行います。

一方、デジタル化の進展に伴い重要となるサイバーセキュリティの確保については、リスクに応じた実効性のある対策を講じるとともに、職員のセキュリティ意識の向上を図ります。

(3) 区民とともに考え行動し、負託に応えていく職員の育成

職員一人一人が説明責任を果たし、良好なコミュニケーションにより区民との信頼関係を築いていきます。また、区民と協働し主体的に行動するとともに、新しい時代に対応できる先見性や想像力を身に付け、区民感覚を踏まえた公正な判断力を持った職員を育成していきます。

(4) 公会計制度を活用した行政評価の運用

フルコスト情報を組み入れた行政評価制度を通じて、費用対効果の分析など課題を明確化することで事業の適切な進行管理を図り、成果を重視した質の高い区政運営を実現するとともに、区民に対する説明責任を果たしていきます。

(5) 歳入確保に向けた取組の推進

受益者負担の適正化とともに、ICTの活用などによる納付方法の多様化・利便性向上を通して、公平かつ安定した歳入確保を図ります。また、公共施設をより使いやすく、より魅力ある施設となるよう創意工夫し、利用者・稼働率の増加と使用料収入の確保に努めます。

公共施設等の総合的かつ計画的な管理

(6) 先見性のある施設マネジメントの推進

将来の人口動向や施設需要を見据え、区民ニーズや社会的要求の変化に的確かつ柔軟に対応する

* BPR:業務改革のことで、Business Process Re-engineering の略称。業務本来の目的に向かって既存の組織や制度を抜本的に見直し、プロセスの視点で、職務、業務フロー、管理機構、情報システムをデザインし直すこと

とともに、将来にわたり財政の健全性を確保するため、施設の長寿命化や用途変更に対応しやすい施設構造、空いている時間帯を本来目的以外で使用するタイムシェアの導入等について検討し、施設の有効活用を図っていきます。また、区が使用しない時間帯における民間事業者への施設貸付の検討など、スペースの有効活用を検討します。

(7) 本庁舎の整備・運用

現本庁舎の機能維持・向上を図るため、非常用電源設備の強化、京橋図書館移転後の地下フロア等の余剰スペースの活用などにより、防災性の確保や利便性の向上、狭あい化への対応を行っていきます。

新たな本庁舎整備については、当面の間、現本庁舎を使用しながら、区民の利便性の向上に向けた本庁舎機能の在り方や整備財源などを含めた庁内検討を進めていきます。

(8) 晴海地区における庁舎の整備・運営

晴海地区における行政需要の増大に対応するために、特別出張所、認定こども園、保健センター、おとしより相談センターおよび図書館からなる複合施設を整備します(令和6(2024)年度開設予定)。

さまざまな主体との協働

(9) 地域力の核となる人材の発掘・育成・支援

自ら率先して地域における課題を解決する地域力の核となる人材を発掘・育成するとともに、町会・自治会やNPO、ボランティア団体、企業等のさまざまなコミュニティが主体となって取り組む多様な絆づくりを支援していきます。

(10) 区民の区政参画の促進

計画策定や施策の検討等のさまざまな段階で、区民意識調査、意見公募(パブリックコメント)、区政への提案、区長への手紙等を活用し、幅広い年代の区民が区政に参画する機会の充実や利便性の向上を図っていきます。

(11) 開かれた区政の推進

「区のおしらせ ちゅうおう」やホームページ、SNSなどのツールを活用し、それぞれの特性をいかして積極的かつ迅速に区政情報を発信するほか、本区の魅力を内外に発信し、地域を活性化させるとともに、緊急時においても正確な情報を分かりやすく発信することで、区民の安全・安心につ

なげていきます。また、区政のさらなる透明性・信頼性の向上や官民協働による公共サービスの実現に資するため、オープンデータの利活用促進を図っていきます。

コラム 未来を支える若者との意見交換を実施

基本計画の策定にあたり、本区の将来を担う若者世代の声を的確に把握するため、日常的に区と関わりがあり若者を中心に構成されている2つの団体を対象として、ワークショップを実施しました。

テーマは「環境」と「コミュニティ」の2つで、本区職員から区の現状や課題を説明後、それぞれが思い描く理想の中央区をどのように実現していくのか、具体的な方法について参加者同士で意見交換を行いました。若者世代ならではの柔軟な発想で多くのアイデアが出され、活発な議論となりました。

1 二十歳のつどい実行委員会

- 開催日／令和4(2022)年9月28日(水)、10月19日(水)
- 参加人数／延べ15名
- テーマ／環境
- 主な意見
 - 環境意識の普及・啓発のためにアーティストやデザイナーを活用する
 - 紙媒体を減らすことで脱炭素につなげていく
 - 空気がきれいので外でのイベントが気持ちいいと思えるまちにしてほしい
 - 水とみどりを活用した観光スポットをつくりたい 他



2 若葉会(少年リーダー養成研修会OBOG会)

- 開催日／令和4(2022)年9月22日(木)、12月7日(水)
- 参加人数／延べ20名
- テーマ／コミュニティ
- 主な意見
 - 区内の有名なお店を集めてグルメフェスイベントをやりたい
 - 地域に若者向けの楽しいコミュニティがほしい
 - コミュニティに参加して幅広い世代の人と関わることで年上の人とも気兼ねなく話せるようになった
 - それぞれの地区の垣根を越えたまちになってほしい 他



中央区基本構想

5つの宣言

中央区基本構想

第1章 基本構想の策定にあたって

1 新たな基本構想策定の背景と目的

中央区は、江戸開府以来の歴史と伝統を背景に、日本を代表する都市として確固たる地位を築いてきました。日本の文化・商業・情報の中心地として、常ににぎわいとともにあつた本区は、戦後の都市機能の集積により居住環境がおびやかされ、40年以上にわたり著しい人口流出を招きました。

以降、「都心再生」を旗印に、住環境の整備をはじめとした総合的な人口回復施策を展開してきました。その努力が花開き、平成10(1998)年には7万人台だった定住人口は、平成29(2017)年に15万人を突破し、一時は500人台だった年間出生数も約2,000人となり、本区はまさにその活力を取り戻したといえます。

しかし、急激な人口増加に伴い、子育て、教育、高齢者福祉などさまざまな分野で行政需要が拡大しています。今後の人口動向を見極めつつ、長期的な視点から、しかるべき手を打っていかなくてはなりません。

また、長きにわたり東京の食を支えている築地市場が大きな変革期を迎えており、これまでの築地の活気とにぎわいを維持・発展させていくことが求められています。

そして、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会では、晴海地区に選手村が建設され、大会後には新たなまちが生まれます。

これらを本区がさらに機能的で魅力的なまちへと生まれ変わるための好機と捉え、交通インフラの拡充、都市観光の推進、誰もがスポーツに親しめる機会の創出、環境にやさしいまちづくりなどを一層加速していかなくてはなりません。

そのため、中央区はこれらの時代の変化に合わせて新たな基本構想を策定することにより、地域の人々や企業、ボランティア等とともに誰もが安心していきいきと活躍できる、活力ある地域社会の発展を目指していくこととしました。

2 基本構想の役割と理念

この基本構想は、中央区の20年後を展望し、区民生活やまちの姿などの将来像を明らかにするとともに、その実現に至るみちすじを示すものです。また、中央区に住み・働き・訪れるすべての人々や団体が連携し、総力を挙げて取り組んでいく、区と区民のまちづくりの憲章

であり、今後の中央区における総合的かつ計画的な行政運営の指針となるものです。

この基本構想と中央区の4つの宣言「中央区平和都市宣言」「花の都中央区宣言」「太陽のまち中央区宣言」「クリーン・リサイクル中央区宣言」の基本的な考え方を踏まえ、中央区の未来をつくりあげようとするものです。

この基本構想を貫く理念は、区民生活に豊かさと繁栄をもたらす礎である「平和」を基本に、区民一人一人の生活と権利を尊重し、幸福な区民生活を確立することです。

第2章 中央区の将来像と基本的な方向性

1 中央区の将来像

輝く未来へ橋をかける

—— 人が集まる粋なまち

江戸以来の歴史に裏打ちされた伝統文化を育みながら輝く未来を創造し、住み・働き・集うすべての人々が、幸せを実感し誇りを持てる都心「中央区」をつくっていきます。

2 将来像の実現に向けた基本的な方向性

将来像の実現に向けて、次の5つの基本的な方向性で各施策を検討・構築・展開していきます。

(1)「中央区スタイル」を確立し、世界に輝く東京を創造

情報や創業、金融など新たな時代でも中央区の旺盛な社会経済活動の中心となるビジネスや事業を成長させるとともに、福祉・教育・まちづくりを含め、さまざまな分野で「中央区スタイル」を確立していきます。

交通インフラや宿泊施設の整備、先進的なスマートシティの実現など最先端都市モデルを構築していきます。併せて、立地特性を最大限にいかしたプロモーションや全国自治体との連携等により、その魅力を世界に発信し新たな価値を創り出していきます。

(2)歴史と伝統を継承し、多彩な魅力があふれる美しいまちを形成

江戸以来の歴史と伝統を紡ぎ、常に新たな文化が創造されるまちを目指すとともに、都心の憩い空間として見直されつつある水辺を最大限に活用するなど、国内外から多くの来街

者が集う魅力あふれるまちを創出していきます。

豊かな自然環境をつくり、地球にやさしく潤いと安らぎを感じられるまちづくりを実現していきます。

(3) 誰もがあこがれ、住みたい・働きたい都心の実現

さまざまな違いを超えて相互に理解しあえる地域社会の中で、健やかで安心できる多様な暮らしや働き方をサポートし、住む人・働く人ともに心から愛着をもち、快適で暮らしやすい都心を築いていきます。

個人の多様なライフスタイルに応じて、子ども・高齢者・障害者など誰もが安心して暮らし参加できる社会を構築していきます。

(4) 未来を切り拓く力を育む「創造の場」の構築

子どもたちの資質・能力、自らの可能性を最大限に発揮して学習の力を育むとともに、生涯学習やスポーツなどを通じて、すべての人々の自己実現を支え、未来を切り拓く力を培う機会と環境を構築していきます。

地域の多彩な個性が生み出す複層的なまちなみの魅力や本区のさまざまな文化・芸術を通じ、区民自らの生活を豊かに創造していきます。

(5) 多様な絆が融合した「プロアクティブ・コミュニティ[※]」の確立

地域福祉の構築や防災・防犯などのさまざまな課題に対し、町会・自治会をはじめ、企業やNPO、ボランティア団体などとも連携しながら、率先して解決する地域力をまちの発展の原動力としていきます。

※「プロアクティブ・コミュニティ」：自ら率先して地域における課題を解決し、快適な暮らしを実現していく社会

第3章 施策のみちすじ

この章は、第2章の「将来像の実現に向けた基本的な方向性」を踏まえ、施策分野ごとの考え方を示しています。

1 一人一人の生き方が大切にされた安心できるまちを目指して

(1) すべての人々が健康で安心して暮らせるまち

すべての人々が生涯にわたり健康で安心して暮らせるよう、「健康寿命の延伸」を目指す

とともに、病気や障害があっても自らの価値観に基づき満足感が得られる「主観的健康観の向上」に向けた健康づくりを推進していきます。

また、区民が必要とする医療サービスを切れ目なく提供できる医療環境の整備に向けて取り組んでいきます。

① ライフステージに応じた健康づくり

出産・育児を行うすべての保護者が、心身ともに健康に子育てできる環境を整備していきます。併せて、ライフステージ・ライフスタイルに応じた心と体の健康づくりや食育を推進していきます。

② 健康危機管理対策の推進

本区の特徴を踏まえた感染症対策や衛生的で快適な生活環境の確保を進めていくとともに、診療所等と連携を図り、安全に安心して医療を受けることができる体制を構築していきます。

(2) 誰もがいきいきと笑顔で暮らせるまち

人々の生活課題が多様化・複雑化する中、公的な福祉サービスの充実・整備だけでは対応しきれない状況も見られることから、区民が受け手、担い手となる住民相互の助けあいや地域の多様な主体の連携・サポート等により、切れ目のないきめ細かな地域福祉の充実に取り組んでいきます。

① 子どもが健やかに育つ地域づくり

乳幼児期は、人間形成の基礎を培う重要な時期であることから、すべての教育・保育施設において教員・保育士等の資質向上を図り、就学前教育の充実と義務教育に至る学びの連続性を確保していきます。「育ちに支援を必要とする子ども」については、ライフステージに応じた切れ目のない支援と見守りをしていきます。

また、心身ともに大きく成長する学齢期には、子どもの社会性を育むため、自由に遊べる場の確保やさまざまな人と触れ合いながら成長できる環境の充実に取り組んでいきます。

さらに、すべての子育てをする家庭に向けて、きめ細かな子育て支援サービスを充実させていくとともに、地域の中での子育て力を強化していきます。

② 障害者が地域で自立し、充実した生活を送ることができる環境づくり

障害者一人一人のニーズやライフスタイルに応じたサービス提供を行い、住み慣れた地域で充実した生活を送ることができるよう、社会的自立と社会参加を一層促進していきます。

③ 高齢者が住み慣れたまちでいきいきと暮らし続ける環境づくり

「人生90年時代」を迎えつつある中、積極的に社会の第一線でいきいきと活躍できる地域づくりを推進するとともに、早いうちから継続して健康づくりに取り組むための支援や地域包括ケアシステムの定着、支え合いや見守り活動により、住み慣れた地域で安心して暮らせる環境を整備していきます。

(3) 互いに尊重しあって心豊かに暮らせるまち

すべての区民が多様性を認め合い、心豊かに暮らせる地域社会を実現していきます。また、人としての尊厳が守られ、不当な暴力や虐待がないまちにしていきます。

① 多様性を認め合う社会の構築

年齢、性別、国籍、障害の有無などさまざまな違いを超えて、相互に理解しあえる地域社会の実現を目指し、ユニバーサルデザインのまちづくりや心のバリアフリー、障害者差別解消、動物愛護と適正な飼養への取組を進めていきます。

また、性別による役割分担の固定化や偏重をなくすとともに、仕事と生活の両立を目指したワーク・ライフ・バランスを推進していきます。

② すべての人の尊厳が守られる社会の推進

認知症高齢者や障害者等の権利を守り、地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度等の利用を促進していきます。また、育児や介護の孤立などを背景とした虐待の根絶に取り組んでいきます。

さらに、生活困窮者からの相談にきめ細かに対応するとともに、地域の社会資源との協働により、社会的自立につなげていきます。

2 快適で安全な生活を送るための都市環境が整備されたまちを目指して

(1) 災害・犯罪に強くいつまでも住み続けられるまち

大地震等の災害や犯罪、大規模テロ等の新たな脅威に対し、地域や事業者などと連携しながら、防災対策や危機管理体制を強化するなどの確に対応していきます。また、建築物の耐震化や住宅の長寿命化、さらには、区民のライフスタイルに合った住環境整備を支援していきます。

① 地域ぐるみの防災力・防犯力の向上

首都直下地震をはじめ、風水害や大規模事故等の災害に対し、「自助」「共助」の取組を

積極的に支援するとともに、「公助」と一体となった総合的な防災力の向上に取り組んでいきます。

また、犯罪抑止や消費者トラブルの未然防止など、犯罪に強いまちづくりを進めていきます。さらに、大規模テロなどの新たな脅威に対し、危機管理体制を強化していきます。

②安心して住み続けられる住宅・住環境づくり

住宅などの建築物の耐震化を推進していくことはもとより、災害時に緊急輸送を円滑に行うための広域幹線道路のネットワークを形成していきます。

また、高層建築物の耐震化や長周期地震動への対策に取り組んでいきます。

さらに、高齢者が暮らしやすい住環境を確保していくとともに、マンションなどの住宅の長寿命化や良好なコミュニティの形成を支援していきます。

(2)水とみどりあふれる豊かな環境を未来へつなぐまち

地球環境を保全し、清らかな水と空気を次の世代に引き継ぐため、環境負荷の少ない持続可能な社会をつくっていきます。

また、緑の豊かさを実感できるよう、公園や緑地の魅力の向上を図ることに加え、水辺環境をいかした水と緑のネットワークを形成していきます。

①水とみどりにつまれたやすらぎのある空間づくり

街路の緑や公園、河川や運河等の水辺空間を整備し、つなぐことにより、風格あるまちの形成やヒートアイランド現象の緩和を図っていくとともに、憩いと安らぎを感じられ、人々が集い、にぎわうまちを創出していきます。

また、区民・事業者・地域と区のパートナーシップの構築により、地域の緑化を促進していきます。

②地球にやさしく美しいまちづくり

環境に配慮した低炭素社会の実現を目指し、再生可能エネルギーや水素エネルギーなどを積極的に活用していくとともに、二酸化炭素の吸収源である森林保全活動の支援を推進していきます。

また、区民や来街者に対し、まちの美化への取組を促進することにより、世界に誇る美しいまちを形成していきます。

③循環型社会づくりの推進

区と区民、事業所が一体となり、廃棄物の適正な排出や地域特性に配慮した収集・清掃

を行っていきます。また、ごみの減量・資源化を図るため、多様な手法による資源循環を推進していきます。

(3) 魅力ある都市機能と地域の文化を世界に発信するまち

すべての人が安全・安心かつ快適に利用できる交通ネットワークの構築や個性あふれる固有の地域文化と先進技術の融合などにより、魅力的な都市機能と景観形成を図り、区民一人一人が豊かに暮らせるまちづくりを推進していきます。

① 都心にふさわしい基盤整備

地域のまちづくりと連携しながら、安全性や景観、バリアフリー等に配慮した道路整備を進め、まち全体の魅力を高めていきます。

また、安全・快適な歩行空間の拡充を図るとともに、自動車や自転車の交通環境を改善していきます。

さらに、都内随一の水辺を活用した水上交通ネットワークを構築し、陸上交通などとの連携により回遊性を高め、交通ネットワークを向上させていきます。

② 地域文化をいかし未来を実現するまちづくり

地域の実情を踏まえて、業務拠点・観光拠点やその拠点を支援する複合市街地、水辺などの自然環境をいかした良質な都心生活地を目指したまちづくりを進めていくとともに、これまで培ってきた地域の個性と未来を融合させ、新たな価値を創造する取組を進めていきます。

また、有形・無形の歴史的遺産を活用しながら魅力的な都市機能と景観形成を図り、風格あるまちづくりを進めていきます。

3 輝く個性とにぎわいが躍動を生み出すまちを目指して

(1) 多彩な産業が地域に活力を与え、多様な人が集いにぎわうまち

本区に集積する多彩な産業が、インバウンドを意識しつつ、時代や環境の変化に対応し、発展していく環境を整えていきます。

① 特色ある商業活力が融合し、かがやきを放つ都心商業の形成

飲食・小売業や繊維・衣類、食品の卸売業などの都心商業が、江戸以来の伝統ある立地をいかしながら、まちや店舗の魅力に磨きをかけ、新たな活気とにぎわいを呼び起こす取組を支援していきます。

また、地域商店街では、各個店や商店街全体の魅力づくりによる「地域ブランド」の確立や、複数の商店街と地域団体が連携した広域的な取組を支援していきます。

②時代の変化に対応し、最先端の都市型産業として進化する環境づくり

本区を支える中小企業が、都心区ならではのさまざまな条件のもとで活発に活動できるよう、きめ細かい経営支援を行い、社会の変化に対応できる経営基盤の安定した中小企業を育成していきます。また、起業・創業を支援するなど、地域産業の活性化も図っていきます。

さらに、勤労者の生活の安定と福利厚生の上昇を図るとともに、働く人自らの仲間づくりや趣味、能力開発などへの取組を支援していきます。

③まちのいとなみを楽しむ「都市観光」の推進

風格・洗練・活気・情緒などさまざまなまちの個性が凝縮した「都市観光」を一層推進し、国内外からの来街者が楽しく快適にまち巡りができるよう、船や自動車、自転車などの乗り物と人の動きが融合した移動環境を整備します。併せて、銀座、日本橋、築地を中心に、通信環境や観光案内サインなどを重点的に整備し、集客と他地域への回遊を促進していきます。

(2)豊かな学びにあふれ健やかな体を育むまち

新たな創造に挑み未来を切り拓く力を育むため、知・徳・体のバランスがとれ、一人一人の課題にきめ細かく対応し、多様な個性がいかされる教育の実現を目指します。さらに、生涯学び続けられ自己実現を図ることができる機会や環境を構築していきます。

①子どもたちの可能性が開花する教育の推進

基礎的・基本的な学力を着実に身に付けさせることはもとより、主体的に課題を発見し、解決する力を育てていきます。また、日本や他国の伝統・文化・技術の理解や人間の多様性の尊重など、他者に共感できる感性や思いやりのある豊かな人間性を育成していきます。

さらに、学校が信頼される場であり続けるため、教員の資質・能力の向上を図るとともに、良質な教育環境を整備していきます。

②希望に満ち、次代を担う子どもの育成

子どもの健全な育成には、家庭での教育が重要であることから、「親力」を向上させていくとともに、地域全体で家庭教育を支援していく体制を整備していきます。

また、子どもたちが大人との交流だけでなく、相互に交流する中で、社会の一員であるという自覚を高め、同世代のリーダーとなれる人材を育成していきます。

③生涯にわたり学ぶ喜びを分かちあえる学習活動の推進

いつでも、どこでも、誰でも生涯にわたって学び続けられる環境を構築するとともに、積極的な社会参加を目指す区民の意欲に応じていきます。

また、生涯学習拠点でもある図書館の機能の充実を図るなど、区民の知的好奇心を満たし、多様な学びが広がる場をつくっていきます。

④スポーツの楽しさが広がる環境づくり

誰もが気軽に楽しくスポーツに取り組めるよう、区民が身近にスポーツ活動ができる場を構築していきます。

また、各種スポーツ団体の活動支援や指導者の確保・育成を図りながら、地域スポーツを推進していきます。

(3)人々のつながりが広がる文化の香りと平和に包まれたまち

安全・安心で豊かな地域生活を営むため、多様な人々が互いを尊重しあい、地域が一体となった都心コミュニティを形成していきます。

また、文化を享受し、安心して日々の生活を送るための基礎である平和の尊さを語り継いでいくため、あらゆる施策を通して平和の理念を反映させていきます。

①さまざまな絆が生み出す「地域力」の向上

地縁によるコミュニティである町会や自治会はもとより、企業や在勤者、ボランティアなどが相互に連携しながら、自ら率先して地域における課題を解決し、快適な暮らしを実現していきます。

②豊かな心を育む文化活動の振興

江戸・近代と蓄積された有形・無形の多彩な文化資源・遺産を継承しながら積極的にPRし、観光資源として活用していきます。また、自らが住み・働くまちへの誇りや愛着心を醸成していきます。

③国や地域を越えた交流が深まり多様な価値観が共生するまちづくり

国内外の諸都市との交流のもと、さまざまな文化や生活に接する機会を創出し、多様な人々が活動しやすい環境を構築することで、まちの活性化を図っていきます。また、すべての人々の願いである平和への思いを深める機会を提供するとともに、あらゆる施策を通じて普及・啓発していきます。

第4章 基本構想実現のために

この章は、基本構想実現のための施策を進めていくにあたって、その基盤となる行財政運営の考え方を示しています。

1 計画的な事業展開

将来像の実現に向けて、施策のみちすじに基づいた取組を総合的・計画的に展開していくため、具体的な取組内容を示した基本計画を策定します。また、基本計画の策定にあたっては、将来像の実現に向けた基本的な方向性を踏まえながら検討していきます。

2 持続可能な行財政運営

増加の見込まれる人口動向や多様化する行政需要、新たな課題に的確に対応し、組織の改編や横断的な組織連携を図るとともに、柔軟かつ適正な職員配置による執行体制を確立していきます。

また、行政サービスや公共施設のあり方、受益と負担について常に点検を行い、健全な行財政運営を行っていきます。

3 社会経済環境の変化に応じた行政サービスの提供

今後、社会経済環境が大きく変化する中、行政や区民、団体、企業等それぞれの特性をいかした連携体制を強化し、地域課題に協働して取り組むことで、より一層きめ細かく実効性の高い行政サービスを提供していきます。そのため、あらゆる世代の区民が積極的に区政に参画できる環境づくりを推進していきます。

また、職員一人一人が多様化するニーズに的確に応えていけるよう、個の能力を向上させるとともに、組織力・職場力の強化を図っていきます。

4 国や東京都、関係団体等との連携

区の主体性を確保しつつ、国や東京都、他自治体、関係団体と相互調整し、役割を分担しながら連携していきます。

5つの宣言

中央区平和都市宣言

いまいちどたちどまり

平和の尊さをみつめよう

ささやかな幸せも

こよなき繁栄も

平和の光が消えたなら

すべてが失われる

私たちの手にあるこの輝きを

明日の世代に伝えよう

一九八八年三月一五日

この日 私たちは

永遠の平和を願い

中央区が平和都市で

あることを宣言する

花の都中央区宣言

緑をはぐくみ 花をいつくしみ

生きとし生ける生命を尊ぶ

美しいまち 清潔なまち

思いやりと 人情あふれるまち

中央区

そんなほつとするまちにしたい

だから今

「花の都中央区宣言」

それは ひとつぶの種

小さなこのひとつぶが

やがてまちいっぱい

大輪の花を咲かせる

そんな願いをこめて

平成元年四月一日

太陽のまち中央区宣言

―福祉と健康とスポーツの

まちをめざして―

思いやり 助けあい

心ふれあう 幸せなまち

互いに心と体をきたえ

健やかに いきいき

くらすまち

光り輝く あの太陽のように

明るく あたたかく

たくましく

あすへの希望に満ち満ちた

そんなわがまち 中央区

一九九〇年四月一日

クリーン・リサイクル中央区宣言

今日から空き缶やタバコのポイ捨てはしません
リサイクルできることをどしどし実行し
ごみがまったくない清潔な環境づくりを心がけます
住みたい 働きたい 訪れたい
そんな楽しいまちを目指します
まずわたしが——という気持ちでやります
中央区を この国を そして地球を
よりよい姿で
次の世代へ手渡さねばと思えます
そんな願いをこめて
わたしたちは今ここに宣言します

一九九八年十二月一日

ゼロカーボンシティ中央区宣言

この地球ほしがかつて経験したことのない速さで進む温暖化
海の水が増え 多くの動植物がすみかを失い
自然災害が猛威を振るう
わたしたちは日々のくらしや命さえもおびやかされる危機に
直面しているのです
残された時間は多くありません
今こそ行動をおこすときです
未来ある子どもたちを想い
命あるすべてのものを慈しみ
みどりあふれる豊かな地球ほしを次の世代につなぐため
二〇五〇年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを
中央区は今ここに宣言します

二〇二一年三月三十日

中央区基本計画2023

刊行物登録番号
4-092

令和5(2023)年3月発行

発行 中央区企画部政策企画課
東京都中央区築地一丁目1番1号
03-3546-5213

編集 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
東京都港区虎ノ門5丁目11番2号
オランダヒルズ森タワー
03-6733-1000



